

各支部の事業計画について

【 目 次 】

1 北海道	1
2 青森	5
3 岩手	12
4 宮城	18
5 秋田	26
6 山形	34
7 福島	40
8 茨城	45
9 栃木	51
10 群馬	59
11 埼玉	64
12 千葉	69
13 東京	78
14 神奈川	91
15 新潟	99
16 富山	104
17 石川	108
18 福井	115
19 山梨	119
20 長野	126
21 岐阜	134
22 静岡	139
23 愛知	143
24 三重	148
25 滋賀	154
26 京都	160
27 大阪	165
28 兵庫	172
29 奈良	177
30 和歌山	188
31 鳥取	197
32 島根	203
33 岡山	213
34 広島	216
35 山口	222
36 徳島	229
37 香川	235
38 愛媛	240
39 高知	245
40 福岡	251
41 佐賀	257
42 長崎	267
43 熊本	273
44 大分	278
45 宮崎	287
46 鹿児島	292
47 沖縄	298

平成27年度 事業計画 (北海道支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>(1) 健康保険制度・事業等の周知に係る取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部評議会の開催(年6回)と会議体の更なる活性化 ・健診・レセプトデータを活用した支部職員による事業所等訪問の実施 <p>(2) 行政(北海道)等との連携・発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の関係部署との事業協力の推進 ・札幌市との「健康づくり包括協定」の効果的な運用 <p>(3) データヘルス計画の推進【医療費適正化総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は「保健事業の総合的かつ効果的な推進」に記載 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>(1) 北海道支部医療費適正化総合対策の実施(詳細は項目毎に記載)</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>(1) 加入者及び事業主等への周知広報の更なる強化(軽減額通知の実効性向上)【医療費適正化総合的対策】</p> <p>(2) 北海道薬剤師会等との協力連携の強化</p> <p>地域医療への関与</p> <p>(1) 地域医療のあり方に対して必要な意見を発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療審議会及び北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会における意見発信 ・保険者間の連携、取組みの強化(保険者協議会機能他)【医療費適正化総合的対策】 <p>調査研究の推進等</p> <p>(1) 事業所別健康度診断シートの作成</p> <p>(2) 北海道医療大学との共同研究</p> <p>(3) 健診結果データベースの整備</p> <p>広報の推進</p> <p>(1) 定期広報物の更なる内容充実(定期広報物、HP、メルマガ他)</p> <p>(2) 新たな広報手法の模索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙をテーマとした健康経営DVDの作成・配付 <p>(3) 適正受診の啓発勸奨に係る広報強化【医療費適正化総合的対策】</p> <p>(4) 禁煙、メンタルヘルスに関する事業所に対する啓発(パンフレット等の作成・配布)</p>

2. 健康保険給付等

サービス向上のための取組

- (1) 健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）のサービススタンダードを申請の受付から給付金の振込みまでの期間を10営業日以内（書類不備による返戻等・担当医師への照会が必要な場合等を除く）と設定し、着実に実施
- (2) サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施
- (3) 任意継続被保険者用しおりの作成（周知と加入者サービス向上を目的に作成する）
- (4) 新任事務担当者に対する健康保険給付等実務講習会の開催（半期1回）
- (5) お客様満足度の向上（お客様満足度調査等の結果を踏まえた窓口サービス等の向上を図る）

窓口サービスの展開

- (1) 加入者等の利便性維持及び向上

被扶養者資格の再確認

- (1) 被扶養者資格再確認業務の的確な実施

柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- (1) 柔道整復施術療養費の施術内容等に係る審査強化
- (2) 柔道整復施術療養費の適正化（負傷原因照会を通じた適正受診の周知）【医療費適正化総合的対策】
- (3) はり・きゅう・あんま・マッサージ療養費の適正化（医師照会・患者調査の実施）【医療費適正化総合的対策】

傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- (1) 効果的な審査・調査の実施及び審査担当職員の定期的な研修実施【医療費適正化総合的対策】
- (2) 「保険給付適正化プロジェクトチーム」による疑義案件事例に対する事業主への立入検査も視野に入れた厳格な対処（調査及び審査）【医療費適正化総合的対策】
- (3) 適正申請のための定期広報を通じた加入者及び事業主等への周知【医療費適正化総合的対策】

海外療養費支給申請における重点審査【医療費適正化総合的対策】

- (1) 海外療養費の不正請求を防止するため審査を強化する
- (2) 疑義がある場合は関係機関との連携等を図る

効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化総合的対策】

- (1) 医療給付の審査（レセプト内容点検）強化
 - ・加入者1人当たり診療内容等査定効果額（年間目標）前年度効果額を上回る
- (2) 自動点検や汎用任意抽出を活用した効率的かつ効果的な内容点検業務の実施
- (3) 各種研修会等の実施による職員の資質向上、情報共有化による点検スキルの標準化
- (4) 支払基金・北海道厚生局・他保険者との情報交換等による連携強化
- (5) 医療費通知の実施
- (6) 資格点検における効果的なレセプト返戻及び返還事務の実施
- (7) 外傷点検における効率的かつ的確な求償・返還事務の実施

	<p>資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化【医療費適正化総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資格喪失後受診防止のための資格喪失済保険証の回収強化及び未返納者リストデータ分析による事業所指導等の実施 (2) 任意継続被保険者の無資格受診防止のため制度周知及び事業所指導 (3) 保険証の適正利用に関する啓発（しおり作成） <p>積極的な債権管理回収業務の推進【医療費適正化総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資格点検と連動した債権発生抑制の実施 (2) 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な納入督促の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収率（年間目標）前年度回収率を上回る (3) 全国健康保険協会管掌健康保険及び国民健康保険の資格喪失者の無資格受診等により発生する医療給付費等の返還金と当該者が加入する保険者より支給されるべき療養費・その他の給付との精算業務における保険者間調整の的確な実施 <p>健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康保険委員研修会の開催（全道 16 か所・年 2 回以上） (2) 健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施（年 1 回・支部事業運営への反映・サービス向上） (3) 健康保険委員表彰の実施（研修会等の活用） (4) 健康保険委員に対する情報提供（広報紙「協会けんぽほっかいどう」の毎月発行・「健康保険相談の手引き～平成 27 年度版～」等の配付） (5) 健康保険委員の委嘱者数拡大（平成 26 年度末健康保険委員人数を上回る）
<p>3. 保健事業</p>	<p>保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支部健康づくり推進協議会の開催（年 2 回）と会議体の更なる活性化 (2) データヘルス計画の推進【医療費適正化総合的対策】 <ul style="list-style-type: none"> （上位目標）加入者の喫煙割合の減少 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が分煙・禁煙について理解を示す ・加入者が禁煙の必要性・禁煙の方法について理解する ・P D C A と更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める <p>特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健診 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：627,160 人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45.1%（実施見込者数：282,900 人） ・事業者健診データ 取得率：5.2%（取得見込者数：32,800 人） 被扶養者（受診対象者数：239,137 人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：13.6%（実施見込者数：32,500 人）

	<p>(2) 保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数: 56,500人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率: 8.0%(実施見込者数: 4,506人) <li style="margin-left: 100px;">(内訳) 協会保健師実施分 6.1%(実施見込者数: 3,436人) <li style="margin-left: 100px;">アウトソーシング分 1.9%(実施見込者数: 1,070人) <p>被扶養者(実施対象者数: 2,890人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率: 3.3%(実施見込者数: 95人) <p>各種業務の展開</p> <p>(1) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨 特定健診未受診者への再勧奨 特定健診と市町村の集団健診の同時実施 事業者健診データ取得促進 新規適用事業所に対する健診の受診勧奨 任意継続被保険者に対する健診の受診勧奨 市町村と共同の健診受診勧奨と保健指導の展開 <p>(2) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進月間の展開(健康づくり講演会の開催、健康関連イベントへの出展・参画) 糖尿病を主体とした重症化予防の実施 ITを活用した特定保健指導の推進 出前健康づくり講座・健康相談会の実施 ウォーキング事業の実施 ラジオ体操の普及促進
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>業務・システムの刷新</p> <p>(1) 新しい業務・システムの着実な定着</p> <p>組織の適切な運営</p> <p>(1) 業務実施状況の確認に係る自主点検の実施(年2回)</p> <p>(2) 各種委員会(コンプライアンス・リスク管理等)によるリスク管理等の強化</p> <p>人材育成の推進</p> <p>(1) 階層別・業務別研修(制度改正等)等の実施</p> <p>業務改革の推進</p> <p>(1) 『お客様の声』・『事務処理誤り』等の事例共有、再発防止とサービス改善、支部内業務改善意識の更なる醸成</p> <p>(2) 業務改善委員会の開催による業務改革推進強化(四半期1回)</p> <p>経費の節減等の推進</p> <p>(1) 一般事務経費及び運営経費等の管理・検証とコスト意識の醸成</p> <p>(2) 業務効率の向上による時間管理の厳格化(超過勤務時間の縮減)</p>

平成27年度 事業計画 (青森支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>1. 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <p>(1) 「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に基づき、青森県の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <p style="padding-left: 40px;">医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・患者への提供 都道府県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 等</p> <p>(2) 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、メディア・関係団体へ積極的に意見発信を行うとともに、各種広報や研修会等を通じ、加入者や事業主の理解を得るための情報発信を行う。</p> <p>(3) 県や市町村等の医療政策・介護政策の立案に関わる各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。 また、県と締結した健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書に基づき、県との更なる連携推進を図る。</p> <p>2. ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>(1) 本部主導のもと、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを継続して実施するとともに、加入者への適切な広報を実施する。</p> <p>(2) 健康保険委員研修会等において、ジェネリック医薬品について説明するとともに、使用についての意思表示を容易にする希望シールを配布することで、使用促進の協力依頼を行う。</p> <p>(3) 新規適用事業所等に対しても使用促進チラシと希望シールを送付し、使用促進を図る。</p> <p>(4) 医師会、薬剤師会、歯科医師会等へ、ジェネリック医薬品の更なる普及に向けて働きかけを行い、使用促進に向けた啓</p>

	<p>発を図る。</p> <p>(5)「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」に積極的に参加し、青森県におけるジェネリック医薬品の使用促進に当たっての課題を整理し、必要な方策等を検討することにより、患者及び医療関係者が安心して使用できる環境整備等を図る。</p> <p>【目標】ジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース)：26年度を上回る。</p> <p>3. 地域医療政策での意見発信 地域医療構想(ビジョン)の協議の場の設置及び保険者協議会が法定化されたことを踏まえ、保険者の立場から青森県医療審議会へ参画し、構想の策定及び保健医療計画の進捗等、地域保健医療政策について意見発信を行う。</p> <p>4. 広報の推進</p> <p>(1) 定期的な広報誌やホームページ、メールマガジンを活用し、加入者及び事業主に対する広報を積極的に行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報やメディアへの情報提供を積極的に行う。</p> <p>【目標】メールマガジンの配信件数：26年度を上回る</p> <p>(2) モニター制度や対話集会、アンケートをはじめ、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。</p> <p>(3) 救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有し、かつ有限であることについて、加入者の意識が高まるよう広報に努める。</p> <p>5. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>(1) 健康保険委員を対象とした研修等の開催により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業所における広報、相談、各種事業の推進等にご協力をいただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>(2) 健康保険委員表彰を実施するとともに、年金事務所や関係団体との協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨等により、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>1. サービス向上のための取り組み</p> <p>加入者等のご意見や苦情等を基に、更なるサービスの改善に取り組む。 傷病手当金等の現金給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内(サービススタンダード)</p>

と定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実に支給する。

【目標】健康保険給付申請書の受付から振込までの目標日数（10営業日以内）の達成率：100%

2. 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ年金事務所へ職員を配置し、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

3. 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における支援金等の適正化を目的に、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。

4. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

(1) 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請や長期受療（6か月以上）の申請については、加入者に対して文書照会を行い、請求内容が疑わしい場合には、必要に応じて施術者に照会する。

(2) 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受療についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受療の促進を図る。

5. 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

(1) 傷病手当金・出産手当金の申請のうち、審査で疑義が生じたものは、不適切な申請事例へ厳格に対処することを目的として支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、支部全体で対応するとともに、必要に応じて日本年金機構と合同で対象事業所への立入検査を実施する等、不正請求の防止に取り組む。

(2) 本部から提供される支払済データ（資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後の申請によるもの）を基に調査・点検を行い、審査を強化する。

6. 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や、加入者等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

7. 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。

	<p>(1) 内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した点検の徹底に努めるとともに、点検員のスキルアップを図るために機能的な点検体制を確立し、支部独自研修・医科検討会、査定事例の収集・共有化を強化する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。</p> <p>(2) 内容点検業務の一部外部委託については、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させること、競争意識の促進を図ることを目的として実施する。</p> <p>【目標】 加入者1人当たり診療内容等査定効果額(10割)：26年度を上回る</p> <p>8. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <p>債権の発生を防止するため、資格を喪失した加入者の保険証回収について、次のとおり強化する。</p> <p>(1) 一般加入者については、日本年金機構が行う催告状による一次催告のほか、協会けんぽにおいても文書による二次催告や電話による催告を積極的に行う。</p> <p>(2) 任意継続加入者については、資格を取得した際に、喪失時の保険証の返却を案内する等、確実な返却を促すとともに、未返却者に対して催告状の送付や電話による催告を積極的に行う。</p> <p>(3) 事業主や加入者から資格喪失後(または被扶養者削除後)の保険証を確実に返却していただくように、チラシやポスター等の広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて注意喚起を行う。</p> <p>9. 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>(1) 発生した返納金等の債権については早期回収に努め、弁護士を活用した文書催告を行うほか、電話や訪問による催告を行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施する等、債権回収の強化を図る。</p> <p>(2) 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>(3) 本部が開催する担当者研修会等を通じ、回収業務のノウハウや効果的な回収方法を取得する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>1. 健診</p> <p>(1) 被保険者(40歳以上)(受診対象者数：152,875人) 生活習慣病予防健診 実施率：57.0%(実施見込者数：87,100人) 事業者健診データ 取得率：10.0%(取得見込者数：15,280人)</p> <p>(2) 被扶養者(受診対象者数：52,069人) 特定健康診査 実施率：25.0%(実施見込者数：13,000人)</p>

に、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

(2) 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

(3) 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

(4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

(5) リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催などにより、リスク管理体制を整備する。

3. 人材育成の推進

職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

4. 業務改革・改善の推進

(1) より良いサービスの標準化を目指し、具体的な改革・改善を実現していくため、ブロック単位で開催される業務改革会議等で提案・検討するとともに、支部の業務改善委員会で議論し、創意工夫を取り入れていく。

(2) 健康保険給付申請書の入力業務や保険証・支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務プロセスや職員の配置等の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

5. 経費の節減等の推進

(1) 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

	<p>(2) 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
--	---

平成27年度 事業計画 (岩手支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>➤「<u>保険者機能強化アクションプラン(第2期)</u>」をさらに推し進めるための取組みを強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学などの関係団体と連携した、医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ・岩手県や健康いわて21プラン推進協議会及び岩手県がん対策推進協議会等における情報・意見発信 ・保険者協議会の他の保険者と連携した、地域の実情に応じた保健事業の推進 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進 (「(3)医療費適正化の総合的対策の実施」にも掲載) ・関係機関と連携したセミナー(禁煙・ジェネリック医薬品使用促進)の実施 ・意見発信力強化のための、マスコミとの関係強化 <p>(2) 地域の実情に応じた事業運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会の定期的な開催と、意見・提言を踏まえた事業運営の推進 ・大学などの関係団体と連携した、医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ・県とのより一層の連携・協力の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・岩手県や健康いわて21プラン推進協議会及び岩手県がん対策推進協議会等における情報・意見発信 ・保険者協議会の他の保険者と連携した、地域の実情に応じた保健事業の推進 ・市町村との連携・協力に向けた取組みの推進 ・データヘルス計画の確実な実施 <p>(3) 医療費適正化の総合的対策の実施 <u>詳細については、各事業項目を参照</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付適正化のための審査強化 ・効果的なレセプト点検の推進 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・データヘルス計画の確実な実施(再掲) ・適正受診の啓発、勧奨 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 750px; margin-top: 100px;"> <p>「(2) 地域の実情に応じた事業運営の推進」にも掲載</p> </div>

	<p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師会と連携した県内薬局への使用促進の依頼 ・ 県及び医師会への情報提供と使用促進に向けた協力関係の構築 ・ 関係機関と連携したジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催 <p>(5) 地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の医療審議会における意見発信 <p>(6) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ） ・ 「社会保険いわて」への記事提供 ・ メールマガジンの定期発行および登録者拡大 ・ 地方自治体及び関係団体等が行う健康セミナー等の共同開催の実施 <p>(7) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽの財政状況をマスコミや関係団体等へ発信 <p>(8) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険委員専門広報紙およびメールによるサポートの実施 ・ 社会保険委員会及び日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・ 健康保険委員表彰の実施 ・ 納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨 ・ 新規適用事業所に対する委嘱勧奨 ・ 活動強化に向けた方策の検討、策定
<p>2 . 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービススタンダードの管理を徹底の上、10 営業日以内の着実な支払いの実施 ・ 高額療養費、出産育児一時金の未申請者に対する支給申請の案内の実施（ターンアラウンド） ・ 任意継続保険料の還付金未請求者に対する還付金請求の案内の実施（ターンアラウンド） <p>(2) 被扶養者資格の再確認及び医療費適正化の啓発</p>

- (3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【医療費適正化】
 - ・多部位、頻回の申請等における、柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会の実施
 - ・はりきゅう、あんまマッサージの療養費にかかる医師への照会の実施

- (4) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止【医療費適正化】
 - ・疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において協議し、情報を共有して支部全体で対応。
また、年金機構と連携した、事業所への立ち入り調査の実施
 - ・資格取得日から近い請求の審査強化、資格疑義申請書の返戻、役員の給付申請に関する報酬確認の実施
 - ・傷病手当金の審査における、年金機構に対する年金受給額等の照会の実施

- (5) 海外療養費支給申請における重点審査【医療費適正化】
 - ・海外療養費の取扱要領に基づいた審査強化による不正請求の防止

- (6) 効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化】
 - ・システムを活用した効果的な点検業務の推進
 - ・点検体制の見直しと点検スキルのボトムアップ
 - ・外部パワー活用による点検強化とノウハウの吸収

- (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
 - ・年金機構との連携強化による失効保険証の早期回収の実施

- (8) 適正受診の啓発・勧奨【医療費適正化】
 - ・資格喪失後受診防止に係るポスター、チラシの作成及び配布

- (9) 積極的な債権管理回収業務の推進
 - ・債権担当者会議の開催による、支部内の債権状況の把握および効果的な回収の実施
 - ・債権回収計画に基づいた計画的な督促業務の強化および支払督促等の法的手続きによる回収の実施
 - ・返納金等の各種債権における、新規発生分の早期回収に重点を置いた回収率の向上

- (10) 無資格受診等により生じた返還金等の清算に係る保険者間調整の実施

3. 保健事業

(1) 健診

被保険者(40歳以上)(受診対象者数:152,832人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率:41.9%(実施見込者数:64,000人)
- ・事業者健診データ 取得率:25.2%(取得見込者数:38,500人)

被扶養者(受診対象者数:47,271人)

- ・特定健康診査 実施率:21.8%(実施見込者数:10,300人)

【生活習慣病予防健診を推進するための対策】

- ・健診実施枠の拡大及び連携強化
- ・事業者健診データ取得の推進

【特定健康診査を推進するための対策】

- ・対象者への直接的な勧奨の実施
- ・市町村がん検診との連携

(2) 保健指導

被保険者(実施対象者数:23,370人)

- ・特定保健指導 実施率:14.8%(実施見込者数:3,459人)
(内訳) 協会保健師実施分 13.3%(実施見込者数:3,099人)
アウトソーシング分 1.5%(実施見込者数:360人)

被扶養者(実施対象者数:1,277人)

- ・特定保健指導 実施率:4.7%(実施見込者数:60人)

【被保険者の特定保健指導を推進するための対策】

- ・マンパワーを最大限に活用した「特定保健指導」中心の保健指導の展開
- ・ITツールを活用した特定保健指導の導入
- ・アウトソーシングの推進
- ・委託実施機関の拡大
- ・事業者健診データを活用した保健指導の実施

【被扶養者の特定保健指導を推進するための対策】

- ・市町村との連携による保健指導実施の検討

(3) その他の保健事業

- ・関係団体との連携によるウォーキング大会等を通じた健康づくり事業の推進
- ・歯科医師会と連携した、歯科健診及び歯科健診結果と生活習慣病との関連性の調査分析

(4) データヘルス計画(上位目標)・脳卒中死亡率ワースト1からの脱却

- (下位目標)
- 高血圧に関するリスク割合の減少
 - 高血糖に関するリスク割合の減少
 - 喫煙に関するリスク割合の減少
 - メタボに関するリスク割合の減少

【データヘルス計画における実施項目】

- ・岩手県と連携した「脳卒中予防の取組の実行宣言」事業
- ・事業所訪問による、見える化したデータの提供(医療費適正化診断シート・生活習慣病予防WEBによる情報提供)等
- ・業種・業態の特性に合わせた職場の健康づくり支援(スモールチェンジ)
- ・血圧高値および喫煙者への冊子媒体による情報提供
- ・県内保健所と連携した、事業所への適塩習慣に関する出前教室
- ・県内保健所と連携した、事業所への「働き盛りの健康づくり」出前講座
- ・ITを活用した禁煙支援事業
- ・未治療者(35~39歳)への重症化予防対策
- ・特定保健指導時の味噌汁の塩分濃度測定
- ・広報紙、算定説明会等での減塩および禁煙に関する広報、啓発
- ・広報紙ハピネスでの実行宣言事業の取組事例の紹介
- ・運輸業と連携した健康意識醸成のための広報
- ・禁煙セミナーの実施(再掲)

(5) 受診勧奨対策

加入事業所に対する健診受診勧奨の推進

- ・健診申込書送付時及び支部の各種広報による受診勧奨
- ・新規加入事業所に対する受診案内

被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進

- ・受診券送付時における受診勧奨

	<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者に対する受診勧奨 ・新規加入事業所の被扶養者に対する受診案内 <p>特定保健指導の受診勧奨の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問による受診勧奨 <p>被扶養者の特定保健指導の受診勧奨の推進</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新業務システムにおける処理方法の着実な定着 ・業務システム刷新に伴う創造的業務の拡充 <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネージャー会議、支部全体研修による情報の共有と協力連携体制の強化 ・支部全体会議によるコンプライアンス・個人情報保護の遵守徹底 <p>(3) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部研修への職員の派遣と伝達研修 ・事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施 ・「事業所まるごと対話」の実施による、営業力・発信力等の養成 ・リーダーを中心とした組織改革のための検討チームの設置 <p>(4) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上の推進 ・支部のCS向上を図るため、サービス向上委員会の開催 <p>(5) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達の実行における見積競争・企画競争入札等の推進 ・空調、照明管理の徹底等による電熱費の節減 ・事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発

平成27年度 事業計画 (宮城支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 本部が新たに策定する「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に基づき、地域の医療費や健診データを分析するとともに、宮城支部が作成した「データヘルス計画」(医療保険者によるレセプト、健診情報等のデータ分析に基づく保健事業の推進計画)の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、宮城支部の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みの更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・宮城県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 ・ソーシャルネットワークサービスを活用した広報 <p>(2) 宮城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。資格喪失後受診の抑制のため、全国展開される医療機関における資格確認を継続して実施する。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、きめ細かな方策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知の年2回の実施 ・宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申 ・保険者協議会、国保運営協議会等の関係機関への協会けんぽの取組みについての情報提供 ・宮城県、市町村、関係団体と連携した医療費適正化啓発イベントやセミナーの共同開催 <p>支部独自の医療費適正化対策事業として、2回目の自己負担軽減額通知送付後にダイレクトメールを対象者へ案内し、従来の軽減額通知事業との更なる相乗効果を図る。</p> <p>そのほか、ジェネリック医薬品への切替状況等を分析したうえで、宮城県、関係団体等へ意見発信するとともに、使用促進に係る意識醸成を進める。</p> <p>(4) 宮城県をはじめ関係方面への積極的な発信による地域医療への関与 地域医療構想(ビジョン)の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に地域医療への関与が求められることを踏まえ、地域医療、医療費適正化のための総合的な対策を、宮城県保険者協議会を通じて他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施する。</p> <p>宮城県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。併せて、地域の健康課題を明らかにするため事業連携覚書締結をした宮城県、仙台市をはじめ市町村と協会</p>

けんぼとの間で、医療情報の分析や保健事業等の連携推進を図る。
医療関係団体(医師会等)との事業連携覚書締結を踏まえた宮城県民の健康増進に向けた取り組みを推進する。
経済団体・社会保険労務士会等を通じて、定期的な協会活動の広報を実施する。

(5) 調査研究の推進等

医療・介護に関する情報の収集を行い、地域ごとの医療費等の分析をデータヘルス計画とも連動し取り組む。また、加入者等に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。

(6) 広報の推進

保険料率等に関する広報の実施

- ・協会けんぼの財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等、加入者・事業主の理解が得られるような広報活動を進める。

継続的な広報の実施

- ・加入者・事業主に対して理解を得られるよう、ホームページのほか、納入告知書同封チラシ等の定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、宮城県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等メディアへの発信力を強化する。

また、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。
- ・健康経営の意識醸成に向け、事業所等へ広く情報発信を行う。

地方自治体等とのセミナー等の共同開催

地方自治体や関係団体(医師会等)と健康セミナー等を積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

利用者の意見の反映

- ・各種研修会やアンケート等により、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

適正受診の啓発

- ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報を推進することで、医療費の適正化を図る。特に、病気になりやすく、医師不足でもある乳幼児から小児に対する時間外等受診の適正化のため、夜間安心コールやこどもの救急ホームページの周知広報を実施する。

疾病予防の広報

- ・インフルエンザ等その時期にあった疾病予防について、ホームページやメールマガジン等の定期的なお知らせを通じ、加入者に対して正しい対処法を周知する。

(7) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいていることから、多方面にわたるご意見を頂戴して支部活動に反映させる一方、研修の実施、広報活動等により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

(8) 的確な財政運営

	<p>評議会及び各方面からの意見を反映して、支部の自主性を発揮し、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが、適切に働くような財政運営を行う。</p> <p>被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策の検討を、政府等へ働きかける。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組 お客様満足度調査の実施 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。</p> <p>サービススタンダードの遵守 ・「傷病手当金等支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内」とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、着実な支給を行う。</p> <p>高額療養費制度の周知 ・高額療養費制度について、各種広報手段を活用して周知するとともに、医療機関の協力を得て限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを行う。</p> <p>接遇の向上 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。</p> <p>申請の郵送化の促進 ・健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p> <p>利用者の利便性の向上 ・インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。</p> <p>(2) 窓口サービスの展開 支部及び石巻年金事務所窓口を継続し、健診等の広報を行うなど、窓口機能を最大限有効に活かしサービスの向上に努める。</p> <p>(3) 被扶養者資格の再確認 被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p> <p>(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請、及び任意に抽出した申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、必要に応じ施術者に照会、管轄厚生局への情報提供を行う。</p> <p>適正受診のためのパンフレットを各種講習会、研修会等での配布や支部ホームページを活用した柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</p> <p>厚生局主催の集団指導等を活用、また施術者に対する申請書不備等による返戻時を活用し、適正な保険請求の周知に努める。</p> <p>(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 傷病手当金・出産手当金の申請のうち高額な標準報酬月額申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申</p>

請されたものについて、審査を強化するとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において検証を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要な申請については、日本年金機構と連携し積極的に調査を実施するなど、不正請求を防止する。

資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請された傷病手当金・出産手当金について、本部からの支払済データを活用し、これらの事業所に対して、日本年金機構と連携し調査を実施するなど、審査を強化する。

傷病手当金の長期受給者については、必要に応じて、本人及び事業主に対して定期的に照会を行う。また、傷病手当金と障害年金の調整について初回の受給者に周知するとともに、資格喪失後の年金受給について確実に確認、周知することにより適正化を図る。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の申請書に添付された診療明細の精査など、支給申請の審査を強化し、不正請求を防止する。
新規に申請をした加入者及び事業所に対し、制度周知用チラシを送付し、適正化を図る。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。

内容点検においては、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。

内容点検業務の一部外部委託を実施し、レセプト点検件数の拡大と点検業者のノウハウを取得し、活用することにより点検員のスキルアップと競争意識の促進によりレセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

被保険者一人あたりの目標点検効果額

- ・ 内容点検効果額 26年度を上回る
- ・ 診療内容等査定効果額 26年度を上回る

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格を喪失した加入者の保険証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話による三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、電話催告時には、資格喪失届、被扶養者異動届（削除の場合）提出時の保険証添付について周知徹底する。保険証回収業務の外部委託の実施を検討する。

事業主や加入者に対しては、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

保険証未回収の多い事業所に対しては、文書、電話により協力要請を行うほか、社会保険労務士会や業界団体を通じて協力依頼を行い、回収強化を図る。

日本年金機構と連携し、資格喪失届、被扶養者異動届（削除の場合）提出時の保険証添付を徹底する。又労働局職業安定課と連携し、ハローワーク窓口に戻却保険証の早期返却を促すチラシを設置する。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

債務者との連絡を取りやすい休日・夜間の架電の外部委託により早期回収を図る。

交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

債権回収会議を毎月開催し、全職員への周知・共有を図るとともに効果的な回収に努める。

	<p>6月・9月・12月・3月を債権回収強化月間とし、支部全体で電話催告を実施するなど、債権回収強化に取り組む。 資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権については、市町村国保との清算を行う保険者間調整を積極的に実施する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 メタボリックシンドローム該当者割合全国ワースト1位からの脱却を目指し、各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、PDCAを十分に意識し、効果的な保健事業を進める。 また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら未治療の方に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。 更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、自治体との連携・覚書締結等を活かし、地域の実情に応じた取組みを強化する。</p> <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」などによる協働業務等を通じ、事業主への積極的な働きかけを行う。 ・ 特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、協会主催の集団健診や「オプション健診」の拡大を図る。 ・ 特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。 ・ 健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。 ・ 生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。 <p>(3) 健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：232,064人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：65.2%（実施見込者数：151,200人） ・ 事業者健診データ 取得率：10.3%（取得見込者数：24,000人） <p>被扶養者（受診対象者数：79,532人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：30.3%（実施見込者数：24,111人） <p>生活習慣病予防健診の受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関のない地域の受診環境を向上させるために、この地域を優先に契約医療機関であり検診車を保有する健診実施機関へ集団健診の実施を依頼する。すでに継続受診として定着している受診者に対する対応に加え、さらに地域の未受診者の受診拡大を狙って実施地域・実施回数・検査項目等の追加と拡大を目指す。 ・ 契約医療機関のない地域や健診受診率の低位な地域を調査・分析し、新たな契約医療機関を拡充する。また、これまでの交渉で未契約の医療機関に対しては、継続的に交渉を実施する。 <p>事業主健診データの取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局との連携により、「健診結果データ提供の徹底を図るための行政通知」を最大限活用し、該当事業所に対する適切な広報、事業所訪問により意識啓発を図り同意書の取得拡大を目指す。

- ・健診機関や業界団体との連携により同意書の取得拡大を目指す。
特定健康診査の受診率の向上
- ・特定健診対象者に対しわかりやすい効果的な広報物を提供する。
広報物は自治体と連携し、特定健診実施（個別健診・集団健診）一覧表、市町村が行うがん検診のデータを整備し作成する。
- ・個別契約により、健診自己負担額が無料の医療機関拡大を図る。
- ・未受診者集団健診として、大型ショッピングセンターや公共施設等を利用した（事前予約制）を地域、回数を拡大して実施する。
- ・現状での特定健康診査の健診項目にプラスした健診メニュー「特定健診プラス」を希望する受診者に提供するため、実施可能な医療機関を整備する。
- ・市町村ごとの健診実施体制や受診状況を分析し、効率的且つ効果的な受診勧奨を実施する。

(4) 保健指導

被保険者（実施対象者数：40,646人）

- ・特定保健指導実施率：16.3%（実施見込者数：6,611人）

（内訳）協会保健師等実施分 12.7%（実施見込者数：5,155人）

アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：1,456人）

被扶養者（実施対象者数：2,652人）

- ・特定保健指導実施率：5.3%（実施見込者数：141人）

被保険者特定保健指導のアウトソーシングの推進

- ・健診当日実施可能な施設での特定保健指導、および支部実施ができない大規模事業所を選定し、「後日呼び出し方式」「事業所訪問方式」等にて実施可能な契約医療機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結び保健指導の実施率の向上を図る。

被保険者保健指導訪問先拡大のため、「事業所健康度診断」を作成して持参のうえ、トップセールスによる事業所訪問を行い、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。

被扶養者の特定保健指導の実施

- ・仙台市の集団健診等、健診団体主導の健診受診者に対する特定保健指導を実施可能な医療機関に委託し、保健指導の実施率の向上を図る。

・【支部内実施】

仙台市周辺の対象者に対する、支部来所方式での実施により実施率の向上を図る。

被保険者保健指導の効率的な実施

- ・初回面接と継続支援の担当者を分けるリレー制による保健指導の実施。
- ・特定保健指導 IT ツールの活用による継続支援の実施。
- ・初回面接での要治療者に対する受診勧奨、喫煙者に対する禁煙指導を徹底する。

(5) その他の保健事業

『職場のこころの健康づくりセミナー』の開催

「職場のメンタルヘルスケア対策相談」委託事業

健康づくりに関する事業所への出前講座の実施

「宮城県」「仙台市」と連携した受動喫煙防止対策宣言施設事業（仮称）の実施（事業所向け）

宮城県・仙台市・薬剤師会等と連携した各種健康づくりイベントへの参画

からだこころの健康づくりに関する事業所への情報提供

	<p>宮城県・市町村・大学等と連携した健康セミナーの開催</p> <p>(6) 受診勧奨対策 生活習慣病予防健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診車を保有する健診実施機関での集団健診の実施を拡大するため、健診実施機関のない地域や仙台市内の未受診事業所に対し、文書での受診勧奨を実施する。 ・新規適用事業所や任意継続被保険者に対し、タイムリーに健診案内を送付することにより受診拡大を目指す。 <p>特定健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診内容の充実を図り、特定健診項目にプラスした健診メニューを受診券配付時に提供することにより、受診者に選択の幅を広げる。 ・未受診者への受診勧奨として、大型ショッピングセンターや公共施設を利用した集団健診による特定健康診査を実施する。 ・未受診者に対し、自治体で実施している未受診者健診の日程情報等を活用した効果的でタイムリーな受診案内を実施する。 ・経年的な受診状況等のデータから、地域や年齢による分析を行い、受診行動に合わせたきめ細やかな受診勧奨を実施する。 ・新しく特定健診の対象となった被扶養者に対しタイムリーに特定健康診査受診券を送付する。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 新しい 業務・システムの定着 業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかといった創造的な実績の評価や能力本位の人事を推進する。 <p>協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底を図る。 <p>(3) 人材育成の推進 職員一人一人のキャリアプランに基づく自立型人材育成のため、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。 健康保険委員研修、制度改正、業務・システム刷新等を踏まえた業務別研修及び外部講師による専門性、多様性を高めることを目的とした支部独自の研修を実施する。</p> <p>(4) 業務改革の推進 業務精度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよいサービスの標準化を目指し、複数の支部単位で設置された業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。

- ・業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。
業務の効率化
- ・健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。
目標指標達成並びに検証指標の意識付け
- ・各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。

(5) 経費の節減等の推進

サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成27年度 事業計画 (秋田支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のため、協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く情報発信を行う。</p> <p>秋田支部における医療費や健診結果の現状（全体像）を把握し、地域や職域の特性などを分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。</p> <p>秋田支部データヘルス計画や秋田県の実情に応じた、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。</p> <p>秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることから、県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に協会の意見を発信していく。</p> <p>秋田県や秋田市、大館市、美郷町、秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会、秋田県バス協会・バス大手3社、秋田県トラック協会等との間に締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、新規事業を展開する。</p> <p>全国組織である強みを活かし、他支部の事業について情報を収集し、秋田支部において参考となる取組みは積極的に取り入れていく。また、秋田支部の取組みについても積極的に情報発信していく。</p> <p>(2) 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点に立ったわかりやすい支部独自の広報を実施し、加入者や事業主との距離を縮め、協会けんぽの認知度を高める。また、県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・情報雑誌など各種メディアによる情報発信を強化する。</p> <p>加入者から直接意見を聞く取組みを進め、健康保険委員の協力の下、アンケートの実施及び対話集会を実施する。また、その意見を踏まえ、わかりやすく、迅速に広報を実施する。</p> <p>各種団体や社内研修会等において、支部職員や保健師による講演を実施する。</p> <p>関係団体と連携して、各種行事やライフイベントなどの場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談</p>

	<p>を行うなど、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチをさらに進めるなど効果的な啓発活動を実施する。</p> <p>地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（医師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感や取組みを示す。</p> <p>秋田支部データヘルス計画に基づき高血圧リスク保有者の減少を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上にむけて積極的な広報等を実施する。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>秋田県・東北厚生局等の行政機関や医療関係団体（医師会等）と協力連携し、医療機関・薬局への働きかけやセミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会への参画やマスコミへのプレスリリースも積極的に行っていく。</p> <p>ジェネリック医薬品については、秋田県全体として使用割合の底上げを図るため、市町村国保や後期高齢者医療広域連合などの他保険者に対して、希望シールなどの配布や軽減額通知の実施を拡大するよう、国保運営協議会等の場を通じて引き続き要請していく。</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた環境づくりを進めるため、加入者・保険調剤薬局等を対象としたジェネリック医薬品に関するアンケート調査を実施する。また、アンケート調査や調剤レセプトを活用した情報については、関係機関へ情報提供を行っていく。</p> <p>加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及を通じて、加入者の視点から広報の推進を図る。</p> <p>秋田県薬剤師会との共同により、各種イベントや広報、研修会の講師派遣等において相互に協力連携していく。具体的には、薬剤師会主催イベントへの健康相談ブースの設置、広報物への連名記載や広報誌への寄稿等の広報活動など、さまざまな分野で幅広く事業を展開していく。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、「お客様の声」対応票により加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックするとともに、創意工夫を活かしたサービスの改善に取組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>傷病手当金等の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日以内）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ適正な支給を行う。</p> <p>現金給付の支給申請書作成については、届出書・申請書作成支援サービスの利用促進を図り、記入漏れや記入誤りによる再提出を防止する。また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵</p>

送による申請促進を行う。

各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話応対に対するお客様満足度の向上に注力しながら、窓口を含む総合満足度の向上を図る。また、地域の実情を踏まえ、年金事務所等への職員の配備、健康保険委員による相談等、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

健康保険給付をはじめとする事務処理ミスを発生させないために、複数のチェックによる正確な事務処理と進捗管理等を徹底して行う。

「協会けんぽホームページ活用」「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、郵送化を促進する。

高額療養費制度については、平成 27 年 1 月に所得区分が改正されたため、事業主や加入者に対しその制度内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、加入者から高額療養費の請求漏れがないように該当者に請求の勧奨を行い、同時に制度周知のためパンフレットを送付する。

(2) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が 3 部位以上）、かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(4) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

(5) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的

には自動点検等システムを活用することにより疑義レセプトを効率よく抽出し、審査・再審査請求を行うなど効果的な点検を行い、内容点検の効果額向上を図る。

自動点検マスタのメンテナンスについては継続して取組みの強化を図り、精度の高いマスタ内容を構築する。

レセプト点検効果向上のため、他支部における査定事例の集約・共有化、研修の充実、内容点検疑義事例に対する勉強会の開催等により点検業務に関するスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金と意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進していく。また、内容点検業務の一部外部委託の開始にあたっては、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させる。

外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、さらなる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止及び保険証の早期回収

資格喪失後受診による返納金債権の発生を防止するため、喪失後の保険証の早期回収を計画的に行う。また、喪失後受診者、保険証の未返納者が多い事業所に対し、発生防止の勧奨を行う。

医療関係団体（医師会等）や社会保険診療報酬支払基金秋田支部と連携し、全事業所への啓発チラシの配布、健康保険委員研修会等での周知など広報の強化を図る。

傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。

発生した債権は、文書や電話による返納督促に加え、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。

(8) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大

健康保険委員（健康保険サポーター）は、事業主と加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主、加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきを強めるべく健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、秋田支部データヘルス計画に基づき、PDCA サイクルに沿って高血圧リスク保有者の減少を図るための効果的な保健事業を進める。

高血圧対策として減塩運動や受動喫煙防止事業等を積極的に実施する。幼少期からの健康教育及び子どもを介した親世代の意識向上と啓発活動の実施、健康保険委員研修会や各種講演の場における塩分チェック体験、保健師・管理栄養士による声かけ運動の展開など総合的に事業を推進していく。

秋田支部データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、団体との協定締結に基づき、運輸業界団体に対して、衛生管理全体での支援活動を積極的に実施する。

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

【健診】

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：126,286人）

・生活習慣病予防健診 実施率：44.4%（実施見込者数：56,100人）

・事業者健診データ 取得率：11.4%（取得見込者数：14,400人）

被扶養者（受診対象者数：45,487人）

・特定健康診査 実施率：20.9%（実施見込者数：9,500人）

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離をさらに縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行う。さらに、加入事業所に「一社一健康宣言」を求め、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。

特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけや適切な広報等の実施とともに、受診者の利便性の向上を図るため市町村が行うがん検診との連携や、利用機会の拡大を図るため保健指導の外部委託を活用するなどして、健診受診率の向上や保健指導終了者の増加を図る。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

PDCA サイクルにより保健指導の体制を強化し、研修会・勉強会等を充実させる。また、保健師・管理栄養士との情報共有を強化し、支援の進捗管理の徹底による中断者の減少を図る。

行政と連携した地域密着型保健事業として包括的連携協定締結先各市町村等と、データ分析による健康課題を抽出しながら、広報やイベントなどの保健事業を積極的に展開し、加入者の健康意識の向上を図る。

受診者と協会の中に位置する健診機関から協力を得ながら、支部職員や保健師・管理栄養士による事業所訪問を実施し、生活習慣病予防健診の受診率の向上やデータ取得を促進していく。また、生活習慣病予防健診実施機関の新規開拓を推進する。

事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大いと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成 24 年 5 月厚生労働省より発出）を最大限活用し、県や労働局、健診機関等と連携の強化を図る。また、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により、健康診断の受診やその後の健康相談の必要性を認識していただき、データ提供後の保健指導の重要性について意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証に基づき効果的な保健指導を実施する。

業者・業態健診データの分析結果や健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、関係団体と連携を進めて保健指導を推進する。

【保健指導】

被保険者（実施対象者数：12,478 人）

・特定保健指導 実施率：31.3%（実施見込者数：3,900 人）
（内訳） 協会保健師実施分 26.8%（実施見込者数：3,350 人）
アウトソーシング分 4.4%（実施見込者数：550 人）

被扶養者（実施対象者数：998 人）

・特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：50 人）

(3) 各種事業の展開

保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

協会けんぽ加入飲食店や幼稚園・保育園への働き掛けを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供し、健康で快適な環境を構築するために、行政など関連団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、各種団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、秋田県全体として健康に関する意識を高めていく。

重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を積極的に行っていくとともに、「健康便り」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。

「第二期健康日本 21」にも盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関しては、秋田県歯科医師会と共同で事業を展開し

	<p>ていく。また、訪問先の事業所で保健師などによる積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であることなど広報の強化や関連団体と一体となったイベントなどの啓発活動を展開する。</p> <p>県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、県・市町村・関係機関と連携を進めながら、県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。</p> <p>関係団体（秋田県・秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会・労働局・秋田県栄養士会・秋田市保健所・秋田大学・市町村・各商工会議所・商工会連合会・各業界団体など）と共同事業を積極的に展開し加入者の健康度を高める。</p> <p>国の施策との連携のもと、肝炎やエイズなどの感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特にメンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及、保健師による声かけ運動を展開する。</p> <p>(4) データヘルス計画</p> <p>（上位目標）男性の脳心血管イベント予防のために、高血圧のリスクを改善する （男性の血圧リスク保有者割合 52.3% 50.0%：平成 29 年度（平成 24 年度で 2.3%=約 700 人減））</p> <p>（下位目標）・血圧リスク保有者で、未受診者や特定保健指導対象外の加入者が、高血圧改善・予防に努める ・血圧リスクの高い運輸業界が対策を講じることにより、従業員も高血圧改善・予防に取り組む ・血圧リスク改善・予防にむけ、県民の理解が深まる</p> <p>(5) 特定健診の受診勧奨対策</p> <p>被扶養者を対象に特定健診未受診者へ特定健診受診の重要性を啓発するためのDMを発送し、受診率の向上を図る。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週定例の幹部会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度による人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進するため積極的に担当替えを行う。 <p>協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、研修の充実を図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を行い、徹底を図る。また、自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

- コントロールセルフアセスメントによるリスク管理の強化
- ・リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスク防止対策を立案・実施し、検証を行う。

(2) 人材育成の推進

職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。また、計画的な支部内研修を行い、職員個々に研修受講カルテを作成し、支部の研修計画策定の参考にする。

業務の適正な進捗管理を行い、担当業務の見直しや計画的なジョブローテーションを実施するとともに、各グループの好事例の共有化により職員の育成を図る。

(3) 業務改革の推進

お客様サービス第一主義の基本方針のもと、秋田支部の職員全員が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議などのあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組んでいく。

【4S（サービス・創造性・積極性・スピード）の向上】

北海道・東北ブロック業務改革会議等により、各支部の創意工夫の提案・検討により具体的な改善を実現していく。

(4) 経費の節減等の推進

意識改革を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成27年度 事業計画 (山形支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 (保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)の推進) 地方自治体・関係機関との連携の強化 ・山形県との「健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、県民の健康寿命の延伸に寄与するため、連携協力の推進 ・米沢市との「健康づくり包括協定」に基づき、共同して事業を実施 ・保険者協議会、医療関係団体(医師会等)をはじめ関係機関との連携協力 データ収集・分析による関係方面への意見発信 ・山形県の各協議会、保険者協議会、地域保健・職域連携協議会など関係方面への積極的な意見発信 事業主との連携(コラボヘルス)と加入者の健康意識向上に向けた取り組み ・「健康経営」の概念の普及拡大</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 データヘルス計画の確実な実施</p> <div data-bbox="602 722 1928 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【上位目標】 平成29年度末までに置賜地域建設業(40歳以上男性)平均の収縮期血圧の平均129.8mmHgを 山形支部(40歳以上男性)平均の128.1mmHgに下げる(1.7mmHg下げる)</p> <p>【下位目標】 事業主・経営者に意識向上を促し、健康づくりを行う事業所を増やす 重症化予防に関して、現在行っている未受診者の受診勧奨に加え、ハイリスクに至る前の予備群の段階で介入する 市町村との連携により地域・家族を主体とした保健事業を実施</p> </div> <p>レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、返納金等の 医療費適正化対策の更なる推進 医療機関における資格確認事業の推進 各種研修会を通じての適正化の周知 ・医療機関担当者を対象とした研修会の実施 ・事業者担当者を対象とした研修会の実施</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 希望シール及びポスターなど加入者への適切な広報 医療機関関係者、薬局関係者等へ働きかけの推進</p> <div data-bbox="602 1445 1854 1505" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標指標】ジェネリック医薬品使用割合・・・使用割合(数量ベース)で前年度を上回る</p> </div>

	<p>(4) 地域医療への関与 山形県における地域医療構想（ビジョン）の策定に向けた県保健医療推進協議会等での意見発信 ・地域医療ビジョンの協議の場等に医療保険者の関与が法定化されたことを踏まえ、被用者保険者の代表の一員として、地域医療構想（ビジョン）等の策定に当たり必要な意見の発信</p> <p>(5) 調査研究の推進等 医療費・健診・医療提供体制に係る基礎資料の作成 データヘルス計画等、その他の事業に活用する資料の作成 地域医療構想策定に係る意見発信に活用するための分析資料の作成 大学等関係団体と連携した共同研究の実施</p> <p>(6) 広報の推進 ホームページ、メールマガジン、広報誌を中心に実施 インターネットによる情報提供サービスの利用促進 ソーシャルネットワークサービスを活用した一般への広報 県、市町村、関係団体との連携による広報 テレビ、新聞などメディアへ積極的な情報発信 アンケート等加入者からの意見を踏まえた広報の実施 適正受診に係る医療関係者、加入者への広報の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【目標指標】メールマガジンの新規登録件数・・・前年度を上回る</p> <p>【検証指標】ホームページのアクセス件数・・・前年度を上回る</p> <p style="padding-left: 20px;">ホームページの利用目的達成度</p> <p style="padding-left: 20px;">インターネットによる医療費通知の利用割合・・・前年度を上回る</p> </div> <p>(7) 的確な財政運営 協会けんぽの取組み・厳しい財政状況を情報発信</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み 加入者等の意見や苦情等を把握し、サービスの改善や向上を図る ・加入者、事業所担当者等への情報提供（事務手続きなどに関する冊子）はウェブ上での配布を継続実施 サービススタンダードの適切な管理と着実な実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【目標指標】健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（7営業日）の達成率 100%</p> </div> <p>窓口、電話の接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【検証指標】お客様満足度・・・前年度を上回る</p> </div> <p>郵送による申請の一層の促進</p>

【検証指標】申請・届出の郵送化率・・・前年度を上回る

医療機関の協力のもと、限度額認定証及び高額療養費制度改正の周知を促進
高額療養費未申請者に対する申請勧奨を毎月実施
申請書作成ツールや任意継続被保険者保険料口座振替の利用促進

【検証指標】任意継続被保険者の口座振替利用率・・・前年度を上回る

- (2) 被扶養者資格の再確認
日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て的確に行う
- (3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
患者照会の際、正しい受診に関する周知を含め適正受診の促進を図る
審査会の指摘事項等で特に必要と判断された分も含めて患者照会件数を増やし、重点的に審査を行う
はり灸・あん摩マッサージの療養費請求について、同意医師照会や患者照会を行い適正な審査を行う
装具等の療養費について、負傷原因の確認や医師照会を行い適正な審査を行う
- (4) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化
担当医師、審査医師、本人、事業主への照会を実施し、適正な審査を行う
調査を必要とする案件について、事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る
不正請求の疑いのある申請書等には、「現金給付適正化プロジェクトチーム」を開催し支部全体で取り組む
・傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、特に審査を強化する。
- (5) 海外療養費支給申請における重点審査
海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する
- (6) 効果的なレセプト点検業務推進
点検効果向上に向けた行動計画の策定・着実な実施
・レセプト点検システムを活用した点検業務の充実、強化
・査定事例の共有化と集約
・自動点検機能の効率的活用
・研修の充実、点検員のスキルアップ等による点検技術の底上げを図る
・内容点検業務の一部外部委託を実施

【目標指標】加入者一人当たり診療内容等査定効果額・・・前年度を上回る

【検証指標】被保険者一人当たり資格点検効果額・・・前年度を上回る

被保険者一人当たり外傷点検効果額・・・前年度を上回る

被保険者一人当たり内容点検効果額・・・前年度を上回る

	<p>(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 保険証の適正使用周知の推進による資格喪失後の受診の抑制 文書、電話、訪問により被保険者及び事業主へ回収催告を行い保険証の早期回収を図る</p> <p>(8) 積極的な債権管理回収業務の推進 催告状の送付や電話等の催告による早期回収 ・国保との保険者間調整や訴訟等法的手続きを積極的に実施 長期未済者に対し、催告文書や電話、訪問等による効果的な催告を継続実施 現金給付について、傷病手当金と年金の併給調整の周知による早期回収の促進</p>									
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 データヘルス計画の確実な実施 加入者の疾病予防や健康の増進を目指し、健診・レセプトデータの分析に基づく効果的な保健事業を総合的に推進 保健事業の効果的な推進を図るため「健康づくり推進協議会」等の意見を聞き、支部独自の取組みを強化</p> <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>健診</p> <p>イ) 被保険者(40歳以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体を活用した啓蒙普及を積極的に行い健診受診率の向上を図る ・生活習慣病予防健診未受診事業所に対し生活習慣病予防健診受診の勧奨強化 ・事業者健診データ取得の一層の推進を行い健診受診率の向上を図る <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【目標】 対象者数：141,483人</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">生活習慣病予防健診</td> <td style="width: 30%;">実施件数：96,100人</td> <td style="width: 40%;">実施率：67.9%</td> </tr> <tr> <td>事業者健診データ</td> <td>取得件数：14,000人</td> <td>取得率：9.9%</td> </tr> </table> </div> <p>ロ) 被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体を活用した啓蒙普及を積極的に推進 ・県及び市町村との更なる連携強化 ・前年度未受診者に対して早期及び複数回の受診勧奨を行い、健診受診率の向上を図る <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【目標】 対象者数：41,703人</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">特定健康診査</td> <td style="width: 30%;">実施件数：14,850人</td> <td style="width: 40%;">実施率：35.6%</td> </tr> </table> </div> <p>保健指導</p> <p>イ) 被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体を活用した健康管理についての啓蒙を積極的に実施 ・ITを活用した特定保健指導の利用促進を図り実施率の向上を図る(目標：600件) ・特定保健指導実施委託機関との連携強化及び健診日同日初回面接実施等による実施率の向上を図る ・事業者健診結果データ取得による対象者に対する特定保健指導の実施により実施率の向上を図る ・土曜日等(勤務時間外)を活用した初回面接による実施拡大を図る 	生活習慣病予防健診	実施件数：96,100人	実施率：67.9%	事業者健診データ	取得件数：14,000人	取得率：9.9%	特定健康診査	実施件数：14,850人	実施率：35.6%
生活習慣病予防健診	実施件数：96,100人	実施率：67.9%								
事業者健診データ	取得件数：14,000人	取得率：9.9%								
特定健康診査	実施件数：14,850人	実施率：35.6%								

【目標】対象者数：19,707人

協会保健師実施分 実施件数：4,217人 実施率：21.4%

アウトソーシング分 実施件数：500人 実施率：2.5%

ロ) 被扶養者

- ・ 広報媒体を活用した健康管理についての啓蒙を積極的に実施
- ・ 県及び市町村との連携強化による特定保健指導実施率の向上を図る
- ・ 特定保健指導委託機関による勧奨業務の委託による実施率の向上を図る
- ・ 特定保健指導の個人負担軽減（個別契約の拡大）により特定保健指導の実施率の向上を図る

【目標】対象者数：1,291人

アウトソーシング分 実施件数：104人 実施率：8.1%

【検証指標】健診・保健指導の効果

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率・・・前年度を上回る

特定保健指導利用者の改善状況・・・前年度を上回る

(3) 重症化予防事業の実施

未受診者への受診勧奨の実施

(4) 各種事業の展開

健康出前セミナー等、健康づくりのサポート事業の実施

加入者の疾病予防や健康増進のための知識の普及・啓発

・ ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて疾病予防や健康増進のための情報を発信

イベント参加による協会けんぽの認知度アップ並びに健康意識の啓発、市町村等関係団体との連携強化を図る

4. 組織運営及び業務改革

(1) 新しい業務・システムの定着

新しい業務・システムの着実な定着を図る

・ システム刷新後の業務運営について、各グループの状況を踏まえ、確実な実施及びさらなる改善を図る

(2) 組織や人事制度の適切な運営

組織運営体制の強化

・ 山形支部評議会の円滑な運営

・ 本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化

実績や能力本位の人事の推進

・ 目標管理制度を活用した人事評価制度の適切な運用

	<p>福利厚生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健診・再検査等の受診の促進 ・ 衛生管理委員会における職場の作業環境等の確認 <p>協会の理念を实践できる組織風土・文化の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る ・ 山形支部中期計画の実施により、協会の理念実現に向けた職員の意識改革を図る <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・個人情報保護に関する研修の実施 ・ 各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する ・ コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会の開催 <p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主点検による適切な業務の確認 ・ リスク管理体制の整備（防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等） <p>（３）人材育成の推進</p> <p>通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る 職員のモチベーションを高めるための研修を実施し、人材育成を推進</p> <p>（４）業務改革改善の推進</p> <p>業務改革会議等による支部の創意工夫を提案、検討 支部内に業務改善委員会を設置し業務の見直しを実施 他支部の参考になる事例など業務改善提案制度（協会全体で実施）に提案を実施 システム刷新後の状況を踏まえ、職員のコア業務や創造的業務への重点化の推進</p> <p>（５）経費の節減等の推進</p> <p>職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により事務経費削減に努める 節電に係る取組みを実施し経費の削減を図る 調達や執行については、調達審査委員会のもと適切に管理し、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める</p>
--	---

平成 27 年度 事業計画 (福島支部)

項 目	(実 施 内 容 等)
1 . 保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」について更なる充実、強化を図るとともに、福島支部データヘルス計画を確実に実施する。</p> <p>【協会けんぽのデータヘルス計画の柱(全国共通)】 特定健診・特定保健指導の推進 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み 重症化予防対策</p> <p>【福島支部の上位目標】 高血圧リスク保有者、未治療者の減少を図る。 健診受診率、特定保健指導利用率の向上 血圧高値者、高血圧者、重症高血圧者割合の悪化抑制</p> <p>(2) 関係機関との連携や協働事業の実施 地方自治体等との協働施策立案・実施 関係機関との連携及び協働事業</p> <p>(3)医療に関する情報の収集と分析 地域の医療費や健診データの収集・分析・事業企画への反映 福島県立医科大学との連携 郡山市との連携</p> <p>(4)主要政党県連、県内選出国會議員、都道府県など関係方面への積極的な発信 ・主要政党県連、県内選出国會議員、都道府県などへの積極的な意見発信</p>

	<p>(5)加入者との距離を縮める取組み 加入者アンケートによる加入者の声の把握と、集計結果の活用 「健康事業所宣言」への理解と協力の促進 支部で実施する広報の充実</p> <p>(6)ジェネリック医薬品の更なる使用促進 福島県薬剤師会と連携した事業展開 関係機関との連携強化及び協働事業実施 加入者への啓発・広報</p> <p>(7)地域医療への関与 ・最大被用者保険者としての意見発信</p> <p>(8)健康保険委員との連携強化と委嘱数拡大 健康保険委員参加による各種事業の推進 委嘱数拡大のための取組みの強化</p> <p>(9)広報の推進 タイムリーな事業広報の実施 適正受診の啓発・勧奨</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組み 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用 サービススタンダードの達成と適切な管理 事務処理の適正化・効率化 任意継続保険料の口座振替・前納納付の推進 申請の郵送化を促進 事故防止 職員の能力・接遇レベルの向上</p> <p>(2)窓口サービスの展開</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供 (3)被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者状況リストの配布・回収・確認作業を確実に実施 (4) 現金給付の審査強化 <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 海外療養費の審査の強化 (5)債権の発生抑制及び早期回収 <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失者等の保険証回収の強化 催告状、電話、個別訪問に加え、顧問弁護士による催告、内容証明郵便、法的手続き等の積極的な実施による債権回収の強化 第三者行為による損害賠償金については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、完全回収に努める。 (6)わかりやすい広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> 事業所説明会等の機に、わかりやすい広報、制度の周知に努める。 時機に応じた各種広報用チラシを作成し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。 窓口来訪者及び資料請求者に対し、申請の手引き書を作成し配布することで、制度に対する理解を高めるとともに加入者サービスの向上に努める。 (7)医療費適正化対策(レセプト点検)の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> 資格点検の的確な実施 外傷点検の的確な実施 内容点検の効果的な実施及び一部外注の実施 医療費通知の実施 広報の実施 事故防止 (8)震災関連業務
--	---

	<p>健康保険一部負担金等免除証明書発行 健康保険一部負担金等還付</p> <p>(9)業務システム刷新 ・現システムの業務から新システムによる業務へと遅滞なく移行をおこない、加入者サービスの低下を招かないように努める。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 健康づくり推進協議会、データヘルス検討会を開催し、中長期的保健事業を推進する。 支部のデータヘルス計画に基づき、PDCA をまわし着実に事業を展開する。</p> <p>(2)特定健康診査の推進 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：220,653人） ・生活習慣病予防健診 実施率：54.8% （実施見込者数：121,000人） ・事業者健診データ 取得率：7.3% （取得見込者数：16,000人） 被扶養者（受診対象者数：68,839人） ・特定健康診査 実施率：21.8%（実施見込者数：15,000人）</p> <p>(3)特定保健指導の推進 被保険者（実施対象者数：28,359人） ・特定保健指導 実施率：22.6%（実施見込者数：6,400人） （内訳） 協会保健師実施分（直営） 21.2%（実施見込者数：6,000人） アウトソーシング分（外部委託） 1.4%（実施見込者数：400人） 被扶養者（実施対象者数：1,545人） ・特定保健指導 実施率：3.0%（実施見込者数：46人）</p> <p>(4)各種業務の展開 事業主と連携した保健事業の拡大（データヘルス計画） 重症化予防対策（データヘルス計画） ・CKD に対する保健指導</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づく非肥満高血圧重症域者・高血圧・高血糖の未治療者に対する治療勧奨禁煙支援事業（データヘルス計画） ・加入者の禁煙支援 地方自治体、事業所、関係団体との連携 小学校における「健康教室」
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)業務・システム刷新による新事務処理定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムへの移行を円滑に実施するとともに、新たな事務処理方式を確実に実施する。 <p>(2)組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内の組織や人事制度の適切な運営、運用を図る。 <p>(3)人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修やOJTによる人材育成 <p>(4)業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務課題の改善及びサービスの標準化を行う。 <p>(5)経費節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識啓発による経費節減及び調達における透明性の確保

平成27年度 事業計画 (茨城支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 新たに「保険者機能強化アクションプラン(第3期)仮称」を策定し、地域の医療費、健診データ、疾病動向等を収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <p>医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・患者への提供 茨城県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 等</p> <p>(2) 茨城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、主体的に取り組んでいく。</p> <p>【具体的な取り組み】 茨城県主催等の各種委員会(茨城県医療費適正化計画策定委員会、茨城県保険者協議会、茨城県地域・職域連携推進協議会)に積極的に参画し、情報発信を行う。 茨城県の医療費適正化や健康づくり事業等について、保険者の枠を超えて連携を図る。 25年度に締結した茨城県との覚書に基づき、データ分析のほか県民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した取り組みを連携・協力して進めることにより、効率的な保健事業を推進する。 26年度に締結した茨城県医師会との覚書に基づき、生活習慣病の発症及び重症化予防などの施策で連携強化を図り、県民の健康増進を図る。 その他、日本年金機構、労働局、厚生局、支払基金、各保険者等との連携を強化し効率的・効果的な事業運営を推進する。</p> <p>(3) 広報の推進 加入者の視点に立った広報を行うため、広報内容を支部全体で協議し発信に努める。 また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。</p> <p>【具体的な取り組み】 納入告知書同封チラシ、リーフレット、ポスター等を活用した広報の強化 各種広報誌への広告記事掲載 ラジオCM等のメディアを活用した広報 健康イベントへの参加による協会事業のPR ホームページ、メルマガの活用による幅広い層への情報発信</p>

	<p>(4) 地域医療への関与 地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。</p> <p>(5) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品の使用促進（数量ベースの引上げ）により、医療費の適正化を図る</p> <p>数値目標 使用割合（数量ベース） 26年度を上回る 【参考】 平成26年9月分 （茨城支部 実績：56.4%） （全国計 実績：58.5%）</p> <p>【具体的な取り組み】 お薬手帳や保険証に貼れる希望シールも同封したジェネリック医薬品 Q&A の冊子を活用し、加入者や保険薬局に配布することで周知を図り、利用しやすい環境整備に努める。 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するサービスを円滑に実施するとともに、その効果を分析し、効率的な使用促進に活用する。 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、ジェネリックの使用促進を図る。 地域毎や薬効毎の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど、効率的な使用促進を働きかける。 引き続き様々な機会を捉えて積極的にPRを展開し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。</p> <p>(6) 的確な財政運営 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取り組み 加入者の声及びお客様満足度調査の結果を基に、迅速に改善策を実施することでサービス向上を図る。 健康保険給付を正確・迅速に処理し、サービススタンダード達成率100%を年間通じて維持する。 加入者の利便性を高めるため、郵送による申請手続きを促進する広報を強化する。</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知 医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証の利用により高額療養費が現物化されることや、平成27年1月受診分から自己負担限度額が細分化されたことなど、高額療養費制度について周知を図る。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開 各年金事務所協会窓口の利用状況を随時把握するとともに、郵送化の進捗状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを検討する。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また加入者調査の際、適正受診のための広報を実施する。</p>

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や、高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検の強化により点検効果額を引き上げ、医療給付の適正化を図る。

数値目標 加入者1人当たり診療内容等査定効果額(10割) 26年度を上回る

【具体的な取り組み】

以下の取り組みを強化することで点検員の意欲を高め、点検効果額の更なる向上を目指す。

支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。

毎月、再審査結果の確認会を開催(点検員全員出席)のうえ情報共有を徹底し、点検員のスキルアップに努める。

内容点検員の業績(点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等)を本人に通知し、点検技術の向上に対する意欲を高める。

レセプト点検員を対象とした研修会を開催し、点検員の人材育成(スキルの向上)を目指す。

自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。

(9) 多受診者に対する適切な受診指導

加入者の健康増進により医療費の適正化を図るため、多受診者(重複受診、過量服薬)への適切な受診指導を行う。

(10) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証を早期に回収し、資格喪失後受診の削減を図る。

【具体的な取り組み】

資格喪失後の保険証回収率を向上させ債権発生を抑制するため、年金事務所と連携し督促チラシ等を送付するほか、催告状の再送付、電話督促等を強力に推進する。

保険証の未回収者が多い事業所に対して、注意喚起文を送付し、回収率の向上を図る。

資格喪失後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を図る。

(11) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、債権回収の強化を図る。

【具体的な取り組み】

時効の中断措置及び償却処理を的確に行うとともに、債権回収に係る法的手続きを実施する。

	<p>毎月、支部長をトップとする債権回収対策会議を開催し、メンバー間の現況認識の共有化を図るとともに、遅れが見られる場合は対応策を協議する。</p> <p>返納金等の各種債権について、引き続き新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。</p> <p>債権回収率を向上させるため、催告状の送付（定期的に再送付）及び、夜間の電話による納付勧奨を徹底実施する。</p> <p>資格喪失後受診と判明した高額レセプトに対し、医療機関に働きかけ、受診時加入の保険者へ再請求するよう依頼することで返納金の発生抑制を図る。</p> <p>(12)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>研修の実施、広報活動等によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>健康保険委員の資質向上のため、年金委員との合同研修会を年2回開催する。なお、研修会開催にあたり、アンケート結果をもとに、内容の充実を図る。</p> <p>健康保険委員向けの広報誌を定期的に送付する。</p> <p>各事業所に対し、委嘱勧奨文書送付及び電話勧奨を徹底する。</p> <p>(新規適用事業所の他、業種や規模等からターゲットを絞ってアプローチ)</p>								
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：212,075人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：116,641人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：10,603人） <p>被扶養者（受診対象者数：67,431人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：27.0%（実施見込者数：18,206人） <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：25,957人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：4,153人） <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（内訳）</td> <td style="padding-left: 20px;">協会保健師実施分</td> <td style="padding-left: 20px;">13.0%</td> <td style="padding-left: 20px;">（実施見込者数：3,374人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">アウトソーシング分</td> <td style="padding-left: 20px;">3.0%</td> <td style="padding-left: 20px;">（実施見込者数：778人）</td> </tr> </table> <p>被扶養者（実施対象者数：3,714人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：742人） <p>(3)その他の保健事業</p> <p>ウォーキング推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立健康プラザと連携したウォーキング推進 <p>禁煙推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県「茨城県禁煙認証制度」の連携事業。事業所建物内・敷地内禁煙の促進。 <p>(4)データヘルス計画</p> <p>（上位目標）茨城支部被保険者のメタボリックリスク保有割合を減らす</p> <p>平成25年度に健診を受診した40歳～64歳の被保険者を追跡調査。平成29年度の健診結果と比較してメタボリックリスク保有割合を2%以上減少させる。</p>	（内訳）	協会保健師実施分	13.0%	（実施見込者数：3,374人）		アウトソーシング分	3.0%	（実施見込者数：778人）
（内訳）	協会保健師実施分	13.0%	（実施見込者数：3,374人）						
	アウトソーシング分	3.0%	（実施見込者数：778人）						

(下位目標)

事業主が従業員の健康管理に対する理解を深め、対策を図る事業所を増やす。

- ・業種団体の会合などで、健康に対する投資をアピールする。(健診の受診や保健指導への理解を深める)
- ・中小企業団体と連携し、健康経営意識の浸透を図る。(事業所健康度診断も積極的に活用する)
- ・県と連携した「茨城県禁煙認証制度」を活用し、事業所での受動喫煙防止を推進する。

生活習慣の改善や早期受診など重症化予防に取り組む人を増やす。

- ・健康保険委員研修会等で、県保健所や県医師会のドクター等による健康管理に関する講演を行う。
- ・未治療者に対する受診勧奨業務を継続して実施するとともに、二次勧奨文書を送付する際に医療機関への受診を強く促すチラシを同封する。(県医師会との協定に基づき連携して作成する)
- ・茨城県立健康プラザと連携したウォーキング事業を推進する。

トラック団体をはじめ運輸業界で働く加入者の健康度を向上させる。

- ・業種団体に支部の幹部職員や保健師等が出向き、業種別リスク保有割合の情報提供を行うことで、運輸業・郵便業のリスク保有割合が他の業種より高いという特性を理解してもらい、健診受診や保健指導の利用向上へ繋げる。
- ・業種団体発行の広報誌に、協会けんぽで作成した記事の掲載やチラシ同封を行うことで、運輸業・郵便業のリスク保有割合が他の業種より高いという特性を理解して行動してもらう。

(5)受診勧奨対策

生活習慣病予防健診受診率向上施策

- ・事業所への受診勧奨(事業所規模別にアプローチ方法を調整)
- ・委託健診機関との意見交換、連携強化(委託健診機関との情報共有、実地調査などの指導強化、新規委託契約先の拡大)
- ・新規適用事業所への保健事業案内送付(毎月約150社に健診案内パンフレット等を送付)
- ・被保険者向け集団検診の実施(県北地域に集団健診を設営)

事業者健診データ取得率向上施策

- ・前年度にデータ提供のあった事業所への継続協力依頼
- ・新規のデータ提供事業所獲得(県/労働局、県医師会、茨城県トラック協会との連携)
- ・健診結果(紙)の回収と入力(生活習慣病予防健診を利用しない業種を中心に実施)

特定健診受診率向上施策

- ・県広報誌への掲載や、保険者協議会との連携で県内各所に特定健診受診勧奨ポスターを設置
- ・受診券を自宅に送付する時に市町村集団健診スケジュール等を同封
- ・市町村での漏れ者健診への参加(未受診者に勧奨ハガキを送付)

特定保健指導の実施率向上施策

- ・被保険者への施策(保健指導成功者のインタビュー記事配布、外部委託先健診機関の活性化、県/労働局/県医師会との連携による勧奨、ITツール活用、保健師/管理栄養士のスキルアップ等)
- ・被扶養者の保健指導未利用者への勧奨(勧奨ハガキ等で対象者を招集し保健指導を実施)
- ・被扶養者の集団保健指導の実施可否検討(他支部の事例を参考に市町村等との調整を検討)

未治療者に対する受診勧奨

- ・高血圧、糖尿病の重症化予防対策として本部で行う1次勧奨に加え、支部にて県医師会と連携した2次勧奨を実施

関係方面との連携

- ・保険者協議会の活性化(保健事業の推進に向け部会員として積極的に活動)
- ・県/保健所/市町村との連携(健康まつり等への参画により積極的に連携を強化、覚書をもとに茨城県、県医師会との積極的な事業連携)

<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)業務・システムの刷新 新しい業務・システムの着実な定着を図る。</p> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革 本部及び各支部との連携強化や、支部内におけるコミュニケーション力強化を図る。 コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理について定期的に研修等を実施し、職員意識の徹底を図る。</p> <p>(3)人材育成の推進 階層別・業務別研修に積極的に参加するとともに、通信教育講座等の活用により自己啓発に努める。</p> <p>(4)業務改革の推進 業務改善提案活動を積極的に取り組むことで、業務効率の改善を図り、お客様サービスの向上を目指す。</p> <p>(5)経費の節減等の推進 年間を通して光熱費削減策に取り組む。 事務経費削減計画を踏まえ、競争入札を推進するとともに適切な在庫管理を行うことで、経費の節減に努める。</p>
-----------------------	--

平成27年度 事業計画 (栃木支部)

項 目	実 施 内 容 等
事業運営の基本方針	<p>協会けんぽの事業運営基本方針を踏まえ、「栃木県医療費適正化計画(第 期)」に基づき、「とちぎ健康21プラン(第2期)」との調和を図りながら、「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づき設立された「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」の幹事団体として、積極的に地域の保険者としての役割を実践する。</p>
保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	<p>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」の策定を見据え、地域のレセプト・健診・保健指導データ等を収集・分析するとともに、加入者の考え方など地域の実情を捉え、疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護に関する情報の収集と分析 医療・介護に関する情報の加入者・事業主等への提供 関係方面への積極的な情報発信 関係者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 「データヘルス計画」の確実な実施 地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る ソーシャルネットワークサービスを活用した広報を本部の方針を踏まえて実施
1. 保険運営の企画	<p>1. 医療に関する情報の収集・分析及び加入者等への提供</p> <p>パイロット事業として採用された、「経済団体とコラボした事業所への健康経営の普及推進プロジェクト」を本部と連携して取り組む。</p> <p>分かりやすい丁寧な広報を行い、特に経済団体との連携を密にした県民運動的な推進を図る。</p> <p>28年度以降の全国展開を見据え、より効果的な方式への見直しやマニュアル類の整備を行う。</p> <p>パイロット事業の概要は右(図1、図2)のとおり。</p> <div data-bbox="1321 938 1803 1220" data-label="Diagram"> <p>図1</p> </div> <p>行政機関や公的医療機関等と協力し、健康に関するセミナーを実施する。</p> <p>柔整、あんま・マッサージ等の施術に関わる療養費の支給について適切な利用が図られるよう、啓発を図る。</p> <div data-bbox="1534 1220 1926 1500" data-label="Diagram"> <p>図2</p> </div>

2. 関係方面への積極的な発信

制度改正に向けた関係方面への積極的な発信

協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、引き続き、地元選出の国会議員、メディア、関係団体へ積極的に意見を発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を積極的に行う。

県や市及び他の保険者と保健事業等における更なる連携強化を図る。

医療費や健診データの分析結果を活かし、栃木県保険者協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。

「栃木県保険者協議会」等関係団体及び各種学会での発表など発信の強化。

3. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化施策をさらに推進する。

現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主への調査権を積極的に活用し、年金事務所と連携を図り実施する。

「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な取組みを県・市町や他の保険者と連携し、積極的に実施していく。

先行支部でパイロット事業として実施している医療機関における資格確認事業について本部の実施計画に基づき対応する。

4. ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進

ジェネリック医薬品については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする、「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行う。さらに、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知サービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。

「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体と連携を図り、加入者が安心して使用できるようジェネリック医薬品に関する広報を実施するとともに、セミナー等を開催するなど地域における積極的な啓発活動を行う。

5. 地域医療への関与

保険者協議会を通じる等、県の地域医療構想（ビジョン）等の策定に当たり必要な意見発信を積極的に行う。

6. 調査研究の推進

協会が保有するレセプト・健診・保健指導データを最大限に活用し、医療費分析等を行う。

研修会などの機会を通じ加入者・事業主の医療制度等に関する意識・意見等を収集する。

県や市及び他の保険者と医療費情報等の分析を実施。

地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象とする。

7. 広報の推進

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民全体に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

ホームページのほか、メールマガジンやモバイルサイトを活用し、定期的かつ、加入者の視点に立った情報の発信を行う。

支部独自の広報ツールの内容充実及び封筒裏面を活用した広報の実施

県、市町、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

関係団体発行の機関誌への広報記事掲載の促進

健康保険委員研修会等、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、頂いた意見を元に、わかりやすく、加入者に響く広報を実施していく。

アンケート等により加入者の意見を収集し、広報活動へ反映させる。

	<p>関係団体等の開催する研修会等へ積極的に赴き、タイムリーな広報活動を実施する。</p> <p>救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有し、かつ有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者等とともに広報に努める。</p> <p>8. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>健康保険委員には、協会と事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているが、研修等の参加を通じ健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、各事業所での広報、相談、ほか各種事業をさらに強化していく。健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、協会と事業主、加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>1. サービス向上のための取組み</p> <p>業務システム刷新を早期に定着させ、その間、サービス低下をさせない。また、新システムのメリットを十二分に生かしサービスの向上に繋げる。</p> <p>更なるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で共有するとともに、お客様満足度調査や窓口アンケートの結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善に取り組む。厳格な審査に基づき、平成22年5月より継続中のサービススタンダード100%を厳守する。</p> <p>教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。</p> <p>外部実践研修等への職員派遣の実施</p> <p>申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進。</p> <p>業務システム刷新に伴い、新「健康保険の事務手続き」を各種研修、社会保険事務説明会の際に資料として配布を行い有効に活用する。</p> <p>郵送による申請の促進のために、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進める。</p> <p>申請書類設置場所の担当者への研修の実施</p> <p>申請書類設置場所に係る現況調査の実施</p> <p>年金機構に関わる各種届は、原則、高崎広域事務センターに直送することの各事業所への周知については、全面的に協力することで、支部の申請書郵送化率の向上を相乗的に図る。(HP、リーフレット等)</p> <p>健康保険委員の研修会を通じて、制度改正、保険給付手続き等の周知を図る。</p> <p>インターネットを使用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進を図る。</p> <p>インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報の実施</p> <p>事務処理誤りの防止</p> <p>発生原因や再発防止策について職員が深く理解し同様の事務処理誤りを発生させない体制をつくる。</p> <p>「事務処理誤り“0”月間」を設け、事務処理誤り防止に向け、意識を高める。</p> <p>2. 窓口サービスの展開</p> <p>各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を生かして、効率的かつ効果的にサービスを提供する。</p> <p>年金事務所内出張窓口のさらなる統合・縮小の必要性は、窓口サービスの低下とならないよう慎重に検討する。</p> <p>届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、引き続き年金事務所内出張窓口のあり方について検討する。</p> <p>3. 被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再</p>

確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
被扶養者資格再確認について、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務であることを、研修会や各種広報を活用し加入者及び事業主に周知を図る。
提出された被扶養者異動届については、高齢者医療費に係る拠出金の算定方法が、毎月の加入者（被保険者+被扶養者）の人数等に応じて算出されていることから、速やかに確認を行い、年金機構に引き継ぎを行う。

4. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

柔道整復施術療養費等の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に10日以上）等の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し、柔道施術についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者等へ照会するとともに、呼出し等により調査を実施する。支部に設置している給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、照会業務の進捗管理、強化計画及び対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。

5. 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。

本部から提供される支払済データに基づき、不正請求が疑われる事案については支部全体で対応するとともに、速やかに厚生局に対し立入検査の承認申請を行い、日本年金機構と連携し、調査及び審査に取り組む。また、必要に応じて厚生局に情報提供する。

加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

6. 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、「海外療養費の取扱要領」（平成26年5月29日制定）に基づき支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査（疑似レセプトの作成を基に、審査先生へ照会）や、必要に応じ療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

7. 効果的なレセプト点検の推進

< 共通項目 >

効果的な点検を実施するため、新システムの機能を十分に活用し点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、本部の方針に基づいた点検業務を引き続き充実強化する。

レセプト点検推進会議のPDCA強化により、点検効果向上化計画を引き続き策定実施し、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、引き続き点検体制の強化に努める。

< 資格点検 >

資格点検エラーレセプトについて、医療機関照会実施後、返戻・返納決議等事務処理の早期処理を目指す。

< 外傷点検 >

関係機関との連携を強化するとともに、負傷者に自主的に負傷原因届を提出してもらえる様に引続き加入者の啓蒙を行う。

医療機関に配布した啓蒙ポスターの効果や第三者行為届の利用状況等も確認しながら、更なる環境整備を図る。

事案管理表から、求償可能な事案の明確化を図り、効果的な回収及び長期事案の進捗管理・回収を実施する。

< 内容点検 >

システムを活用した点検を徹底（自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理）するとともに、査定事例の集約、共有化、研修の実施、研修受講後の伝達等により、点検員のスキルアップを図るとともに、再審査結果の分析を強化し、診療内容等査定効果額を更に引き上げる。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

レセプト内容点検業務の一部外注化

レセプト内容点検業務の一部外注化（平成27年1月から12月までの12ヶ月間）については、競争性を十分意識し点検業者のノウハウを取得し吸収することにより、点検業務の質の向上を図り、点検効果額の引き上げに努める。

	<p>8. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 資格喪失後受診等の返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 日本年金機構との事務連絡協議会で、現状の確認や回収率向上の依頼を引き続き行っていく。 社会保険労務士会へ保険証の早期回収依頼を引き続き行っていく。</p> <p>9. 積極的な債権管理回収業務の推進 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、損害賠償金債権については損保会社等に対して早期折衝を図り、より確実な回収に努める。 また、債権管理の統括責任者を中心として支部全体での進捗状況の管理を行う。 債権管理回収会議を毎月定期的に継続し、債権管理回収業務体制の更なる強化を図る。</p> <p>10. 国民健康保険の保険者との保険者間調整の実施 資格喪失後の無資格受診等により生じた返還金等について全ての国民健康保険の保険者との間で、保険者間調整を実施し、返納金債権の確実な回収に努める。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進 保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」の意見及び県民会議の方針に基づき、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを県民運動的に推進していく。 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。 健診の結果、要治療域と判断されながら治療していない加入者に対して、確実に治療に繋げるにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取り組みを進める。 「データヘルス計画の概略（3ヶ年計画）」で立案した目標達成に向け、栃木県ならびに支部加入者の課題解決に向けて積極的に保健事業を展開していく。 他支部で実施したパイロット事業の成果や好事例を保健事業に反映させていく。</p> <p>2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進 特定健康診査及び特定保健指導を通して、事業所への積極的な働きかけにより、協会けんぽがより身近な健康支援の存在となるように働きかけていく。また「健康格付型バランスシート」を用い、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、働きかけていく。 健診機関の確保、受診機会の拡大や保健指導活用方法や場の設定を工夫し、利便性を図っていく。 特定健康診査については、市町が行うがん検診との連携を図り、受診券の自宅直送に加え、市町の健診時期や連絡先を周知する広報を充実させ、受診率拡大を図る。また支部独自でオブショナル健診を実施する。 特定保健指導については、外部委託・リレー方式・ITの活用を行うとともに事業所への対象者の提示、階層化の個人通知等を行い、保健指導の周知を推進していく。 データヘルス計画に基づき、健診データや医療費データ等の分析結果をまとめた「健康格付型バランスシート」を提示し、事業所が自ら健康づくりへの取り組みを始めるよう支援する。そのことで加入者個人の生活習慣改善に向けた行動変容がしやすい職場環境を整えていく働きかけを実施していくことで保健指導の利用拡大に繋げる。 事業者健診については、栃木県や労働局との3者連名通知により行政通知を最大限活用し、効果的な広報を実施する。さらに健診アドバイザーや幹部職員の事業所訪問勧奨、事業所規模に合せた勧奨通知の送付徹底により健診データ提供を推進する。 受診勧奨については、健診機関からの勧奨、新規適用事業所、任意継続健康保険加入者、新規加入被扶養者への健診勧奨通知・</p>

案内をタイムリーに送付することで受診率向上に努める。

(1)健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：168,868人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：57.0%（実施見込者数：96,254人）
- ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：16,886人）

被扶養者（受診対象者数：55,017人）

- ・特定健康診査 実施率：22.2%（実施見込者数：12,236人）

(2)保健指導

被保険者（実施対象者数：23,080人）

- ・特定保健指導 実施率：19.1%（実施見込者数：4,408人）
（内訳） 協会保健師実施分 16.0%（実施見込者数：3,693人）
アウトソーシング分 3.1%（実施見込者数：715人）

被扶養者（実施対象者数：1,130人）

- ・特定保健指導 実施率：3.5%（実施見込者数：40人）

(3)その他の保健事業

支部窓口での健康相談活性化に向けた環境づくり事業

- ・窓口来訪者が健康相談を利用しやすいような視覚媒体、健康度チェック等の整備
モバイルサイトでの情報発信（栃の葉ヘルシーだより）

事業所訪問による健康づくり事業（事業者健診結果取得拡大事業）

特定健診受診率アップのための調査分析事業

- ・市との合同健診での歯科健診・口腔ケア指導の実施

職場におけるメンタルヘルス対策

- ・保健師による事業所での集団学習や各種研修会の場での講話を行うなど、正しい知識の普及啓発を図る。
- ・必要に応じ、産業保健総合支援センター等、専門の相談窓口の紹介を行う。

(4)データヘルス計画

（上位目標）健康経営の考え方を普及し、保健指導を徹底し、健診受診率をアップさせることで、メタボリックシンドローム該当者及び予備群に該当する者を25%減らす（とちぎ健康21プラン2期計画） 栃木支部の該当者の割合：20年度27.5% 29年度20.6%

- （下位目標）
- 1.健康長寿とちぎづくり推進条例に基づき設立された県民会議の枠組みを活用し、県民、健康づくり関係者、事業者、行政等と連携して栃木県の健康課題の解決を目指す
 - 2.健康経営の考え方を広く浸透させることで、各事業所が抱える健康課題について事業主・担当者が認識し対策を図る事業所を増加させる
 - 3.生活習慣改善に取り組む人が増え、メタボ関連リスクが改善する人が増える

(5)受診勧奨対策

市町（国保）と連携した特定健診・特定保健指導事業

健診実施機関による受診勧奨事業

電子申請（オプティ）活用による健診申込促進事業

事業者健診データ取得強化事業

生活習慣病予防健診・特定健診PR事業

(6)重症化予防事業

未治療者（血圧・血糖検査）への受診勧奨（一次、二次勧奨）

糖尿病性腎症患者の重症化予防（保健指導の実施）

	<p>3 . 他の保険者との連携や共同事業の実施 出前健康相談（イベントへの出展） 市町（国保）と連携した特定健康診査のバス健診事業 既に連携に関する覚書を締結している県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会と連携した保健事業の実施及び他の関係団体との連携拡大</p> <p>4 . 各種事業の展開 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等に積極的に参画し、それらの場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫し、保健事業を推進する。 健康長寿とちぎづくり推進県民会議における重点プロジェクトに基づいた事業を支部保健事業と連動して推進する。 県・市町との連携を強化し、行政（国、県、市町）の施策を活用し、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>1 . 新しい業務・システムの定着 業務・システム刷新後、支部に設置した「業務システム刷新導入・定着プロジェクト」において、新システムの着実な定着を図り、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくりの促進等、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。</p> <p>2 . 組織や人事制度の適切な運営 組織運営体制の強化 支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制（ガバナンス）の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・経営会議を核とした内部統制の確保 ・支部独自各種委員会の活性化 実績や能力本位の人事の推進 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事制度の更なる定着を図る。 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向け協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程・ルールへの遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ・自主点検の厳正なる実施 ・「コンプライアンスチェックシート」を使った自己点検の実施 リスク管理 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p> <p>3 . 人材育成の推進 若年層の人材育成を始め、各階層に求められる能力や知識の習得に合わせ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。 外部講座など、職員の研修機会の確保を図る。 通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土の醸成。</p>

	<p>プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成。 支部内人事ローテーションを実施。</p> <p>4. 業務改革・改善の推進</p> <p>システム刷新を業務改革のベースととらえ、効率化によってねん出した時間をより付加価値の高い創造的活動にするよう職員の意識改革を図る。 より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえた、当支部が所属する第2ブロック業務改革会議を通して、具体的な改革・改善を実現していく。 「業務効率化推進委員会」を中心としたお客様目線に立った業務改革の本格的な推進。 入力業務等の定型的な業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策や「データヘルス計画」の確実な実施、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）への重点化を進める。</p> <p>5. 経費の節減の推進</p> <p>引き続き、職員のコスト意識を高め、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き競争入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実） 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
--	--

平成27年度 事業計画 (群馬支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療に関する情報の収集と分析、並びに事業主・加入者への情報提供 ➤ 地方自治体、関係団体との連携強化及び積極的な情報発信 ➤ 医療費適正化の総合対策の実施 ➤ 加入者・事業主の声に基づく事業運営 ➤ 事業所等への営業活動の強化 ➤ データヘルス計画を確実に実施 <p>(1) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <p>データヘルス計画を確実に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業の促進 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係団体（医師会等）及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施 ・保険者協議会における各保険者との情報共有 ・軽減額通知書の発行（本部一括） ・広報による周知活動の強化 <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県地域医療介護総合確保懇談会への参加 <p>適正受診の啓発と勧奨</p> <p>現金給付（傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等）の審査強化</p> <p>医療給付の審査強化（レセプト点検）</p> <p>債権発生抑制と早期回収</p> <p>保健事業の効果的な推進</p> <p>関係方面への積極的な意見発信</p> <p>携帯サイトを活用した健康促進（セルフチェックによるサービス提供）</p> <p>(2) 調査研究の推進等</p> <p>本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信</p> <p>地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集</p>

	<p>(3)広報の推進 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知 ホームページ・メールマガジンを活用した加入者の役に立つ広報を推進 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（FMぐんま等）広報 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報 健康保険委員と連携した更なる広報の推進及び電話勧奨、事業所訪問等による新規委嘱数の拡大 アンケートや各種研修会を利用した加入者・事業主の声の把握 関係団体等と共同で健康セミナー研修会等を開催し、広く加入者及び関係者に協会の取組みを周知する 健康づくり事業の促進を図る広報の実施 事務担当者向けの冊子作成 健康保険事務説明会の開催</p> <p>(4)的確な財政運営 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等 についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動 をする</p>
<p>2.健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組 受付から振込までのサービススタンダードの適切な管理と達成率 100%の維持及び平均所要日数 6 日以内の実 施 お客様満足度調査等を実施し、創意工夫を活かしたサービス改善を図る</p> <p>(2)窓口サービスの展開 県内 5 年金事務所の協会窓口設置の継続と効率的かつ効果的な窓口体制について検討 窓口職員のスキルアップに努め、窓口マニュアルに基づく質の高いサービスの提供 外国人加入者を対象とした健康保険の制度周知</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認 無資格受診の防止を図るため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施</p> <p>(4)柔道整復施術療養費の照会業務の強化 多部位（3 部位） 頻回（15 日以上）及び長期間（1 年以上）申請に係る、加入者等に対する文書照会及び 適正受診の促進</p>

- (5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止
不正請求が疑われる申請案件に対し、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を活用し、適切な対応について検討
調査が必要な申請案件について、年金事務所等の関係機関と連携のうえ立入検査の実施
- (6) 海外療養費支給申請における重点審査
不正請求防止のため、海外の医療機関等に対する文書照会等による審査強化の実施
- (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
保険証の使用方法を記載したカードを保険証発送時に同封することにより加入者の意識向上を図る
資格喪失時の保険証未回収者に対する催告状の発送及び電話による催告
資格喪失後受診者が多い事業所に対して、保険証を確実に返却していただくよう事業所訪問により注意喚起を行うことにより保険証の完全回収を推進
- (8) 積極的な債権管理回収業務の推進
新規発生債権の未返納者に対する、文書での催告や電話による納入督促の優先的取組みの実施
返納金等未返納者に対する、工夫した文面での催告や弁護士名による納付催告の実施
返納金等未返納者に対する、支払督促等による法的手続きの実施
支部内における債権回収体制の強化。
- (9) 効果的なレセプト点検の推進
内容点検において点検効果向上化計画の策定・実施による点検効果額の向上
・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底
・点検員のスキルアップを図るための査定事例の集約及び共有化
・点検員のスキルアップを図るための研修の実施
・点検員の勤務成績に応じた評価
・審査医師による点検員の指導充実
・支払基金との再審査事務打合せ会の実施
・点検効果額の向上を目的としたレセプト内容点検業務の一部外注化
資格点検の的確な実施
・資格エラーレセプトの確実な点検の実施
・支払基金との資格事務打合せ会の実施
求償事務の強化

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、第三者行為関係の研修を実施 ・第三者行為届に関する届出用紙を医療機関、商工会等関連団体に設置 <p>医療費通知の発送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知の対応 ・高額査定通知の発行 <p>【新規】適正受診指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多受診者へ適正受診指導を行い、不正受診の防止
3. 保健事業	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 健康づくり推進協議会の開催（年2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な提言や助言を支部の保健事業に反映させる。 <p>(2)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：198,539人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：56.0%（実施見込者数：111,182人） ・事業者健診データ 取得率：3.0%（取得見込者数：5,957人） <p>被扶養者（受診対象者数：69,260人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.2%（実施見込者数：13,999人） <p>(3)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：23,662人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：9.8%（実施見込者数：2,310人） （内訳） 協会保健師実施分 8.6%（実施見込者数：2,029人） アウトソーシング分 1.2%（実施見込者数：290人） <p>被扶養者（実施対象者数：1,176人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：59人） <p>(4)その他の保健事業</p> <p>保健事業の表彰制度（保健指導の実施率の高い事業所に対して実施） 携帯サイトを活用した健康促進（セルフチェックによるサービス提供とメタボチェック） 健診実施機関との協力連携（営業による健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大、健診実施機関調査等）</p> <p>(5)データヘルス計画</p> <p>（上位目標）生活習慣病予防健診受診者（40歳以上）の血圧リスクの低下を図る 42.7% 40.0%（平成29年度） （下位目標）加入者及び事業主が群馬の健康課題について理解するように図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントや研修会等を活用した健康づくりの広報 加入者及び事業所が健康づくり対策についての実施促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、健康づくり事業の展開（運動セミナー等を開催） 加入者の身体活動量の増加を図る ・活動量計を用いた活動量調査 <p>(6)受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> マスメディア広報による受診勧奨の実施 来所による特定保健指導を実施 市町村と連携した特定健診の受診勧奨を実施 検診車による集団健診の実施 未治療者に対する受診勧奨の実施
4．組織運営及び業務改革	<p>業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい業務システムの着実な定着を図る <p>各種委員会および支部内研修等により法令遵守、危機管理、個人情報保護、情報セキュリティ（アクセス制限、パスワードの適切な管理）等の徹底を図る</p> <p>本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る</p> <p>消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る</p>

平成27年度 事業計画 (埼玉支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) データヘルス計画の推進 「データヘルス計画」を着実に実施するため、県・市区町村・関係団体と連携し、糖尿病の重症化予防や特定健康診査の受診率向上のための施策を推進する。</p> <p>(2) 各関係方面への積極的な発信 地域医療構想（ビジョン）等の策定に当たって必要な意見発信を行うとともに、県の政策関係部局をはじめ、市区町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市区町村の医療政策等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの意見を発信していく。県や市区町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。</p> <p>(3) 調査分析の推進 レセプト情報や健診データなどを活用し、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費などの現状を把握し、医療費等の分析に取り組む。 レセプト情報の分析等の調査研究や保健事業、医療費適正化に向けた取組みを県や他の保険者と共同して実施する。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシにより加入者へ適切な広報を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 埼玉県全体としてジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、埼玉県と連携し、県民や協会けんぽ加入者、医療関係者等へ積極的な啓発活動を推進する。 ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース） 平成27年度末目標 60.0%（H26.8 現在使用割合 58.7%）</p> <p>(5) 広報の推進・充実について 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。 また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。 平成27年度末目標 2,100件配信（H26.12 現在 1,778件配信） 県・市区町村・関係団体との連携による広報、新聞やテレビ・ラジオなどのメディア等への発信力を強化する。また、保健事業や医療費適正化に対する取組みについて、加入者・事業主や関係機関等に理解していただくための情報発信を行う。</p> <p>(6) 加入者サービスの充実 健康増進や介護に関するサービスを提供する新しい取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス（埼玉支部カフェテリアプラン）」の参加企業の更なる充実を図り、よりよいサービスを加入者等に提供する。 アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を活かした事業を実施する。</p>

	<p>(7)健康保険委員と連携した事業の推進</p> <p>健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくため、研修会を開催する。 従業員に周知いただく健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくためのパンフレットを作成するなど、健康保険委員と連携していく。 事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勸奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大に努める。 平成27年度末目標2,000名(H26.12現在1,591名) 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。</p>
<p>2.健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上の取り組み</p> <p>サービススタンダード100%の継続実施と適切な管理と適正な支給を行う。 加入者の皆様に、健康に対する意識を高めていただくことを目的とし、医療費通知を送付する。 高額査定通知を実施計画(毎月)に基づき実施する。</p> <p>(2)窓口サービスの展開</p> <p>郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、効率的・効果的なサービスを提供するとともに窓口体制のあり方を検討する。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確・迅速に行う。</p> <p>(4)適正な給付業務等の推進(現金給付の審査強化)</p> <p>傷病手当金・出産手当金の審査強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得日の直後に申請されたものについて、保険給付適正化プロジェクトチームの活用をする。 ・標準報酬月額が83万円以上や、急激な増加により月額変更が行われた直後の保険給付等について、保険給付適正化プロジェクトチームの活用をする。 ・立入検査等を行う権限を活用し、疑義のある保険給付請求に対しては調査を行い、適正化及び不正請求防止に努める。 <p>傷病手当金と老齢退職年金給付及び障害厚生年金との調整による適正な支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害厚生年金と調整該当する請求者に、「障害厚生年金との併給調整」を説明するリーフレット配布をするとともに、日本年金機構へも年金相談時のリーフレット配布を依頼する。 ・老齢退職年金給付受給予定者に対して併給調整のリーフレットを配布する。 ・併給調整により傷病手当金返納金債権の発生が確定した時点で、被保険者に対し説明等を行い円滑な債権回収につなげるとともに、その後の傷病手当金の受給について説明をする。 <p>柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を強化し、回答の結果、請求内容が疑わしきものについて必要に応じ施術者に照会を行う。また、その際にパンフレットを同封し、受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。 <p>海外療養費の審査強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外療養費の不正請求を防止するため申請書に添付された診療明細の精査や、申請に係る療養等に疑義がある場合は、受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会を実施し、審査の強化を図る。 <p>(5)債権回収の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書・電話・訪問勸奨を実施し、効果的・効率的な返納金債権の回収をする。 ・悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険との保険者間調整を推進する。 無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化をする。 ・債権発生防止を目的とし、保険証の回収について、催告状の送付等により回収強化を図る。 <p>(6)効果的なレセプト点検の推進</p> <p>資格点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診による債権発生の防止のための広報を「埼玉だより」等を活用し重点的に行う。 ・資格関係誤り等について、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。 <p>外傷点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な抽出条件の設定等を行い、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。 <p>内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、加入者1人当たりの診療内容等査定効果額（医療費ベース）は平成26年度を上回ることを目指す。 ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。 ・一部外部委託については、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させることを目的として実施する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>被保険者（生活習慣病予防健診の受診促進及び事業者健診データの取得）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関との契約促進 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施機関の少ない地域（吉川市、蓮田市、北本市、鳩ヶ谷市、和光市、志木市、北本市、鶴ヶ島市及び埼玉県中西部）での契約機関を拡大する。 ・電話による受診勧奨及びデータ提供依頼 <ul style="list-style-type: none"> 10人以上の未受診者がいる事業所へ電話による受診勧奨及び事業者健診データの提供依頼を行う。 ・新規適用事業所への受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> 受診の習慣化を促すため、新規適用事業所へ文書により案内を行う。10人以上の対象者のいる事業所に対しては電話及び訪問による受診勧奨を行う。 ・契約健診機関による受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> 契約健診機関による受診勧奨及び事業者健診データ取得勧奨業務委託を拡大する。 <p>被扶養者（特定健康診査の受診促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市区町村と連携した合同健診及び協会単独での集団健診実施を推進する。 ・受診券の自宅直送 <ul style="list-style-type: none"> 利便性確保のため、健診機関一覧を同封して受診券を自宅に直送する。 <p>保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導実績向上のため、保健師の人員拡大を図る。 ・ITによる積極的支援を効果的に実施する。 ・保健指導の外部委託機関数の増加を図る。 ・被扶養者の保健指導対象者へ「保健指導利用券」を送付する際に実施機関一覧を同封して利用促進を図る。 <p>広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・新聞等のメディアを活用し、加入者へ広報を行う。

	<p>・健診啓発のポスターを作成し、健診機関及び市区町村等へ掲示依頼を行い、加入者への啓蒙を図る。</p> <p>(2)データヘルス計画 加入事業所及び加入者の医療費への関心を深めるとともに健康づくり意識を醸成する。 ・埼玉県や市区町村、保健所と連携し、積極的に事業主へ働きかける。また、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用し、事業主及び加入者の健康意識を高め、事業所の健康度アップを図る。 ・業種別の医療費分析等の情報を商工会議所等の各種団体や事業主へ提供していき、意識の醸成を図る。 医療費抑制のため重症糖尿病患者及び透析患者の発生を抑制する。 ・健診結果から要治療となっている未治療者に対し、医療機関への受診勧奨を行う。 ・埼玉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、ハイリスク者に対して生活指導を行い、人工透析への移行を抑制する。</p> <p>(3)その他の保健事業 埼玉県や市区町村等との協力体制強化 ・埼玉県や市区町村と連携した協働イベントに参画し、保健事業の協力体制をより強化する。 支部独自の取組みを強化 ・支部の健康づくり推進協議会を開催し意見を取り入れるとともに、他支部の好事例を積極的に取り入れていく。</p> <p>(4)健診実施目標 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：386,920人） ・生活習慣病予防健診 実施率：41.9%（実施見込者数：162,120人） ・事業者健診データ 取得率：5.1%（取得見込者数：20,000人） 被扶養者（受診対象者数：129,072人） ・特定健康診査 実施率：20.2%（実施見込者数：26,073人）</p> <p>(5)特定保健指導実施目標 被保険者（実施対象者数：38,428人） ・特定保健指導 実施率：8.5%（実施見込者数：3,288人） （内訳）協会保健師実施分 7.7%（実施見込者数：2,988人） アウトソーシング分 0.7%（実施見込者数：300人） 被扶養者（実施対象者数：2,164人） ・特定保健指導 実施率：6.9%（実施見込者数：150人）</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)加入者の利便性向上のため事務室移転の実施 平成 27 年度中の支部事務室移転に向け、業務・システム刷新を踏まえた綿密な移転計画を策定し、着実に実行する。また、事務室移転に伴い、業務運営体制を見直す。 各種広報誌やホームページ、メールマガジン又は経済団体等の広報誌等を活用し、支部事務室移転に係る広報を実施し、加入者・事業主・関係方面への周知を図る。</p> <p>(2)新しい業務・システムの定着 新しい業務・システムの着実な定着を図るとともに、業務の効率化を進め、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくりを促進する等、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。</p> <p>(3)組織運営体制の強化 定期的にリーダー会議等を開催し、グループ間の連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。また、サービス向上を図るための電話体制を整備する。 効率的な事務処理を行うため、必要に応じてレイアウトの見直しを検討し、職場環境の整備をする。</p>

(4) 協会の理念を实践できる組織風土の定着

加入者の視点に立ったサービスの向上、リスク管理を意識した業務の遂行、基本に立脚した事務処理、創意工夫に富んだ組織風土を定着させる。

(5) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、コンプライアンス委員会を開催（年2回）するとともに、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年2回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。

(6) リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のためにリスク管理委員会において、リスク管理を徹底する。

(7) 人材育成の推進

本部研修参加者による支部内伝達研修の実施をするとともに、支部研修計画を策定し、外部講師による研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。

職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。

(8) 業務改革・改善の推進

業務改善検討委員会を開催（年6回）し、職員からの改善提案を検討する等、業務改革・改善の推進を図る。全国のブロック単位で設置された業務改革会議においての改善案を具体的に実施する。

(9) 経費節減等の推進

電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。

消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

平成27年度 事業計画 (千葉支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第2期)及び(第3期【仮称】)」に基づき、千葉支部の医療費や健診データを分析し、千葉支部の実情を踏まえた上で、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下の取組みについて、更に強化・充実を図る。また、千葉支部で策定した「データヘルス計画」について、初年度に実施することとされている具体的な事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者への提供 ・ 県・市町村など関係方面への積極的な発言 ・ 他の保険者等との連携や共同事業の実施 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 保健事業の効果的な推進 ・ 禁煙事業の推進 等 <p>また、県・市町村の医療政策関係部局の各種協議会に参加するなど、医療政策等の立案に積極的に参加し協会けんぽが収集・分析したデータの活用に努め、県・市町村との間で情報分析、保健事業等における連携事業を推進する。</p> <p>(2) 千葉支部評議会の一層の活性化</p> <p>支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自律の運営を図る。</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査強化を図る。また、支部で策定した「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。</p>

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）の目標を全国平均プラス 1%以上とし、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担軽減効果額を通知するサービスによる効果をさらに着実なものになるよう加入者等への適切な広報を実施する。また、千葉支部の実情に応じて医療機関・調剤薬局等の関係機関への働きかけを実施し、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるようにわかりやすい広報を推進するとともに、健康保険委員等への研修会等において、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。

(5) 地域医療への関与

地域医療ビジョンの協議の場等に医療保険者の関与が法定化されたことを踏まえ、地域医療のあり方に対して必要な意見発信を行う。

(6) 加入者・事業主に響く広報の推進

ホームページの充実

業務・システム刷新による「申請書・届出書作成支援サービス」等の新機能を広報し、加入者・事業主の利便性が向上するようホームページを充実させる。

メールマガジンの配信

毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。また、メールマガジンをより多くの加入者・事業主の方々にお届けできるよう、各種広報を通じて、新規登録件数 100 件を目標とする。

県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進

保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事掲載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。また、県・市町村等の開催するイベント等に参画し、協会けんぽの認知度を高める。

各種郵送物への広報チラシの同封

納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用しタイムリーに情報を提供する。また、生活習慣病予防健診や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封

	<p>して受診率の向上を図る。</p> <p>健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行 健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』を年4回発行し、健康保険委員への情報提供を充実させる。</p> <p>(7) 的確な財政運営 被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策について検討し、関係方面へ発信していく。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組 加入者のご意見の分析、お客様満足度調査の分析 窓口や電話における加入者の方々のご意見については真摯に受け止め、分析を行い、支部内の創意工夫を活かしたサービス改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の内容から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部内の改善活動に結び付ける。</p> <p>サービススタンダードの達成 傷病手当金等の保険給付については、不正が疑われる案件等を除き、『申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内』とするサービススタンダードを100%達成するため、事務処理の流れの透明化を図り、より効率的な事務処理体制を構築する。</p> <p>健康保険委員の委嘱の推進 健康保険委員の委嘱者数の目標を1,000名として拡大を図るとともに、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進を図る。</p> <p>(2) 限度額適用認定証の利用促進及び高額療養費制度の周知 納入告知書に同封する広報チラシ等を活用して、限度額適用認定証を広報して利用を促進する。また、高額療養費未請求者に対するお知らせ案内の中に、高額療養費パンフレットを同封して制度を周知させる。</p>

(3) 窓口サービスの展開

加入者本位の理念に基づく窓口サービスの展開

窓口業務に携わる契約職員や委託社労士向けの受付フローチャートを作成配布して、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念をより一層徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。

窓口体制の見直し

届書の郵送率の向上（目標：80%）を図りつつ、年金事務所窓口の来客数推移を分析して、窓口の開設日数等について再検討し、効率的な窓口サービスを展開する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。提出率を向上させるために、当該事業の重要性をより分かり易く、様々な媒体を通して周知広報し、一定規模以上の未提出事業所に対する督促も行う。

(5) 傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等に係る適正な給付業務の推進

傷病手当金・出産手当金

- ・不正請求の疑いもたれる事案（例えば、標準報酬が著しく高額に改定された後に、請求がなされる等）については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査を積極的に実施する等必要な調査を実施し支給の可否を決定する。
- ・資格取得から傷病手当金及び出産手当金請求までの期間が短い（3か月以内）申請者については、雇用契約書や雇用保険被保険者証の写しを添付していただき、逆選択でないことを確認する。
- ・審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。

柔道整復療養費等

- ・柔整審査委員会における審査委員に整形外科医を2名委嘱し審査委員会において厳格な審査をし、給付の適正化を促進する。
- ・柔道整復療養費（接骨院）について、多部位施術や施術日数が多い申請書等を抽出して、加入者へ

照会を行い、明らかに不自然な請求については、柔整審査会や厚生局に情報提供する。加入者へ照会を行う際には、正しい柔道整復のかかり方のチラシを同封し、適正な受診への啓発を図る。

海外療養費

・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施し、下記の効果額目標の達成を目指す。

【達成目標】

全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし達成を目指す。

《具体的な取り組み》

- ・自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ・点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を強化する。
- ・全国の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。
- ・支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義がある原審事例の解消に努める。
- ・支部内の内容点検を充実させること、業者のノウハウを活用して点検員のスキルを向上させること等を目的として内容点検の一部外部委託を実施する。

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化

- ・納入告知書に同封する広報チラシ等により、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ・資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。
- ・未回収者リストにより、催告状送付・被保険者（必要に応じて事業所）への電話勧奨及び訪問を実施し、早期回収に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構で実施する一次催告（ハガキ）を封書に変更依頼し、支部作成のチラシと返信用封筒を同封して保険証の早期回収を図る。 <p>(8) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度を上回る回収率を目標として、文書催告・電話勧奨・訪問勧奨等を確実に実施し、早期回収を図る。 ・法的手続き（支払督促等）を積極的に推進する。 ・弁護士と契約を結び、弁護士名での納付催告等を実施し、早期回収に努める。 <p>(9) 日本年金機構との連絡調整等</p> <p>定期的に日本年金機構と連絡調整会議を開催し、日本年金機構との緊密な連携を図り、加入者・事業主の方々へのサービスを向上させる。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>データヘルス計画の実施初年度として、計画した各種事業を確実に実施する。また、自治体や他の保険者等の関係団体と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を効果的に展開していく。</p> <p>(2) 健診の推進</p> <p>< 被保険者の健診 ></p> <p>受診しやすい環境整備の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規生活習慣病予防健診実施機関の拡充 ・健診機関の少ない地域における検診車の有効活用 <p>生活習慣病予防健診実施機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標健診実施数を達成できるよう進捗管理を実施 <p>未受診者対策として、年度途中で未受診者にDMによる受診勧奨を実施</p> <p>事業者健診データ取得向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託による事業者健診データの取得 <p>< 被扶養者の健診 ></p> <p>主治医から健診受診の勧奨を促していただくよう、千葉県医師会へ受診勧奨依頼</p>

受診券を被保険者の住所へ直接送付
集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診のDM送付
集団健診の実施がない地区における環境整備の取組
・ オプショナル健診を追加した協会けんぽ主催の集団健診の実施
・ 市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施

ア) 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:273,405人)
・ 生活習慣病予防健診 実施率:54.9%
(実施見込者数:150,047人)
・ 事業者健診データ 取得率:5.4%
(取得見込者数:14,640人)

イ) 被扶養者(40歳以上)(受診対象者数:88,255人)
・ 特定健康診査 実施率:20.9%
(実施見込者数:18,421人)

(3) 保健指導の推進

関係機関へ働きかけ契約保健師等のマンパワー確保
保健指導の外部委託実施機関の拡充
事業所訪問による保健指導の勧奨

・ 事業所診断ツールを用いた事業所の月平均医療費や生活習慣病リスク保有率の資料を提示し、健康づくりや医療費に対する認識を高めるような働きかけを実施

ア) 被保険者(実施対象者数:35,408人)
・ 特定保健指導実施率:13.4%(実施見込者数:4,748人)
(内訳)協会保健師実施分 8.0%(実施見込者数:2,849人)
アウトソーシング分 5.4%(実施見込者数:1,899人)

イ) 被扶養者(実施対象者数:1,916人)
・ 特定保健指導実施率:3.0%(実施見込者数:58人)

【合計】* 特定保健指導 実施対象者数 37,324人
実施率 12.9%(実施見込者数4,806人)

	<p>(4) 各種事業の展開</p> <p>禁煙プロジェクトを継続して実施し、受動喫煙の防止・個人の禁煙・事業所の取組等について啓発していく。(地域イベント等への参加、事業所に訪問して呼気一酸化炭素濃度測定。)ウォーキングによる健康づくり事業を推進し、健康づくりの意識醸成を図る。</p> <p>健診結果をわかりやすく視覚化・数値化するオーダーメイド的な生活習慣改善シートを活用し、健康意識の醸成を図る。</p> <p>健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者に対し医療機関の受診勧奨を行うとともに、重症の方へは二次勧奨を行うことで重症化予防を図る。</p> <p>関係団体と連携し、食育の普及啓発活動を行っていく。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 業務・システムの刷新</p> <p>新しい業務・システムの着実な定着を図る。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>部内の各グループの連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。</p> <p>人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>協会のミッションや目標を徹底し、職員全体で共有化していく。</p> <p>職員の意識改革を推進し、創意工夫に富んだ組織風土・文化を定着させる。</p> <p>(3) 人材育成の推進</p> <p>支部全体に関わる事業等については、随時、支部内研修を実施して一体感を持って事業運営に取り組む。</p> <p>レセプト点検・保健事業等のスキルを向上させるため、研修を充実させる。</p> <p>本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。</p> <p>(4) 業務改革の推進</p> <p>定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、医療費適正化対策、企画立案業務等の重点化を進める。</p>

(5) 経費の節減等の徹底

職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
調達結果を公表し透明性を確保する。

(6) 事故防止の徹底

コンプライアンスや個人情報保護を徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。
現金給付処理にかかるチェックリストを活用することにより、事務処理誤り防止を徹底する。

平成27年度 事業計画 (東京支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>新たに本部が策定する「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に向けて、地域の医療費、健診データ、加入者等の考えを収集・分析するとともに、「東京支部データヘルス計画」(慢性腎臓病(CKD)の重症化予防による透析導入の回避・遅延)の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の取組みについて更なる充実・強化を図る。</p> <p>「東京支部におけるデータヘルス計画遂行の為の調査研究」(調査研究事業)の推進</p> <p>ア. 傷病手当金・健診・レセプト情報を用いた精神疾患医療費の分析</p> <p>イ. 終末期医療費の推計と疾病別リスク予測モデル構築に関する研究</p> <p>ウ. 特定健診・特定保健指導の中長期的効果の分析</p> <p>医療に関する情報の加入者・事業主への提供</p> <p>ア. の情報を「東京支部データヘルス計画」、「東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議」と連携した事業所とのコラボヘルス等に活用するとともに、地域の医療費動向等の情報を発信し、医療費の適切な利用を働きかける。</p> <p>イ. 医療費通知サービスを実施する。</p> <p>ウ. 柔道整復師、あんま、マッサージ・指圧師及びはり灸師の施術に係る療養費の適切な利用を啓発する。</p> <p>エ. ホームページ、メールマガジン、Webサイト等を活用した、ITによる広報を強化する。</p> <p>オ. 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区・中野区をはじめとする自治体等と協力し、健康に関するイベントの開催、健康づくりに関する共同事業の実施などを通じ、医療費適正化を推進する。</p> <p>都道府県など関係方面への積極的な発信</p> <p>ア. 加入者・事業主の保険料負担軽減のため、加入者・事業主と一体となった取組を推進する。</p> <p>イ. 「東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議」との連携をはじめとする東京都の政策関係部局、区市町村、各種協議会など、都・区市町村の医療政策・介護政策に積極的に参加し、意見を発信する。</p> <p>ウ. 医療費の分析結果、保健指導の研究成果を学会・論文で発表するなどの発信を強化する。</p> <p>他の保険者との連携や共同事業の実施</p> <p>ア. 連携・協働に関する覚書を締結していない自治体等と医療情報の分析や保健事業の連携に関する協定を締結するなど連携を推進する。</p>

イ．健康保険組合、区市町村、後期高齢者医療広域連合等の他の保険者との連携を推進する。

保健事業の効果的な推進（後述）

ジェネリック医薬品の使用促進

ア．ホームページ・メールマガジン・ラジオ番組・Web サイト等を活用した積極的な広報を推進する。

イ．患者の意思表示を容易にする、「希望カード」、「希望シール」等を継続配布する。

ウ．ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの年度内2回通知を継続実施する。

エ．使用促進に向けたセミナーを開催する。

オ．東京都薬剤師会への協力依頼を継続実施する。

カ．新規学卒者採用に向けた大学訪問時におけるポスター等の掲示依頼を継続実施する。

地域医療への関与

地域医療構想(ビジョン)の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の推進（後述）

正確で迅速な事務処理によるサービス向上の推進

効果的なレセプト点検の推進

現金給付の審査強化

債権の適正管理と早期回収

債権発生抑制

適正受診の啓発・勧奨

被扶養者資格の再確認

「東京支部データヘルス計画」の確実な実施

(3) 適正受診の啓発・勧奨

インターネットを通じた医療費通知サービスを推進する。

事業所向けポスター・チラシ等の送付により、保険証の適正使用を周知する。

(4) 被扶養者資格の再確認

無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため日本年金機構との連携の下、的確か

	<p>つ円滑に実施する。</p> <p>(5) 加入者等への周知広報の充実</p> <p>広報担当者会議を活用し、加入者の視点に立った広報内容と手段の充実を図る。</p> <p> 広報内容を充実する。</p> <p> ア．加入者にわかりやすい広報の推進</p> <p> イ．加入者・事業主への財政状況（都道府県単位保険料率）・健康づくりにかかる広報の充実</p> <p> ウ．高額療養費制度の周知</p> <p> (ア) 高額療養費制度及び限度額適用認定証の利用について、平成 27 年 1 月に制度改正された内容を含め、事業所や加入者に周知する。</p> <p> (イ) 医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。</p> <p> (ウ) 未申請者に対する支給申請手続き勧奨サービスを推進する。</p> <p> エ．資格喪失者の保険証の回収についての周知広報の強化</p> <p> 広報手段を充実する。</p> <p> ア．健康保険委員の活動強化・拡大のための（委員）登録メールを利用した情報発信</p> <p> イ．日本年金機構をはじめ、関係団体との連携強化</p> <p> ウ．ホームページでのコンテンツの充実</p> <p> エ．ラジオ番組・Web サイトの充実</p> <p> オ．メールマガジン配信の継続</p> <p> カ．様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進</p> <p> キ．社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実</p> <p> ク．リーフレット、加入者・事業主に向けたお知らせ等の充実</p> <p> ケ．新規適用事業所向けに実務の手引き等の配付</p> <p> コ．年金委員研修会の場を活用した健康保険制度等の情報提供</p> <p> サ．新規学卒者採用に向けた大学における企業説明会への積極的参加</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) 保険給付事務処理体制の強化</p> <p> 正確で迅速な給付処理によりサービス向上を推進する。</p> <p> ア．正確な事務処理体制の推進</p> <p> イ．サービス・スタンダード等による一定の給付処理期間の堅持</p>

- ウ．業務処理マニュアルの整備・充実
- エ．人員の弾力的シフトによる柔軟な事務処理体制の強化
保険給付の適正化のため審査を強化する。
- ア．傷病手当金、出産手当金の申請のうち標準報酬月額が高額である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額へ変更直後の申請について審査を強化し、審査で疑義が生じたものは厳格に対応する。
 - (ア) 支部現金給付適正化プロジェクトの充実
 - (イ) 立入検査の実施
 - (ウ) 顧問弁護士の有効的な活用
 - (エ) 本部提供データの活用
 - (オ) 本部との連携
 - (カ) 日本年金機構等関係機関との連携
- イ．療養費の内容審査・患者照会等を強化する。
- ウ．適正な申請の促進のための周知・広報を行う。
柔道整復施術療養費の審査業務を強化する。
- ア．多部位・頻回等の申請について加入者に対する文書照会を外部委託等により強化するとともに、パンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- イ．不正が疑われるものは地方厚生局へ情報提供を行う。
- ウ．請求内容が疑わしいものについて、必要に応じて施術者に照会する。
海外療養費支給申請の審査を強化する。
海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や患者本人に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。なお、審査に必要とするレセプトの作成については、外部委託により効率化を図る。

(2) お客様サービス向上

- 電話応答率と対応品質を向上する。
- ア．いっそうの繋がりやすさと対応品質向上の実現
- イ．各種申請書類入手要望に対するホームページへの誘導並びに郵送化への誘導促進
- ウ．コールセンター収集データのマーケティング応用
サービス・スタンダード達成率 100%を維持する。
窓口に対するタイムリーな情報を提供する。

お客様に対するCSを向上する。

ア.「お客様の声」について本部と連携した分析評価

イ.パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進

ウ.お客様満足度調査、窓口・電話対応実態調査等の活用による改善

エ.英語等案内拡充によるサービス性の向上

(3) 窓口体制の整備と効率化

支部窓口サテライト窓口(年金事務所特設窓口)の効果的で効率的な窓口サービスの提供

ア.窓口の実情を踏まえた外部委託の検討

イ.職員のコア業務へのシフト促進

ウ.支部窓口、サテライト窓口を一体化した職員の機動的な配置・運用の実施

開設サテライトの利用状況分析とさらなる効率化推進

各種申請書の郵送化促進

(4) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

また、内容点検業務を一部外部委託し、支部内の内容点検の充実を図る。

【目標】

被保険者1人当たり点検効果額

内容点検：全国平均を上回る額 (平成26年度目標 1,557円)

外傷点検：前年度実績を上回る額 (平成26年度目標 270円)

自動点検システム等を効果的に活用したレセプト点検を推進する。

レセプト点検スキルアップ研修等へ積極的に参加する。

レセプト点検員相互の知識・査定事例の共有化を更に推進するため勉強会等を充実する。

審査医師によるレセプト点検指導を充実する。

効率的な負傷原因照会を推進する。

第三者行為求償業務担当者研修を実施する。

	<p>レセプト点検進捗会議による目標の進捗管理を行うとともに、施策のPDCAサイクルを適切に機能させる。オンラインレセプトの請求前資格確認により、資格点検の早期化及び効率化を図る。</p> <p>内容点検業務の一部外部委託に伴い、支部内の内容点検を充実させるとともに、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させ、競争意識の促進を図り、点検領域の拡大を推進する。</p> <p>支払基金の査定にかかる支部間格差の是正を本部と連携し実施する。</p> <p>(5) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努める。</p> <p>業務・システム刷新に伴い効率化される債権管理回収業務の更なる強化を図る。</p> <p>ア．債権発生時における納付勧奨 イ．未納者に対する定期的な催告状の送付 ウ．電話や訪問による督促 エ．顧問弁護士及び法的手続きを活用した督促の実施 オ．調定後1年以内で回収する督促の実施 カ．保険者間調整制度を活用した回収の推進</p> <p>損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>(6) 債権発生抑制</p> <p>資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収(一般被保険者分)については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。</p> <p>保険者間調整制度と並行してレセプトの請求先変更の推進を図り、債権発生を抑制する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の効果的な推進</p> <p>保健事業については、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報収集・分析を踏まえ加入者の特性や課題を把握した上で、地域の実情に応じた効果的な保健事業を進める。特定健康診査・特定保健指導の最大限の推進、その他保健事業の推進を図り、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指す。</p> <p>また、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るために、健診の結果要治療域と判定されながら治療していない者に対し確実に医療に繋げる取組みを進める。</p>

そのために、地方自治体や中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、他保険者、医療関係団体（医師会等）等関係者間で密接に連携を図りつつ、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「東京支部データヘルス計画」による事業主等と協同した健康づくりを拡大し、保健事業を効果的に推進できる環境の整備を進めていく。

なお、「東京支部データヘルス計画」の実行初年度にあたり、P D C Aを十分に意識し、より効果的な保健事業を進める。

さらに、「健康づくり推進諮問会議」に意見を求めるなどし、保健事業を総合的かつ効果的に推進する。

（２）特定健康診査及び特定保健指導等の推進

被保険者の特定健康診査については、事業主等への適切な広報等を通じて、加入者への定着を進めるとともに、健診実施機関の拡充を推進し生活習慣病予防健診受診率の向上を図る。また、未実施事業所等へ健診受診勧奨を行う。

被扶養者の特定健康診査については、受診券の自宅送付や出張集団健診の推進、適切な広報により受診率の向上を図る。

事業者健診については、労働局との連携等による自治体、事業所に対する意識啓発を図りながら、外部委託を活用した健診データ取得の促進を行ない、目標件数の獲得を目指す。また確実に特定保健指導に繋げる。

特定保健指導については、以下の取り組みに注力する。

ア．保健師・管理栄養士の人員の確保に努め、研修等を通して個々のスキルアップを図り、中断率の低下を図るとともに継続支援の外部委託を行い、実施者数を増やす。

イ．健診当日保健指導を実施できる外部委託機関の拡大に努め、実施率が向上するよう健診機関への適切な指導を行う。

ウ．保健指導対象者が就業する全事業所への通知を行い、来所相談の推進を図るほか、出張会場保健指導を実施し、より多くの対象者が保健指導を受ける機会を設け、初回面談者数を増やす。

エ．特定保健指導対象事業所に対し、効果的な勧奨を行う。

オ．新システムを活用し、被扶養者の特定保健指導未利用者への勧奨を計画的に行う

【数値目標】

ア．健診

(ア) 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,330,102人）

A．生活習慣病予防健診 実施率：45.0%（実施見込者数：598,546人）

B. 事業者健診データ 取得率： 7.0% (取得見込者数： 93,107人)

(1) 被扶養者(受診対象者数： 427,620人)

A. 特定健康診査 実施率： 21.0% (実施見込者数： 89,800人)

イ. 保健指導

(ア) 被保険者(実施対象者数： 156,061人)

A. 特定保健指導 実施率： 19.0% (実施見込者数： 29,651人)

(内訳)

《協会保健師等実施分》 10.0% (実施見込者数： 15,606人)

《アウトソーシング分》 9.0% (実施見込者数： 14,045人)

(1) 被扶養者(実施対象者数： 7,037人)

A. 特定保健指導 実施率： 4.3% (実施見込者数： 303人)

【具体的な取組内容】

ア. 健診の推進

(ア) 生活習慣病予防健診申込書の送付 (対象事業所数 190,000件)

(イ) 特定健康診査受診券の自宅送付 (対象者数 254,000人)

(ウ) 任意継続被保険者・その被扶養者への健診申込書の送付 (対象者数 11,000人)

(エ) 新規適用事業所への健診申込書の送付 (対象事業所数 18,000件)

(オ) 生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問・電話による受診勧奨 (対象事業所数 9,000件)

(カ) 事業所への健診案内チラシによる受診勧奨(納入告知書同封) (対象事業所数 190,000件)

(キ) 生活習慣病予防健診本人向け案内チラシによる受診勧奨 (対象事業所数 190,000件)

(ク) ラジオ番組・ラジオCM(スポット)による健診受診勧奨

(ケ) 女性向けメディアを活用した特定健診受診勧奨

(コ) 映像ソフトを活用した健診受診勧奨・特定保健指導

(サ) 被扶養者の健診受診推進のためのポスター制作(6,000枚)

(シ) 健診電話相談体制整備

(ス) 島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保

(セ) 事業者健診データ取得推進(外部委託による勧奨・取得、健診機関による勧奨・取得、労働局との連携)

(ソ) 健診申込ツール(オプティ)の周知、利用率向上に向けた取組

(タ) 協会主催の集団健診時にオプション健診を拡大し実施する(15区市町)

(フ) 被扶養者追加セット健診の実施(約 150 機関)

イ．特定保健指導の推進

(ア) 特定保健指導・健康相談案内リーフレットによる情報提供 (対象者数 680,000 人)

(イ) 全特定保健指導対象者就業事業所への通知(約 32,000 事業所)を行い、来所相談や訪問指導の拡大

(ウ) 健診当日階層化し、特定保健指導を実施できる外部委託機関の拡大と連携の推進

(エ) 協会保健師等による初回面接数の増大を図るため、継続支援の外部委託

(オ) 保健指導の質の向上のため、支部内研修の充実、及び学会等への参加

(カ) 訪問事業所の獲得のため、勸奨業務の推進

(キ) 全事業者健診データ取得事業所への特定保健指導実施の通知

ウ．健康づくり推進諮問会議の運営

エ．平成 27 年度集合契約 B の代表保険者契約事務の実施

(3) データヘルス計画の実施

データヘルス計画については、東京支部が持つ健康課題から以下のように目標を掲げ、PDCA を十分に認識し、関係団体と連携を図り事業主等と協同した健康づくりを拡大し、今後 3 年計画で実施する。

上位目標

ア．慢性腎臓病 (CKD) の重症化予防による透析導入の回避・遅延。(加入者の健康寿命の延長、QOL の維持向上、医療費の削減)

イ．40 歳代以上の加入者について、性別・年齢層別の新規透析導入者の割合が、事業開始時点を下回る。

下位目標

ア．通知対象者が CKD を自身の問題として理解し、医療機関を受診する。またレセプト情報から受診状況を把握する。

イ．翌年度以降の健診結果で、CKD 重症度または CKD への影響が大きい項目の改善 (または悪化が遅延) を把握する。

ウ．健康保険委員の活動、事業主向け広報等を活用し、事業主に対し、従業員 CKD 重症化予防の取組みに理解を求めるとともにコラボヘルスの土台を醸成する。

エ．医師会に実施結果を説明、共有し、かかりつけ医から腎臓専門医に繋がるネットワーク構築を図る。

オ．東京都、区市町村等自治体、東京商工会議所等と重症化予防事業や地域・職域の健康づくりに関し積極的に連携する。

	<p>(4) 各種事業の展開</p> <p>業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査・特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、保険者協議会や地方自治体や中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、他保険者、医療関係団体（医師会等）等との連携を推進し、生活習慣改善に関する教育やラジオ・Web サイトを活用した健康・健康づくりの情報機会の提供、相談、普及啓発など、地域の実情に応じた保健事業を実施する。</p> <p>また、「健康づくり推進諮問会議」の意見や助言にもとづき医療費分析を行い、健診結果データとレセプトデータの突合、検証を実施し、下記の活動に必要なデータを整備する。</p> <p>ア．メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供</p> <p>イ．がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防</p> <p>ウ．心の健康づくり</p> <p>エ．むし歯・歯周病予防の普及啓発</p> <p>オ．健康寿命に関する情報の提供</p> <p>カ．地域の健康づくりイベントへの参加</p> <p>キ．連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区・中野区をはじめとする自治体等と連携した健康維持についての広報の推進</p> <p>ク．健康フォーラムの開催</p> <p>ケ．重症化予防のための適切な受診勧奨及び生活習慣改善指導の実施</p> <p>（ア）慢性腎臓病（CKD）の重症化予防のための受診勧奨事業（支部独自事業）</p> <p>（イ）糖尿病性腎症患者の重症化予防として、血圧、血糖値の高値の未受診者への一次受診勧奨通知（本部事業）及び重症度の高い者への二次受診勧奨通知（支部事業）</p> <p>コ．喫煙問題を抱えた事業所への禁煙事業の展開</p>
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 新しい業務・システムの定着</p> <p>新しい業務・システムについて、早期に着実な定着を図る。また、業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、「東京支部データヘルス計画」の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。</p> <p>(2) 組織運営体制の強化</p> <p>事業主・加入者の意見に基づき適切に運営する。</p>

- ア．東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させる。
- イ．本部との連携をさらに密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化する。コンプライアンス・個人情報保護等を徹底する。
- ア．法令等規律の遵守、個人情報保護・セキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じた徹底、点検の強化
- イ．コンプライアンス委員会の活用・通報制度の周知徹底
- ウ．個人情報保護管理委員会の活用・制度の周知徹底
労働安全衛生を徹底する。
- ア．職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など）
- イ．衛生委員会の充実
経費節減を推進する。
- ア．効率的な執行による更なる経費の節減
- イ．事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減
- ウ．調達審査委員会を活用した透明性の確保
- エ．業務効率化による時間外（超過）勤務の縮減
- オ．入居ビル管理会社と連携した節電対応
- カ．消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理

（３）人事制度の適切な運用

実績・能力本位の人事制度を運用する。

- ア．人事評価制度の適切な実施
- イ．期待像・評価の考え方の明示
- ウ．個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施
支部長権限に基づく人員を弾力的に配置する。

（４）人材育成の推進

協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着を図る。

お客様本位の理念について職員への一層の徹底を図る。

- ア．コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫

(特にお客様に対する接遇の向上、朝晩の挨拶、グループミーティングなどを徹底)

イ . 職員の部門間を越える情報共有、一体感の強化

ウ . 本部と連携した新規学卒者の採用活動の展開

エ . 本部と連携した各種研修の実施

オ . 支部独自の職員等のスキルアップ研修の実施

カ . 健康管理やお客様サービスの向上についての啓発の取組

キ . 「組織の活性化7つの秘訣」(携行カード) の実行

ク . 「コンプライアンス、リスクマネジメント、事務処理、安全の心得」(携行カード) の実践

(5) 業務改革・改善の推進

職員のコア業務・企画業務への重点化、業務量の増加、及び業務領域の拡大に対し、外部委託化を積極的に推進する。

現場の創意工夫を活かし改革・改善を進める体制を整備する。

ア . 支部独自の改善提案制度の推進と活用

イ . グループリーダー単位で業務改善を図る体制の構築

ウ . ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策

エ . 事務処理誤りゼロへ向けて、支部全体で共有できる抜本的防止策の策定実施

部・グループの垣根を越えて、業務処理に対応するなど、協力体制をより強化する。

(6) リスク管理の強化

支部独自のリスク管理委員会を活用する。

ア . リスクの点検や分析

東京支部顧問弁護士を有効に活用する。

災害時対策を推進する。

ア . お客様の安全確保対策

イ . 職員の安全確保対策

ウ . 業務継続計画 (BCP) による災害時の給付・窓口要員等の確保

エ . 防火防災管理点検の徹底

オ . 本部と連携したマニュアルを作成

(7) 禁煙活動の更なる推進

喫煙の健康に及ぼす影響を真摯に受け止め、自らの健康増進と職場環境の改善のため、保健事業推進体の従事者として率先して喫煙による健康被害を予防するため、及び窓口等のお客様サービスの向上を図るため、勤務時間中は禁煙とすることは既に実施済みであるが、さらに「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」の啓発などを通じ、職員の日常生活の健康サポートを推進する。

平成27年度 事業計画 (神奈川支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、神奈川支部の実情に応じた「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」を実行し、下記の事項について更なる充実・強化を図るとともに、神奈川支部における「データヘルス計画」の確実な実施を図る。</p> <p>医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・患者への提供 都道府県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進</p> <p>保険者協議会、県西地区地域・職域連携推進協議会、国保運営協議会等諸会議の場で、保険者間の連携のもと、加入者等の立場に立った協会けんぽとしての意見を発信する。</p> <p>地方自治体との健康づくり推進事業に係る覚書の締結に基づき連携して医療費分析・健康増進事業を推進し、加入者の更なる健康増進を図る。</p> <p>神奈川県及び健康づくり推進事業に係る覚書を締結していない市町村に対しても健康づくり推進事業等の連携を引き続き強く働きかけていく。</p> <p>サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等についても、引き続き着実に推進していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の推進</p> <p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、日本年金機構との協働のもと、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>加えて、「データヘルス計画」の確実な実施を図り、神奈川支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を積極的に立案・実施していくとともに、他の保険者と協働の可能性を検討し、連携を図る。</p> <p>医療費、健診データの分析結果についてホームページ等を通じて広報するとともに保健事業等に反映させる。</p> <p>医療費通知を年1回実施するとともに、インターネットを通じ医療費情報の提供を推進する。</p>

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者への適切な広報等を実施する。

ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、リーフレットへの掲載、健康保険委員研修会、関係団体での講習会を通じて周知広報を行い、更なる使用促進を図る。

自己負担額軽減通知の年2回送付を継続実施する。

希望者シールを協会窓口等にて配布する。

県主催のジェネリック医薬品推進協議会への正会員としての参加要請を継続するとともに正会員となるまでの間はオブザーバーとして参加する。

事業所訪問時にジェネリック医薬品についての理解と使用促進の協力要請を行う。

(4) 地域医療への関与

地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等によりこれまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、神奈川支部としてビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。

(5) 調査研究の推進等

地域の特色が発見できるような分析を目標とし、医療分析マニュアルや統計システムの活用、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を行い関係機関への情報提供を行うとともに連携を模索していく。

作成した資料は評議会、健康づくり推進協議会等で報告し、事業主・加入者等に情報提供を行う。

地方自治体との健康づくり推進事業において、神奈川県内の医療状況の把握及び自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を推進していく。

(6) 広報の推進

ホームページについて加入者の立場から読みやすい広報に努める。

メールマガジン登録者数の増加に努めるとともに、内容の検討・充実を図りよりタイムリーな情報の提供に努める。

また、健康保険委員に対する情報の提供を強化する。

社会保険協会の広報誌への記事の提供を通じ、事業所への周知を図っていく。

日本年金機構の協力を得て、加入事業所への広報内容の充実を図る。

地方自治体との健康づくり推進事業において医療費分析・健康増進事業等の広報を連携して行う。

また、県や他の市町村、関係団体に対し連携による広報を働きかける。

県、市町村、経済団体、関係団体等に対しセミナー等の共同開催を働きかける。

	<p>(7) 的確な財政運営</p> <p>支部として財政の状況を適切に把握・検証し支部の財政運営を行う。</p> <p>本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、引き続き、政府、メディア、関係団体へ積極的に意見発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県選出の国会議員への継続的な接触により、財政状況等協会けんぽの実情を理解してもらう。 ・財政状況について加入者、事業主にも理解を促す広報の実施を行う。 <p>協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く加入者等の理解を得るための情報発信を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>お客様対応マニュアルの徹底を図るほか、昨年度設置した総合相談センターの拡充を行い、質の高いサービスの提供に努める。</p> <p>また、お客様満足度調査結果等に基づき、加入者のニーズを把握し、サービスの改善や向上に創意工夫を活かしていく。</p> <p>「正確」「迅速」な給付決定に努め、状況を適切に管理し請求書受付から10営業日以内に支払うことを継続する。</p> <p>協会理念である「加入者並びに事業主への質の高いサービスの提供」を徹底すると同時に、研修などにより接遇の向上を図る。</p> <p>申請書類の郵送化促進、インターネットを活用した医療費情報提供サービスの実施を図る。</p> <p>(2) 高額医療費制度の周知</p> <p>医療機関の協力を得て、限度額適用認定制度の更なる利用促進を図る。</p> <p>高額療養費の未申請者に対する勧奨サービスを継続する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>支部及び8年金事務所の窓口体制について、窓口の利用状況や日本年金機構の意見等を踏まえ、サービスの低下とならないように配慮しつつ、さらなる効率化の検討を行う。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。</p> <p>これまでの業務実績等を踏まえ、より効率的・効果的な再確認を実施する。</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻度（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。</p> <p>柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</p> <p>柔道整復施術療養費については、厚生局神奈川事務所と連携を密にし適正な給付に努める。</p>

(6) 傷病手当金、出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。

審査で疑義が生じた場合の医師及び本人照会を強化する。

傷病手当金・出産手当金については、事業主等から資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から申請されるケースが散見されるため、資格取得日または月額変更日から近い請求の場合は日本年金機構に情報を提供し、これらの事業所に対し、日本年金機構との連携により調査等を実施することを徹底する。

不適切な申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し支部全体で対応するとともに日本年金機構等の関係機関と連携し調査及び審査に取り組む。

さらに、対応が困難な案件は、本部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議も活用し、本部と連携しながら対応を検討する。

また、加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

資格・外傷・内容点検の各点検を実施し、内容点検においては、点検効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。被保険者1人当たり点検効果額目標を設定する。

資格点検 25年度及び26年度効果額を上回る

内容点検 25年度及び26年度全国平均値を上回る

外傷点検 24年度及び26年度効果額を上回る

内容点検業務の一部を外部委託し、点検業者のノウハウを取得し活用することで、点検員のスキルアップによる内容点検効果額の向上を図る。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

加入資格を喪失した加入者の保険証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会においては、一時催告時における協会名の案内文書及び協会宛の返信用封筒の同封、文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を行うほか、資格喪失届出時に保険証の添付

	<p>漏れが特に目立つ事業所に対して資格喪失届出時の保険証添付徹底を促す個別案内チラシを送付する。</p> <p>また、本部における保険証回収業務の外部委託の実施状況を見据えながら、更なる回収強化を図る。</p> <p>事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却してもらうよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。</p> <p>(10) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>なお、損害保険会社が介在する損害賠償金債権については、より確実な回収に努める。</p> <p>顧問弁護士を活用した催告を推進する。</p> <p>(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担ってもらう健康保険委員に対し、制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めてもらうため、研修や広報活動等を実施する。</p> <p>健康保険委員と連携し、神奈川支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。</p> <p>健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。</p> <p>研修会、情報誌の発行等を通して、健康保険委員との結びつきを一層深めるとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p>日本年金機構に対し、年金委員と健康保険委員を対象とする研修等の合同開催を引き続き働きかける。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な進捗</p> <p>加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない加入者に対して、確実に治療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。</p> <p>また、未治療者への受診勧奨業務（文書・電話）を引き続き実施するとともに、「データヘルス計画」の初年度として、パンフレット作成・健康づくりイベントへの出展・喫煙対策研修を実施する。</p> <p>健康づくり推進協議会での意見を踏まえ保健事業の効果的推進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川支部健康づくり推進協議会の開催（年2回） <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけ、アウトソーシング等を活用し利用拡大の推進を図る。事業主健診データの取得についても事業所に対する適切な広報とともに、アウトソーシングや訪問等を組み合わせ、効果的な活動を行っていく。</p> <p>また、健診委託機関等の連携により保健事業の効果を高めていく。</p>

健診

被保険者(40歳以上)(受診対象者数:464,121人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率:51.3%(実施見込者数:237,950人)
- ・事業者健診データ 取得率:3.2%(取得見込者数:15,000人)

被扶養者(受診対象者数:148,029人)

- ・特定健康診査 実施率:18.6%(実施見込者数:27,566人)

保健指導

被保険者(実施対象者数:51,302人)

- ・特定保健指導 実施率:6.3%(実施見込者数:3,232人)
(内訳) 協会保健師実施分 4.4%(実施見込者数:2,280人)
アウトソーシング分 1.9%(実施見込者数:952人)

被扶養者(実施対象者数:2,067人)

- ・特定保健指導 実施率:6.2%(実施見込者数:128人)

【特定保健指導の促進】

- ・教室形式による特定保健指導など利用拡大を図る。
- ・ITを活用(特定保健指導ツールソフト等)し、保健指導の効率化を進めるとともに、新しいツールを提供し実施率の向上を図る。
- ・定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な利用を呼びかける。
- ・アウトソーシング先と連携を図り、保健指導の利用拡大を推進する。

その他の保健事業

- ・特定保健指導3ヵ月修了者に対する「ステップアップ検査」を利用し、効果的な保健指導を展開する。
- ・自治体など他の団体が主催する地域におけるがん検診の受診啓発事業や健康づくり事業に協力参加し、特定健診・特定保健指導の啓発を含め加入者の健康保持増進の推進を図る。
- ・地方自治体との健康づくり推進事業に係る覚書に基づく共同事業として、医療費・健康情報等の分析や健康講座を開催する。

【協力参加予定事業】

「ピンクリボンかながわ」との共催による乳がん撲滅の啓発事業を実施する。

データヘルス計画(上位目標)35歳以上74歳以下の女性の喫煙率が減少する。20.4% 10%台

(下位目標) 現在喫煙している人が禁煙を意識するようになる

事業所、事業主等と一緒に取り組み事業所、事業主等が禁煙、分煙を意識するようになる

受診勧奨対策

【生活習慣病予防健診】

- ・新規適用も含め対象事業所に生活習慣病予防健診の案内・申込書等を送付し事業主への理解を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者への文書勧奨を実施する。 ・定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出するとともに事業所の健康意識を向上させるための積極的な受診を呼びかける。 ・健診の質を確保するため契約健診機関への監査の実施。 ・受診勧奨業務の健診機関等への委託を拡大する。 <p>【事業者健診データ取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期広報紙、ホームページ、リーフレットや研修会等で事業者健診結果の提出を広く呼びかける。 ・労働局や商工会議所など関係団体との連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。 ・紙媒体による健診結果の受け入れおよび電子データ化を勧める。 ・生活習慣病予防健診勧奨時に、データ提供の同意を得られた事業所に対してタイムリーにアプローチする。 <p>【特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 ・フリーペーパー、定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。 ・各市町村に対し健診広報用リーフレットを送付するなど連携を図り、受診機会の増加に努める。 また、市町村が行うがん検診との連携強化を図る。連携が難しい地域については、協会主催の集団健診（会場健診）の拡大を計画する。 ・任意継続被保険者への勧奨時に併せ、任意継続被扶養者に対する特定健康診査の勧奨文書等を同封する。 ・健診機関の協力のもと、生活習慣病予防健診（一般健診）と同様の内容の健診を提供することにより受診拡大に結び付ける。
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 業務・システムの刷新 業務・システム刷新により、定期的な業務の集約を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営体制の強化 支部内の部門間連携を強化するとともに、業務刷新の効果を踏まえて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 実績や能力本位の人事の推進 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。</p>

コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じその遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

また、個人情報保護、整理整頓に係るチェックリストを活用し、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。

5S（整理・整頓・清潔・清掃・習慣）の徹底

5Sは最も基本的な事項であることを認識し、事務所環境を常に見直し、最適な状態の維持に努める。

毎週水曜日を整理整頓の日と位置付け、決められた作業を実施する。

ルールの遵守

本部からの指示や支部で決められた事項が守られているか、絶えず目配りし守られていない事項や職員の不適切行動があった場合は指導を徹底する。

(3) 人材育成の推進

本部研修へ参加できる体制を整備し多くの職員を参加させる。

支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。

(4) 業務改革・改善の推進

業務改革会議等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。

業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。

定型的業務については、集約化しアウトソースを行う。

職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。

(5) 経費の節減等の推進

調達委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページを活用し、調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費節減に努める。

電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。

業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。

事務所賃借料及び倉庫賃借料の軽減交渉の継続。

継続的なムダの発掘による経費削減。

平成27年度 事業計画 (新潟支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)評議会の円滑な運営 支部評議会の定期開催 各評議員に理解いただくための的を射た簡潔な説明と提言や意見の支部事業への積極的な反映</p> <p>(2)地域医療への関与 地域医療構想（ビジョン）の協議での意見発信</p> <p>(3)県・自治体等との連携強化 健康づくりに関する新潟県との協定締結に向けた具体的連携事業の実施 健康づくりに関する協定（三条市・見附市）に基づく施策を基軸とした新潟市・上越市・佐渡市をはじめ県内各市町村への展開 既連携の見附市・三条市との連携強化</p> <p>(4)データヘルス計画の実施 事業所健康経営サポートプランの提案と実施 事業主・加入者へビジュアルでわかりやすい冊子の作成と提供 加入者の健康度に関する新潟県分布図の作成と関係機関への発信</p> <p>(5)ジェネリック医薬品の使用促進 新潟県薬剤師会との連携推進 加入者への適切な広報の実施 医療機関、薬局関係者への働きかけとセミナーの開催</p> <p>(6)効果的な広報の推進 年間を通じた広報企画 ホームページの内容充実 メールマガジンの登録件数拡大</p> <p>(7)関係機関との共催、後援等による連携 各種講習会・研修会等への参画による効果的な制度周知</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1)サービススタンダード対象申請（傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料）の正確かつ着実な支給（受付から振込までの期間：10営業日以内） 担当チームでの日々のミーティングによる進捗状況の共有 チーム内のフォロー体制による正確かつ迅速な支給処理の実施 業務・システム刷新に伴う新たなマニュアルに沿った処理・進捗管理の確実な実施</p>

- (2) サービススタンダード対象申請以外の正確かつ着実な支給処理の実施
 担当チームでの月ごとの進捗状況の共有
 チーム内のフォロー体制による正確かつ迅速な支給処理の実施
 業務・システム刷新に伴う新たなマニュアルに沿った処理・進捗管理の確実な実施
- (3) 高額療養費未申請者に対する申請勧奨の実施
 業務・システム刷新後のアウトソースによる効率化
 申請勧奨時期の短縮
- (4) お客様満足度の向上
 支部職員を対象としたCS向上研修の実施
 支部・年金事務所窓口担当職員を対象としたCS向上及び実務研修の実施
 お客様満足度調査の結果を踏まえた窓口サービスの向上
 「お客様の声」の報告、共有と業務への反映
- (5) 窓口サービスの展開
 支部及び年金事務所（新潟東・長岡・上越・柏崎・三条・新発田）6事務所への窓口担当職員の配置
 平成28年度以降の年金事務所窓口の在り方の検討
- (6) お客様の声の事例共有
 「お客様の声」の支部掲示板、共有フォルダーによる職員への周知
- (7) 事務処理誤り発生「ゼロ」
 各グループにおける事務処理誤り「ゼロ」に向けた学習会の毎月実施
 各グループで発生したヒヤリ・ハット事例の共有及び対策の作成、実践
 職員意識の醸成
- (8) 被扶養者資格再確認業務の実施
 被扶養者状況リストによる二重加入の早期解消
 日本年金機構との連携による被扶養者異動届（削除）処理の円滑な実施
 未提出事業所への届出勧奨の実施
- (9) 現金給付の不正請求の防止
 適正な審査、調査の実施
 立入検査を視野に入れた疑義案件に対する対応
 柔道整復施術療養費の適正化
 海外療養費の不正申請の可能性がある案件にかかる翻訳委託を活用した海外の医療機関への文書照会の実施
- (10) 債権発生抑制
 資格喪失済保険証の回収強化
 保険証の適正使用と保険証返納の広報
 ・傾向分析と職員の営業力による健康保険証回収率の向上

	<p>資格喪失後受診による発生債権の分析強化</p> <p>(11)債権回収 債権回収率の向上 法的手続きのルーチン化による債権回収業務の強化</p> <p>(12)健康保険委員の委嘱拡大と活動強化 適用事業所への委嘱勧奨 委員のメリット拡大</p> <p>(13)効果的なレセプト点検の推進 レセプト内容点検の強化 ・点検効果向上計画の策定・実施による点検効果額の向上 ・点検員の勤務成績に応じた評価の実施 ・外部委託の円滑な実施と「点検業者のノウハウの取得による点検員のスキル向上」及び「競争意識の促進」 他保険者との連携強化による再審査請求の適正化 外傷点検の実施 資格点検の実施 医療費通知の実施</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:292,013人) 実施率 69.1% (実施見込者数 202,000人) ・生活習慣病予防健診 実施率: 64.0% (実施見込者数: 187,000人) ・事業者健診データ 取得率: 5.1% (取得見込者数: 15,000人) 被扶養者 (受診対象者数: 93,779人) ・特定健康診査 実施率: 28.3% (実施見込者数: 26,500人)</p> <p>(2)保健指導 被保険者(実施対象者数: 29,700人) 該当率 16.4% ・特定保健指導 実施率: 15.4% (実施見込者数 4,600人) (内訳) 協会保健師実施分 11.4% (実施見込者数: 3,400人) アウトソーシング分 4.0% (実施見込者数: 1,200人) 被扶養者(実施対象者数: 2,100人) 該当率 8.9% ・特定保健指導 実施率: 3.8% (実施見込者数: 80人) (内訳) 協会保健師実施分 1.4% (実施見込者数: 30人) アウトソーシング分 2.4% (実施見込者数: 50人)</p> <p>(3)その他の保健事業 小中学生とその親世代への生活習慣病予防事業 関係機関との健康イベント協働事業 事業所と加入者との健康度向上事業</p>

(4) データヘルス計画

- (上位目標) 協会けんぽと市町村の連携による「健康づくりメニュー」チャレンジ事業所における各種リスク(腹囲、血圧、脂質、代謝、喫煙)保有者率の減少
- (下位目標) 従業員(被保険者)の健康課題を認識する事業主の増加と健康づくりメニューに取り組む事業所の増加
従業員(被保険者)の積極的な健康づくりへの取り組み
チャレンジ事業所における未治療者数の減少
当計画に連携する市町村の増加
連携市町村が実施している「健康づくり事業」とのタイアップ
市町村と連携する当計画への県の参画促進

(5) 受診勧奨対策

特定健診及び特定保健指導の推進強化

特定健診

被保険者

- ・ 健診委託機関による集団健診実施(商工会等商工会議所)時の受診勧奨
- ・ 健診委託機関との地域別打合せ会の開催
- ・ 関係機関(商工3団体、トラック協会、三条工業会)との連携による受診促進
- ・ 健診委託機関から事業所への結果データ提供勧奨の促進
- ・ 健診委託機関数の増
- ・ 新潟県と労働局との三者間連名による提供同意依頼文の事業主宛て発信
- ・ 関係機関との連携による事業主宛てデータ取得勧奨文書の送付及び電話・訪問による勧奨

被扶養者

- ・ 事業主と協会けんぽ支部長との連名文書による受診勧奨
- ・ 新規加入者分受診券の抽出と送付
- ・ 特定健診委託機関(かかりつけ医)への受診勧奨ポスター配付と掲示依頼及び受診促進依頼
- ・ 三条市・見附市による特定健診・がん検診同時実施日程の被扶養者への案内
- ・ 支部主催集団健診の効果的な開催

特定保健指導

被保険者

- ・ 特定保健指導支部内実施体制の改善計画と実施(リレー支援体制の整備等)
- ・ 契約保健師・管理栄養士の業務効率化の検討と実施
- ・ 休日の特定保健指導会の開催
- ・ 支部来所特定保健指導の効果的な企画と開催
- ・ 効果的な特定保健指導を目的とした委託機関との地域別打合せ会開催

被扶養者

- ・ 健診と同日の特定保健指導実施の個別契約機関の拡大のに向けた企画と実施
- ・ 休日の特定保健指導会の開催

(6) 重症化予防にかかる取り組み強化

未受診者に対する受診勧奨の強化

	<p>(7)健康づくり推進協議会の開催と更なる活性化 各委員に理解いただくための的を射た簡潔な説明と提言や意見の保健事業への積極的な反映 開催結果の評議会への報告</p>
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)新しい業務・システムの定着 勉強会と事務処理確認の確実な実施による職員の業務習熟度の向上 業務・システム刷新に沿った業務処理の効率化</p> <p>(2)人材育成の推進 朝礼を通じた情報の共有化と組織一体化の強化 職員研修の実施</p> <p>(3)適正な予算管理と経費節減等の推進 業務効率の向上による勤務時間管理の厳格化（超過勤務時間の削減） 的確な予算管理とコスト意識の向上</p> <p>(4)組織の適切な運営 各種委員会（衛生委員会・コンプライアンス・個人情報保護等）の開催によるリスク管理の強化 メンタルヘルスの取り組み 毎月のグループ目標の共有化と可視化による組織力の強化</p>

平成27年度 事業計画 (富山支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の医療費情報及び健診データをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。 ・富山県内における二次医療圏別・市町村別の分析を進め、県及び市町村関係機関へ積極的な発信を行うとともに連携した保健事業を推進する。 ・県内で開催される保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議、後期高齢広域連合運営懇話会、国民健康保険運営協議会等において積極的に発信を行う。 ・富山市と健診結果データ等の分析を共同して行い、地域課題を共有するとともに連携した保健事業を実施する。 ・加入者に対し、かかりつけ医や#8000の利用、お薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 <p>医療費適正化総合的対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検及び現金給付の審査強化など、医療費適正化対策をさらに推進する。 ・「データヘルス計画」を確実に実施するとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)について、26年度を上回る使用割合を目標とする。 ・自己負担軽減額の通知を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報やリーフレット、ジェネリック医薬品希望カードやシールを配布することにより使用促進を図る。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況を定期的に把握し、富山県等と連携して、適宜、関係方面へ発信する。 ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組み等積極的な発信を行う。 <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想(ビジョン)の協議の場や保険者協議会において、被用者保険の代表として、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。 <p>調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部が保有する健診データや医療費データについて、県や市町村、富山大学と連携し、地域特性や保健指導の効果などの調査研究を行う。 ・調査結果を取りまとめた冊子を作成し、関係方面へ発信するとともに、公衆衛生学会や産業衛生学会等において発表を行う。 <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって魅力のあるホームページの作成に努める。 ・社会保険委員会やマスコミなどあらゆるチャネルを活用し、加入者及び事業主の視点に立った広報を実施する。 ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 <p>的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの財政状況や高齢者医療の負担の在り方等、財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行うとともに、関係機関への働きかけを行う。

2. 健康保険給付等

サービス向上のための取組み

- ・サービススタンダードの100%達成、7営業日以内の支払いを維持する。
- ・お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部窓口のサービスの充実を図るとともに、お客様サービスの向上や改善に努める。

高額療養費制度の周知

- ・県内主要医療機関の協力を得て、限度額適用認定申請書を医療機関窓口を設置し、限度額認定証の利用促進を図る。
- ・高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを促進する。

被扶養者資格の再確認

- ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ実施する。

傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進

- ・富山支部保険給付適正化要領に基づく審査、医師照会、被保険者照会を実施する。
- ・被保険者資格等に疑義のある請求については、プロジェクトチーム会議を適宜開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止のための審査を強化する。

柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・柔道整復施術療養費適正化のため、システムを活用し、多部位・頻回等の申請について効果的な患者照会を実施する。

海外療養費支給申請における重点審査

- ・海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。

効果的なレセプト点検の推進

- ・加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）について、26年度を上回る額を目標とする。
- ・富山県内健康保険組合とレセプト点検に関する打合せ会に参画し、査定情報の共有化を図る。
- ・資格点検における効果的なレセプト返戻および返還事務を行う。
- ・外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務を行う。

資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、周知を行う。
- ・保険証未返納者に対して、文書による二次催告、電話・訪問を交えた三次催告を実施する。
- ・遡及した資格喪失や被扶養者削除、任意継続の資格取消の際に、電話にて保険証返納及び返納金の説明をする。

積極的な債権管理回収業務の推進

- ・27年度末債権残高について、26年度末債権残高を下回る額を目標とする。
- ・文書催告、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きを実施し債権回収を強化する。
- ・債務者が国民健康保険に加入している場合、すみやかに国民健康保険団体連合会と保険者間調整を活用し喪失後受診にかかる医療給付費の清算を実施する。

健康保険委員の活動強化と委嘱者拡大

- ・年金事務所及び社会保険委員会と連携し、健康保険委員を対象とした研修を実施する。
- ・健康保険委員に対して四半期ごとに情報提供を行い、活動の強化を図る。
- ・健康保険委員に対するアンケート等を行い、加入者や事業主の意見を反映した事業を検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員表彰を実施するとともに、社会保険委員会及び年金機構と連携し委嘱者数の拡大を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：148,241人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率：61.8%（実施見込者数：91,600人） 事業者健診データ 取得率：10.1%（取得見込者数：15,000人） <p>被扶養者（受診対象者数：40,236人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率：27.3%（実施見込者数：11,000人） <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：19,897人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率：22.4%（実施見込者数：4,450人） （内訳） 協会保健師実施分 16.1%（実施見込者数：3,200人） アウトソーシング分 6.3%（実施見込者数：1,250人） <p>被扶養者（実施対象者数：920人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率：21.7%（実施見込者数：200人） <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、医療機関への受診勧奨を実施する。 特定保健指導の対象となった加入者が運動を習慣化しやすいよう、県内運動施設等を紹介し、その活用法等を情報提供する。 富山県内4広域圏（富山、高岡、魚津、砺波）それぞれ1市町村と連携して、市町村が主催するイベントに参加し健康測定・健康相談をすることで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 年金事務所と連携し県内4広域圏（富山、高岡、魚津、砺波）における社会保険委員会研修会で事業所における健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 データヘルス計画に基づき製造業の事業所に対して、身体活動量増加と食生活改善に関する啓蒙啓発を行う。 事業所におけるメンタルヘルス対策を推進するため、富山県内厚生センター等と連携し研修会を実施する。 <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の特定健康診査受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内全域12会場にて出張健診を実施する。 生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自作成し送付する。 事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携し、郵便及び訪問により勧奨を行う。 事業者健診の結果データの取得促進のため、データ提供の取得勧奨を健診機関等に依頼する。 事業所における健診及び保健指導に関するガイドブックを作成し、事業所訪問時に活用するほか、社会保険労務士会に対して利用勧奨を行う。 生活習慣病予防健診未受診事業所に対して、健診受診の電話勧奨業務委託を行う。 製造業の健診未受診事業所の被保険者に対して、自宅にリーフレット等を送付することにより生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 健康づくりや健診に関する意識付けを行うとともに、健診等に関する価値観の向上を目的に、車の車検時における広報等新たな手段を検討する。 <hr/> <p>(5) 特定保健指導の利用勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が1名の事業所及び保健指導受入拒否事業所（3年程度）あてに土曜健康相談の案内を送付し、特定保健指導を実施する。 富山県内の市町村と特定保健指導業務委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。 事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。

<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい業務・システムの着実な定着を図る ・システム刷新後の業務運営について、各グループの状況を踏まえ、確実な実施及びさらなる改善を図る。 <p>組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 ・協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・支部内の部門間連携を強化する。 ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用する。 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 <p>業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会、業務改善委員会、CS向上委員会、経費削減委員会の活動を活性化し、各委員会において創意工夫した具体的な取組みを検討し実施する。 ・ブロック単位で開催される業務改革会議において、具体的な取組みを検討し実施する。 <p>経費の削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札・見積合せ及び適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。 ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより透明性の確保に努める。
-----------------------	--

平成27年度 事業計画 (石川支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>1 保険運営の企画</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン」に基づき、加入者の疾病予防・健康増進、医療費適正化対策、財政基盤強化に向けた取組を強力かつ総合的に推進する。</p> <p>(1) 財政基盤強化に向けた取組</p> <p>協会けんぽの財政基盤強化に向け、国庫補助率の引き上げ及び公費負担の拡充を始めとする高齢者医療制度の抜本的な見直しについて、加入者・事業主、政府・メディア・関係団体に積極的に意見発信していく。</p> <p>(2) 自治体及び関係団体等との関係構築又は意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県及び各市町における各協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた連携を強化する。 ・協定を締結した自治体との更なる連携強化を図り、地域特性を生かした共同事業を実施する。 ・各経済団体、関連団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会など）と連携した医療費適正化に向けての取組みを行い、協力体制を強化する。 ・地域医療ビジョンの協議の場等に医療保険者の関与が法定化されたことを踏まえ、被用者保険の代表の一員として地域医療の在り方に対して必要な意見発信を行う。 <p>(3) データヘルス計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部のデータヘルス計画（35歳～39歳に対する健康づくり事業）を確実に実施する。 <p>(4) 医療に関する情報の収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部が蓄積するレセプトや健診データ、給付データ等を、事業目的に応じた編集・分析を行う。 ・編集・分析した情報は、事業推進、関係団体との共有化、意見発信等を通じて、有益に活用する。 <p>(5) 加入者との距離を縮める取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ事業や提供するサービスの更なる認知度を高めるため、サービス向上に資する対策として、協会の事業や健康保険制度の周知に向けた活動を強化する。

- ・加入者と協会けんぽを繋ぐ媒体（電子、紙、事業所、医療機関、研修等）や加入者に直接接する方法など、あらゆる機会をとらえた広報を実施する。
- ・加入者1人1人に直接届く広報ツールとして、ホームページやメールマガジン等の電子媒体を促進するため、紙広報機会、研修機会に広報し登録をお願いする。

目標

メールマガジン登録者被保険者数割合 前年を上回る

- ・健康保険委員との関係を強化するとともに、タイムリーな情報提供等により更なる相互理解を深める。
- ・健康保険委員研修会等の開催によって、事業への理解を深めていただくとともに、事業の推進等に協力をいただく健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。

目標 事業所委嘱者割合 前年を上回る

(6) 事業主との距離を縮める取組み

事業主との関係を強化することにより、健康保険委員制度及び健康保険事業への理解等が深まり、更なる円滑な事業推進、連携を図る

- ・支部長による事業主訪問の実施
対象（予定） 被保険者200人以上の全事業所
- ・事業主（経営層）あて広報誌の定期発行（四半期ごと）
- ・事業主大会の開催
- ・健康保険事業にかかる優良事業所表彰の実施

(7) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品の使用促進に向け、薬剤師会等と連携し、加入者に向けた意識の啓発活動を強化する。

目標 数量ベース使用割合 前年を上回る

(8) 適切・適正な事業運営

評議会の運営

- ・支部の事業計画の進捗状況や課題に対して、より多くの率直なご意見をいただくような評議会運営を計画する。

平成27年度評議会開催日程（予定）

7月、10月、12月、1月、3月 の5回

	<p>事業計画推進会議の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から稼働しているグループ単位の会議体を維持しながら、支部全体で目標指標の達成状況、課題認識、検討を行う。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>2. 健康保険給付等</p> <p>(1) 加入者サービス向上対策</p> <p>サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声、業務改善提案を基にサービス向上策の展開を図り、サービスの更なる改善につなげる。 ・サービススタンダードを100%達成する。 ・郵送申請書における不備の減少を図るため、事業所等との各種機会を利用し申請方法についての周知を行っていく。 ・事務処理誤りの発生防止に努める。 ・業務システム刷新の円滑な移行と安定稼働を図る。 <p>高額療養費制度の積極的な周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正による所得区分の細分化に対する適切な対応を行っていくとともに、限度額適用認定申請セット設置医療機関への定期的な訪問などにより連携を強化し、限度額適用認定証のより一層の利用促進を図る。 <p>(2) 医療費適正化への取組強化</p> <p>療養費（柔道、あんま・はり灸・マッサージ、治療用装具、海外）の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正審査の観点から、他支部の効果的な方策等を参考に、患者・医師への照会業務を強化し、療養費制度についての正しい利用等に向けた周知徹底を図る。 ・柔道整復審査会において審査対象項目を設定し、重点的な審査を行う。 ・海外療養費に対する審査の厳格化を図る。 <p>不正請求等の防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得直後や標準報酬が著しく高額に改定された後の保険給付等の請求に対して審査を強化するとともに、年金機構との連携により、事業主への立入検査を積極的に実施するなど保険給付の更なる適正化に努める。 ・不正請求の疑いがある申請等については、適正化プロジェクト会議を開催し、支部全体で早期に方針を決定し対応する。 ・多受診者（1か月のレセプト枚数が20枚以上）に対する適正受診指導を実施する。

資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

- ・資格喪失後において、保険証未回収者への文書による二次、三次催告とともに、電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- ・保険証回収の徹底及び退職後における保険証の使用防止に向けた啓発のため、保険証未回収率の高い事業所を中心とした訪問を実施する。

目標 保険証回収率を前年度以上とする。

債権回収促進に向けた取組

- ・支部債権回収計画（債権回収スケジュール）に基づいた文書催告、電話催告を実施する。
- ・高額債権に対しては、債権回収会議を有効に活用するとともに、回収担当者、レセプト担当者との連携強化により、適宜訪問催告を実施するなど債務者との早期接触、早期着手を徹底する。
- ・返納金債権等は、弁護士名による文書催告や法的措置の積極的な申立てに加え、保険者間調整を効果的に進めるなど債権回収の強化を図る。

目標 債権残高を前年度より減少させる。

(3) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。

特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

- ・自動点検等システムの活用による効率的な点検
- ・点検員のスキルアップ（査定事例等の集約・共有化）
- ・内容点検の一部外注化（件数拡大・ノウハウ収集等）

目標 内容点検効果額 平成 26 年度実績以上

3. 保健事業

3. 保健事業

(1) 特定健診受診率の向上

- ・新規適用事業所に対する健診受診勧奨を実施する。
- ・任意継続被保険者（新規）に対する健診受診勧奨を実施する。
- ・県、労働局と連携した定期健康診断結果データの取得業務を推進する。
- ・健診未実施事業所に対する外部委託による受診勧奨を実施する。
- ・被扶養者を対象とした支部独自の集団健診を実施する。
- ・自治体と連携した集団健診を実施する。
- ・被扶養者（新規）に対する特定健診受診券同封による受診勧奨を実施する。

目標

特定健診合計目標

受診対象者数 194,277 人 実施見込数 116,362 人 59.9%

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：150,839人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：54.3%（実施見込者数：81,831人）
- ・事業者健診データ 取得率：14.3%（取得見込者数：21,500人）

被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：43,438人）

特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：13,031人）

(2) 保健指導実施率の向上

- ・特定保健指導委託機関を拡大する。
- ・特定保健指導受入拒否事業所に対し、事業所健康度診断票を活用した管理者及び支部保健師による訪問勧奨を実施する。
- ・支援プログラム、支援ツールを活用し、中断率の引き下げを図る。
- ・研修等による保健師等のスキルアップを図る。
- ・外部委託の促進を図る。
- ・特定保健指導結果のレセプトデータと健診結果データを用いた評価分析及び活用を図る。
- ・メディアを活用した健康意識の啓発を実施する。

目標

	<p>被保険者（実施対象者数：20,195人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：21.1%（実施見込者数：4,272人） <p>（内訳） 協会保健師実施分：13.3%（実施見込者数：2,691人） アウトソーシング分 7.8%（実施見込者数：1,581人）</p> <p>被扶養者（実施対象者数：980人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：2.5%（実施見込者数：24人） <p>（3）データヘルス計画の実施（35歳～39歳に対する健康づくり事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク保有者に対し、35歳～39歳向けの生活習慣改善リーフレットを作成、配布する。 ・35歳～39歳向けの保健指導を実施する。 <p>実施予定件数 協会保健師 300名</p> <p>（4）その他の保健事業</p> <p>重症化予防に係る早期受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症化予防に係る本部実施の糖尿病、高血圧症未治療者への受診勧奨後のハイリスク者に対する二次勧奨を実施する。 ・世界禁煙デー等へ積極的に参画する。
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>4．組織運営及び業務改革</p> <p>（1）新システム導入後における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部との連携のもと、新システムの運用を確実に定着させ、加入者サービスに結びつける。 <p>（2）組織統制の強化、組織運営の可視化</p> <p>組織統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止、コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理体制の整備と維持 ・適切な労務管理を実施する。 <p>組織運営の可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備、業務改善、加入者目線でのサービス向上を目的とした、意見交換会や協議体を強化し、コミュニケーション

ンを活発化する。

(3) 人材育成の推進

- ・加入者サービスに資する観点で、支部職員の教育学習機会を計画する。
- ・自立した職員像を支援する観点で、支部職員の教育学習機会を計画する。

(4) 経費の節減等の推進

適正な予算執行

- ・事業の積極的推進に係る費用の適切な執行を確認しつつ、経費全体水準は縮減を図る。

経費の縮減

- ・規程を厳守した契約や在庫管理の徹底に加え、経費細目ごとに目標を設定し、創意工夫した経費削減対策を講じる。

平成27年度 事業計画 (福井支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種協議会等での積極的な意見発信 (2) 関係機関()との連携強化、共同事業の実施 (3) 医療費・健診データ等の分析 (4) 事業主・加入者への医療費・健診データ等の分析結果の提供 (5) データヘルス計画の確実な実施 <p>関係機関の例...県、市町、労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会保険労務士会、医療機関、薬局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、連合福井、保険者 等</p> <p>2. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 効果的なレセプト点検の推進(再掲) (2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進(再掲) (3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化(再掲) (4) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化(再掲) (5) 海外療養費支給申請における重点審査(再掲) (6) データヘルス計画の確実な実施(再掲) <p>3. ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報チラシ、Q&Aリーフレット、ジェネリック医薬品希望シール等による加入者への情報提供 (2) 自己負担軽減額通知の実施 (3) 医療機関・薬局関係者への広報協力依頼 <p>4. 地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療ビジョンの協議の場での必要な意見発信 <p>5. 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 分かりやすい情報発信と迅速な情報提供 (2) 関係機関と連携した情報発信 (3) 記事提供等マスメディアへの積極的な働きかけ (4) 加入者の意見の収集と分析及び各種事業への活用 (5) 学校での健康保険制度の教育・周知 (6) 広報量の把握 <p>6. 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関への情報発信 (2) 事業主・加入者への情報発信

2. 健康保険給付等

1. サービス向上のための取組み
 - (1) お客様の声を迅速かつ正確にフィードバックしたサービスの改善
 - (2) サービススタンダードの着実な実施
 - (3) 接遇研修の実施
 - (4) 申請手続きにおける利便性の維持及び向上
2. 窓口サービスの展開
 - (1) 届書の郵送化の推進
3. 被扶養者資格の再確認
 - (1) 被扶養者資格再確認の的確な実施
4. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 - (1) 加入者及び施術者に対する文書照会の実施
 - (2) 正しい知識を普及させるための広報の実施
 - (3) 加入者実地調査の実施
5. 傷病手当金・出産手当金の審査の強化
 - (1) 審査強化による不正請求の防止
 - (2) 本部から提供される支払済データの活用
 - (3) 加入者及び事業主に対する適正な申請の促進
 - (4) 事業主に対する立入調査の実施
6. 海外療養費支給申請における重点審査
 - (1) 申請書内容に疑義がある場合の本人照会の実施
7. 効果的なレセプト点検の推進
 - (1) システム刷新による新機能を活用した内容点検業務の充実強化
 - (2) レセプト査定事例の共有化及び集約、研修の充実
 - (3) 診療報酬支払基金との医療費適正化を意識した協議の実施
 - (4) システム刷新による業務集約、抽出機能の強化を生かした外傷点検・資格点検の効率化
 - (5) レセプト内容点検外部委託による点検ノウハウの取得
8. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
 - (1) 資格喪失者からの保険証の回収
 - (2) 事業主への保険証回収の指導
9. 積極的な債権管理回収業務の推進
 - (1) 支部全体での債権進捗状況にかかる情報共有
 - (2) 国民健康保険との療養費協定を活用した債権回収の取組み

	<p>(3) 弁護士名による文書催告の実施 (4) 法的措置の実施</p> <p>10. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 (1) 委嘱者数の拡大 (2) 健康保険委員研修会の開催</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>1. 健診 (1) 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:106,528人) ア 生活習慣病予防健診 実施率:57.3%(実施見込者数:61,000人) イ 事業者健診データ 取得率:13.1%(取得見込者数:14,000人) (2) 被扶養者(受診対象者数:29,121人) ア 特定健康診査 実施率:24.0%(実施見込者数:7,000人)</p> <hr/> <p>2. 保健指導 (1) 被保険者(実施対象者数:14,325人) ア 特定保健指導 実施率:20.6%(実施見込者数:2,950人) (内訳) 協会保健師実施分 18.2% (実施見込者数:2,600人) アウトソーシング分 2.4% (実施見込者数:350人) (2) 被扶養者(実施対象者数:574人) ア 特定保健指導 実施率:8.7%(実施見込者数:50人)</p> <hr/> <p>3. その他の保健事業 (1) 特定保健指導実施評価者への血液検査等の実施 (2) 栄養に関する健康講座と試食会 (3) 市町が開催するイベントへのブース出展</p> <hr/> <p>4. データヘルス計画 (1) 上位目標 ア 取組実施事業所の代謝リスク保有者の割合が、平成26年度に比べ10%分下回る。 (2) 下位目標 ア 事業主が、糖尿病及びその重症化予防対策が必要であることを認識する。 イ 事業所及び加入者が、糖尿病と生活習慣及び歯科衛生との関係を理解する。 ウ 事業所及び加入者が、糖尿病及びその重症化予防対策に取り組み、『代謝リスク保有者の割合が減少する』事業所が増える。</p>

	<p>5．保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) データヘルス計画の確実な実施 (2) 事業主・加入者に響く広報の実施 (3) 事業主・加入者との距離を縮める取り組み (4) 事業主を対象とした健康意識の醸成 (5) 委託による受診勧奨業務の効率化 (6) 保健事業の効果的な推進（行政機関との連携） (7) 市町との協働での特定健診・がん検診受診率向上の取り組み <p>6．受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定健康診査の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活習慣病予防健診の利用促進（被保険者） イ 特定健診受診率向上（被扶養者） ウ 事業者健診データ取得の拡大 (2) 特定保健指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 複数のアプローチ方法による受け入れ勧奨 イ 事業所・対象者が効果を実感できる、質の高い保健指導の実施 ウ 効果の確認、P D C Aサイクルの実践 エ 特定保健指導の効果の共有 (3) 各種業務の展開 <ul style="list-style-type: none"> ア 食生活改善の取り組み イ 事業所の健康課題改善の取り組み（コラボヘルス）
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>1．新しい業務・システムの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな業務体制の着実な構築 <p>2．組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織運営体制の強化 (2) 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 (3) 自主点検の内容の変更 <p>3．人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支部研修の効果的かつ適切な実施 (2) 自己啓発の推進 <p>4．業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) システム刷新の効果を最大限に引き出した業務改善 <p>5．経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適切な調達の実施 (2) コスト意識の醸成とコスト削減 (3) 分かりやすい資料の作成

平成27年度 事業計画 (山梨支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化を図るため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・ 県など関係方面への積極的な発信 ・ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ・ 保健事業の効果的な推進 ・ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 ・ ソーシャルネットワークサービスを活用した広報 等 <p>また、各種協議会に参加するなど、県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、意見を発信していくと共に、山梨県と協会けんぽとの間で締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、連携を図る。</p> <p>なお、サービス向上を含む適正な給付業務並びに効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金・出産手当金・柔道整復施術療養費・海外療養費等の審査強化についても、引き続き着実に推進していく。</p> <hr/> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進の医療費適正化対策をさらに推進する。</p> <p>協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県・市町村や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <hr/> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるように加入者にとってわかりやすい広報の推進を図る。</p> <p>ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの実施による使用促進効果をさらに着実なものになるよう、加入者・事業主への広報、関係方面への情報提供等、きめ細やかな方策を進める。</p> <p>保険者協議会を活用して他保険者との情報共有を行い、県全体のジェネリック医薬品の使用促進を図る。また、県や関係団体への継続的な情報提供と協力要請を行う。</p>

	<p>健康保険委員等への研修会や健康づくり事業等を通じて、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。</p> <p>(4)地域医療への関与 地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に対して必要な意見発信を行う。</p> <p>(5)加入者・事業主への広報の推進 的確な情報提供を実施するために、定期的に発行しているチラシ等やホームページ、メールマガジンを活用し、加入者の視点に立ったわかりやすい広報を行う。また、関係団体との連携による広報や、地元メディアによる情報発信を強化する。加えて、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 健康保険委員を中心に対話集会など加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、加入者・事業主を含め広く情報発信を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービスの向上のための取組 加入者サービスの改善 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、本部で実施するお客様満足度調査等の結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービスの改善や向上に努める。 ・「CS向上検討委員会」を中心に、電話対応のスキルアップに向けた取組みを行う。</p> <p>サービススタンダードの取組 ・傷病手当金等、現金給付支給申請の受付から振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を遵守し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>お客様満足度向上への対応 ・傷病手当金の申請書の審査時において、次回申請時に必要と思われる方に症状に応じた日常生活状況照会票を送付し、次回申請時に添付を依頼する。また、傷病手当金と障害年金の両方に該当すると推察できる者には、年金相談を促す文書を送付し、結果回答を依頼する。 ・法令、通知、通達等に基づく業務取扱の徹底やお客様に対する接遇の向上を図るためグループ内で教育研修を実施し、職員のスキルアップを図り、お客様の満足度を高める。 ・現金給付の申請書等のパンフレット等については、加入者等がよりわかりやすいものに改善する。また、基幹業務システムを駆使して、お客様のニーズにあった相談対応を充実させるとともに郵送による申請を進める。 ・任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。</p>

(2)被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止や加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。

(3) 柔道整復施術療養費・はりきゅう療養費等の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、患者調査を実施する。必要に応じて施術者に照会を実施し、厚生局等に情報提供を行う。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

はり・きゅう・マッサージの療養費の疑義案件については、同意医師への文書照会や患者調査を実施する。

(4)傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が乗じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要な申請については、積極的に調査を実施するなど、不正請求を防止する。

事業主に対する立入検査を行う権限を最大限に活用し、保険給付の適正化を徹底する。また、立入検査を実施する際は、日本年金機構と連携・協力を図り、合同で立入検査を実施する。

(5)海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関に対する文書照会等を実施し審査を強化する。

(6)資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収(一般被保険者分)について、日本年金機構が行う催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、文書による二次催告の他、電話（被保険者および事業所）催告や訪問を取り混ぜた催告を実施、文書による三次催告を行い、保険証の回収を強化する。また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて周知を行う。

(7)積極的な債権管理回収業務の推進

資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、早期回収を目的に設置した債権担当チームにより着手し、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、

	<p>交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。本部で開催する会議や研修会等を通じ債権回収業務のノウハウを取得し、債権回収業務の効率化を図る。また、1万円以上の債務者(特殊な案件を除く)に対し、支払督促・訴訟等の法的手続きを実施し効果的な回収を行う。</p> <p>「債権プロジェクトチーム会議」を毎月開催し、進捗状況の確認を行うとともに、回収率の向上に向けた検討を行い、実践する。</p> <p>(8)レセプト点検の効果的な推進</p> <p>医療費の適正化を図るため、診療報酬が正しく請求されているか資格・外傷・内容について点検を行う。特に内容点検においては、点検効果向上計画に基づき、点検効果額の向上を目指すため、以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動点検等、システムを効果的に活用し、点検業務の充実を図る。 ・点検情報(査定事例)の共有化や研修を実施し、点検技術の向上を図る。 <p>加入者の健康増進により医療費の適正化を図るため、レセプト情報を活用し多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。</p> <p>(9)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>研修会等の開催により制度の周知や健康保険事業に対する理解を深めていただくとともに、事業主や加入者に対する広報、相談等の事業を推進していく。</p> <p>また、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数の更なる拡大を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:85,254人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:70.0% (実施見込者数:59,678人) ・事業者健診データ 取得率:3.0% (取得見込者数:2,558人) <p>被扶養者(受診対象者数:27,608人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:32.0% (実施見込者数:8,835人) <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者 (実施対象者数:11,763人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:17.6% (実施見込者数:2,075人) (内訳)協会保健師実施分 16.6% (実施見込者数:1,955人) アウトソーシング分 1.0% (実施見込者数:120人) <p>被扶養者 (実施対象者数:645人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:9.3% (実施見込者数:60人)

(3)保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進する。「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、効果的な保健事業を進める。

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部と共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び加入者のQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」などの意見を参考にするとともに、県との覚書等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化する。

(4)特定健康診査及び特定保健指導の推進

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図る。

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう「データヘルス計画」による協働業務などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行う「がん検診」との連携強化を図る。また、医療機関と連携し、特定健診に肌年齢等の「付加測定」や「健康教室」をセットにすることにより、被扶養者の健診受診を促す。

受診者と協会との間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、市町村との合同開催や外部委託などを進める。また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して保健指導利用者の拡大を図る。

業種・業態別健診データの分析結果や協会が蓄積した業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体等と連携を図り、保健指導を推進する。

(5)その他の保健事業

健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など創意工夫し、加入者の疾病予防や健康増進を図るため、県との覚書の締結に基づき、地域の実情に応じた具体的な事業の連携・協働を推進する。

保険者協議会、地域・職域連携推進協議会の場や加入者の関係する団体等を通じて自治体や他の保険者、関係団体と連携を深め、共同して保健事業の推進ができるよう働きかける。

健康保険委員等の協力を得て、健康づくり事業を実施する。

 全県を対象とした軽スポーツ大会（ソフトバレーボール等）

 地域ごとのウォーキング大会等

 体力測定（軽スポーツ大会、ウォーキング大会の開催時に併せて実施）

市町村等で実施する健康祭りなどのイベント等へ積極的に参加し、健康測定、健康相談等を実施する。

前年度実施した事業所の分煙調査結果を分析し、山梨支部の喫煙対策事業を企画立案する。

	<p>(6)データヘルス計画 健診結果、レセプト情報、その他の情報収集の分析をもとに立案した「データヘルス計画」に基づき、保健事業を推進していく。</p> <p>上位目標 30歳代・40歳代の男性で、服薬していない被保険者の平均血圧を下げる 収縮期血圧の低下量 1.5mmHg (H24 35-39歳：121.1mmHg 40-49歳：124.2mmHg)</p> <p>下位目標 血圧要治療者が医療機関を受診し、治療を受ける 血圧要経過観察者が高血圧の改善・予防に努める 高血圧対策の取組に参加する事業所が増える 加入者・県民の、健康づくりに向けた意識の醸成が高まる</p> <hr/> <p>(7)受診勧奨対策 加入者の健康保持増進のための一歩として、他機関と連携を図りながら健診受診及び保健指導の利用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診及び特定健診受診勧奨用パンフレット作成事業 ・健診結果等と同封する不同意申出書作成事業 ・事業者健診結果データの提供勧奨事業 ・特定保健指導未実施事業所に対する実施勧奨事業 ・特定保健指導対象被扶養者に対する実施勧奨事業
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)新しい業務・システムの定着 業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、「データヘルス計画」の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <hr/> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制（ガバナンス）各グループ間の連携の強化を図る。 ・常に組織体制を検証し、組織運営体制の強化を図る。 ・日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等を開催する。 <p>コンプライアンス・個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ・各種規程の遵守やアクセス制限、パスワードの適切な管理等を徹底する。 <p>リスク管理</p>

	<p>・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練などリスク管理体制の整備を図る。</p> <hr/> <p>(3)人材育成の推進</p> <p>職員として各階層求められる能力や知識の習得並びに企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野についての研修に積極的に参加させ、人材育成を推進する。</p> <p>外部講師による講演等を実施し、研修内容の充実を図る。</p> <p>職員及び契約職員を対象とした項目別の研修を実施し、スキルアップを図る。</p> <hr/> <p>(4)業務改革・改善の推進</p> <p>より良いサービスを目指し、職員のコア業務（医療費適正化のための総合的な対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）に重点を置き、業務の改善を図る。</p> <p>健康保険給付申請書の入力業務や保険証・支給決定通知書等の作成・発送業務のアウトソース化に伴い、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p> <hr/> <p>(5)経費の節減等の推進</p> <p>業務の実施方法の見直しを行うとともに、競争入札・見積競争の徹底を図り、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努める。</p> <p>ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
--	--

組織運営(方針)

1. システム刷新の目的に沿い、創造的業務を推進する組織運営へ変革
2. 健康づくり事業の実質的な成果目標を達成するため、関連する内外資源を傾斜配分した事業推進構造へ転換
3. 保険料率の上昇を直接的に抑制する指標として、月毎の数値目標を設定した適正化業務を遂行
4. 重点事業すべての目標達成を目指し、行動計画書に基づいた進捗管理を徹底した運営

重点事業(政策)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「加入者の健康づくり」と「医療給付費の適正化」の、二つの事業領域で確実な成果を上げるために、加入者、事業所をはじめ、地域の様々な関係団体への的確な情報発信を行うとともに、それらのステイクホルダーと連携、協同した事業を展開する。</p> <p>ア. 正確な成果目標に基づく協同事業の実施を企図した地方自治体と包括協定を締結し先数を拡大する。また、それらの事業を推進する過程で、保険者協議会、職域連携推進協議会、医師会等の協議機関、関係団体への情報提供や働きかけを行うことで、長野県全域への波及効果実現を目指す。</p> <p>イ. 地域医療構想の協議の場が設置され保険者協議会の関与が法制化されたことを踏まえ、長野県のビジョン策定に向け、協会けんぽが保有する医療、健診データの分析結果を活用した意見発信を行う。</p> <p>(2) ジェネリック医薬品の使用促進 ア. 納入告知書同封チラシやラジオ放送、ホームページ、メールマガジン等、多様な広報チャネルを活用し、ジェネリック医薬品使用拡大に向けた加入者への啓蒙活動を行う。</p> <p>イ. 新たに動画配信サービスを広報媒体として取り入れ、訴求効果を高める。</p> <p>ウ. 広報する内容にジェネリック医薬品の使用実態や分析結果等を加え、訴求力を高める。</p> <p>エ. 薬剤師会と連携した広報手段を検討し薬局等との協同事業を拡大するとともに、健康保険委員研修会等においてジェネリック医薬品の使用促進に向けた意識啓蒙対策を実施する。</p> <p>オ. 県主催のジェネリック医薬品使用推進会議と連動した取組や考え方を踏まえ、地方自治体や関係団体との情報交換や連携等、使用割合拡大に向けた協同事業を検討する。</p> <p>(3) 各種データの分析と発信 ア. 関係方面における医療費適正化や健康づくり対策を推進するため、長野支部における医療費や健診結果の分析を行なう。</p> <p>イ. 松本市をはじめとした包括協定締結自治体と、双方が保有する健診、レセプト、調剤等のデータ分析を共同して行ない、地</p>

域ごとの課題を発見することで連携した保健事業の実施に繋げる。

- ウ．分析結果は協議会等を通じて、他の地方自治体や関係団体へ情報発信を行いながら取組の波及効果を広げていく。また、加入者等への健康リテラシー向上の一助となるよう、ホームページに掲載する等の広報媒体を通じて、定期的な発信を行う。

(4) 広報の推進

- ア．医療保険制度、保険者機能を発揮した協会の取組み、財政状況などについて加入者及び事業主が理解を深めていただくため、ホームページ、メールマガジン、ラジオなど様々な媒体を効果的に組み合わせることにより発信力を強化する。また、新たに動画配信サービスを広報手段に加え、その有効性を検証する。広報の実施にあたり、内容の質を高めるため支部内の検討の場を充実させるとともに、アンケート等の手法により加入者に向けたそれぞれの広報媒体の効果を検証し、費用対効果を意識した柔軟な広報媒体の組み合わせを行う。
- イ．地方公共団体や関係団体と連携し、セミナー、研修会におけるブース出展等を通じた効果的な啓蒙活動を実施する。

成果検証指標	効果検証指標	目標	26年実績
地方自治体と共同事業が拡大する	地方自治体と共同で行った取組事業の増加数	5件	2件
	共同事業等の取組実現のため地方自治体との機会	40回以上	29回
関係団体、協議会と共同事業が拡大する	地方自治体を除く関係団体との共同取組事業の増加数	5件	1件
	共同事業等の取組実現のため、関係団体、協議会との協議機会を設けた数	30回以上	22回
地域との繋がりが強まり、意見発信力が拡大する	地域医療に係る協議体等への関与した数	20回	16回
	地域医療ビジョン協議に対する意見発信数	3回	1回
ジェネリック医薬品の利用者が増加する	関係団体と共同した取組の件数	1件	0件
	薬局、医療機関への啓蒙規模	2件	1件
加入者の健康リテラシーが向上する	健康づくり研修開催数	10回	7回
	健康づくり研修参加者数	300人	218人
健康チャレンジ宣言事業所が増加する	健康保険委員委嘱者数	2,050人	1,750人
	健康づくり宣言事業所を勧奨するための訪問先数	100件	30件
健康チャレンジ宣言事業所の取組内容の精度が高まる	健康づくり宣言事業所を支援するための訪問先数	30件	20件
	事業所カルテ作成数	45件	40件
事業運営へ加入者の理解度や共同意識が高まる	ホームページアクセス件数	105,362件	95,784件
	メールマガジン登録者数	2,100件	1,800件
	加入者アンケートの回答率	10%	-

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上の推進

- ア．加入者等と率直にコミュニケーションが図れる関係づくりを目指し、申請等事務手続き関係の研修に加え、保健師や健康運動指導士による実践的な健康づくり研修等、参加しやすく実のある研修を計画する。
- イ．加入者の健康づくり事業の推進や適正な医療費支出等、新たな選定基準を追加するなどし、実質的加入者利益に資するイ

ンセンティブとして健康保険委員表彰の魅力づけを検討する。

- ウ．加入者等から親しみがあり信頼できる協会けんぽとして更なる評価を頂くよう、お客様満足度調査の結果を真摯に受け止め、速やかに改善対策を計画し実行に移す。また、お客様から頂いたご意見等を支部組織全体で共有化し、同様のご指摘を受けないよう迅速に対応する体制を創り上げる。
- エ．システム刷新後の作業方法や工程の変更を一刻も早く習熟し、サービススタンダード（10日以内）等に遅れが生じないような体制で事務手続きを行う。
- オ．高額療養費制度の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスをさらに推進するとともに、申請手続きや費用の面から負担の少ない便利な限度額適用認定証の制度利用を促進する。

（２）現金給付適正化の強化

- ア．柔道整復施術療養費を適正に給付するため、多部位（3部位以上施術）頻回（月に15日以上）の申請者へ照会する数を増やし、回答の結果疑わしい申請については施術者照会を行う。また、施術と保険適用の正しい知識を普及するため、申請者の照会時に柔道整復施術受診のリーフレットを同封し適正受診を促す。
- イ．傷病手当金・出産手当金を適正に給付するため、標準報酬が高額な被保険者からの申請や資格取得直後や高額な標準報酬月額へ変更直後に申請されたもので、審査上疑義が生じたものは保険給付適正化プロジェクトチーム会議において対応を協議し、必要に応じて事業所への立入調査を実施するなど、不正請求防止のための審査を強化する。
- ウ．資格喪失後受診等による債権の発生を防止するため、喪失後の保険証の早期回収を計画的に行う。また、傷病手当金と年金との調整により返納金が生じる可能性がある傷病手当金申請者に対し事前案内を行う。
- エ．高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しないものによる無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ行っていく。

（３）効果的なレセプト点検の推進

内容点検

- ア．再審査請求件数、査定効果額に対するグループ目標、個人目標を設定し、月度の進捗管理会議を通じて、審査方法、重点施策の精度検証を行い、柔軟に修正や変更を加えながら目標を達成する。
- イ．点検員ごとの実務や知識の高低を測り、課題に応じた研修会、勉強会を実施し点検スキルの向上を図る。また、審査情報を速やかに点検員間で共有し、再審査請求件数の増に努める。
- ウ．システムがより有効に活用できるよう、点検員個々が捉えた情報やスキルを定期的に集約し、精度の高いマスター内容に転換を図るためのマネジメントを行使する。
- エ．支払基金の審査との関係で生じる判断の不合理な差異を縮めていくことを第一義に、定例的な打合せ会の中で率直な意見や情報の交換を行う。また、疑義のあるものは厚生局に対し照会し適正化を図る。

資格点検

- ア．無資格受診に対する医療機関照会や調定処理等の定型作業は迅速に行う。
- イ．医療機関がレセプト返戻に応じてもらえるよう、求めに応じ必要な情報を迅速に入手するなど、折衝技術の習得に努め、返納金債権化を防止する。

外傷点検

- ア．負傷原因届の回収促進及び第三者行為による負傷者の届出促進を図り迅速に処理業務を行う。
- イ．第三者行為傷病届受付後は、加害者・保険会社等とタイムリーな交渉を行い、求償事務日数の短縮化を図る。

(4) 積極的な債権回収の推進

- ア．債権発生後早期回収に向けた催告状の発送、電話催告を実施する。
- イ．法的対応に必要な知識や技術を高める等、業務推進のノウハウを蓄積・活用し債権回収率の向上を図る。
- ウ．国保との保険者間調整を実施するため、債務者へ制度の周知、他制度の加入状況の照会を行う。
- エ．新システムによる債権管理を円滑に行う。
- オ．住所不明者の所在追跡を行い債権回収に努める。

成果検証指標	効果検証指標	目標	26年実
加入者等が職員的人的対応にご満足を得る	窓口CS調査点	100.0点	97.0点
	架電CS調査点	91.0点	66.7点
申請から給付までの所要日数が縮まる	形式審査による一日一人当たり処理件数	23件	22件
限度額適用認定証の利用率が高まる	限度額適用認定証発行数	15,900件	15,240件
	申請書設置重点医療機関の利用率	80.0%	63.9%
	高額療養費支給申請数	12,000件	12,000件
傷病・出産手当金を適正に給付する	診療日数0日申請患者照会	全件	-
	年金受給情報照会件数	150件	150件
	取得接近、月額変更接近事業所照会	全件	-
	立入調査件数	5件	1件
新規適正化対象要件での照会		100件	-
被扶養者資格の再確認を適切に実施する。	事業所の確認書類提出率	89.0%	88.0%
	被扶養者の削除者数	1,300件	1,300件
一般被保険者・任意継続被保険者の保険証を適切に回収する	保険証返却催告件数	1,500件	1,200件
	適正な喪失処理を啓蒙する勧奨行為件数	30件	13件
柔道整復療養費を適正に給付する	患者照会件数	250件/月	100件/月
	多部位施術申請書減少率	5.0%	-
	頻回施術申請書減少率	5.0%	-

成果検証指標	効果検証指標	目標	26年実績
鍼灸・マッサージ療養費を適正に給付する	患者照会件数	30件	0件
	同意医師照会件数	30件	25件
	支給申請書返戻件数	50件	0件
	レセプト突合件数（保険併給）	600件	0件
制度適用に対する協会けんぽの信頼が高まる	ターンアラウンド動奨数	9,000件	-
	ターンアラウンド動奨までの月数	6月	12月
各種申請行為の手間を少なくする	サテライト窓口の閉鎖	2箇所	0箇所
レセプト内容査定金額が増加する	再審査請求件数	68,000件	45,814件
	査定レセプト一件当たり金額	3,000円	2,915円
レセプト資格点検効果額の目標を達成する	資格関係レセプト返戻件数	18,000件	11,396件
	資格関係調定件数	3,500件	2,218件
レセプト外傷点検効果額の目標を達成する	負傷原因照会回答率	82.0%	79.2%
	業務上レセプト返戻件数	330件	217件
	業務上調定件数	350件	222件
	損害賠償金債権回収率	75.0%	69.2%
返納金の残高が減少する	電話催告件数	1,820件	1,069件
	訪問催告件数	60件	34件
	法的対応件数	20件	15件
	保険者間調整件数	20件	0件

3. 保健事業

(1) 「身近な保健事業」を合言葉に、加入者の健康づくりを推進

- ア. 健診結果データやレセプトデータ、受診状況などに関する情報の収集分析を踏まえて、加入者、事業所、地域の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」のPDCAを踏まえ、加入者等からより身近な存在となり得る保健事業を推進する。
- イ. 特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。
- ウ. 高血圧・糖尿病の重症化予防対策として、二次勧奨対象者へのアプローチを行い医療機関受診の重要性をお伝えすると共に、事業主・加入者への啓発活動を推進する。
- エ. 自治体との覚書・協定の締結等に基づく具体的な事業の連携・協働を促進するとともに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ、情報交換や意見発信を行いながら連携を強化し協同事業を波及させていく。
- オ. 業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の迅速化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。

(2) 特定健康診査の推進

被保険者生活習慣病予防健診受診率および事業者健診データ取得の向上

- ア．被保険者の利便性を高め受診率の向上に資するよう、健診受診機関の委託拡大を推進する。
- イ．生活習慣病予防健診の委託機関による受診勧奨業務を引き続き行い、利用者の拡大を図る。
- ウ．事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」「事業所健康度診断」による協働業務などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、地に足を付け地道な実務を積み上げる。
- エ．受診者と協会との間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。事業者健診データの取得は、事業主への勧奨効果が大きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）の活用や各都道府県の労働局、健診機関等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を推進する。

被扶養者特定健康診査

- ア．特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を推進する。
- イ．地域の特性を分析し、市町村国保集団健診との相互乗り入れを協議しながら、支部独自集団健診の実施地域の拡大を図る。
- ウ．支部独自集団健診は、加入者の費用やオプション検査項目の多寡等、被扶養者の受診行動に影響を与える必要要件を検証しながら利用精度を高める。

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：225,449人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：52.9%（実施見込者数：119,263人）
- ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：22,545人）

被扶養者（受診対象者数：66,709人）

- ・特定健康診査 実施率：24.2%（実施見込者数：16,143人）

(3) 特定保健指導の推進

被保険者

- ア．特定保健指導の利用機会の拡大を図るため、引き続き外部委託・ITの活用などを進める。
- イ．事業所内への健康づくり意識の波及効果を期待し、若年層および情報提供者への保健指導を実施する。
- ウ．特定保健指導の実施率は全国平均より高いが、メタボリックシンドロームの改善率が全国平均に比べ低いことから、どのような課題が潜んでいるかを分析、検討し、全国平均を上回るための対策を立案・実行する。
- エ．健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を、事業主や保健指導対象者に示し理解や納得性を高めていただきながら、保健指導利用者の拡大を図る。
- オ．生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果等、根拠に基づいた保健指導を実施する。
- カ．業者・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

	<p>被扶養者</p> <p>ア．被扶養者の特定保健指導については、市町村国保など関係機関とも連携を図り受診機会の拡大を推進する。</p> <p>イ．特定保健指導が集団で実施できる会場を確保し、特定保健指導の受診機会を拡大する。</p> <p>被保険者（実施対象者数：28,627人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：23.8%（実施見込者数：6,800人） （内訳） 協会保健師実施分 18.5%（実施見込者数：5,300人） アウトソーシング分 5.2%（実施見込者数：1,500人） <p>被扶養者（実施対象者数：1,485人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：150人） <p>（４）データヘルス計画の推進</p> <p>ア．データヘルス計画の果実を確実に獲得するために、健康情報の発信、研修会の開催や職員による事業所訪問による活性化、長野県を始めとした関係諸団体との連携強化等、多面的な取組を通じてチャレンジ宣言事業所の拡大と加入者や事業所の健康リテラシーの向上を図ることで、加入者一人ひとりの健康増進行動に結び付けていく。</p> <p>イ．「データヘルス計画」に基づき、健康づくりチャレンジ宣言事業所に対して保健指導者が継続的に支援を行う体制を確立する。</p> <p>【上位目標】</p> <p>一人当たり医療費が高く、リスク保有割合の高い指定事業所（指定業種区分内）のリスク値を、平成26年度健診値対比で引き下げる。</p> <p>健康づくり事業に働きがいを感じ、自立的に推進する健康保険委員を、地域ごとにコミュニティ化を図る。</p> <p>【下位目標】</p> <p>健康保険委員の委嘱数の増加と健康づくりチャレンジ宣言事業所の拡大</p> <p>健康リテラシーの向上</p> <p>データヘルス計画業務推進技術の向上</p>
4．組織運営及び業務改革	<p>（１）業務システムの刷新</p> <p>ア．業務・システム刷新の早期定着を図るため、平成27年度より一定期間の臨戦期間を設定し、支部内の状況を迅速に集約、整理するため週次の定期臨戦会議を設けるとともに、簡素化した判断手続きによる迅速な問題解決を図る。</p> <p>イ．想定を超える事務処理状況に陥ることが想定される場合は、当然にグループを超えた連携を図り、特定の部署に過度な負荷がかからないよう、作業量を平準化した組織協同体制で臨む。</p> <p>（２）事業推進体制の強化</p> <p>ア．事業目標の達成に向け、全ての職員が役割に応じ、事業のPDCAを主体的に運用できるよう、支部独自の人材育成とガバナンスを強化することを方針とする。</p> <p>イ．加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図るため、現状の支部職員の課題に重点を置いた職員研修を実施し、人材育成の早期化、強化を図る。</p>

- ウ．法令等規律の順守のため、コンプライアンス委員会、研修等を通じた啓蒙の実施を図る。情報セキュリティや個人情報保護については、業務システム刷新による業務プロセスの変更を踏まえて各種規定やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を再点検する。
- エ．事業計画上の予算と実績の進捗報告を月度ごとに行い、財務の観点から事業推進上の課題を明らかにし、早い段階で是正を図る監視体制を構築する。

(3) 組織運営状況の可視化

- ア．支部の事業運営に係る進捗検討会議を、グループ単位で月次に実施をする。
- イ．必要な情報が組織全体に淀みなく循環するマネジメントが施された、グループ運営体制を構築する。

(4) 経費の節減等の推進

- ア．指定経費科目に削減目標を明示する。
- イ．削減方法は、サービス水準の確保に留意しながら、調達や執行の適切な管理や、節減意識の啓蒙に留まらない具体策の展開を行う。

成果検証指標	効果検証指標	目標	26年実績
職員ひとり一人の意識と行動で、経費が減少する	水道光熱費	1,875,317円	2,083,685円
	事務用消耗品費	489,228円	543,587円
	同一効果が目的の調達案件の額が前年を下回った件数	2件	1件
法令順守を前提に、職員の職務遂行能力が向上する	法令順守型内部研修へ職員全員参加	全員参加	全員参加
	人材育成型支部独自研修の職員参加者数	全員参加	20人
風通しが良く、活気あふれる組織風土を醸成する	評議会評議員の出席率	80.0%	75.0%
	プロジェクト会議の定期開催	60回	24回
	幹部職員検討、連絡会議の完全開催	100%	100%
	各設置委員会の規定に基づく完全開催	20回	16回

平成27年度 事業計画 (岐阜支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図るとともに、実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <p>医療に関する情報の収集と分析 ・作成した「データヘルス計画」を確実に実施するとともに、医療費や健診結果等の分析を行い、特徴や課題をわかりやすくまとめる。</p> <p>医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ・広報誌により、定期的な情報の提供を行う。 ・こども医療費が高水準である状況を鑑み、自治体と連携のうえ、小中学校等で「医療費啓発チラシ」を配布し、子育て層を中心にコスト意識を喚起する。 ・健康づくりセミナー等の実施により、職場における健康管理意識の向上を図る。</p> <p>都道府県など関係方面への積極的な発信 ・県や市町村の各種協議会等に参加し、協会が収集ならびに分析したデータを踏まえて、意見の発信を行う。</p> <p>他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保険者協議会へ医療費、健診データを提供し、県内の他保険者との情報共有を推進する。 ・小中学校等での「医療費啓発チラシ」の配布に際し、他の保険者にも参画の呼びかけを行う。</p> <p>(2) 医療費適正化の総合的対策 ・医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を活用するなど、現金給付の審査強化を図る。 ・医療機関における資格確認事業の実施を図る。 ・作成した「データヘルス計画」の確実な実施を図る。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・薬剤師会等の関係団体と情報・意見交換等により、使用促進と定着に向けた支援を要請する。 ・広報誌、ホームページ、メールマガジンや健康保険委員を通じて、繰り返し周知広報を行う。 ・ジェネリック医薬品希望シールの配布を行い、ジェネリック医薬品の浸透を図る。 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知により使用促進を図るとともに、通知目的について広報誌等において広く周知する。</p> <p>(4) 地域医療への関与 ・地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定にあたって必要な意見発信を行う。</p>

	<p>(5) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜支部の医療費や健診結果等の分析を行い、特徴や課題をわかりやすくまとめ、分析結果の公表を行う。また、分析結果を保険者協議会等の機会を通じて、関係方面へも積極的に発信する。 <p>(6) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、メールマガジンの発行等を通じて、定期的に情報を提供する。情報の提供にあたっては、加入者の視点に立って、わかりやすい表現の使用に努める。 ・関係団体との連携による広報や各種メディアを活用した広報を実施する。 ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、ソーシャルネットワークサービス等を活用するなど、積極的な情報発信を行う。 <p>(7) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ・財政基盤強化の必要性や協会要請事項について理解いただくための発信を中小企業団体等関係方面へ広く実施していく。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等の意見やニーズを広く吸い上げ、創意工夫を生かしたサービスの向上を図る。 ・サービススタンダード（受付から振込まで 10 営業日）の順守をはじめ、正確かつ迅速な支払いを行う。 ・申請書記入要領の改良や案内チラシの作成等、加入者等が手続きや制度内容を理解しやすいようサポートを行う。 ・郵送による申請を推進する。 <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請や相談の窓口サービスの状況を見ながら、サービスの低下にならないよう配慮しつつ、職員配置等について見直しを行う。 ・担当職員への情報提供の充実、不断の品質検証により、満足度の高いサービス提供を実現する。 <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携を図り、事業主の協力のもと、的確に業務を遂行する。 <p>(4) 柔道整復施術療養費における照会業務の強化等、療養費の給付適正化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、申請者、装具メーカー等への照会を効率的に行う。 ・柔道整復施術療養費における多部位・頻回（3 部位かつ月 15 日以上）の申請については加入者に文書照会を行い、その結果、疑義のある申請に対しては施術所への照会を実施する。また、必要に応じて、厚生局への情報提供を行う。 ・柔道整復施術、はり・きゅう、あんま・マッサージの保険給付について、正しい知識を普及させるための広報を実施し、適正受診を推進する。 ・海外療養費について、海外の医療機関等への文書照会を実施する等、審査の強化を図る。 <p>(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについては、より重点的に審査を行う。 ・審査の段階で疑義が生じた場合、対策会議を随時開催し、対応方針を協議する。 ・事業所調査が必要な場合、日本年金機構と連携し、立入検査を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求を牽制するための広報等を実施する。 <p>(6)効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。(26年度を上回る) ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。 ・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。 ・内容点検業務の一部外部委託については、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させること、競争意識の促進を図ることを目的として実施する。 <p>(7)資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が行う一次・二次催告のほか、日本年金機構が送付する返納通知に協会作成の返納案内文書及び返信用封筒を同封し、回収を強化する。 ・資格喪失時、加入者は保険証を返却すること、事業主は保険証を回収すること、の周知を図る。 <p>(8)積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度回収率を上回るべく、発生した返納金債権等については早期回収に努めるとともに、文書催告の他、電話や訪問による催告を行う。 ・法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。 ・住民票請求等により、住所不明者の追跡調査を実施する。 ・債権回収対策会議にて現状の共有を図り、効果的な回収方法等の対策検討を行う。 <p>(9)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。 ・アンケート等の実施により意見を聴く機会を設け、支部運営の参考とするとともに、結びつきを強固なものにする。 ・広報誌や保健指導の事業所訪問時等において、委員制度の存在や活動内容を周知し、委嘱者数の拡大に努める。 ・日本年金機構との共催による健康保険委員表彰等を実施する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:242,747人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:53.0%(実施見込者数:128,655人) ・事業者健診データ 取得率:11.0%(取得見込者数:26,702人) <p>被扶養者(受診対象者数:85,816人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:20.0%(実施見込者数:17,163人) <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数:27,313人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:18.0%(実施見込者数:4,916人) <li style="padding-left: 20px;">(内訳) 協会保健師実施分 13.0%(実施見込者数:3,550人) <li style="padding-left: 20px;">アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:1,366人) <p>被扶養者(実施対象者数:1,275人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:6.0%(実施見込者数:76人)

	<p>(3)その他の保健事業</p> <p>1. 職域健康関連セミナー .. 事業所の担当者向けにメンタルヘルス対策等のセミナーを実施する</p> <p>2. 県内イベントへの参加 .. 自治体等の主催するイベントに参加し健康意識の向上をはかる（農業祭、健康祭他）</p> <p>3. 健康ウォーキング .. 社会保険協会と共催し、運動習慣の定着をはかる</p> <p>4. 事業所の健康づくりの推進 .. 健康保険委員のいる健診率の高い事業所を表彰する</p> <hr/> <p>(4)データヘルス計画</p> <p>（上位目標）タバコに関するデータを分析、活用し効果的な取り組みにより医療費削減をめざす</p> <p>（下位目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関を中心とした禁煙指導の実施 2. 従業員が喫煙によるリスクを理解し対策を図る事業所が増える 3. 喫煙者自身がリスクを理解し改善に向かう様にする <hr/> <p>(5)受診勧奨対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨 .. 受診機会を増やすため被扶養者を対象とした集団健診を実施する 2. 特定保健指導の促進事業 .. 指導対象事業所に勧奨文を送付し保健指導の受診を促す
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)新しい業務・システムの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システム刷新の早期定着化により、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、加入者や事業主へのサービスの充実を図る。 <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 本部との適切な支援・協力関係を維持し、内部統制（ガバナンス）を強化する。 支部内の部門間連携及び組織運営体制の強化を図る。 ・実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> 目標管理制度を活用し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。また、環境整備委員会の開催により、ハード・ソフト両面の充実を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）に関する内部及び外部からの通報制度を実施するとともに、研修等を通じてその遵守を徹底する。また個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限・パスワードの適切な管理を常時点検し、徹底する。 ・リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催等、リスク管理体制を整備する。 <p>(3)人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と連携し、各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修を実施する。 ・お客様満足度調査結果等を踏まえ、加入者等に好感をもたれる人材の育成を図る。

(4)業務改革・改善の推進

- ・ブロック単位の業務改革会議等を通して、業務改善や他支部との連携事業等を検討する。
- ・各グループ間の連携の強化を図り、更なる効率的な業務体制を構築する。
- ・申請書の不備傾向を分析し、不備圧縮に向けた対策を講じる。

(5)経費の削減等の推進

- ・引き続き、サ - ビス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法の見直しの検討を行う。
- ・競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成27年度 事業計画 (静岡支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>【保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進】</p> <p>(1) 保険者としての情報発信 「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に基づき、医療に関する情報の収集・分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面(県内市町・他保険者・等)に積極的に発信し、市町との連携に活用する。また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、データヘルス計画の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>(2) 広報の推進 加入者及び事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページを活用するとともに県・市町・関係団体との連携による広報などメディアへの発信力を強化する。 メールマガジン登録数の拡大を図り、事業主・加入者に対するタイムリーな広報を推進する。(26年度を上回る) またソーシャルネットワークサービスを活用し、広報を推進する。</p> <p>(3) 健康保険委員の活動強化 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、より一層結びつきを強めていく。また健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望保険証ケースの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。(平成26年度を上回る) また若年層を対象に花粉症等アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付する</p>
2. 健康保険給付等	<p>【サービス向上のための取組み】</p> <p>(1) お客様満足度向上のための取組 加入者等の意見や要望等について迅速に対応しサービスの改善に結びつけるとともに、お客様の目線に立って、対応スキルの向上等サービスの質を高める。</p> <p>(2) サービススタンダードの遵守 傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払(振込)までに要するサービススタンダード(10営業日以内)を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。</p> <p>(3) 申請書作成支援サービスと申請書様式の変更の周知 記入漏れ、記入誤りの防止効果がある申請書作成支援サービスの利用促進の周知と、申請書の新様式への切り替えを更に進める。</p> <p>【医療費適正化の更なる促進】</p> <p>(1) 被扶養者資格の再確認 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。</p>

(2) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封して柔道整復施術受診についての正しい知識の普及と適正受診の促進を図る。

(3) 現金給付の審査強化

傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ・傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要な申請については、積極的に調査を実施するなど、不正請求を防止する。

海外療養費支給申請における重点審査と療養費の適正化

- ・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や、診療を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。
- ・はり、きゅう、あんまマッサージ施術にかかる療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。

【効果的なレセプト点検の推進】

点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、前年度を上回る効果額を目標とする。

他支部査定事例の分析・活用、研修を実施するなど点検員のスキル向上への取組みを強化し、点検技術の底上げと平準化を図る。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

一部外部委託することにより内容点検を充実させ、効果的な点検を徹底する。

【資格喪失後受診等による債権の発生防止のための取組】

資格喪失者における未回収保険証については、日本年金機構において当支部と連携した一次催告を実施するとともに、文書による二次催告、電話や訪問を取り交ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。

事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広告媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

国保加入の確認を取れた者等については、請求替を積極的に実施し、債権の発生防止を図る。

【積極的な債権管理回収業務の推進】

債権の適切な管理を行い、文書催告の他、電話や訪問による催告を行い、債権の早期回収を図る。

納付困難な者について保険者間調整の仕組みを利用する外、約束不履行者や納付拒否者など納付意思がない者については、法的手続きによる回収を積極的に実施する。

交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を行い、より確実な回収を実施する。会議や研修等により、債権回収業務のノウハウの取得及び効果的な回収方法、体制の実施を図る。

<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:348,333人) ・生活習慣病予防健診 実施率:64.5%(実施見込者数:224,675人) ・事業者健診データ 取得率:3.5%(取得見込者数:12,191人) 被扶養者(受診対象者数:103,003人) ・特定健康診査 実施率:20.4%(実施見込者数:21,013人)</p> <p>(2)保健指導 被保険者(実施対象者数:44,294人) ・特定保健指導 実施率:10.1%(実施見込者数:4,474人) (内訳) 協会保健師実施分 6.7%(実施見込者数:2,968人) アウトソーシング分 3.4%(実施見込者数:1,506人) 被扶養者(実施対象者数:1,429人) ・特定保健指導 実施率:10.1%(実施見込者数:144人)</p> <p>(3)その他の保健事業 ・オプション測定付き特定集団健診を実施 ・高血糖者への受診勧奨 ・覚書締結市町との共同事業(集団健診、健康教室など) ・事業所訪問による、禁煙対策・保健指導の勧奨</p> <p>(4)データヘルス計画(上位目標)健康優良事業所の増加 (下位目標)・事業所に健康宣言を促す ・LDLコレステロール値の減少(特に東部地区) ・事業所の禁煙(分煙)体制の確立 ・重症化予防及び未受診者受診勧奨(空腹時血糖 126 mg/dl 以上またはHb1c6.1%以上の未治療者への受診勧奨)</p> <p>(5)受診勧奨対策 ・扶養家族へ直接の特定健診受診勧奨案内(がん検診との同時受診用) ・生活習慣病予防健診受診者の問診票発送時に被扶養者特定健診の受診案内リーフレット同封 ・オプトアウトの同意書を利用した保健指導利用案内 ・会場指定による特定保健指導 ・市町のマイレージ事業とタイアップした、受診勧奨</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)新しい業務・システムの定着 業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <p>(2)組織の適切な運営 運営体制の強化 ・組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。 コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の徹底</p>

- ・打合せ会、研修等を通じ遵守を徹底する。
- 事務処理誤りの発生防止
- ・事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を順守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。
- (3) 組織環境
- 職場におけるコミュニケーションの強化
- ・自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土づくりを目指す。
 - ・朝礼を活発化し、情報共有を密にする。
- (4) 人材育成の推進
- ・中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図るとともに、e-ラーニングの実施や通信教育講座などへの参加を呼び掛ける。
- (5) 業務改革・改善の推進
- ・支部活性化プロジェクト会議を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。また業務のアウトソース推進により、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。
- (6) 経費節減
- 競争入札等の実施
- ・予定価格100万円を超える契約について一般競争入札を実施する。
- 適切な在庫管理
- ・物品（備品・消耗品）等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。
- エネルギー消費の無駄などの削減
- ・業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。

平成27年度 事業計画（愛知支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) リーダーシップを発揮した関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 健保連や自治体との意見交換や共同事業を通じた連携強化（健診強化月間の取り組み等） B. 自治体主催の各種会議への参加と積極的発信 C. 医療関係団体（医師会等）との情報交換による連携強化と協働の追求 D. 新地域医療計画等への意見発信 <p>(2) 加入者・事業主等に対する広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 加入者・事業主目線の広報の推進（広報委員会、健康保険委員アンケート等の活用） B. メルマガ会員の拡大（広報誌、事務説明会、FM愛知とのコラボPR等の活用） C. 新聞、ラジオ放送など地元メディアを活用した、より広範な加入者へのわかりやすい広報 D. 新システムに合わせて刷新した「協会けんぽのしおり」を活用した制度や事務手続きの周知 E. 愛知県・名古屋市と連携した「健診ポスターコンクール」の実施と商業施設等への掲示展開 F. 社労士会や商工会議所等と連携した会報誌への広報 G. 新健康保険委員向け研修用DVDの作成 H. 新限度額適用認定証の利用促進に向けた医療機関の実態調査・分析と更なる協力要請 <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 軽減額通知による加入者への情報提供 B. 広報誌、メルマガを活用した加入者・事業主への広報 C. 名古屋市営地下鉄の広告を活用した広報の実施 D. 新自治体と連携した軽減額通知の同時期発送と地域薬剤師会への協力要請 <p>(4) 健康増進等の啓発事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 健保連との共催による合同セミナーの開催 B. 名鉄との共催によるウォーキング大会の開催 C. 愛知県、名古屋市等と連携した健康に関するセミナー等の開催 D. 健康保険委員委嘱事業所を対象としたフットサル大会の開催 <p>(5) 新データヘルス計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 新特定健診の受診を促進する「奥さんにも健診プロジェクト」の実施（パイロット事業） B. 新生活習慣病予防健診の受診率が低い事業所への受診勧奨 C. 新産業保健センターと連携したメンタルヘルス相談体制の構築 D. 新医療機関と連携した2型糖尿病治療中断者に対する重症化予防事業の実施

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取り組み
 - A. サービススタンダード 100%の遵守（書類不備による返戻及び担当医師への症状照会などを除く）
 - B. スピード感のある対応と審査医師や顧問弁護士を活用した正確な審査による顧客満足度の向上（事務処理誤り 0 件をめざす）
 - C. 加入者・事業主からの照会内容の分析によるわかりやすい広報の実施（コールセンターの活用等）
 - D. 日本年金機構、愛知労働局と連携した「退職事務手続研修会」の開催による退職時のスムーズな切り替え手続きの周知
 - E. **新**システム刷新への的確な対応と更なる業務の効率化
- (2) 調査権の行使による保険給付の適正化
 - A. 疑義案件に対する事業主への立入検査実施による不正請求の防止
 - B. 労災隠しの排除（負傷日時や場所を確認し、労災の可否を判断）
 - C. 海外出産、海外療養費に対する審査強化、受診地域・受診者等の統計分析及び情報発信
 - D. 療養費（柔整、はり灸・マッサージ、治療用装具）に対する事実確認（患者照会、医師（施術師）照会等）の徹底
 - E. 患者照会時にパンフレットを同封して療養費に対する正しい知識を周知
 - F. 医師会や治療用装具協会など関係団体との連携を強化して適正化に対する協力関係を構築
 - G. 東海 4 支部業務グループ合同事務打合せ会の定期的な開催（不正請求防止・情報共有）
- (3) 情報の分析と発信
 - A. 給付適正化に伴い収集した情報（社会保険審査官の審査結果等）にかかる分析と活用（評議会等への公表、調査基準や審査マニュアル更新版の作成）
 - B. 事案検討会の実施による審査基準の共有化、審査医師による研修会を通じた審査のレベルアップ
 - C. **新**健保連や国保との情報交換による療養費の知識向上及び審査基準の統一化（研修会の実施など）
- (4) 債権の発生抑制と早期回収
 - A. 保険証の回収強化による債権回収率の向上（一般被保険者分は全国平均以上、任意継続被保険者分は 26 年度を上回る）
 - (a) 保険証の返納催告（文書、電話）の計画的な実施
 - (b) 任意継続被保険者の保険証未返納者に対する訪問催告の実施
 - (c) **新**保険証未返納者が多い事業所に対する督促の実施（保険証回収の徹底を依頼）
 - B. 納付期限内に納付の無い債務者及び納付約束にも拘わらず納付の無い債務者に対する徴収強化（文書催告、電話催告の計画的実施、高額な債務者に対する訪問催告の計画的実施）
 - C. 債権回収率の向上（平成 26 年度実績を上回る）
 - D. 支払督促等の法的対応、高額かつ悪質な債務者に対する顧問弁護士を活用した法的対応
 - E. 支部全体で債権の発生抑制、債権回収に取り組むため、債権担当者会議（代表者会議出席者）を実施（毎月 1 回）
 - F. **新**資格喪失後受診等にかかる国保との保険者間調整の仕組みを活用した債権回収の実施
- (5) 被扶養者資格の再確認
被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診防止や高齢者医療にかかる拠出金適正化のため、年金事務所・愛知事務

センターとの連携のもと、事業主の協力を得て被扶養者資格の再確認業務を的確に実施

(6) 効果的なレセプト点検の実施（資格・外傷・内容）

A. 加入者1人当たりの点検効果額及び査定効果額の向上

B. 内容点検効果向上計画の策定と実行

(a) 自動点検システムを活用した効果的な点検の実施

(b) レセプト点検員及び内容点検担当職員のスキルアップ

・本部、ブロック、支部主催会議への参加及び確実な伝達

・審査医師の医学的な助言をもとにした点検領域の拡大（内科月2回、整形月1回、歯科月2回）

・新愛知県薬剤師会の協力による調剤の点検（調剤に関する助言、月1回）

・点検員による勉強会の開催及び情報の共有（医科・調剤月1回、歯科月2回）

(c) 再審査結果の疑問点等に対する支払基金との協議（毎月1回）

(d) 新内容点検業務の外部委託（一部地域分）

・新点検業者のノウハウの収集と活用

・新レセプト点検員の競争意識を高めることによる点検効果額の向上

C. 関係団体との連携

(a) 不適切な請求に対する厚生局・支払基金等への情報提供

(b) 医療機関と連携した負傷原因の確認や第三者行為届の提出促進

D. 多重受診者に対する文書・訪問等による適正受診指導の実施

E. 損保会社（加害者）との交渉、過失割合の認定に関する顧問弁護士の活用

F. 債権班と連携した債権回収（資格喪失後受診による返納金、損害賠償金）及び未回収保険証の回収促進

(7) 限度額適用認定証の周知

A. 限度額適用認定証使用率の更なる向上を図るため、広報誌や健康保険委員研修等の機会を活用した積極的広報

B. 名古屋市営地下鉄の広告を活用した広報の実施（名古屋市との連携事業）

(8) 健康保険委員の拡大及び活動強化

A. メリットを強調した文書・電話勧奨による健康保険委員の拡大

B. 健康保険委員活動を支援するため、実務研修、健康セミナー等を実施

C. 協会けんぽ推進員への情報提供（他健保に加入している事務担当者）

D. 日本年金機構との共催による健康保険委員表彰式の実施（年金委員表彰式と同時開催、27年11月）

E. 新愛知県社会保険委員会連合会健康保険委員部会への事業報告と健康増進事業等への参加要請

F. 新健康保険委員1万人達成を記念したセミナー等の開催及び意見広告の新聞掲載を企画

3. 保健事業

- (1) 健診
 - A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：738,625人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率：44.0%（実施見込者数：325,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率：08.0%（取得見込者数：059,000人）
 - B. 被扶養者（受診対象者数：263,425人）
 - ・特定健康診査 実施率：20.2%（実施見込者数：053,200人）
- (2) 保健指導
 - A. 被保険者（実施対象者数：78,545人）
 - ・特定保健指導 実施率：7.2%（実施見込者数：5,639人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 4.76%（実施見込者数：3,739人）
 - アウトソーシング分 2.41%（実施見込者数：1,900人）
 - B. 被扶養者（実施対象者数：4,520人）
 - ・特定保健指導 実施率：4.8%（実施見込者数：217人）
- (3) その他の保健事業
 - A. 「健康づくり推進協議会」の運営
 - B. 関係機関と協力した中小企業向けセミナーの開催
 - C. 新自治体との新規協定締結及びデータヘルス計画実施の取り組み
 - D. 新大学等研究機関との連携（名古屋市立大学、愛知県立大学、名古屋工業大学）
 - E. 新保健指導へのタブレット導入等による個人情報漏えいリスクの低減（システム刷新）
- (4) 受診勧奨対策
 - A. 健診促進イベントを活用した健診等の受診促進
 - B. 健診委託機関による受診率向上及び事業者健診データの取得促進
 - C. 検診車による集団検診委託機関の拡大及び実施場所の充実
 - D. 特定健康診査（被扶養者）を対象とした検診車による集団健診の実施（DM発送等）
 - E. 新協定締結自治体と合同で特定健診・がん検診同時受診を勧奨
 - F. 健診実施当日に階層化し初回面談実施可能な特定保健指導業務委託機関の拡充
 - G. 自社（主に医療機関）の従業員に対する特定保健指導業務委託の推進
 - H. 大規模事業所や健康保険委員委嘱事業所への保健指導利用勧奨
 - I. ITツールの活用による保健指導の実施
 - J. 支部の健康相談室等を活用した来所相談の実施
 - K. 新特定保健指導業務委託機関との連携強化（委託機関へのヒアリング及び提案、監査）

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 組織や人事制度の適切な運営
 - A. グループ代表者会議における進捗状況や支部方針の確認（毎週1回）
 - B. 部・グループを超えた応援体制の構築
 - C. コンプライアンス、リスク管理の徹底
 - (a) 個人情報管理、セキュリティーの徹底
 - (b) 自主点検の実施（半期に1回）
 - (c) 各種委員会の定期的開催及び決定事項の周知と遵守（衛生委員会・コンプライアンス委員会・個人情報管理委員会等）
 - (d) 職員のメンタルヘルスケアへの支援体制の強化
 - D. **新**多様で優秀な人材確保に向けた学校関係への積極的なアプローチ及び企業説明会への参画
- (2) 人材育成の推進
 - A. 各種研修による良識ある人材の育成（メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、コミュニケーション研修等）
 - B. 実務研修によるスキルアップ及び協会けんぽミッションの更なる周知
 - C. 関係機関等から講師を招いた研修の実施（日本年金機構、東海北陸厚生局、顧問弁護士等）
 - D. CS研修の充実
 - E. **新**課題解決に向けて行動できる人材育成やバーチャル体験型の研修など新たな研修カリキュラムの企画立案
- (3) 業務改革の推進
 - A. 業務改善提案制度
 - (a) サービス向上・改善委員会を通じたCS向上、業務効率化の促進
 - (b) 優秀な改善提案に対する支部内表彰（年2回）による業務改善提案制度の促進
 - (c) 契約職員も含めた全職員による業務改善提案制度の運営（輪番制でのサービス係任命）
 - (d) 改善提案強化月間（8月）を設置し、サービスの向上及び職員の意識の向上を図る。
 - B. 関係機関等への講師派遣
 - (a) 各社会保険委員会の総会や事務研究会における健康保険事務手続き等の説明
 - (b) 社会保険協会主催の事務講習会における健康保険事務手続き等の説明
 - (c) 日本年金機構職員への健康保険制度等の説明
- (4) 経費の削減
 - A. 業務経費・一般経費の他支部比較と分析を基にした経費の適切な管理
 - B. **新**随意契約の見直しやweb発注を活用した適切な在庫管理の徹底
 - C. 光熱使用量の情報提供による省エネの意識付け
 - D. 調達委員会の開催や調達結果等のホームページ公表による透明性の確保
- (5) **新**業務・システム刷新における円滑な業務運営
 - A. **新**業務・システム刷新後の新たな課題の抽出とスピーディーな対応
 - B. **新**業務の効率化による創造的活動の拡大（健康増進事業の推進）

平成27年度 事業計画（三重支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 医療費や健診データを分析して、県、市町、医療関係団体（医師会等）、保険者協議会等に対して情報提供し、加入者の疾病予防や健康増進のための取組みを強化する。 県、市町、医療関係団体（医師会等）、商工会議所等が発行する広報紙に保健事業や医療費適正化に関する記事掲載を依頼し、加入者及び事業主への積極的な情報発信を行う。 県、市町、医療関係団体（医師会等）、鉄道会社等と連携してイベント等に積極的に参画し、加入者のみならず参加者に対して、健康を意識した生活習慣への改善を周知する。 【強化】県内自治体及び関係機関との連携・協働事業実施のため、事業協定の締結を更に進める。 【新規】データヘルス計画を確実に実施する。</p> <p>(2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策【新規】 医療費分析プロジェクトチームにより、重症化予防、歯周病と糖尿病の関連性や県内ジェネリック医薬品動向や県内重点地域の医療費動向分析を行うとともに、医療関係団体（医師会等）や行政への情報提供を行い、医療費適正化に向けた協働事業の実施を図る。</p> <p>(3)ジェネリック医薬品の更なる使用促進 限度額適用認定証申請セットにジェネリック医薬品希望シールとQ&Aを同封し、使用を促進する。 健康保険委員を対象としたセミナー等で、ジェネリック医薬品の普及促進を図る。 【新規】県薬剤師会と医薬品に関するセミナーを共同開催し、ジェネリック医薬品の積極的な普及啓発を図る。 【新規】県内保険薬局に対し、協会が保有するジェネリック医薬品の使用割合に関する資料等を提供し、提供側の更なる意識向上を図る。 【新規】低年齢層のジェネリック使用割合が全国比較で低いため、新生児出生世帯への使用促進を図る。 【新規】全国比較で就労割合の比較的高い外国人に向けて、ジェネリック医薬品周知用リーフレット（ポルトガル語、スペイン語）を作成・配布し、普及促進を図る。</p> <p>(4)地域医療への関与 【強化】医療審議会や後発医薬品適正使用協議会等への参画及び医療保険者として情報提供及び提言を行う。 【強化】保険者協議会の活性化を図り、積極的な意見提言を行う。</p> <p>(5)調査研究の推進 ○【新規】医療費分析プロジェクトチームにより、県、医療関係団体（医師会等）等への情報提供や菰野町や津市等の重点地域の医療費動向分析を行い、関係機関への発信力向上や地域医療への貢献を図る。</p> <p>(6)広報の推進 【加入者向け広報】 ホームページ、メールマガジンを通じ加入者・事業主に対する広報を実施する。 広報誌「けんぼだより」の発行、社会保険協会が発行する広報誌「社会保険みえ」に記事を掲載する。</p>

	<p>加入者向けリーフレットを作成し、健康保険制度の広報を実施する。 小児救急電話相談を啓発するカードを作成し広報を実施する。 「任意継続申請セット」を作成して制度の周知を行い、さらに加入者の利便を図る。 【新規】制度周知冊子「協会けんぽのしおり」を改訂し、新規適用事業所説明会や新任事務講習会等にて配布する。 【新規】マンガを使った制度周知パンフレットを活用し、「わかりやすい」広報を推進する。</p> <p>【不特定多数向け広報】 フリーペーパーを利用した広報を実施する。 バス広告を利用した広報を実施する。 健康普及月間（9月）に県と協働のイベントを開催し、協会けんぽの健康事業を集中的にPRする。 【新規】特定健診実施期間用のミニのぼりを作成し、集合契約締結機関あてに送付し、健診受診率向上を図る。</p> <p>(7)的確な財政運営 ○財政運営の厳しさ、他の被用者保険との保険料率格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く理解を得るための情報発信を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組み お客様満足度調査の結果を検証し、窓口対応や電話対応のスキル向上を図り、サービスの改善に努める。 【新規】「お客様の声受付票」を改良し、「声」を積極的に拾い上げ、業務改革及びサービス部会で改善を図り、支部内において共有化を図る。 健康保険現金給付については、申請書の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードと定め、その状況を適切に管理するとともに、正確な事務処理を遂行する。サービススタンダードの期間は、本部指標の10営業日以内に対し、支部目標は傷病手当金・出産手当金を9営業日以内、出産育児一時金・埋葬料を6営業日以内とする。 「限度額認定証セット」を医療機関に配付し、加入者の利便を図り、限度額適用認定制度の利用を促進する。</p> <p>(2)窓口サービスの展開 ○加入者の利便性及び地域性の観点から、四日市年金事務所への職員1名の配置による窓口サービスの提供を継続する。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認 ○無資格受診の防止及び高齢者医療費に係る拠出金の適正化を目的に、日本年金機構と連携し被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。未提出事業所には、訪問及び文書・電話による提出勧奨を実施する。回収率は、平成26年度実績を上回るものとする。</p> <p>(4)柔道整復施術療養費の照会業務の強化 現金給付の適正化対策要領に基づき適正な審査に努め、患者への文書照会を積極的に実施し、頻回受診者には訪問調査を実施する。 接骨院、整骨院の正しいかかり方を周知するために、文書照会にチラシを同封する。 柔整審査委員会において、「審査録」を活用した縦覧審査を実施し、施術者ごとの時系列的な施術内容の把握により、審査の厳格化を図る。</p>

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

現金給付の適正化対策要領に基づき適正な審査を実施する。高額報酬者（標準報酬月額 83 万円以上）、資格取得直後の申請、申請直前の報酬増額改定や不正申請が疑われる事案に対しては、保険給付プロジェクトチームを活用し、専門調査員との連携を図り、立入調査等を行うことで健全な制度の運営に努める。立入調査は、年間 15 件以上を目標とする。適正な給付のため、傷病手当金の申請における慢性疾患を内部疾患・精神疾患・整形外科疾患に分類し、医学的知識の向上や事例研究等により一定の審査基準を策定し審査に活用する。特に、「内部疾患」「整形外科疾患」にかかる審査基準を策定し運用を開始する。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査【新規】

「海外療養費取扱要領」に基づく厳格な審査を行う。

審査時に日本の医療に換算した診療報酬明細書を極力作成し、査定金額の適正化に努める。

申請内容に疑義があれば一旦加入者あてに返戻し、文書整備及び必要書類の提出を求める。それによっても疑義が解明されない場合には、立入調査を積極的に実施し、給付の適正化に努める。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

【共通事項】

- ・効果的な点検を実施するため、新システムを活用し、結果を踏まえて留意事項や補足事項を協議し、点検業務を充実強化する。
- ・点検効果額の目標指標は、平成 26 年度実績を上回るものとする。

【資格点検】

- ・オンラインレセプトの請求前資格確認により早期化及び効率化を図る

【外傷点検】

- ・診療報酬明細書の傷病名による負傷原因照会の充実を図る。
- ・レセプト情報（第三者行為）等から医療機関または加入者への確認の強化を図る。
- ・労働基準監督署、警察署等の関係機関との連絡の強化を図る
- ・第三者行為による傷病届の未届者に対する督促の強化を図る
- ・実地調査等による点検業務の強化を図る

【内容点検】

- ・行動計画を策定し、職員及び点検員全員が数値目標の共有と進捗管理を行う。
- ・点検効果向上に向けた研修の実施、研修受講後の伝達により点検員のスキルアップを図る。
- ・査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効率的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理を行い、システムを活用した効果的な点検を徹底しながら点検効果額の向上を図る。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

○債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した者から保険証の回収について、医療機関でのポスター掲示、事業所訪問による周知、資格喪失者への催告状の送付等を継続実施することにより債権発生抑制と債権早期回収に努める。
また、任意継続資格喪失者への催告状送付の後に未提出の場合は、電話及び文書による催告を実施する。

(9) 積極的な債権回収業務の推進

	<p>発生した債権の効率的、効果的な回収を行うとともに、支払督促等の法的手続きを積極的に実施し、債権回収の強化を図る。現年度発生分債権の回収率 80%以上を目標とする。</p> <p>【新規】夜間の電話督促及び訪問督促を行い、債権回収率の向上を図る。また、債権発生防止のための広報チラシを作成し活用する。</p> <p>(10)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 健康保険制度、健診制度についての理解を深められるようセミナーを開催する。 保健師が保健指導に訪問する際、健康保険委員の勧奨を実施し委嘱者数拡大を図る。</p> <p>【強化】健康保険委員未委嘱事業所の整理を行い、関係団体や加入者が多い事業所等に対して、文書勧奨や訪問勧奨を含めた委嘱者数拡大を図る。</p> <p>【強化】年金委員に委嘱されているが健康保険委員に委嘱されていない方に勧奨文書を送付し、委嘱者数拡大を図る。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握し、自治体と連携・協働した保健事業の推進を図る。</p> <hr/> <p>(2)健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：168,288人） ・生活習慣病予防健診 実施率：59.5%（実施見込者数：100,132人） ・事業者健診データ 取得率：8.6%（取得見込者数：14,473人） 被扶養者（受診対象者数：55,593人） ・特定健康診査 実施率：20.2%（実施見込者数：11,230人）</p> <hr/> <p>(3)保健指導 被保険者（実施対象者数：22,921人） ・特定保健指導 実施率：16.3%（実施見込者数：3,736人） （内訳） 協会保健師実施分 14.3%（実施見込者数：3,278人） アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：458人） 被扶養者（実施対象者数：977人） ・特定保健指導 実施率：2.8%（実施見込者数：27人）</p> <hr/> <p>(4)その他の保健事業 AUDITを活用したブリーフインターベンションを実施する。 市町のイベントにブースを出展し、受診勧奨を実施する。 ウォーキング大会に共催し、受診勧奨を実施する 事業所の健康保険担当者等を対象に、「健康セミナー」を開催し保健事業についての理解を図る。 【新規】出張型健康保険事務相談を実施して事業主及び加入者との距離を縮め、保健指導率の向上を図る。</p>

	<p>(5)データヘルス計画 (上位目標) (1)糖尿病への移行を防ぎ、糖尿病と診断される者が減る。 (2)血糖コントロールをできる者が増え、重症化を防ぐ。 (下位目標) 商工団体等の各種関係組織が、働く人の健康支援を意識するようになる。 働く人の健康を意識し、健康づくりに取り組む事業所が増える。 健康づくりを意識し、運動をする男性が増える。 空腹時血糖 126 mg/dl 以上の男性について、数値が改善する者が増える。 家族に対して「運動しよう」という子供が増える。</p> <p>(6)受診勧奨対策 【被保険者向け健診受診勧奨】 商工会、トラック協会等の各事業団体へ受診勧奨、健診結果データ提出の働きかけを実施する。 新規適用事業所へ健診申込書送付し勧奨する。 【被扶養者向け健診受診勧奨】 前年度未受診者に対し、受診料無料による集団特定健診を実施する。 【強化】市町実施の「がん検診」と特定健診の同時実施の拡大を図る。 健診費用が低価で済む健診機関が無い地域に健診車を配車し、健診機会の拡大を図る。 新規加入被扶養者へ受診券を送付し勧奨する。 【被保険者向け特定保健指導勧奨】 特定保健指導キャンセル事業所の被保険者に、休日保健指導を実施する。</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)新しい業務・システムの定着 【強化】新システムを有効に活用し業務実施方法の効率化を図り、創造的活動時間の創出を図る。 【強化】業務・システム刷新による創造的活動の拡大を、主に加入者の利益実現を図るための「連携」「協働」を軸にした医療費適正化事業及び健康増進事業に充てる。</p> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営体制の強化 ・『加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くの御意見をお聞きます』を支部共通テーマとして、各種事業を展開する。 ・各グループ間を跨いだ横断的な事業は、作業部会やプロジェクトチームを有効に活用する。 実績や能力本位の人事の推進 ・協会の基本使命や目標を踏まえ、個々の職員の役割や目標を明確化し、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・協会職員の働く基本姿勢である「行動規範」を全職員で励行する。 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・コンプライアンスについては、支部内研修等を通じて、その遵守を徹底しより高度な水準を目指す。 美化マナー推進部会の活動強化 ・コンプライアンス委員会の作業部会である「美化マナー推進部会」の活動として、個人情報保護管理のチェック、明る</p>

い笑顔での挨拶励行、電話対応の向上、清潔な身だしなみ等に取り組む。

リスク管理体制の整備

- ・リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やグループ長会議での検討協議など、リスク管理体制を整備する。
- ・毎月支部内で自主点検を実施し、リスク管理の徹底を図る。

(3)人材育成の推進

本部主催の研修のほか関係機関からの講師派遣による研修を開催し、職員の人材育成や業務知識の向上を図る。

支部内の人事ローテーションを定期的実施し、若年層の人材育成や各階層に求められる能力や知識の向上を図る。

(4)業務改革・改善の推進

- 業務改革委員会や作業部会により、現場の創意工夫や発想を活かした改善策を検討し、業務の効率化や標準化を本部や他支部へ提案していく。

(5)経費の節減等の推進

光熱費、消耗品等の節減や超過勤務の縮減等の事務経費削減計画のもと、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理を実現する。

調達や執行については、適切に管理し、調達結果はホームページで公表することにより、透明性の確保に努める。

平成27年度 事業計画 (滋賀支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>保険者機能強化アクションプランに基づき、医療に関する情報の収集と分析および関係方面への発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体(特に県)との協力体制を構築するため、市との協定締結した協働事業を提示するとともに、協定締結に向け、県との協働事業を検討・推進を図り、出来る事業から実施して行くプランを提示して行く。 ● 協定締結した大津市・東近江市との協働事業を展開し、実施する。 <p>「データヘルス計画」の実施(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健診結果を正しく理解し、受診行動を取ってもらうための仕組みの基礎をつくる。 ● 保健指導実施率向上による早期介入するための取組みを実施する。 ● 事業主が自社の健康づくりに取組む(コラボヘルス)ためのイベント等を実施する。 ● 健診の必要性、補助制度等、健診の魅力を感じる広報等を実施する。 ● 付加測定の充実、がん検診の同時実施等により、多面的な健康状態の把握が出来る受診体制を作る。 ● 滋賀県の女性の健康寿命が全国最下位であることを周知し、健康寿命を延伸させる手段を講じる。 <p>「地域医療構想」への積極的な参画(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域医療構想」においては、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進する事を目的としており、医療関係者や、保険者、市町村だけではなく、住民との十分な連携のもと、実効性のある施策を検討していく事から、検討会等が立ち上がった際にはすぐに参画できるように、滋賀県健康医療福祉部にアプローチを図っていく。 <p>(2) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>加入者個人に向けた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種事業を通じて、ジェネリック医薬品の使用による医療費節約効果等をお知らせすることにより、ジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。 <p>関係団体との連携による推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀県薬剤師会への情報提供と協力依頼により、ジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。 ● 薬局ごとのジェネリック医薬品使用状況等の情報を協会けんぽ滋賀支部が整備することにより、各薬局において、ジェネリック医薬品を選定する際の参考になる資料を提供する。また、ジェネリック医薬品希望シール等を配付し、薬局に設置することによりジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。 <p>(3) 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>加入者・事業主のニーズに応じた情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・メールマガジンによる分かりやすい情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ● ホームページに健康保険に関するマンガを引き続き掲載することにより、視覚的に「見やすい、分かりやすい」ホームページを作成する。 ● 最新情報をタイムリーに提供するメルマガによる親しまれる広報を追求し、情報の周知と読者の拡大を図る。 ・ 関係団体や自治体との連携、地元メディアを通じた広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 県内経済団体(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等)、社労士会、医療関係団体(医師会等)、保険者協議会及び自治体(県・市町)と連携し積極的に広報を行うことにより、加入者及び事業主に情報を発信する。 ● 関西広域でのJR車内における情報発信を行う。(新規) ● 地方自治体主催のイベントに参画することにより、自治体とのネットワークをより強固なものにするるとともに、協会の事業内容を広く県民の方々に周知する。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀県社会保険協会等の関係団体との健康ウォーク等の健康イベントを共催し、そのイベントを通じ協会の取組みについて情報発信する。(新規) ● 健康保険委員を通じた広報の推進 ● 定期的な研修会や事業主を含めた講習会を通じて健康保険委員としての意識と知識の向上を図り、企業内での制度周知や相談対応、健康づくり等の取組みを推進する。さらに、研修会や講習会の機会を活用して意見収集を行い、支部運営に反映させる。(強化) <p>(4) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 滋賀支部の現状を踏まえた重点的取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● データヘルス計画の実施状況の分析・課題把握や更に有効な対策を立案するため、県内の地域ごとに医療に関する情報を分析し、医療費適正化の具体的な対策を立て取り組む。 ● 精神系疾患による傷病手当金申請の調査研究事業結果に関する情報発信を積極的に実施し、関係機関との共催によるこころの健康セミナーを開催する。 ● インターネットを活用したメンタルヘルス対策の実施。(こころと体のセルフチェック) ● 柔道整復療養費及び鍼灸療養費の不正受給防止に向けた患者照会。 ● 付加的サービスの提供による被扶養者向け無料健診の実施。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービススタンダードの達成は必達事項とし、返戻・照会等の案件の中で長期保留状態がないように定期的な進捗確認を行う。また加入者には審査に時間を要することを伝えるなど丁寧な対応を心がける。 ● サービススタンダード対象以外の給付金においても、迅速・正確な処理を行う。 <p>顧客満足度の向上推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月電話定点調査結果の傾向分析やお客様の声による苦情や意見に関する情報共有及び改善への即時対応。 ● 25年度の架電調査結果に基づく対策の実施。具体的には電話3コール内、オープニング・クロージング、復唱、傾聴の実行と継続的な取り組みをキーワードにした対応策の実践。 ● 事務処理誤りについては着実に減じているものの、万一発生時には引き続きクライシスマネジメントの実践励行に努める。 <p>(2) 高額療養費制度の周知 高額療養費制度改正への対応及び限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種広報や事業所への情報発信をする際に改正内容を周知し、早期浸透を図ることにより制度改正への円滑な移行を実現する。 ● また、改正内容周知の際には、あわせて限度額適用認定証の利用を促すことにより、加入者の医療費負担軽減を図る。 <p>(3) 窓口サービスの展開 年金事務所窓口体制を継続する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 草津年金事務所窓口については、可能な限り社労士委託による運営を実施しつつ、あわせて契約職員への切り替えや職員の巡回も組み合わせた窓口体制の移行へのタイミングも検討する。また、窓口体制の変更により利用者へのサービス低下とならないように、各種広報等によりホームページの活用を促し郵送化を推進する。 <p>(4) 被扶養者資格の再確認 被扶養者再確認による適正な保険運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者認定の適正化による無資格受診の防止及び高齢者医療への拠出金を抑制するため、日本年金機構と連携し事業主の協力を得て、主に就職による被扶養者異動(削除)届の未届者を中心に本部スケジュールに則り実施する。 <p>(5) 適正な給付業務の推進 保険給付適正化に向けた厳格な対応</p>

- 傷病手当金及び出産手当金の不適正な申請については、「保険給付適正化プロジェクトチーム」による審議結果を踏まえ、事業所に対する立入調査等の実施や療養担当者（医師等）や患者への照会等を積極的に行うことにより、厳格な審査を徹底する。
- 具体的には、資格取得や高額等級への変更後間もない申請については管轄の年金事務所と連携した合同調査を実施し、長期療養者については療養担当者（医師等）に療養状況を確認する。また、立入検査の実施結果等を統計・分析することにより、効果的かつ効率的な実施に努める。

柔道整復療養費及び鍼灸療養費の不適正受給防止に向けた患者照会強化

- 柔整療養費については、審査会にて指摘された申請書の患者照会にあわせ、「多部位」、「長期継続」、「頻回傾向」の申請書の独自点検も行う。また、不正が疑われる事案について行政庁への情報提供を積極的に行う。
- 鍼灸療養費申請については、医科併用、柔整併用、特に往療料算定の適否等に的を絞った医師・患者照会の強化を引き続き実践する。

精神系疾患調査研究事業結果の情報発信

- 平成 25 年度末に取りまとめた調査研究結果報告については、平成 26 年度において監修医である滋賀医科大精神講座教授による講演等により情報発信したが、平成 27 年度以降も引き続き積極的に発信する。具体的には、各種媒体による周知啓発の為の広報、及び労働局(労基署)・産業保健総合支援センター・財)社会保険協会・社会保険委員会等の関係機関との連携による、こころの健康セミナーや各種説明会・講習会での情報発信を計画実施する。

(6) レセプト点検の効果的な推進

内容点検の充実

- 本部通知に基づく点検効果向上(行動)計画を策定・実施し、再審査請求件数の増加を図り、点検効果額の前年度比以上の向上を目指す。
- 本部及び他支部の査定事例情報を収集・精査し、システムによる自動点検機能の充実化を図る。
- 自動点検マスタについて、支払基金が査定する事例を精査し、新規(追加)分を中心にメンテナンスを実施する。

レセプト内容点検の外注化(新規)

- 全国 30 支部に展開(27 年 1 月～) 従来のレセプト点検のスキルアップ策(自他支部の査定情報事例の共有、各研修の実施)に加え、電子レセプトの一部を外注化する事により、内部のレセプト点検のスキルアップを図り、内容点検効果額の向上を目指す。

レセプト点検効果額について(目標数値)

- 内容点検における加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額(10 割)について、26 年度実績を上回る額を目標とする。

レセプト点検員等のスキルアップ

- 本部や近畿ブロック内研修を活用し、また定期的な支部内研修(原則月 2 回)の開催等により、点検員相互の情報の共有化及び点検能力のスキルアップを図る。
- 毎月の支払基金との打合せ(原審説明会)による査定情報の共有化の一層の充実強化を図る。
- 職員も点検員と一体となって、研修計画に基づいて、スキルアップを図る。

医療費通知の発送

- 加入者の健康意識・健康管理の一層の認識高揚。
- 医療機関、柔道整復師等の不正請求の防止。

(7) 償権の発生抑制と回収の強化

保険証回収の徹底

- 一般加入者に対しては、年金機構による保険証回収催告の後、更に 2 回の文書催告を実施し、任意継続加入者に対しては喪失後毎月 1 回の文書及び電話催告を実施する。
- 保険証未回収が多い事業所については、電話による保険証の返納催告や訪問勧奨を行い「健康保険のご案内」、「健康保険紙芝居ハローけんぼ」を配布して、保険証回収に努める。また、任意継続加入者に対しては、電話催告による保険証

	<p>回収を徹底する。</p> <p>返納金債務者等に対する文書・電話・訪問督促並びに法的措置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務刷新によりシステム化された、債務者への効率的な債権回収業務を実践する。 ● 現年度及び過年度発生債権に対する文書督促については年間計画の下確実に履行する。更に今年度は 弁護士名による文書催告を計画し長期債務者に対する早期回収強化を図る。(新規) ● 1万円以上の債務者に対する訪問督促、電話番号判明者に対する電話督促を実施し、長期未納者については内容証明郵便を最終督促とし支払督促による法的措置を積極的に行い、収納強化を図る。 ● 法的措置を実施しても未解決の債務者については、給与等の差押による強制執行を行う。 ● 住所不明者については、住民票による住所調査や年金事務所への情報提供依頼により、早期の接触を図る。 ● 返納金に関し療養費による国保との振替調整事業を活用し更に効果的な返納金回収を図る。 ● 上記以外に分割納付者に対する電話督促の徹底、遠隔地の債務者への督促の強化にも順次着手。 <p>健康保険委員等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資格喪失後の保険証未回収や返納金が多く発生している健康保険委員事業所等に対し電話訪問指導を実施し、対象事業所を経由した加入者への周知広報等により、将来の資格喪失後受診の抑制を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:112,809人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病予防健診 実施率:59.5%(実施見込者数:67,143人) ● 事業者健診データ 取得率:7.8%(取得見込者数:8,788人) <p>被扶養者(受診対象者数:39,743人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査 実施率:26.4%(実施見込者数:10,474人) <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>被保険者 実施対象者数:13,136人(積極的:7,745人【該当率10.2%】、動機づけ:5,391人【7.1%】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定保健指導 実施率:21.9%(実施見込者数:2,872人) <p>積極的:19.6%(1,515人) 動機づけ:25.2%(1,357人)</p> <p>(内訳) 協会保健師実施分 20.9%(実施見込者数:2,741人)</p> <p>積極的:18.6%(1,437人) 動機づけ:24.2%(1,304人)</p> <p>アウトソーシング分 1.0%(実施見込者数:131人)</p> <p>積極的:1.0%(78人) 動機づけ:1.0%(53人)</p> <p>被扶養者 実施対象者数:995人(積極的:346人【該当率3.3%】、動機づけ:649人【6.2%】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定保健指導 実施率:12.1%(実施見込者数:120人) <p>積極的:14.5%(50人) 動機づけ:10.8%(70人)</p> <hr/> <p>(3) データヘルス計画(平成27年度から平成29年度に実施)(新規)</p> <p>(上位目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虚血性心疾患及び他の心疾患の重症化を防ぐ。 <p>(下位目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果を正しく理解し、受診行動をとる(重症化予防、二次勧奨含む) ・ 保健指導実施率向上による早期介入(重症高血圧のリスクや循環器疾患の予防方法を伝える) ・ 事業主が、自社の健康状況を理解し、健康づくりに取り組む(コラボヘルス) <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所訪問によるコラボヘルス(健康経営)の啓発 ● コラボヘルスのための健康講座(メンタルヘルス対策、糖尿病予防対策)の実施 ● 運動習慣改善事業(加入者が運動習慣を身につけるための支援を実施)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診(検診)の必要性、補助制度等、健診の魅力を感じるようになる。(被扶養者健康意識向上) <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診未受診者の意識調査を実施する。 ・ 付加測定の充実、がん検診の同時実施等により、多面的な健康状態の把握ができる。(被扶養者健康意識向上) ・ 滋賀県の女性の健康寿命が全国最下位であることを広く周知し、他人事でないことに気づく。(女性の健康意識向上)
	<p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>出先での集団特定保健指導(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定保健指導の受入拒否事業所等の特定保健指導対象者へ、公的施設等での集団特定保健指導案内を送付し、特定保健指導の実施拡大を図る。 <p>特定健診受診勧奨(新規扶養認定者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成27年度健診受診対象者抽出作業以降に被扶養者に認定された者へ受診券を発行し、健診受診案内を送付する。 <p>特定健診受診勧奨(経年比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本部から10月に提供される健診受診経年比較データを活用し、特定健診未受診者へ受診勧奨を行う。 <p>健診受診勧奨(任意継続加入者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者及び被扶養者へ健診案内を送付し、健診受診勧奨を行う。 <p>事業所への受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健診機関と連携し、新規適用事業所を含め、協会の健診を受診していない事業所や特定保健指導(被保険者)の該当者が所属する事業所へ訪問・文書・電話勧奨を実施し、事業所における健康づくり意識の啓発を図る。 <p>社会保険労務士との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀社会保険労務士会と連携し、事業所と距離の近い社会保険労務士へ健診・保健指導の重要性を周知し、顧問事業所への展開を図る。 <hr/> <p>(5) その他の保健事業</p> <p>健康づくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>事業所・加入者の健康づくり推進のため、健康づくり機器(自動血圧計)を貸し出し、健康づくり意識の啓発を行う。6ヶ月を限度として貸し出しを行い、貸し出し後に事業所アンケートを実施する。(新規)</u> <p>健康づくり啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者(特定健診受診者)へ追加測定(骨密度測定)を行い、自身の健康増進を意識することにより、家族への普及を図る。(6月～10月) ● 滋賀県及び協定を締結している大津市、東近江市と連携し、健康づくりイベント等で健康づくり意識の推進を図る。 ● 滋賀県社会保険協会及び滋賀県ウォーキング協会と連携し、加入者の健康づくりを推進するため、健康ウォーキングイベント等を実施する。(4月、11月)
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織の適切な運営</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ● 評議会、健康づくり推進協議会における事業主・加入者の意見を反映させるため、ホームページ等による事業公開を行うことにより支部運営の透明性を高める。 ● 企業内での制度周知や相談対応、健康づくり等の取組みを推進するため、健康保険委員の拡充を図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。 ● 個人情報保護、情報セキュリティについては、各種規程の遵守はもとよりアクセス権限、パスワードの適切な管理等ができていくかどうかを朝礼や定例会議等で注意喚起する。 ● あらゆるリスクを軽減するために研修や支部内自主点検により、不正や事故等を未然に防ぎ、適正な事務処理を徹底す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新システム導入に伴い、認証方式および権限が変わることによるリスクの軽減。 <p>お客様満足度向上への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入者のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、さらに CS 研修や接遇研修等を通じて窓口・電話対応における職員のレベル向上を図る。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>協調性・創造力のある職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険委員事務講習会や各種説明会等のあらゆる機会を通じて講師を務める。また、支部内研修や勉強会を実施し、自らの考えを持ち、実行するために何が必要かを発信させる機会を設ける。 ● 計画性を持って実行する為に PDCA サイクルを実施する。 <p>(3) 業務改革の推進</p> <p>業務改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス向上を目的に、スマートプロジェクト(支部独自の業務改善チーム)を通じて、常に改善意識を持ち続けることにより、お客様の視点に立った改善提案、検討を行い実施する。 ● よりよいサービスの標準化を目指し、ブロック業務改革会議等において、支部の創意工夫を提案し、また、各支部の提案された内容を検討し、より具体的な改善を実現していく。 ● 対前年より事務処理誤りを削減するため、事務処理誤りに至った経緯および原因を更に分析し、処理工程を再考する。意識付けについては、従来通りポスター等を掲示することを継続する。 <p>経費節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エアコンの使用時間の厳守や定時退庁(No残業デー)等を徹底し、引続き、支部内での節電を実行する。 ● 調達や執行については、規程や調達委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	--

平成27年度 事業計画(京都支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策の推進のため、以下の取組みを進める。 医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・患者への提供 京都府など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 等</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の実施 保健事業の効果的な推進 ・データヘルス計画の着実な推進 現金給付(傷病手当金、出産手当金、柔道整復師療養費等)の審査強化・調査の実施 無資格受診の事由による債権の発生抑制の推進 レセプトの点検・データの活用・推進</p> <p>(3) 地域医療への関与 医療介護総合確保法にかかる都道府県計画への意見発信 医療保険者協議会を通じ、地域医療ビジョンへの意見発信</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】 ・医師会・薬剤師会等、行政、各保険者等の関係機関へ、軽減額通知の検証結果を提供 医師会・薬剤師会等と連携した普及促進事業の実施</p> <p>(5) 調査研究の推進等 保険者機能アクションプランに沿って、医療費・健診データの分析を実施・関係機関への展開【3 師会・各保険者・業種団体等】</p> <p>(6) 広報の推進 広報紙による情報発信 資格喪失後受診防止に向け、労働局等との連携を強化 医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報の実施 メールマガジンの登録を拡大、タイムリーな情報発信【26 年度末登録者 10%増】</p>

項 目	実 施 内 容 等
	<p>(7)健康保険委員の活動強化・委嘱拡大 広報紙の定期発行【年4回】、委員専用メールマガジン【毎月】、年金委員との合同研修会【年2回】 委員委嘱数を増やす【目標：1,600人】 表彰の実施 【年1回】 モニター・意見募集の実施 【年1回】 健康保険委員向け実務関係冊子を製作・配布</p> <p>(8)的確な財政運営 協会の財政基盤強化に向けた意見発信、国会議員要請の取り組みを強化し、関係団体・マスコミへ発信 健康保険財政が厳しい中、一人ひとりの受診行動・生活習慣の改善などが益々重要である現状を加入者へわかりやすく発信</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取り組み さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と 接遇の向上を推進 「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を踏まえたサービス改善の実施 【満足度調査・・・26年度実績を上回る】 健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から10営業日以内の着実な支払の実施 【達成率・100%】 申請手続きをわかりやすく解説したリーフレットや任意継続申請セット使用促進等による制度の普及促進 申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進 【郵送化率・・・26年度実績を上回る】 任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進 【口座振替率、前納利用率・・・26年度実績を上回る】 事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底</p> <p>(2)窓口サービスの展開 日本年金機構内の協会窓口サービスの継続実施 郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口における職員配置等の見直し 受付専用ボックスの設置等による待機時間の削減</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認 日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底 【被扶養者状況リスト提出率・・・前年度を上回る】</p> <p>(4)柔道整復施術療養費の照会業務の強化 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び 必要に応じた施術者に対する文書照会の実施 柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化 支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底</p>

項 目	実 施 内 容 等
	<p>(5) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 不正請求の疑いのある申請等に対して、保険給付プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じ事業所への立入検査の実施と不正請求防止のための審査強化 事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知 日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施</p> <p>(6) 海外療養費支給申請における重点審査 添付書類の精査や海外の医療機関等に対する文書照会等の実施による審査強化 翻訳業務委託を活用した審査強化</p> <p>(7) 高額療養費制度の周知 高額療養費制度及び限度額適用認定証の周知徹底 保険医療機関等と連携し、申請セットを活用した限度額適用認定証の使用促進及び申請手続きの郵送化を促進 高額療養費の未申請者に対する申請手続き勧奨の継続的な実施</p> <p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 資格喪失後の保険証未返納者に対して計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率・・・26年度実績を上回る】 保険証回収率の低い事業所に対する指導</p> <p>(9) 国民健康保険の保険者との保険者間調整の実施(平成27年1月開始) 資格喪失後の無資格受診等により生じた返還金等について国民健康保険の保険者との間で保険者間調整を実施</p> <p>(10) 積極的な債権管理回収業務の推進 徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施 不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施 債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施 債権回収強化月間(10～11月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める 【債権回収率】26年度実績を上回る</p> <p>(11) 効果的なレセプト点検の推進 レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施(内容点検) ・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施 点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額を更に引き上げ(内容点検) ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進 ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションの向上を目指す。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う ・他保険者レセプト点検担当者との情報交換による点検技術向上【内容点検効果額、実質査定額】26年度実績を上回る</p>

項 目	実 施 内 容 等
	<p>レセプト内容点検業務の一部外注化の実施(平成 27 年 1 月開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用することで点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る <p>資格誤りレセプトの迅速な医療機関照会等の実施により返納措置を実施(資格点検) 【資格点検効果額】26 年度実績を上回る</p> <p>負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化(外傷点検) 【外傷点検効果額】26 年度実績を上回る</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と事務打合の定期的開催等の連携強化及び近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診・・・加入者計(受診対象者数:385,818 人、実施率:54.3%、実施見込者数:209,620 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者(40 歳以上)(受診対象者数:282,912 人、実施率 65.0%、実施見込者数:183,893 人) ・生活習慣病予防健診(実施率:60.0%、実施見込者数:169,747 人) ・事業者健診データ(取得率:5.0%、取得見込者数:14,146 人) <ul style="list-style-type: none"> ア、健診機関を拡大し、受入枠を 26 万人に増加 イ、事業者データの取得推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所は個別訪問によるデータ提供勧奨 ・小規模事業所は委託による勧奨 被扶養者(受診対象者数:102,906 人) ・特定健康診査(実施率:25.0%、実施見込者数:25,727 人) <ul style="list-style-type: none"> ア、無料健診・ミニドック健診の継続実施 イ、京都支部主催によるオプション測定つき集団健診会場の拡大 ウ、京都市とのがん検診同時受診の拡大に向けた取組み強化 エ、京都府保険者協議会等と連携した特定健診の啓発活動の継続 オ、無料健診実施機関の拡大 <p>(2)保健指導・・・加入者計(実施対象者数:31,222 人、実施率 10.1%、3,152 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者(実施対象者数:29,422 人) ・特定保健指導(実施率:10.5%(実施見込者数:3,089 人)) <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 協会保健師実施分 7.0%(実施見込者数:2,060 人) アウトソーシング分 3.5%(実施見込者数:1,029 人) 被扶養者(実施対象者数:1,800 人) ・特定保健指導(実施率:3.5%(実施見込者数:63 人)) <ul style="list-style-type: none"> ア、事業主、事業所担当者の関与促進による中断率の改善 イ、外部委託機関の拡大 ウ、既存外部委託機関に対する積極的推進への取組み強化 エ、公的施設等での保健指導実施の推進 オ、新規事業所の獲得推進

項 目	実 施 内 容 等
	<p>(3)その他の保健事業 データヘルス計画における健診リスク保有率減少への啓発、訴求活動推進 職場における健康講座の開催による健康づくり啓発(100回) 未治療者への受診勧奨による重症化予防の継続及び腎臓病(CKD)重症化予防事業の拡大</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)業務・システムの刷新 27年以降、段階的に実施する新システムへの移行を円滑に進める 新事務処理方式の確実な実施</p> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営体制の強化 ・成果、行動発表会等の実施により、支部内の部署間におけるコミュニケーション及び協力連携体制の強化 実績や能力本位の人事の推進 ・個人別・部署別の目標管理による能力向上及び適正な人事評価の実施 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着 ・朝礼や社内報を活用した情報共有化により組織が一体となる職場環境体制づくりを推進 コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理等の徹底 ・コンプライアンス、個人情報保護及びリスク管理について定期的な研修や自己点検による適正な管理を徹底</p> <p>(3)人材育成の推進 業務・システム刷新の効果として望まれる人材の育成 研修受講者からの伝達研修により受講者の指導・育成能力の向上とともに支部職員の資質向上を促進 お客様満足度向上、職員資質向上及び支部独自研修等の実施</p> <p>(4)業務改革の推進 CS・ES向上委員会による部署間の連携強化、企画的業務の啓発及び加入者のニーズに即した業務改革の実施 業務改革会議を活用した効率的な業務改善の推進</p> <p>(5)経費の節減等の推進 調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施と調達結果の公表による透明性の確保 引き続き消耗品の削減、節電に努める</p>

平成27年度 事業計画（大阪支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、本部から提供される医療費情報及び加入者の健診データをもとに、支部医療費の状況を把握し加入者の疾病予防や健康増進、医療費適正化対策を推進するため、以下のような取組みについて更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費等に関する分析を行い、得られた結果を加入者・事業主へ提供を行う。 ・健診データと医療費データの活用による、保健指導と医療費の相関関係、経年変化等に関する調査研究で得られた成果を大阪府保険者協議会等関係機関に情報発信を行う。 ・加入者・事業主に対し、医療機関を適切に利用するための情報提供や啓発に努める。 ・健康保険委員、メールマガジンを活用したアンケート調査などにより、加入者・事業主の意識、意見等の把握に努める。 ・医療費通知や高額査定通知のお知らせによる情報提供を行う。 ・大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか21推進府民会議、大阪府高齢者医療懇談会）及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。 ・健診データにおけるリスクを市町村ごとに分析し、地域職域連携推進協議会等と連携した保健事業の推進を行う。 ・保健事業の効果的な推進を行う。 ・「データヘルス計画」を確実に実施する。 <p>(2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。引き続き、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。また、「データヘルス計画」を確実に実施する。（再掲）</p> <p>(3)ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担の軽減効果額お知らせ通知による使用促進を図るとともに、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険証カードケース同封チラシ等による広報のほか、窓口来訪者に対しては、ポスター貼付、チラシ、ジェネリックカード・シールの配布を行うなど、目につく広報を実施する。また、大阪府等と連携した効果的な広報に</p>

	<p>についても検討する。</p> <p>平成 27 年度に設置が予定される、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を行う。</p> <p>目標については、数量ベースにおいて全国中位（23 位）を上回るものとする（26 年 9 月現在 36 位）。</p> <p>(4)地域医療への関与</p> <p>地域医療ビジョンの協議の場等に医療保険者の関与が法定化されたことを踏まえ、被用者保険者の代表の一員として、地域医療のあり方に対して必要な意見発信を行う。</p> <p>(5)広報の推進</p> <p>協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、納入告知書同封チラシやメールマガジンにより定期的実施するほか、総合パンフレットの積極的な活用や関係団体との連携による広報を実施する。</p> <p>保健事業や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等に積極的に情報発信を行う。</p> <p>また、健康保険委員を通じた事業所内での広報についても積極的に情報提供を行う。支部ホームページについても加入者が利用しやすい環境整備に努める。</p>
<p>2 . 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組</p> <p>お客様の目線に立って、施設環境面の改善、対応スキルの向上等サービスの質を高める。また、分かりやすいパンフレットの作成や制度周知の広報など適正な届出に向けた取組みを進める。</p> <p>特に、申請書・届出書支援サービスについて被保険者等への周知広報を行う。</p> <p>また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間についてはサービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>(2)窓口サービスの展開</p> <p>各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを効率的かつ効果的に行う。</p> <p>また、届書の郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所窓口の縮小について検討する。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p> <p>(4)柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p>

柔道整復施術療養費の適正化のため、平成 24・25・26 年度の実績効果を検証しつつ、加入者に対して柔整療養費の文書照会を実施する。また、回答内容において、不正・不適切が疑われるものは地方厚生局への情報提供を行う。照会時にはパンフレットを同封し、柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 鍼灸・あんま・マッサージ療養費の患者啓発

鍼灸・あんま・マッサージに係る療養費についても、適切な利用が図られるよう患者啓発に努める。

(6) 傷病手当金等の不正請求の防止

保険給付適正化のため、疑義案件については、事業主に対する立入検査等を日本年金機構と連携・協力しながら実施する等審査を強化する。

(7) 海外療養費支給申請書における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、財政効果額を向上させるため、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。

- ・点検効果向上計画の策定・実施
 - ・点検員の点検技術と点検スキルの向上のための施策の実施
 - ・点検システムの精度を上げるための施策を進めるとともに点検システムを活用した点検を強力に推進
- 内容点検の目標値については、1人あたり財政効果額を26年度かつ全国平均値を上回ることとする。

(9) 多重受診者対策の強化

医療費適正化のため、多重受診者の実態把握をするとともに行動を分析の上、受診者啓発を実施する。

(10) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収については、日本年金機構が行う一次催告の後、文書による二次及び三次催告を積極的に実施する。

チラシ、メールマガジンなどの広報媒体を通じ、加入者には退職時に保険証を事業所に返却する必要があること、事業主等には保険証の回収および資格喪失届等の提出の際の保険証の添付について周知を図る。

(11) 積極的な債権管理回収業務の推進

発生した債権について、早期回収を進めるべく、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。

- ・文書催告の他、早期に電話や訪問による催告の強化
- ・不正性、悪質性のある債務者に対する法的手続きによる回収の強化

	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な債権回収を行うためのノウハウの蓄積 ・債権の発生に至った経緯を分析し制度上の問題点等について、国民健康保険、労働局等関係機関へ積極的な意見発信 <p>(12)健康保険委員の活動強化と委嘱数の拡大</p> <p>日本年金機構と連携し、年金委員と健康保険委員が一体となった研修等を実施するとともに、健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行し、社会保険制度や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。</p> <p>また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、年金委員のみの登録となっている事業所への勧奨のほか、メールマガジンを通じた広報等により健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：986,554人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45.7%（実施見込者数：450,855人） <p>契約健診機関の増設及び職員の事業所訪問において、生活習慣病予防健診のメリットを十分周知することにより、受診者数の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：98,655人） <p>職員・契約職員による事業所訪問を引き続き実施するとともに、文書による勧奨を強化し大阪労働局や大阪府商工労働部等と連携を図り事業者健診結果データの取得を促進する。また、社会保険委員会の各種会合・算定基礎届事務説明会会場での周知に努める。</p> <p>健診実施機関に対してデータ取得勧奨の協力依頼を強化する。</p> <p>被扶養者（受診対象者数：388,624人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：21.0%（実施見込者数81,611人） <p>被扶養者の個人負担を無料とする集団健診を拡大して継続実施。また、経年的な受診時状況を反映した受診勧奨を実施する。</p> <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：117,594人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：11,759人） <p>（内訳） 協会保健師実施分 5.0%（実施見込者数：5,880人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：5,879人）</p> <p>職員・契約職員・派遣職員による特定保健指導の利用勧奨のため、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を適宜活用し、事</p>

業所訪問を引き続き実施する。また、保健指導保健師・管理栄養士については引き続きスキルアップを図り、高継続率の維持・向上を図る。

アウトソーシングの実施機関を増やすとともに、各機関に実施者数を増加させる施策について、健診機関会議等で検討する。

・データヘルス計画の着実な実施にむけ「禁煙対策」にかかる知識・指導スキル向上のため、講師を招いた研修を実施する。

被扶養者（実施対象者数：7,017人）

・特定保健指導 実施率：2.8%（実施見込者数：196人）

利用券発送時に支部独自の勸奨文書を同封することにより、啓発に努める。また、集団健診の利用者に対し、実施健診機関と協働し、グループ支援を企画する。

(3)その他の保健事業

未治療者に対する受診勧奨

協会けんぽ本部が実施する一次勸奨文書の送付に加え、一次勸奨者の内さらにリスクが高い基準に該当する者に対し、二次勸奨文書を送付する。

(4)データヘルス計画の実践

【上位目標】

女性の喫煙割合を平成24年度の全国平均並みにする

目標（3カ年）：16.3% 2,600人減（平成24年度生活習慣病予防健診受診者ベース）

【下位目標】

事業所、事業主への理解を求め対策を図る事業所を増やす。

事業所を訪問し、事業主へ説明、啓発を行い改善提案（コラボヘルス）

「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用し、喫煙割合の高い事業所へ禁煙対策の啓発、提案

禁煙対策ポスターを作成し事業所単位での掲示を実施

事業所に対する健康づくりセミナーを実施（ポピュレーションアプローチ）

各自治体と連携し地域住民に対する啓発を協働で実施する。

自治体との包括協定を活用し、協働による広報、健康づくり事業を実施

保険者協議会、地域連携推進協議会等における自治体や各保険者との連携、意見発信

加入者の健康意識を向上させ、喫煙割合の改善をはかる。

特定健診、特定保健指導を推進

健診実施機関による問診時の喫煙者に対する啓発、健診結果送付時の広報物の実施

特定保健指導実施時に喫煙者へ禁煙を促す

集団健診実施時に広報物を配布するなどの啓発活動

(5)受診勧奨対策

職員・派遣職員での事業所訪問による事業者健診データ提供依頼並びに特定保健指導利用勧奨

派遣職員での事業所訪問による特定保健指導利用勧奨

大阪市営地下鉄車内広告掲示の実施

	<p>労働局・大阪府商工労働部等との連携、社会保険委員会・算定基礎届事務説明会の活用を通じ、事業者健診データの獲得 被扶養者における特定健康診査の集団健診の充実。また、各会場において、市町村や保健所と連携したがん検診の啓発並び に各種広報・セミナー等の企画</p> <p>自治体との連携強化。包括協定に基づく各種受診勧奨対策の企画、健康づくり広報の充実。</p> <p>任意継続被保険者並びに新規適用事業所に対する健診の案内 健診実施機関のない地域における生活習慣病予防健診の集団実施</p>
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)業務・システムの刷新 新しい業務・システムの着実な定着を図るため、新しい業務プロセスに応じた体制を構築するとともに、保険者機能のさらなる発揮に努める。</p> <p>(2)組織の適切な運営 内部統制（ガバナンス）、部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 また、職員間の一体感の醸成に努め加入者本位等、協会のミッションや目標の徹底を図ると共に、更なる事務室内とその他居室の分離によるセキュリティ強化を図る。</p> <p>(3)コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて、その遵守を徹底する。 各照会等については、個人情報保護法に基づいた取り扱いを徹底する。</p> <p>(4)人材育成の推進 内部・外部講師による効果的な職員研修を行い、スキル向上と知識習得により人材育成を図る。加えて、研修後の検証を実施して、より効果的な研修に取り組むものとする。 本部研修参加者による伝達研修を行い、広く情報、知識の共有を図るとともにスキル向上を図る。</p> <p>(5)業務改革・改善の推進 より良いサービスの標準化を目指し、創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。 業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務の重点化を進める。</p> <p>(6)年金機構との協力連携強化 エリア担当制を積極的に活用し、年金機構との日常的な連携体制を強化する。お互いの制度を学び業務に活かせるよう相互に業務研修を実施し、事業の円滑な推進を図る。</p> <p>(7)経費節減等の推進 職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理及び節電対策等により、更なる経費削減に</p>

	<p>努める。</p> <p>また、調達や執行については、調達審査会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
--	---

平成27年度 事業計画 (兵庫支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p><u>保険者機能強化アクションプラン(第2期)の実行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトや健診データ等を活用した「データヘルス計画」に沿った保健事業を積極的に行う。 ・加入者、事業主との距離を縮め、協会への意見を吸い上げると共に、加入者、事業主に情報をフィードバックし、さらには加入者同士も情報交換できる取組として、実務者懇談会を行う。 ・地元選出の国会議員や経済団体等に定期的に訪問し、財政基盤強化の取り組みや、制度改正の必要性等について広く意見を発信し、協会の存在感、協会の取組を示す。 ・医療費や健診データ等による分析結果を基に、国や各自治体、その他関係団体に対し各種政策提言や意見を発信する。特に、平成26年度期中より参画した兵庫県医療審議会では、地域医療のあり方について、必要な意見を発信し、保険者として地域医療へ関与する。 ・兵庫支部の職員が産業衛生学会等に参加し、医療費の分析結果や保健事業の成果等の研究成果を発表する。 ・健康づくりに関する包括的な協定を結んだ兵庫県や神戸市等の各自治体と連携し、共同での医療費分析や重症化予防対策等の保健事業に尽力する。併せて、イベントやセミナーなどの事業を積極的に共同開催する等、更なる関係強化を図る。 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症、高血圧等の重症化予防対策、レセプト点検の強化、現金給付の審査強化、保険証の適正使用と早期回収、債権の積極的回収、ジェネリック医薬品の使用促進について重点的に取り組む。特にジェネリック医薬品の使用促進については、これまでの取組みであるジェネリック医薬品使用軽減額通知の発送を継続することに加え、兵庫県薬剤師会等、関係諸機関と連携し、地域における積極的な啓発活動に努める。 <p>パイロット事業の取組(調査研究事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫支部独自で統計分析ソフトを導入・活用することで、より質の高い調査分析を実施し、将来の保健事業に繋げる。 <p>加入者・事業主のみならず、あらゆる関係者に対する広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構からの納入告知書に同封する案内チラシの質を高め、より充実した広報を行うと共に、日本年金機構との関係を強化し、広報において更なる連携を図る。 ・兵庫県社会保険労務士会と定期的に協議会を実施し、新申請書への完全移行を着実に図ると共に、制度周知の広報等で連携を図る。 ・ホームページやメルマガ等のITツールを最大限活用し、様々な方向から情報を発信する。 ・新聞やラジオ、TV等のメディアを利用した広報を効果的に行い、保健事業の推進、その他協会の知名度アップに伴う発信力強化に繋げる。 ・イラストや漫画等、加入者にとって親近感のある媒体を活用し、加入者に解りやすい広報を実施する。
2. 健康保険給付等	<p><u>レセプト点検の効果的な推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。 ・内容点検については、レセプト点検効果向上に向けた行動計画書を策定し、本部と連携し実施する。 ・内容点検業務の一部外部委託を実施し、内容点検の充実、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルアップを図る。 ・研修や勉強会を実施し、点検員のスキルアップを図る。 ・点検実施結果を点検員に周知し、目標達成に向けて業務推進を図る。

- ・システムによる点検機能の効果的活用を図る。

積極的な債権管理回収業務の推進

- ・債権の回収については早期回収に努め、文書催告のほか、電話、訪問による催告を行い、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。
- ・弁護士による催告書の発送および問合せを委託し、より一層の債権回収を行う。
- ・資格喪失後受診を抑制するべく、資格喪失した加入者の保険証回収催告を積極的に行い回収を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、無資格の保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体等により周知を行う。

柔道整復施術療養費、傷病手当金・出産手当金・療養費等に係る適正な給付業務を推進する

- ・柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（3部位以上）かつ頻回（15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じて施術者に照会をする。また、照会時にチラシを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細書の精査、パスポートによる渡航事実の精査、受診者への照会等を行い、審査を強化する。
- ・傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。
- ・不正請求の疑いのある申請等について、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、厳格に対処する。
- ・調査が必要な申請について、事業主への立入検査を積極的に実施するなど審査を強化する。

療養費制度の周知

- ・事業所や加入者に対し高額療養費、療養費等の制度の周知を図る。
- ・医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を使用すれば高額療養費が現物給付化されること等の周知を図る。
- ・ターンアラウンド方式による高額療養費未申請者に対する申請手続きの勧奨を6カ月前の勧奨を目標に推進する。

サービス向上のための取組

- ・お客様から寄せられたご意見や苦情等については、迅速かつ正確に把握し業務にフィードバックするとともに、「業務改善会議」を開催し、お客様の視点に立ってCSの向上やサービス改善を積極的に推進する。
- ・任意継続保険の保険料口座振替や前納の促進を図る。（口座振替率平成27年度目標50%）
- ・傷病手当金等の現金給付の支払の迅速化を図る。（サービススタンダードを10営業日と設定し、達成率100%を年間通して継続する。）また、進捗管理を徹底し、正確かつ着実な支給を行う。
- ・申請書の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させ郵送による申請促進を行う。（郵送化率85%を上回る。）

窓口・電話サービスの展開

- ・サテライト窓口については、各窓口の利用状況や郵送受付率の進捗状況を踏まえ、窓口のあり方等を検討する。
- ・お客様満足度調査結果等を踏まえ、窓口サービスの改善を行う。（満足度調査26年度実績を上回る。）
- ・日頃から質の高いお客様対応ができるよう研修や朝会などにより契約職員のレベルアップを図る。
- ・電話対応については、お客様満足度架電調査結果等を踏まえ、電話サービスの改善を行う。（満足度架電調査全国平均を上回る。）

被扶養者資格の再確認

- ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、日本年金機構と連携し

	<p>事業主の協力を得て的確に行う。(27年度提出率目標85.9%)</p> <p>健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員向けの研修会の実施や日本年金機構の実施する研修会への参加、広報誌の発行などにより、健康保険事業への理解をさらに深めていただき、事業の推進にご協力いただけるよう委員との結びつきの強化を図る。 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施するとともに、健康保険委員の委嘱者数拡大に向けて、広報紙や研修会を通じて広く委嘱を呼び掛ける。また他支部の好事例を参考に新たな勧奨を強化する。(平成27年度委嘱者数目標 1,850名)
3. 保健事業	<p>(1)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:472,726人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率:50.9%(実施見込者数:240,750人) 事業者健診データ 取得率:2.6%(取得見込者数:12,500人) <p>被扶養者(受診対象者数:173,971人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率:20.1%(実施見込者数:35,000人) <p>(2)保健指導 被保険者(実施対象者数:52,242人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率:11.2%(実施見込者数:5,900人) <p>(内訳) 協会保健師実施分 10.1%(実施見込者数:5,300人) アウトソーシング分 1.1%(実施見込者数:600人)</p> <p>被扶養者(実施対象者数:3,065人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率:2.3%(実施見込者数:70人) <p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスセミナー イベント時における健康啓発等を目的としたブース出展 <p>(4)データヘルス計画 (上位目標) 被扶養者の特定健診受診率のアップを図る。 目標(3ヶ年)22.1%(25年度結果からプラス1万人増) 自治体と連携した糖尿病性腎症等の重症化予防を実施する。 喫煙率の低下を図る。目標(3ヶ年)32%(健診受診者ベース)。</p> <p>(下位目標) 特定健診の受診率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診未受診者に対し、GISを活用した効果的な受診勧奨を実施し、受診率を向上させる。 自治体と連携し、特定健診とがん検診の同時実施を行う。その際、血管年齢測定等の付加サービスを付け受診率を向上させる。各事業所が「健康経営」を意識したコラボヘルスの推進 従来の事業所健康度診断シート(事業所カルテ)の充実を図り、それらを活用した事業所訪問を職員全員で行い、加入者のニーズを掴むと共に、「健康経営」に関する意識付けを行い、事業所と連携して医療費適正化に繋げる。 禁煙セミナーを実施する等、禁煙に関する情報提供を事業所に行い、加入者の喫煙率の低下を図る。 各自治体の健康増進事業(兵庫県チャレンジ企業、こうべ歩KING歩QUEEN決定戦等)を共催し、事業所全体で健康に関する意識を深めてもらう。その際は兵庫県と合同で事業所訪問する等積極的に連携を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸大学と連携し、業態別の分析を行う。中小企業団体等の経済団体にそれを示し、各団体を通じて事業主へ働きかける。 ・ICTツールを活用し、事業主や加入者個人に直接オーダーメイド的な健康情報を提供する。 <p style="text-align: center;">重症化予防対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症等の重症化予防事業を医師会や自治体等と連携して行う。未受診者に対しては受診勧奨文書を発送し、既受診者に対しては専門の保健指導を実施する。 ・国際医療福祉大学等の研究者と、がん検診に関する分析を行う。 ・神戸市をはじめとする自治体と連携して、自治体の糖尿病予備群要治療の加入者を集め、糖尿病セミナーを行う。 <p>(5) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診及び特定健診、特定保健指導の広報 ・特定健診、特定保健指導実施機関リストの作成 ・生活習慣病予防健診申込方法チラシ等作成 ・特定保健指導終了率向上のための支援ツールの購入 ・特定保健指導に係る「不同意申出書」の作成 ・事業者健診データの取得勧奨業務の委託 ・新聞、ラジオ、TVCM等を活用した総合的かつ効果的な受診勧奨事業
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務、システム刷新に伴い、業務の効率化を図り、創造的な活動を拡大する。また、新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。 <p style="text-align: center;">組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部門間の連携を強化し、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。リーダーを中心とした組織横断のチームを作り、問題解決を図ると共に横の連携を深め、組織としての一体感を醸成する。 ・グループを横断したイベントプロジェクトチームを作り、支部全体で保健事業等に積極的に取り組み、直接加入者等が参加する場で経験を積むことで、「営業力の強化」・「発信力の強化」等、職員の能力向上を図る。 <p style="text-align: center;">職場内コミュニケーションの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報(告)・連(絡)・相(談)を徹底する事で、職場内のコミュニケーションを強化すると共に、会議体の活性化や社内報で情報を共有し、働きがいを実感できる職場づくりを行う。 <p style="text-align: center;">コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスや個人情報保護管理については、適宜研修等で意識の共有を図る。 ・リスク管理として内部監査や自主点検を的確に実施し、職員の健康管理やメンタルヘルスのケアための支援を強化する。 <p style="text-align: center;">人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造的であり、かつ専門性を兼ね備えた人材育成のため、適宜支部内の研修を行い、本部実施研修の適切な伝達を徹底する。 ・電話対応能力向上のため、マニュアルを活用した研修を実施すると共に、CS向上に向け職員の意識向上を図る。 <p style="text-align: center;">業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化や定型業務のアウトソーシングを推進し、定例的業務から創造的業務へのシフトを図る。 <p style="text-align: center;">事務処理誤りの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット事例の報告書等を活用し、事務処理誤りに対する要因分析と効果的な再発防止策を練り、研修等を行う事で意識の

	<p>改善を図る。</p> <p>経費削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・節電対策会議を活用し、経費削減の職員への意識づけを図り、業務経費、一般事務経費の前年度比減を目標とする。
--	--

平成27年度 事業計画 (奈良支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン」に基づく取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、地域の医療費、健診データを分析し、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策の更なる充実・強化を図る。また、本部による「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」策定後は、それに基づき、上記施策をより一層推進する。 県及び各市町村における各種協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた意見発信効果を高める。 <p>データヘルス計画の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画実施の初年度にあたり、平成29年度の到達点である上位目標の達成に向け、各種事業を確実に実施する。 <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化対策のさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、レセプト点検・ジェネリック医薬品の使用促進を実施するとともに、事業主に対する調査権を積極的に活用した現金給付の審査の強化を図る。 <p>データヘルス計画の確実な実施(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画実施の初年度にあたり、平成29年度の到達点である上位目標の達成に向け、各種事業を確実に実施する。 <p>健康づくり推進協議会からの提言・助言等の積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進協議会からの提言・助言等に基づき、地域の実情に応じた保健事業の積極的・効果的な推進を図る。 <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>関係団体・地方自治体との連携・協力と情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良県、他保険者、医療機関関係者、薬局関係者と連携・協力するとともに、併せて情報発信を行うことでジェネリック医薬品のより効果的・経済的な使用促進事業の展開に努める。 <p>加入者に対するジェネリック医薬品に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス」等による使用促進効果を更に着実

なものとするため、本部からの指示に基づき的確に準備を進める。

- ・ ジェネリック医薬品取扱い薬局をホームページに掲載する。
- ・ ホームページ・メールマガジン・各種お知らせ等を活用し広報を推進する。
- ・ 患者の意思表示を容易にするための「希望シール」を配布する。

ジェネリック医薬品使用に関する分析・発信

- ・ ジェネリック医薬品の使用に関する各種分析を行う。
- ・ 各種分析の結果を基に、効果的なジェネリック医薬品の使用促進策を図るとともに、関係団体等に意見発信する。

(4) 地域医療への関与

地域医療への意見発信

- ・ 地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者に地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。

なら健康づくり連携協力会議の活性化

- ・ 『奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書』に基づき、「なら健康づくり連絡協議会」を引き続き定期的を開催し県との連携をより一層深める。（年4回開催）

(5) 調査研究の推進等

医療費情報の収集・分析

- ・ 引き続き医療費情報を収集・分析し地域医療への意見発信に積極的に活用する。
- ・ 地元にゆかりの大学教授・准教授等の指導を仰ぎ、医療費情報の収集・分析のスキル向上を図る。

地域医療構想策定に係る意見発信

- ・ 地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象とする。

(6) 広報の推進

広報活動の充実

- ・ 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主、関係機関等、更には一般の方々に広く理解していただくための情報発信を行う。
- ・ 加入者・事業主に対する情報提供や広報については、ホームページ、メールマガジン、定期広報誌を有効活用し、タイムリーで、かつ、加入者・事業主の視点に立った、効果的・経済的な広報活動を展開する。
- ・ 地方自治体や関係団体等との健康セミナー等の共同開催や共同広報の実施により、効果的・経済的な広報機会を創出す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者・事業主において、より地域に根ざした協会けんぽとして認知、理解されるための地元メディアとの連携を図った広報活動を推進する。(奈良新聞での月に一度の記事掲載) ・ データヘルス計画に基づく広報を実施する。(健診イメージキャラクター・キャッチフレーズの普及、健康づくり意識向上のための広報) ・ これまでの取組みを精査するとともに、加入者・事業主の広報に関する声を聴き、加入者・事業主の声を反映した広報活動に努める。 <p>(7) 的確な財政運営 財政基盤強化に対する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、引き続き加入者・事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信していく。 <p>(8) 評議会の意見を反映した事業展開 評議会の円滑な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会を適時開催する。(運営に関する協議及び事業実施状況の報告) <p>評議会の意見を反映した事業運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した保険運営を図る。(加入者・事業主の声を聴き、奈良支部の実情を反映させる。) ・ 安心と信頼を得る事業運営を図る。(医療費適正化対策の推進)
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組 お客様満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。 <p>現金給付の迅速な支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービススタンダードを遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 <p>加入者に対する各種お知らせの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットの作成、「届書・申請書作成支援サービス」の活用により、申請手続きの適正記入を推進する。 <p>申請書の郵送化促進</p>

- ・ 任意継続申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や各種広報媒体の活用等により郵送による申請を促進する。

任意継続被保険者保険料の口座振替利用促進

- ・ 加入時や納付変更時を活用した任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進により事務効率化に向ける。

(2) 窓口サービスの展開

窓口サービスの展開と今後のあり方

- ・ 社会保険労務士による年金事務所協会窓口サービスを提供しながら、郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、サービス低下とならないような窓口のあり方について慎重に検討する。

年金事務所との連携強化

- ・ 繁忙期対応など、年金事務所窓口における顧客サービス向上への協力体制の充実を図る。

(3) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格再確認の的確な実施

- ・ 保険給付の適正化及び高齢者医療制度において保険者が負担する拠出金等の適正化を目的として、日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て、就職による異動(削除)届の未提出者を中心に被扶養者資格の再確認を的確に実施する。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

負傷原因照会の実施

- ・ 多部位・頻回(3部位かつ15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、適正化対策を継続して実施する。

疑義申請への対応強化

- ・ 申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書等の手段による加入者への受療内容等照会、審査医師への照会等を行い適正化を図る。
- ・ 悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチームにより対応方法を検討する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁(厚生労働省)へ情報を提供する。
- ・ 不正疑義事案を中心に、他の保険者や市町村間での情報共有化する仕組みづくりや不正防止対策を強化し、更なる適正化を推進する。

加入者への啓発

- ・ 各種広報媒体への記事掲載、加入者に直接リーフレット等を送付することにより、柔道整復師への適正受療の周知を強

化する。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付審査の強化

- ・ 疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に、傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が53万円以上である申請や、資格取得直後並びに高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、また、長期に継続した申請について審査強化を図り、不正請求を防止する。

立入検査等の実施

- ・ 特に不正請求の疑義がある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームによる会議を開催し、対応方針を協議する。
- ・ 協議の結果、必要と認められた場合は、厚生労働省（近畿厚生局）に対し、事業主に対する立入検査等の認可申請を行い、詳細な調査を行う。

日本年金機構との連携

- ・ 日本年金機構との連携により、傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な審査を実施するとともに、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

不正請求の防止

- ・ 申請に対する診療明細の精査や、文書照会等による審査強化を図り、海外療養費の不正請求を防止する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

レセプト点検強化による効果向上策

- ・ 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを十分に活かした点検業務の充実強化を図る。
- ・ 査定事例の共有化、自動点検機能の効果的活用、外部講師による研修の実施により点検技術の向上を図る。

レセプト点検の外注化

- ・ オンラインレセプトの一部外注化を実施することで、レセプト点検の充実と点検業者のノウハウを収集し活用を図り、点検員のスキルアップ、競争意識の促進により点検効果額の向上を図る。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後の保険証の早期回収と回収強化

- ・ 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、保険証の確実な回収により、返納金の主たる発生原因である資格喪失後受診の削減に努める。
- ・ 日本年金機構の協力の下に、初回の催告状送付に併せて「保険証回収促進チラシ」、「返信用封筒」、「返却不能届」を送付することにより、速やかなアプローチ活動を展開する。
- ・ 文書及び架電による効果的な督促を行う。
 - 一次催告：日本年金機構が催告状により実施
 - 二次催告：協会けんぽが文書、架電により実施
 - 三次催告：協会けんぽが文書、架電により実施
- ・ 保険証回収率の特に低い事業所へ赴き、個別指導等を行う。

債権の発生防止・保険証回収のための広報の推進

- ・ 保険証回収について、広報誌、ホームページ、メールマガジン等により周知する。
- ・ 医師会、支払基金等の関係機関の協力を得て、債権の発生防止・保険証回収のための広報を推進する。(会報への記事掲載、啓発ポスターの作成)

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

債権発生後、早期の接触、納付催告

- ・ 貴重な保険料財源を適正管理・適正執行する観点から、返納金回収強化に係る取組みを引き続き積極的に実施する。
- ・ 債務者と早期接触・回収を図るため、納期前の架電を徹底する。
- ・ 納付期限後も定期的に催告状を送付し、あわせて架電により積極的に催告を行う。

高額債務者(5万円以上)に対する債権回収の強化

- ・ 架電・文書による催告を実施する。
- ・ 架電・文書による催告を実施しても納付なき債務者に対して早期に訪問催告を実施する。
- ・ 再三の催告後も納付なき債務者に対し、内容証明郵便による催告を実施後、法的手続きによる債権回収を図る。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員の活動強化

- ・ 健康保険事業に関する広報、相談、各事業の推進、モニター等を通じた事業への参画・活動の推進を図る。

健康保険委員の委嘱者数拡大

- ・ 社会保険委員会連合会、社会保険委員会、年金事務所との連携・協力の推進、また、健康保険委員表彰や、委嘱者数拡

	<p>大強化月間の設置により健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。(健康保険委員研修会、年金委員との合同研修会及び合同表彰式の開催)</p> <p>③奈良支部独自の健康保険委員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽと事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただく健康保険委員を対象とし、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会けんぽが行うあらゆる健康保険事業の推進等にご協力いただき、より一層結びつきを深めることを目的とした研修会を開催する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>保健事業の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。 <p>保健事業の効果的な推進に向けた体制及び取組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、県・市町村と連携し、地域の実情に応じた取組みを強化する。 <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>特定健康診査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者(40歳以上)(受診対象者数：97,989人) <ul style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診 実施率：43.0% (実施見込者数：42,135人) 2) 事業者健診データ 取得率：11.0% (取得見込者数：10,779人) ・ 被扶養者(受診対象者数：41,232人) <ul style="list-style-type: none"> 1) 特定健康診査 実施率：25.0% (実施見込者数：10,308人) <p>特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者(実施対象者数：11,033人) <ul style="list-style-type: none"> 1) 特定保健指導 実施率：18.0% (実施見込者数：1,986人)

(内訳) 協会保健師実施分 17.0%
(実施見込者数: 1,876人)
アウトソーシング分 1.0%
(実施見込者数: 110人)

- ・ 被扶養者(実施対象者数: 959人)
 - 1) 特定保健指導 実施率: 15.0%
(実施見込者数: 144人)

③生活習慣病予防健診実施機関の増加に向けた委託勧奨

- ・ 健診実施設備を有する大規模医療機関を中心に、訪問等で委託の勧奨を行う。

特定健診(被扶養者)の実施率向上

- ・ 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、協会主催の集団健診と「オプション健診(骨密度・肌年齢等)」を実施する。

事業者健診データの取得・特定保健指導の推進

- ・ 事業者健診データを取得するとともに、事業者健診データによる特定保健指導について、労働局・健診機関等と連携を図り、実施目標の達成に努める。

特定保健指導の利用機会の拡大

- ・ 特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託・IT活用等を推進する。

若年者の保健指導

- ・ 生活習慣病予防健診受診者で、生活習慣の改善によって予防効果の高い若年者(35~39歳)の保健指導を実施する。

保健指導利用者の拡大

- ・ 健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。

関係団体との連携による保健指導の推進

- ・ 業種・業態健診データの分析結果や市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

効果的な保健指導の実施

- ・ 生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

(3) 各種業務の展開

なら健康づくり連携協力会議の活性化

- ・ 奈良県との『奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書』に基づき、年4回の連携協力会議を

はじめとした定期的な情報交換を行い、加入者、事業主の立場に立った保険者としての意見を発信する。

奈良県と連携した健康づくり事業の推進

- ・ 奈良県との上記覚書に基づき、11月から2月に実施される「慢性腎臓病（CKD）の講演会事業」等、県民の健康づくりの推進に向けた奈良県の事業と連携するとともに、協会けんぽ加入者の利益となる事業を積極的に推進していく。

③他の保険者等との連携

- ・ 保険者協議会や地域職域連携推進会議への出席を通じ、他の保険者、特に奈良県を通じた市町村との連携を強化し、受診者の利便性の向上を図るため、特定健診受診券配布時における市町村のがん検診の広報等協力した事業を実施する。

業務・システム刷新による新機能等の活用

- ・ 業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。

（４）データヘルス計画の推進

上位目標

- ・ 平成30年度までに腹囲の大きい人（男性85cm以上、女性90cm以上）を減らすことにより、メタボリックシンドローム予備群（男性）19.3%を全国平均17.4%まで減らす。

下位目標

- 1) がん検診を含めた特定健診・特定保健指導の受診率向上
- 2) 事業所及び加入者、関係団体の健康づくり意識の醸成
- 3) 未治療者への受診勧奨等による重症化予防

（５）受診勧奨対策

重症化予防のための受診勧奨の実施

- ・ 健診結果とレセプト情報の突合データを利用し、医療機関への受診が必要であるが未受診となっている者に対して、重症化予防のための受診勧奨を実施し、医療費適正化及びQOLの維持を図る。

（６）その他の保健事業

健康管理セミナーの開催

- ・ 医療費及び健診結果データ分析に基づき、健康保険委員や事業所健康管理担当者等を対象とした健康管理セミナーを開催し、健康づくり意識の醸成を図る。（年3回）

4. 組織運営及び業務改革

(1) 新しい業務・システムの定着

業務・システム刷新の定着

- ・ サービスイン後は、本部・支部が一体となり業務・システムの着実な定着を図る。

(2) 組織の適切な運営と改革

組織運営体制の強化

- ・ 毎週定期的な役職会議の実施やグループ単位での定期的なミーティングを実施し、担当者間の協力と連携をとりながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の効果的な運営を推進する。
- ・ 職員、契約職員の迅速な情報共有の仕組み（朝礼等の実施や情報共有化シートの活用等）を引き続き行い、一体化した事業体制の推進を図る。

協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

- ・ 『奈良支部が目指す組織風土』に基づき、支部内の職員・職種・部署間の連携を強化することにより、更なる定着を図る。

コンプライアンスの推進

- ・ 全職員に対してコンプライアンスの重要性や意義等を徹底するため、朝礼等において、コンプライアンスに関する確認を行う。
- ・ コンプライアンス基本方針及び行動規範の周知徹底を図る。
- ・ 職員研修等を通じてコンプライアンスの理解を深める。
- ・ 自主点検を実施する。(年2回)

個人情報保護管理の徹底

- ・ 個人情報保護管理委員会で、チェックシートによる月次単位の個人情報管理の推進と進捗管理を徹底する。
- ・ 職員研修等を通じて個人情報管理の重要性の周知と意識改革を徹底する。

(3) 人材育成の推進

協会の理念を具現化する職員の育成

- ・ 人事制度の運用を通じた期待する職員づくりを推進する。

職員の意識改革と人材の育成

- ・ 民間の法人の職員として求められる意識改革と次世代を担う人材の育成を図るため、支部独自研修を開催する。
- ・ 本部が開催する業務別研修等への職員の派遣と伝達研修を確実に実施し、職員のスキルアップを図る。
- ・ マンネリ化排除、自己改革の機会創出と次世代の人材補充体制の整備を図るため、ジョブローテーションを適切に実施

する。

(4) 業務改革・改善の推進

各種委員会等の活用

- ・ 役職会議及び「ならSK委員会」をはじめとする各種支部内委員会等により部署間の連携を強化、サービスの向上や業務効率化に向け、刷新・削減・改善・広報等あらゆる分野に積極的に取組み必要な措置を講じる。
- ・ ブロック業務改革会議を通じた新たな業務提案や業務改善を推進する。
- ・ 事務処理誤りの発生を防止するため、責任体制の明確化や発生要因の排除に向けた業務改革と未然防止体制を確立する。

(5) 経費の節減等の推進

職員のコスト意識の高揚及びより一層の経費節減の推進

- ・ 職員のコスト意識を高めるとともに、競争入札や消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理の徹底等により、事務経費削減に努める。
- ・ 調達審査委員会における執行内容の精査や、調達結果等のホームページへの公表により、透明性の確保に努める。
- ・ 引き続き、空調、照明管理の徹底等による光熱費の削減等、節電に係る取組みを積極的に実施する。

平成27年度 事業計画 (和歌山支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン」に基づき、加入者の疾病予防や健康増進、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <p>1 事業所訪問の実施 DVDを活用した健康経営の普及・促進、事業所健康度診断を活用した保健指導勸奨、健康保険委員勸奨を通じて職場の健康づくりに関する積極的な意見交換を図り、事業主・加入者との距離を縮める。また、データヘルス計画に基づく健康づくり事業への参加事業所を募る。</p> <p>2 データヘルス計画の実施 「高血圧」を支部の健康課題と定め、身体活動量を増加させることを通じて健康意識が高まり、血圧管理をできる人が増えることを上位目標としてデータヘルス計画を実施していく。</p> <p>3 関係機関との連携強化 関係機関への情報提供、共同事業の実施、各種協議会へ参加する等連携推進のための取り組みを強化する。</p> <p>地方自治体等 ・ 県（健康推進課）市町村へ、支部が収集・分析したデータを活用した情報提供を行う。 ・ 県、市町村が推進する医療及び健康に関する事業への参画を図り、事業連携を図る。 ・ 県、市町村と、双方の事業内容及びデータ提供・分析に関する意見交換を引き続き実施し、健康づくりに関する包括協定の締結に努める。 ・ 各地域職域連携推進協議会への参画を図り、積極的に意見発信を行う。 また、加入事業所の健康増進を図る健康管理担当者の育成・啓発を図る講習会等協会の目的に沿う事業について協賛し連携を強化する。</p> <p>医療関係団体（医師会等） 当支部の事業実施内容及びデータ分析内容等の提供を行い、セミナーの共同開催等連携事業の実施に努める。</p> <p>労働局等 ・ 労働局及び産業保健総合支援センターと「職場における心とからだの健康管理セミナー（仮称）」を共同開催し、傷病手当金において増加・長期化傾向にある精神疾患について事業所へ啓発し、精神疾患の早期発見・早期対応を図る。 ・ 労働安全衛生大会へ引き続き参加し、事業者健診データの取得促進、特定健康診査・特定保健指導促進のため周知を図る。</p> <p>経済団体等 当支部の事業状況、データ分析内容等の情報を提供し、財政基盤強化や事業推進の協力依頼を行う。</p> <p>年金事務所等 ・ 年金事務所と随時、連絡調整・情報交換を行い、連携事業を円滑に実施するとともに、算定基礎説明会、研修会等の機会を捉えて加入者・事業主に対して情報発信を行う。 ・ 社会保険労務士会との、情報提供・意見交換・事業連携についての連絡調整会議を開催するとともに、各種研修会での講演及び広報紙への記事提供等により事業推進の協力依頼を行う。 ・ 社会保険協会が主催する社会保険教室への参画及び広報紙への記事提供により加入者へ情報を発信する等事業推進の協力依頼を行う。</p>

ジェネリック医薬品の更なる使用促進

引き続きジェネリック医薬品軽減額通知サービス（年度内2回）による使用促進を図る。またその通知の効果や使用割合の分析結果を活用して、医療関係団体（医師会等）・各保険者等関係機関への情報発信及び加入者・事業主等への広報を行う。さらに関係機関と連携した事業や広報の拡充を図る。

1 きめ細かな広報の実施

ホームページやメルマガ、広報誌等への掲載によるほか、研修会等において加入者・事業主等への周知を図る。またジェネリックカード、シールやチラシの配布、ポスターを貼付するなど、目につく広報を実施する。

薬剤師会・保険者協議会と連名のジェネリック医薬品使用促進ポスターを商業施設に掲示し、広く県民にアピールを図る。

2 関係機関との連携

ジェネリック医薬品軽減額通知の効果や使用割合の分析結果を活用して、医療関係団体（医師会等）・各保険者等関係機関へ情報発信をする。

使用割合の低い地域の薬剤師会と意見交換会を開催し、その内容を含めて県薬剤師会との連携事業を図る。

地域医療への関与

地域医療構想(ビジョン)の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。

調査研究の推進等

「保険者機能強化アクションプラン」に沿って、医療に関する情報の収集・分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から提供される各種情報リストや医療費分析マニュアルにより、医療費等の分析に取り組む。また、先進的な取り組み事例の情報収集を行い、支部の分析に活用する。

広報の推進

協会の存在及び保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、さらには県民一般に広く理解していただくため、見る側の立場に立った内容を心掛け、積極的な情報発信を行う。

1 ホームページの活用、充実

「見やすい、探しやすい」ホームページとなるよう掲載内容の整理を行い、医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内の情報等の内容を充実させるとともに、最新情報への随時更新、関係機関とのリンク等の拡大を行いホームページ閲覧件数の増加を図る。

2 メールマガジンの充実と登録者数拡大

内容の充実

データヘルス計画、医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内や法改正等の情報等、内容を充実させ、引き続き毎月1日付で定例の記事配信を行う（速報は適宜行う）。

登録者数の拡大

各種研修会やセミナー参加者への案内や納入告知書等の大規模媒体による募集、職員・保健師による事業所訪問において案内チラシの配布を行う等、あらゆる機会に広報アプローチをして、登録数1,000件の達成を目指す。

3 その他広報媒体の活用

関係機関等広報誌の活用

- ・ 社会保険協会、社会保険労務士会、商工会等関係団体が発行する広報紙への記事掲載依頼。
- ・ 納入告知書を活用して広く加入者・事業主へ情報を発信するとともに、年金事務所との協議のもと、納入告知書による広報回数増加に努める。
- ・ 和歌山県広報誌『県民の友』の広告欄を活用して、健診・保健指導やジェネリック医薬品使用促進の周知を図る。

	<p>マスコミ 医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内や法改正、評議会等の情報を積極的にプレスリリースし、記事への掲載を図る。</p> <p>その他 卓上月表を作成・配布し、協会けんぽのアピール及び事業内容の周知を図る。</p> <p>的確な財政運営 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、関係機関への働きかけ等を進める。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>サービス向上のための取組</p> <p>1 加入者の意見やニーズの把握に努め、サービスの改善に反映させる。 当支部の実情に応じた事業を計画する中で、様々な手段を用いて加入者・事業主の意見やニーズを把握し、事業に反映させる。また、健康保険業務に係る手続きの利便を図る。 苦情、お客様の声等の分析の実施 さらなるサービスの改善に結びつけるため、苦情やお客様の声、申請書郵送時のアンケート等の分析結果をフィードバックし、サービスの改善及びお客様満足度の向上を図る。また年金事務所窓口についても周知を行う。 郵送化の推進等 手続きの郵送化推進と、申請書類の配備場所等の維持管理・充実を図る。 ・申請書類の入手方法の広報を行う。(ホームページからの印刷、商工会・商工会議所等) ・納入告知書同封チラシ、ホームページ及び年金事務所にて、郵送による申請の広報を行う。</p> <p>2 年金事務所が行う適用業務と連携のもとに、適切な保険証発行に努める。 一般被保険者にかかる保険証の発行については年金事務所と連携し、適切な保険証発行に努める。また、任意継続被保険者においては、日々、資格の喪失確認を行い、処理可能なものについては即時に処理し、迅速な発行に努める。</p> <p>3 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。 加入希望者については必ず口座振替の制度説明を行い、口座振替申込書と案内チラシを配布し利用の促進を図る。目標については、前年同月の割合以上とする。</p> <p>4 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、効率的かつ効果的なサービスの提供に努める。また、窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの提供に配慮しつつ年金事務所窓口における職員配置の見直しを行う。</p> <p>5 傷病手当金等の健康保険給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、不正が疑われ厳格な審査が必要な請求及び返戻・照会分を除き、サービススタンダード(10営業日)を定め、管理の徹底と受付から10営業日以内の着実な支払を行う。</p> <p>6 高額療養費制度の周知及び限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用促進を図るため、多数該当者など今後も高額療養費の請求があると見込まれるお客様に対しチラシを配布し周知を行う。また、ホームページや納入告知書チラシなどを活用し高額療養費制度及び限度額適用認定証の利用促進の広報を行う。</p> <p>被扶養者資格の再確認 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認事務について、本部の計画に基づき、年金事務所との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。また再確認事務にかかる被扶養者状況リストの未提出事業所へは文書や電話連絡により提出を促す。</p>

柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 1 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請及び疑義のある申請について加入者に対する文書照会を行うとともに、回答結果等に基づいて適正な給付に努める。照会時にはパンフレットを同封し柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。また、必要であれば事業所・施術所への照会、近畿厚生局への情報提供を行う等、療養費の審査強化に努める。
- 2 柔道整復施術療養費について、年に10回以上の申請がされている加入者に対し、啓発文書とパンフレットを送付し、適正受診の促進を図る。
- 3 療養費（はり・灸、あんま・マッサージ）について医科の受診状況を確認し、必要に応じ同意医師及び受診者への照会を行い適正な給付に努める。
- 4 共通事案に対し、支部間、和歌山県、他保険者等と情報共有化等の連携により不正受給防止の徹底に努める。

傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- 1 資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後の申請、または1回の支払いが高額になる申請については、審査を強化し適正な給付に努める。
- 2 不正が疑われる申請については保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要な申請については日本年金機構と連携・協力して積極的に調査を実施し不正請求を防止する。

海外療養費支給申請における重点審査

審査の強化のため申請書に添付される診療明細について翻訳委託業務を積極的に活用し診療内容を精査する。また、疑義のある申請については療養を受けた医療機関に対し文書照会を実施し不正請求を防止する。

効果的なレセプト点検の推進

- 1 資格点検については、審査支払機関から受領したレセプトについて、確認調査を強化し医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。
〔検証指標〕被保険者1人当たり資格点検効果額：前年度支部実績以上
- 2 内容点検においては、自動点検等システムを活用した効率的な点検を行うとともに、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。特に点検員のスキルアップを図るために査定事例の共有化を図り、点検効果額の向上に努める。
〔目標指標〕加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割）：前年度支部実績以上
〔検証指標〕被保険者1人当たり内容点検効果額：前年度支部実績以上
査定事例の共有化
点検結果により、随時見直しを行うとともに、毎月点検員が支部共有の汎用任意テンプレート・自動点検マスター、本部ツールに登録する事項を提出してノウハウの共有を図る。また、他支部の査定事例を分析し、和歌山支部でも活用できる査定事例を取り込んで点検調査を実施する。
内容点検業務の一部外部委託
支部内の内容点検を充実させ、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させる。また、競争意識の促進を図る。
- 3 外傷点検については業務上、通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し、医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。
〔検証指標〕被保険者1人当たり外傷点検効果額：前年度支部実績以上
- 4 加入者に対し年1回医療費通知の送付を行う。また、毎月、高額査定通知を実施する。

(実施方針)

医療費通知

本部の計画に基づき年1回事業所経由で加入者に送付する。

高額査定の医療費通知

毎月レセプト審査の結果、医療費が減額され、加入者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、該当する加入者に送付する。

5 多受診者に対する通知

毎月多受診者のレセプトを抽出、確認し、通知の対象となる加入者にお知らせ文書や、照会文書を送付する。また、必要に応じて保健師とともに訪問指導を行う。

6 職員及び点検員の資質向上を図る。

(実施方針)

研修

職員及び点検員等の資質向上を図るため、指導医による研修(毎月)、外部講師による研修(随時)を実施する。

また、勉強会(討論会)を開催し、自動点検等のメンテナンスについて意見の集約を行う。本部のスキルアップ事業の疑義照会については、回答登録を行う。

点検員のスキルアップ

点検員ごとの目標効果額の設定や点検員のスキルに応じた教育などを通じて、各点検員のスキルアップを図る。

7 医療機関担当者向け説明会の開催

医療機関における健康保険に関する事務の説明を行うとともに、資格喪失者の受診に対するレセプトの返戻の同意、業務上や第三者行為が原因の受診者に対する協会けんぽへ届書の提出勧奨、限度額適用認定証の使用促進の要望や、ジェネリック促進依頼、健診・保健指導関係の説明等を行う。

8 医療機関における資格確認事業

本部より示される資格確認事業に速やかに対応する。

資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

債権の発生防止のため、保険証の回収を強化する。

1 事業所宛の納入告知書へ保険証返却啓発チラシを同封する。また、窓口においても適宜配布し保険証の回収強化に努める。

2 一般被保険者にかかる保険証の回収については、年金事務所との連携の下、的確に行う。

3 任意継続取消者や保険証の未回収者に対しては、文書による催告とともに電話による督促を行う。また、任意継続取消者など、債権発生見込みの高い者については、必要に応じて訪問督促を行う。

積極的な債権管理回収業務の推進

1 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、納付なき時は納付催告を行う。

2 現金給付に関する債権については、納付書を送付する前に電話等により内容の事前説明を行い、納付勧奨に努める。

3 債権回収の強化として、電話、文書による勧奨を継続するとともに、訪問勧奨の定期実施を行う。所在不明者は、年金事務所への照会、住民票取得による住所確認を行う。また、状況に応じて適宜、勤務先へも勧奨を行う。

また、法的手続きによる回収については積極的に実施する方向で取り組むとともに、実施効果を検証し、最適な実施方法の確立を図る。

4 債権会議を毎月開催し、支部全体で回収状況を共有化するとともに、必要に応じて支部全体で回収に取り組む。

健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

	<p>1 活動の強化 年2回～3回の研修会（年金事務所と共同）において、法律改正及び健康づくりやデータヘルス等の支部事業について重点的に研修を行う。 研修会やセミナー参加者へのアンケート調査結果及び、事業所訪問により得た健保委員・事業主等の意見・要望等により広報紙・研修内容の検討を行う。 健康保険委員及び事業所との結び付きを強化するため、委員広報誌の発行回数の拡大を図る。また、卓上月表を作成・配布し事業内容の周知を図る。</p> <p>2 委嘱者数の拡大等 協会からの情報提供をより多くの加入者に伝えるため、また、加入者の参画による健康保険事業の推進を図るため、納入告知書等による勧奨を実施する。また、協会事業と関係がある事業所など対象を絞った勧奨を行い、健康保険委員の委嘱者増を目指す。 事業所訪問において、健康保険委員制度の案内チラシ等の配布を行い積極的に委嘱のアプローチを行う。 健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：99,357人） ・生活習慣病予防健診 実施率：52.0%（実施見込者数：51,650人） ・事業者健診データ 取得率：3.0%（取得見込者数：3,000人） 被扶養者（受診対象者数：36,562人） ・特定健康診査 実施率：16.4%（実施見込者数：6,000人）</p> <p>(2)保健指導 被保険者（実施対象者数：11,258人） ・特定保健指導 実施率：17.8%（実施見込者数：2,000人） （内訳） 協会保健師実施分 17.1%（実施見込者数：1,930人） アウトソーシング分 0.6%（実施見込者数：70人） 被扶養者（実施対象者数：516人） ・特定保健指導 実施率：2.8%（実施見込者数：14人）</p> <p>(3)その他の保健事業 1 加入者の疾病の予防や健康増進を目指し特定保健指導を推進する中で、生活習慣病の重症化を防ぎ、事業所の健康づくりをサポートする。 重症化予防事業（健診データとレセプトデータを突合せ、血圧・血糖の健診結果に関して、要治療と判定されながら治療をしていない方に、本部からの郵送による受診勧奨）の一次勧奨に加え、より結果が悪く治療が早急に必要な方に対して、文書による二次勧奨を支部にて実施する。 なお、特定保健指導で訪問する事業所に、一次勧奨者がいる場合は、面接による保健指導も実施する。 特定保健指導対象者のいる事業所で、産業医のいない小規模事業所等の健診結果は、保健師が確認し、生活習慣改善の必要な方・治療や精密検査が必要な方・コントロール不良者等、保健指導が必要な方を選定し、事業所全体を見た保健指導を実施する。</p> <p>2 自治体・他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に関する意識啓発を行っていく。 保険者協議会で代表保険者としての役割を担う。 ・健診受診率の低迷等の課題を報告・検討していく。 ・特定健診・特定保健指導の集合契約においては、医師会・健診機関・保険者等関係団体への連絡調整及び事務的作業を行</p>

う。
特定健診・がん検診の受診促進のためのデータ提供や連携・協働する。

- (4)データヘルス計画（上位目標）身体活動量を増加させることを通じて、健康意識が高まり、血压管理をできる人が増える。
（下位目標） 日頃から意識して身体活動量を高める人が増える。
日常生活における活動量の増加や習慣的な運動の推奨について理解を示し、健康づくりに取り組む事業所が増える。
高血圧予防対策を勧めることについて理解し、ともに積極的に取り組む団体が増える。

(5)受診勧奨対策

1 被保険者の特定健診実施率の向上を図る。

健診対象者のいる事業所・任意継続対象者宛に、生活習慣病予防健診の案内をする。

データヘルス計画における健康課題を掲載した広報で利用促進を図る。

- ・3月末頃 対象者のいる事業所約 13000 事業所に郵送
- ・5月下旬 任意継続対象者 2700 人に案内を郵送
- ・四半期毎に、新規適用事業所年間で 300 事業所に郵送

生活習慣病予防健診未利用の事業所（加入者）に対して勧奨を実施する。

- ・支部職員による「職場の健康づくりの DVD」や「事業所健康度診断」を活用した事業所訪問で、がん検診もセットになった生活習慣病予防健診を勧める。
- ・受診勧奨業務委託をする生活習慣病予防健診健診機関の増加を図り、受診を促進させる。
- ・未受診事業所の 40 歳（付加健診の対象年齢）を対象に、生活習慣病予防健診の個別案内を自宅宛てに郵送。

事業者健診データを取得する。

- ・事業者健診データ未提供の事業所を選定し、労働局と連名の事業者健診データ提供依頼文書と資料を活用して、電話・文書による勧奨をする。その上で、データ提供の同意を得られるように、支部職員が事業所訪問を実施する。
- ・事業者健診データ作成のできる健診実施機関を増やす。

受診環境の整備・拡大

- ・健診機関の少ない紀南地域での健診受診機会の確保をするため、集団健診の実施と周知。
- ・希望時期に受診できない待機者緩和のため、契約健診機関を増やす。

健診機関の精度管理

- ・年度更新時、調査書類による確認の徹底。
- ・随時、課題のある契約機関については、指導を行い、改善を図る。
- ・問題がなくても、5年間に1度は、生活習慣病予防健診契約機関の実施調査を行う。（年間平均約 10 健診機関）

システム変更に伴う健診受付・健診機関からの請求方法の変更等、健診機関への説明やフォローを行い、スムーズに業務ができるようにする。

2 被扶養者の特定健診実施率の向上を図る。

特定健診受診券の個別郵送

- ・受診券と一緒に、和歌山県下で特定健診を受診できる医療機関情報・自治体のがん検診同時実施の特定健診予定・協会主催の集団特定健診の予定等の情報を同封し、受診促進を図る。
- ・4月中旬、被保険者の住所のある支部から 38000 人分の受診券を被保険者自宅宛てに郵送
- ・5月下旬、任意継続対象者 1600 人に案内を郵送
- ・毎月、新規加入後、対象者へ、受診券を郵送

健診を受けやすい環境の整備と広報

- ・自治体のがん検診と同時実施の特定健診体制(4市14町1村)の継続と、その案内及び申込受付を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・1月～3月にかけて、がん検診と同時実施できない地域（5市）で、協会主催の集団特定健診（無料）を実施し、未受診者の再勧奨を行う。 ・実施場所の検討（6会場 10会場目標）と、実施日数の増加（7日 12日目標）を図る。 ・オプション健診事業の導入。 <p>未受診者へのアンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の集団健診案内郵送時、受診しない方から、理由等のアンケート調査を実施し、今後、健診の環境整備やオプション健診の内容について検討するとともに、受診率向上のための計画策定に活かす。 <p>次年度に向けて、特定健診の自己負担をできるだけ少なくできるように引き続き値下げ交渉を継続していく。 集団健診は、自己負担無料で契約できるようにする。</p> <p>3 被保険者の特定保健指導実施率の向上を図る。</p> <p>特定保健指導の対象者がいる事業所に、特定保健指導の案内及び対象者には個別案内を実施する。 保健師・管理栄養士が、県下の事業所に訪問できる体制を継続する。 特定保健指導の受け入れのない事業所に、支部職員が「職場の健康づくりのDVD」や「事業所健康度診断」を活用した事業所訪問による利用勧奨をし、新規特定保健指導実施事業所を増やす。 保健指導の質の向上を図り、生活習慣改善者を増やす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の結果分析・評価を実施する。 ・事例検討で、効果のある支援方法を学ぶ。 ・保健指導タブレットへの移行をスムーズに行い、効果的な活用ができるように習得する。 <p>新システムで、効率的な事業所訪問計画が立てられる。 新システムで、保健師・管理栄養士の事務量の軽減が図られることから、保健指導に従事する時間を確保する。 生活習慣病予防健診の案内郵送時、特定保健指導委託機関の周知を行い、委託による特定保健指導実施者数の増加を図る 特定保健指導委託の勧奨を継続し、委託機関の増加を図る。</p> <p>4 被扶養者の特定保健指導実施率の向上を図る。</p> <p>26年度実施した協会主催の集団特定健診後、集団で特定保健指導を実施できるように計画し、利用者の増加を図る。</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>組織の適切な運営</p> <p>1 事業運営について、加入者・事業主の意見等に基づきPDCAサイクルを適切に機能させる。 事業推進会議を毎月実施し、各グループの事業進捗状況を把握する。また実施状況を適宜評価し、改善事項があれば、その都度必要に応じ事業見直しを行い、事業運営に反映させる。 評議会での意見を参考に、その内容に基づき事業運営に反映させる。</p> <p>2 コンプライアンス、個人情報等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）個人情報の保護については、研修等を通じてその遵守を徹底する。</p> <p>3 リスク管理体制 リスク管理能力向上のための研修や訓練を行う。</p> <p>新しい業務・システムの定着 新しい業務・システムの導入に伴い、円滑な事務処理の流れを構築し、安定化させる。</p> <p>人材育成の推進 研修等の充実により職員の意識改革を図り、加入者本意の理念を徹底し、待遇等を向上させ、業務改革の推進を図る。</p> <p>1 伝達研修の実施 本部研修受講者は、受講報告を遅滞なく所属グループ等に行う。また、受講内容については、伝達すべき対象者に書面また</p>

は口頭などの方法で伝達研修を行うものとする。

伝達研修終了後に、その内容について受講者からアンケートなどの方法で感想及び内容についての改善点等意見を得て、今後の研修計画に活かすこととする。

2 支部研修等の実施

支部研修計画に基づき研修を行い、職員の資質向上を図る。

朝礼時に「月刊朝礼」から選んだ内容を全員に説明することにより、「発信力」、「要約力」を身につける。

通信教育講座の斡旋を引き続き行い、職員の研修機会の確保を図る。

3 業務推進会議やプロジェクトチームにリーダー・スタッフを配置し、発言力強化・支部内の部署間連携を強化し意識改革を図る。

4 事業所訪問（DVDの活用による健康経営の普及・促進、事業所健康度診断を活用した保健指導勸奨、健康保険委員勸奨等）を通じて職員の訴求力・発信力・営業力の強化に取り組むと同時に、支部としての共通目標を設定することで組織コミュニケーションの醸成を図る。

業務改革・改善の推進

よりよいサービスの標準化を目指し、創意工夫を提案・検討できる機会を通じて具体的な改善を実現していく。業務及びそのプロセスや職員の配置等不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務の重点化を進める。

1 サービスの標準化

業務改革会議等において、和歌山支部の意見を提案し、他支部の具体的な改善策を取り込む。また支部内の部署間連携を強化し改善策の周知徹底を図る。

2 改革・改善の推進

リーダー・スタッフを中心とした業務改善等推進チーム（Aチーム）により課題ごとにプロジェクトチームを随時設置し、具体的な改善策の検討・推進をするとともに部署間の連携強化を図る。

支部の実情に応じた課題に対応するパイロット事業の企画・提案を行う。

経費節減等の推進

業務に対するコストを常に意識し、業務の効率化をすすめ、コストの削減に努める。また、調達や執行については、透明性の確保に努める。

1 研修等により、全職員がコストを常に意識するよう意識改革を図る。

朝礼・管理職会議の活用及び掲示物・回覧物・メール等で周知を図る。

他支部からの情報収集。グラフ化及び分析の実施。

2 「和歌山支部経費節減マニュアル」の定着を図り、コスト節減意識を高める。また、随時各職員からの提案を求めるとともに検証も行い、必要なところは適時改訂をし、経費節減を推進する。

3 消耗品の発注については、商品の種類・内容・発注量等検討しながら、必要に応じて本部で実施している消耗品発注システムの有効利用を行う。

消耗品台帳から毎月の払い出し数を管理（在庫確認）し、適正な量の発注を行うものとする。

1回あたりの消耗品発注金額に注意し、送料等負担がないようにする。

4 事務室室料等の減額交渉を行う。

経済情勢・周辺の状況等総合的に検討して次年度交渉を行う。

5 調達や執行については、100万円を超える案件の際等必要に応じ調達委員会を開催し、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより透明性の確保に努める。

平成27年度 事業計画 (鳥取支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>事業所、行政、関係機関や関係者とのネットワークを更に強化・拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内全 19 市町村との連携を目指す。 ・行政、関係機関（医療関係団体（医師会等）、健診機関など）との連携事業を拡大・推進する。 ・健康経営マイレージ事業を柱とした事業所とのコラボ事業を推進する。 <p>医療に関する情報の収集と分析など協会の有する情報を最大限に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費・健診結果等の分析を鳥取支部と全国とを比較し、鳥取支部の特徴・課題を解明、対策を立案・実施する。 ・協会けんぽのデータと連携した市町村などとのデータを結合し、鳥取県全体・市町村別に比較し、地域の特徴・課題を解明、対策を立案・実施する。 ・医療費・健診結果等の分析は、鳥取大学医学部のアドバイスをいただき、幅広い視野での分析・仮説・検証を行う。 ・分析結果等を事業所・加入者へ提供（エビデンス付き）し、疾病予防等の行動変容につなげる。 ・分析結果等を都道府県など関係方面へ積極的に発信し、医療費の適正化、特に保健事業を柱とした連携・共同事業を推進する。 <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、必要な意見発信を行う。 <p>ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担軽減額通知サービスを実施する（年2回）。 ・ジェネリック医薬品希望シールを配付する。 ・関係機関と連携した広報、研修会等啓発活動を実施する。 <p>加入者の視点に立った広報を推進し、事業主、加入者、関係機関などの理解・参画を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元メディア、支部ホームページ・メルマガを活用し、加入者に近い広報を実施する。 ・協会事業・財政状況等を、地域の実情に合わせ、わかりやすく、迅速に加入者に伝える。 ・事業所、行政、関係機関や関係者と一体となった広報を実施する。

2. 健康保険給付等

サービス向上のための取組

- ・ 正確かつ迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。
- ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。
- ・ 健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員に対する研修等を充実させながら、郵送による申請促進を行う。
- ・ お客様満足度調査結果を踏まえて支部内研修を実施し顧客満足度向上に努める。

窓口サービスの展開

- ・ 年金事務所窓口については、窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点から職員配置について見直しを行う。

被扶養者資格の再確認

- ・ 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。

柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 支部独自の審査基準（3部位又は15日以上 of 施術）を設定し、照会を徹底することで、審査の厳格化を図る。
- ・ 文書照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診の正しい知識を普及させるための広報をし、適正受診の促進を図る。

傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- ・ 不正請求が疑われる事案については、審査の厳格化を図る。審査で疑義が生じたものは速やかに、保険給付適正化プロジェクト会議において支給の適否を判断し、必要に応じて「事業主への立ち入り調査権限」を活用し、不正請求を防止する。

海外療養費支給申請における重点審査

- ・ 海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療報酬明細書を精査するなど支給申請の審査を強化する。

効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプト点検効果向上計画に基づく進捗管理及び必要に応じた改善策を実行する。
- ・ システムを活用した効果的な点検を実施する。
- ・ 点検員のスキルアップを図るため研修を実施する。

	<p>資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ・事業主や加入者に対して、資格喪失後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ、周知を行う。 ・資格喪失後受診が多い事業所に対し、保険証回収について文書等による周知を行う。 <p>積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、返納に応じない債務者に対する法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 ・資格喪失後受診等に係る国民健康保険との保険者間調整について、国保連合会と連絡を密に取りながら的確に事務処理を行い、債権回収に努める。 <p>システム刷新移行後の業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム刷新のサービスイン後、業務が円滑かつ効率的に実施できる体制を確立する。 <p>健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主・加入者との結びつきをさらに強めるため、委嘱者数 1,800 を目標として取り組む。 ・協会事業、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、参画・協力を得るため、各種研修会の実施、情報紙「けんぽ便り」を定期的に発信する。 ・健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。
3 . 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:72,248人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:54.0%(実施見込者数:39,014人) ・事業者健診データ 取得率:14.0%(取得見込者数:10,114人) <p>労働局、健診機関の協力と、鳥取県との健康経営マイレージ事業を活用し、事業者健診データの取得促進を図る。</p> <p>医療機関事業所を中心とした未提供事業所への訪問勧奨を実施する。</p> <p>被扶養者(受診対象者数:20,804人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:18.5%(実施見込者数:3,848人)

(2)保健指導

被保険者（実施対象者数：7,762人）

- ・特定保健指導 実施率：27.5%（実施見込者数：2,134人）
（内訳） 協会保健師実施分 25.5%（実施見込者数：1,979人）
アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：155人）

被扶養者（実施対象者数：384人）

- ・特定保健指導 実施率：5.5%（実施見込者数：21人）

特定保健指導未実施事業所への訪問勧奨を実施する。
お客様のニーズに合わせた複数の支援パターンによる特定保健指導を実施する。
支部内研修会等を通じた保健師・管理栄養士のスキルアップを行う。

(3)その他の保健事業

生活習慣病予防健診を実施した事業所に対して、インセンティブとなる「普及ステッカー」を配布する。

鳥取県認定ウォーキング大会などのイベント会場に出展し、協会けんぽの広報活動、血圧、骨密度等無料健康測定・健康相談など啓発事業を実施する。

重症化予防対策（未治療者への受診勧奨の実施）
二次勧奨対象者へ、支部保健師による電話勧奨、支部独自文書勧奨を実施する。

(4)データヘルス計画

（上位目標）

鳥取県との連携事業である「健康経営マイレージ事業」、市町村、関係機関との連携の推進により、鳥取支部適用事業所・加入者が、健康づくりの重要性を理解し、健診受診、特定保健指導などを基本とした健康づくり事業に積極的に取り組んでいる。

（下位目標）

- ・事業主が従業員・家族の健康づくりの重要性を理解し、「健康経営マイレージ事業」に参画している。
参画事業所数（平成30年3月末目標：1,000事業所）
- ・事業所が健康づくりメニューに積極的に取り組んでいる。
- ・健康づくりに取り組んだ事業所の健康度が改善している。

(下位目標)

- ・事業主が、従業員・家族の健康づくりの重要性を理解し、健康診断を全員に実施している。
特定健診・がん検診の受診率の向上(特定健診の平成30年3月末 目標:65%)
- ・健診受診率の向上・市町村との共同分析により、より精度の高い分析ができ、効果的な対策を実施できている。

(下位目標)

- ・事業主が、従業員・家族の健康づくりの重要性を理解し、健診後の特定保健指導を対象者全員に実施している。
特定保健指導実施率(平成30年3月末 目標:30%)
- ・特定保健指導実施者の健康度が改善し、効果を数値検証出来ている。

(5)受診勧奨対策

市町村等との連携による特定健診・がん検診の受診勧奨を実施する。

加入者の利便性の向上を図るため、市町村が行う特定健診・がん検診との連携強化を図るとともに、協会主催の集団健診やオプション健診を実施する。

総合パンフレット

事業主、加入者にわかりやすい総合パンフレットを作成し、生活習慣病予防健診、特定健診事業者健診データ取得、特定保健指導などを推進する。

事業者健診から生活習慣病健診への切替依頼の訪問勧奨

事業者健診のみを実施している被保険者数の多い事業所へ訪問のうえ生活習慣病予防健診の受診勧奨を行い、がん検診を含む生活習慣病予防健診の受診率を向上させる。

新規加入者(被扶養者及び任意継続加入者)への定期的な健診案内通知

新規加入の被扶養者及び任意継続加入者の抽出を毎月行い、健診対象者へ案内通知を毎月発送する。

特定健診未受診者への受診勧奨

刷新システムにより定期的な未受診者の抽出を行い、前回の受診月に合わせた勧奨や市町村の集団健診、協会主催の集団健診に合わせた受診勧奨を行う。

4. 組織運営及び業務改革

新しい業務・システムの定着

業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、特定保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。
また、これらの新しい業務・システムについて、組織運営体制の強化も含め、着実な定着を図る。

協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

現状に甘んじることなく、めざす目標を掲げ、チャレンジしていく職場風土を造る。

人材育成の推進

協会の流れ、支部の方針と目標、その中で自らの役割と目標を定め、その達成をめざす。

コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて、その遵守を徹底する。
また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

経費の節減等の推進

サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成27年度 事業計画 (島根支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>新たに策定される「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、島根支部の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策に係る取組みの更なる充実・強化を図る。</p> <p>島根県の政策関係部局や県内の自治体に対して、各種協議会や医療政策の立案に積極的に参加し、協会としての意見を発信していく。また、自治体をはじめ他の保険者や医療関係団体等との間で、医療情報の分析や保健事業等での連携協力体制の構築に努める。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施する。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>加えて、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対する総合的な啓発(事業名称「事業所まるごと対話で啓発」) <p>(3) ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進と使用定着のため、事業主等への働きかけや薬剤師会等と連携したセミナーを開催するなど、更なる使用促進のための方策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における使用促進 ・子育て世代向け情報誌を活用した周知 ・ジェネリック医薬品セミナーの実施 <p>(4) 地域医療への関与</p> <p>地域医療構想(ビジョン)の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって意見発信を行う。</p>

	<p>(5) 調査研究の推進等</p> <p>保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査・研究を行う。本部から提供されたデータや情報を活用し、島根県との共同分析などにより、島根支部における特徴的な疾病構造等の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「島根支部における医療費の状況と傾向」による研究 <p>(6) 広報の推進</p> <p>協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、加入者及び事業主の皆様に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジンなどの定期的なお知らせを実施するとともに、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報、メディアへの発信力を強化する。</p> <p>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した取組みについて、加入者等へ広く理解していただくための積極的な情報発信を行う。</p> <p>モニター制度やアンケート等の加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を行い、迅速に加入者・事業主へ響く広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員へのアンケートの実施 <p>救急医療をはじめ地域医療資源の公共性と有限性について、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、島根県とともに広報に努める。</p> <p>(7) 的確な財政運営に向けた意見発信</p> <p>協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について、本部と連携して関係方面へ発信していく。</p> <p>協会けんぽの財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く加入者の理解を得るための情報発信を行う。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。</p> <p>さらに、加入者の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービス改善や向上を図る。</p>

傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。

健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応等を通じて、郵送による申請の促進を行う。

その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進や、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用の促進に注力する。

- ・高額療養費未申請者に対する勧奨の実施
- ・限度額適用認定証の利用促進

(2) 窓口サービスの展開

効果的かつ効率的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、島根の実情を踏まえ、創意工夫を活かしたサービスを提供する。

(3) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、「保険給付適正化対策プロジェクトチーム」による効果的な審査及び調査手法の検討と並行して、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請を中心に、加入者の方に対する文書照会並びに実地調査を実施するとともに、必要に応じて施術者に照会をする等照会業務を強化する。

不適切な申請の防止のため、照会時にパンフレットを同封するなど加入者及び事業主へ適正受診についての周知を推進する。

- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における適正な申請の啓発

(5) 傷病手当金、出産手当金の審査強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じた案件については、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入調査を実施するなど、不正請求防止に努める。

- ・事業主への立入検査の実施
- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における適正な申請の啓発

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収の強化を図る。また、各広報媒体や健康保険委員等研修会等を通じて、保険証の返却について更なる周知を行う。

- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における資格喪失後受診及び保険証返納の啓発
- ・保険証の未返納者に対する文書、電話及び訪問催告

(8) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、債権の早期回収に努めるとともに、法的手続きによる回収を実施する等の債権回収の強化を図る。

- ・悪質な債務者等に対する法的手続きによる回収

交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期折衝を図り、より確実な回収に努める。

(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員については、協会と事業主・加入者間の橋渡役を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を深めていただく中で、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、その他島根支部が実施する健康保険事業の推進等への協力など、より一層結びつきを強めていく。

- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における健康保険委員を通じた制度等の周知
- ・対話集会の実施

健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、協会けんぽのスムーズな事業運営を図る観点から、健康保険委員の増加を図る。

- ・健康保険委員委嘱拡大強化月間(5月・11月)における委嘱勸奨

	<p>(10) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底 ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施 ・支払基金との効果的な打合せ会（定例会等）の実施 ・点検員会議（毎月）による査定事例の集約及び共有化 ・点検員のスキル向上のための勉強会（毎月）の実施
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて島根支部における加入者の特性や課題を把握した上で作成した「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、島根支部の実情に応じた効果的な保健事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県と連携した健康イベントへの出展 ・健康経営セミナーの実施 ・運輸業への各種協働事業の展開 ・若年層（35歳～39歳）に対する糖尿病対策 <p>【データヘルス計画】</p> <p>（上位目標） 代謝リスクの保有率を全国平均以下にする。</p> <p>（下位目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 代謝リスクについて理解し、対策を考える人が増える。 早期に代謝リスクへ対応するために医療機関を受診する加入者が増える。 代謝リスクを抱えている者が多いことを「その他運輸業」の事業所（事業主・従業員）が理解し、対策を図る事業所が増える。 <p>生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域・要精密検査と判定されながら医療機関を受診していない加入者の方に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。</p> <p>「島根支部健康づくり推進協議会」の開催により幅広く意見を吸い上げ、保健事業の効果的な推進を図る。</p>

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業主や加入者に積極的な働きかけを行い、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、業務の実施方法を工夫する。

- ・健診実施機関の拡充
- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における受診勧奨

特定健康診査については、がん検診との同時受診の推進など市町村との連携を図るとともに、未受診者が多い地域等においては、島根支部主催の集団健診を実施する。また、被扶養者の受診券の送付時期にあわせた、効果的な受診勧奨を実施する。

- ・受診券送付に合わせた懸垂幕、中吊広告等による受診促進
- ・ドラッグストアへのポスター掲示による受診促進

健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：94,502人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：58.4%（実施見込者数：55,200人）
- ・事業者健診データ 取得率：8.5%（取得見込者数：8,000人）

被扶養者（受診対象者数：27,761人）

- ・特定健康診査 実施率：26.2%（実施見込者数：7,273人）

保健指導

被保険者（実施対象者数：11,123人）

- ・特定保健指導 実施率：28.2%（実施見込者数：3,140人）
(内訳) 協会保健師実施分 25.5%（実施見込者数：2,840人）
アウトソーシング分 2.7%（実施見込者数：300人）

被扶養者（実施対象者数：641人）

- ・特定保健指導 実施率：2.8%（実施見込者数：18人）

(3) 各種事業の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、島根の実情に応じて加入者の疾病（歯の疾病を含む）の予防や健康増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村まるごと対話事業による各種事業の推進 ・関係団体と連携したメンタルヘルス対策 ・「へるし～ウォーキング」の一部リニューアル ・たばこ対策（リーフレットの配布・ポスターの貼付・禁煙対策セミナーの実施） ・ウォーキング大会の実施 ・しらかた広場まつりへの出展
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 業務・システムの刷新 業務の効率化をすすめ、保険者機能を発揮するとともに組織の活性化を図る。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営の強化 業務・システムの刷新を契機に、業務体制の再構築を図るとともに、諸会議の見直しをはじめ、戦略的かつ効率的な組織運営を目指す。 また、本部及びに他支部に対して積極的な意見・情報交換を行う中で、各業務における課題解決に向けた諸施策を展開する。</p> <p>協会理念の実践に向けた組織風土の構築 役職員が自由闊達に意見交換し、創造性が如何なく発揮できる職場風土の醸成を図る。</p> <p>コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）及び個人情報保護やセキュリティについては、各種委員会の定期的な開催、各種研修の適確な実施により、その規律・規程等の遵守を徹底する。</p> <p>リスク管理の徹底 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施など、リスク管理体制を整備する。</p> <p>(3) 人材育成の推進 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、本部主催の研修及び支部の独自研修等を通じて人材育成を推進する。</p>

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し島根の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議及び支部の「業務改善検討チーム」等により、創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改革・改善の実現を推進していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の見直しの検討を行うとともに、職員のコスト意識向上、適切な在庫管理等の実行により経費節減を推進する。

調達や執行については、支部調達審査委員会を適確に開催するとともに、ホームページにより調達結果を公表することにより、競争性と透明性の確保に努める。

目標指標

1. サービス関係

項目	内容	目標数値
(1) サービススタンダードの遵守	・健康保険給付の受付から振込までの日数の目標達成率	100%
	・健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
(2) お客様満足度 《お客様満足度調査》	・窓口サービス全体としての満足度	26 年度の状況より改善
	・職員の応接態度に対する満足度	26 年度の状況より改善
	・訪問目的の達成度	26 年度の状況より改善
	・窓口での待ち時間の満足度	26 年度の状況より改善
	・施設の利用の満足度	26 年度の状況より改善
(3) お客様満足度 《架電調査》	・全体の満足度	26 年度の状況より改善
	・挨拶の満足度	26 年度の状況より改善

	・オペレーションスキルの満足度	26年度の状況より改善
	・接客マナーの満足度	26年度の状況より改善
	・説明能力の満足度	26年度の状況より改善
(4) お客様の苦情	・苦情の受付件数(支部の責によるもの)	0件
(5) 各種サービスの利用件数	・任意継続被保険者の口座振替利用率	26年度を上回る
	・医療費情報の照会用ID払い出し件数(加入者)	26年度を上回る
(6) 事務処理誤り	・事務処理誤り件数	0件
(7) 届書類受付の郵送化	・郵送化率	26年度を上回る
(8) 健康保険委員の委嘱者数	・委嘱者数	1,700名

2. 医療費適正化関係

項目	内容	目標数値
(1) レセプト点検効果額	・加入者一人当たり診療報酬内容等査定効果額(10割)	26年度を上回る
(2) 債権発生抑制	・資格喪失・扶養解除後の受診件数	26年度より削減
	・保険証の返納催告対象件数	26年度より削減
(3) 債権回収の推進	・債権回収率	「年間回収計画」に基づく
(4) ジェネリック医薬品の使用促進	・ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	26年度を10%以上上回る
(5) 加入者・事業主への広報	・メールマガジンの登録件数	26年度を10%以上上回る
	・ホームページ(支部ページ)のアクセス件数	26年度を10%以上上回る

3. 経費節減関係

項目	内容	目標数値
(1) 光熱費の使用削減	・電気の使用従量	26年度より削減
(2) 消耗品の使用削減	・コピー用紙の使用箱数	26年度より削減
	・プリンタトナーの使用個数	26年度より削減
(3) 超過勤務の削減	・超過勤務時間数(1人当たり)	26年度より削減
(4) 年金事務所に係る届・申請書の 回送数の削減	・届・申請書の回送数	26年度より削減

平成27年度 事業計画 (岡山支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の策定に当たっての検討会への参画 ・加入者の健康増進に資するICTを活用したソーシャルマーケティングを踏まえた受診勧奨及び魅力ある集団健診の実施 ・業態区分別分析を活用した関係団体等への情報提供を通じた事業主への自発的な健康づくりに資する活動の働きかけや、健康経営の観点を踏まえた事業主との協働による事業主等の健康づくり意識の醸成 ・分析結果に基づく加入者の健康課題を踏まえた他機関との連携によるCKD重症化対策の実施 ・地域医療の機能強化を目指した関係団体と連携した情報発信等による地域医療連携パスの活用 ・協会の財政基盤の強化に係る制度改正の実現に向けた関係方面への要請活動等の実施 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画に基づく各種事業の実施 ・良質かつ効率的な医療の享受に向けた地域医療への関与 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・未治療者への受診勧奨による重症化予防の推進 ・被扶養者資格の再確認業務の的確な実施 ・効果的なレセプト点検の推進による医療給付費の適正化 ・傷病手当金等の審査業務の強化による現金給付費の適正化 ・適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進 ・医療機関における資格確認の実施 ・適正受診の周知広報 ・加入者利益の実現に資する新たな協定の締結 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携したセミナー開催の検討 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等のお知らせの実施 ・「希望シール」等の配布 ・他機関への情報提供や軽減効果額等に係る効果的な広報の実施 <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議(協議の場)等における「地域医療のあり方」に対する必要な意見発信 <p>調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費データや健診結果データの経年的な分析の推進 ・医療費等の分析結果を活用した他機関への情報発信及び効果的な広報 <p>広報・意見発信の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画の推進に資する広報 ・加入者ニーズを捉えた加入者目線に立った広報、また医療費適正化に向けた取組の情報発信等による協会が行う健康保険事業に対する加入者及び事業主の理解の促進に資する広報 ・ホームページやメールマガジン、各種チラシ等を活用した広報 ・関係団体と連携したイベント等を活用した保健事業等の推進に資する情報発信 <p>健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員向け「サポートメール」の実施に向けた検討 ・健康保険委員への効果的な広報や情報提供による活動強化 ・更なる委嘱数の拡大に向けた各種取組の検討
2. 健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の制度等に関する新たな冊子の作成及び配布による加入者サービスの向上 ・お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上 ・健康保険給付に係るサービススタンダードの適正な管理及び実施 ・各種申請書及び届出書の郵送化の更なる促進 ・任意継続被保険者に係る保険料の口座振替の利用促進 <p>窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部窓口及び年金事務所出張窓口における効率的かつ効果的なサービス提供 <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止及び高齢者医療制度への拠出金の適正化を目的とした被扶養者資格の再確認業務に係る事業主及び日本年金機構との協力及び連携による的確な実施 <p>柔道整復施術療養費の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等への照会の強化及び制度の周知広報等による適正受診の促進 ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供 <p>傷病手当金及び出産手当金の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止強化 <p>海外療養費支給申請における重点審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・架空請求や治療目的とした渡航等の不正や不適切な請求の防止に向けた審査強化 <p>効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為による傷病届の提出促進用リーフレットの作成及び配布による外傷点検における負傷原因等の早期把握 ・効果的な内容点検の推進を図るための情報の共有化、研修の充実及び新たなシステムの有効活用並びに内容点検業務の一部外部委託 ・効果的な資格点検の推進を図るための加入者資格の全件確認 ・効果的な外傷点検の推進を図るための負傷原因調査に係る未回答者への督促強化 <p>適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問、電話、弁護士名の催告文書等による新規発生債権の早期回収の推進 ・法的手続による債権回収の強化 ・資格喪失後受診等に伴う債権の保険者間調整による債権回収の推進 <p>資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携による資格喪失後の保険証の回収の徹底 ・資格喪失時の保険証返納等に係る効果的な広報の実施 ・保険証返納不芳事業所への訪問等による返納督促
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：237,571人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：52.0%（実施見込者数：123,537人） ・事業者健診データ 取得率：15.0%（取得見込者数：35,636人） <p>被扶養者（受診対象者数：74,731人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.5%（実施見込者数：15,320人） <p>(2)保健指導</p>

	<p>被保険者（実施対象者数：31,835人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：7,959人） （内訳） 協会保健師実施分 17.5%（実施見込者数：5,571人） アウトソーシング分 7.5%（実施見込者数：2,388人） <p>被扶養者（実施対象者数：1,394人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：141人） <p>(3) その他の保健事業</p> <p>手ばかりを活用した健康づくり事業 けんぽ体操「スマトレ」の更なる普及等運動習慣の定着に向けた取組 健康に関するセミナー開催の検討</p> <p>(4) データヘルス計画（上位目標） C K Dに係る保健指導を受けた者のe G F Rが上昇する 代謝リスク保有率、又は検査平均値（空腹時血糖、H b A 1 c）が低下する （下位目標） 新たな国民病としてのC K Dへの理解が深まり、該当者数が減少する 事業主、業界団体等が「従業員の健康」を重要な経営資源として認識し、健康づくりに向けて 取り組もうとする（健康経営）意識が醸成される 自身の健康に関心を持つようになり、特定健診実施率が向上する</p> <p>(5) 受診勧奨対策</p> <p>特定健診の受診促進事業 生活習慣病予防健診及び特定健診の受診勧奨事業 特定保健指導の実施促進事業</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>新しい業務・システムの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい業務及びシステムの定着に向けた支部プロジェクトチーム等体制の整備及び支部プロジェクトチーム等による刷新後における実施状況の適正な管理 <p>組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造的業務への人員配置を通じた職員の企画力の向上 ・職員が安心して働ける職場、風通しが良く、働きがいを実感できる職場づくりの推進 ・ミッション達成を目指した全職員参加型の業務遂行による部門間連携の更なる強化 <p>コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な事務処理等を遂行していくためのリスク管理体制の強化 ・研修等による法令等規律の遵守や個人情報の適切な取扱いの徹底 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加等による職員の意見発信力の強化 ・積極的に支部の課題を見い出す視点を持ち続けるとともに、主体的に課題を解決できる職員の育成 ・定例ミーティング等を通じた職員の更なる意識改革による加入者本位の徹底 <p>業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善を提案しやすい環境の整備 ・健康保険給付申請書の入力業務、保険証や支給決定通知書等の作成及び発送業務の外部委託 ・業務及びシステムの刷新後における業務の更なる効率化の推進 <p>経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減 ・調達審査委員会及び支部独自の契約審査会による適正な調達及び予算執行 ・支部ホームページでの調達結果の公表による透明性の確保

平成27年度 事業計画 (広島支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>刷新へのスムーズな移行および刷新による業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムのサービスイン以降、刷新をしっかりと定着させ、スムーズな業務運営を行い、保険者機能を発揮する。 ・業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図ることにより、これまで以上に創造的な活動に力を入れ、加入者・事業主へのサービス充実を図る。 <p>評議会運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の円滑な業務推進に資する運営を意識し、本部運営委員会や重要課題である財政基盤強化及び事業計画の承認・進捗状況のチェックに向け計画的に開催する(四半期ごと年4回と随時年2回程度) ・評議員からの多様な意見・提案による活発な意見交換の場とし、速やかに業務運営・情報発信に活かすために、適切な情報を提供するとともに時期を得た事例等を提起する。 <p>財政基盤強化の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島支部がこれまで取り組んできた事業結果を広く知ってもらうための施策を継続して周知するとともに、平成28年度以降の保険料率引き上げ抑制と制度の存続に向け、関係方面へ発信していく。 ・評議会における意見・提案をもとに、事業所や加入者への働き掛けを強化する。 ・地元メディアを利用して情報提供を積極的に行い、地域の理解を深める。 ・医療費適正化につながる活動を強力に推進する。(データヘルス広報推進など) <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想策定への参画・意見発信 ・地域(県、市町) 他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、支払機関との協力連携の推進 ・平成25年10月に締結した包括協定に基づき、県・医師会・各市町等と協力・連携し、効果的な健康づくり事業に取り組む。(お薬手帳等についての広報を行う) ・参画している県連絡会などの各委員会を通じ、保険者として、事業主・加入者の立場に立った意見発信を積極的に行う。 ・県の策定する「健康ひろしま21」「第二期医療費適正化計画」の成人期部分については、協会加入者が多く該当するため、計画を理解し、事業主、加入者に対して積極的に周知し、県と連携した取り組みを実施する。 ・県、市町、他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会と健康保険委員研修会等の機会を利用し、健康セミナー等を共同開催することにより、連携力強化を図る。(年2回開催) ・保険者協議会等を通じ他保険者と連携し、データヘルス計画・医療費分析等に関する意見交換の機会を設ける。 <p>医療費情報等の収集、分析の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域(県、市町) 他保険者、大学等の関係団体と連携した分析事業の推進。(H27年度パイロット事業で実施) ・分析結果を学会等で積極的に発信し、事業主・加入者の健康及び適切な医療、医療費に関する理解を深める。(糖尿病重症化予防事業など) ・平成26年度に引き続き、レセプトデータ・健診データより業種・事業所規模別等の医療費分析を進め、加入事業所に対する保健事業提案に活用する。(ヘルスケア通信簿) <p>医療費適正化総合対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関におけるオンライン資格確認事業」を実施する医療機関の拡充の推進および全国展開にともなう利用率向上に向けた取り組みを進めていく。また、先行実施支部として本部あて意見・提言を行っていく。 ・医療費の適正化に資する施策を推進する。(糖尿病重症化予防、診療明細書の確認事業、レセプト点検、療養費の適正化など) ・多受診者(1カ月のレセプト枚数20枚以上)に対する適正指導を実施する。

	<p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック切り替え効果額 200 円以上を見込める対象者(27,000 人)に対し、花粉症等の治療薬におけるタイムリーなジェネリック医薬品の使用促進通知を行い、使用促進を図る。(平成 27 年 12 月送付予定)【切り替え目標：25%】 ・未切替者へアンケートを行い、何がネックになっているのかを調査することにより、今後の事業展開に活かす。 ・数量シェア目標は年度末までに全国平均(H26.9 月時点 58.5%)とする。 ・本部と協力し、切り替え通知(年 2 回)を継続実施する。 ・事業所別で、通知による切り替え状況を把握し、効率的に広報活動を行い啓発する。(ヘルスケア通信簿) ・県、薬剤師会、他保険者等と協力し、セミナーを開催するなど地域で一層の理解を得ることに努め、使用促進の気運を醸成する。(全国的にみて切替率(H26.9 月時点 34.9%)が低いことをアピール) <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会、労働局等と連携し、事業主等に対し、協会けんぽとして、事業所内における健康管理(メンタルヘルスを含む)について周知する機会を設ける。 ・メルマガ配信数(H26.12 月時点 2,997)、ホームページ閲覧数(H26.12 月時点 36,045)は H26 年度の 10%増を目標とする。 ・メルマガ、ホームページの機能を活用し、加入者の意見の集約等にも活用する。 ・ホームページを中心とし、納入告知書同封チラシ、メルマガ等の周辺媒体との連携を密にする。 ・協会、支部、各グループの取り組みの中から、広報会議等を通じて常に発信できる事項を見出し、迅速に広報することを徹底する。 ・地元メディアとの連携を強化し、広報機会を増加させる。 ・アンケート等による要望・意見をもとに事業主・加入者のニーズに応える広報を実施する。(委員研修等) ・事業所の取り組みなどを紹介し、より身近に感じていただける広報を実施する。 ・データヘルス計画等について、学会において積極的に演題登録を行い、広く情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>サービススタンダードの完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：給付関係 9 日以内 迅速・正確な事務処理を実施 ・実例・法令などの情報共有を図る。 ・入力誤りによる振込不能事故の撲滅、内容チェックの徹底による給付事故の発生を防ぐ。 <p>お客様の声の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声を考慮しながら、より分かり易い資料やチラシづくりを行う。 <p>(2) 適正な給付業務の推進</p> <p>柔道整復施術療養費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位施術、施術日数等において疑義が生じたものは、受診者への照会を積極的に実施する。 ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。 <p>鍼灸・マッサージ・あんま療養費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の施術の場合の同意書取得状況の確認や医療機関との混合受診防止のためのレセプトとの突合を実施する。 ・申請書をデータ化し診療傾向を分析し、施術疑義があるものについて施術所や受診者等への照会を実施する。 ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。 <p>傷病手当金・出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定審査において生じた資格疑義や疾病疑義について、保険給付適正化プロジェクトに諮り、調査依頼・情報提供・被保険者聞取り等を実施し、不正請求を抑制する。 <p>海外療養費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正請求防止のため、申請書に添付された診療明細の精査や、翻訳業務を活用しながら支給申請の審査を強化する。

	<p>事業所等調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付申請されたもののうち、資格及び申請内容に疑義のあるものについて、事業所への立入検査および申請者本人への実地調査を実施する。 <p>関係機関や他保険者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生局などの関係機関への情報提供や他保険者との連携を密にすることで、審査に関する情報共有を図る。 <p>(3)窓口サービスの展開</p> <p>窓口業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所の協会窓口については、各窓口の利用状況や郵送化率の進捗状況を踏まえ、サービス低下を招かないよう配慮しつつ、コストを意識しながら既設の通信機器等を有効活用し、一層の効率化を図る。 ・郵送受付率目標：90.0% <p>窓口職員のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：平成 26 年度のお客様満足度調査結果を上回る。 <p>(4)効果的なレセプト点検</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者 1 人当たりの診療内容等査定効果額（医療費ベース）は、平成 26 年度を上回る。 ・減額査定レセプト（自己負担 1 万円以上）通知サービスは 100%実施する。 <p>効果的な点検</p> <p>【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部提供データや自動点検等システム、本部主催スキルアップ事業を効果的に活用する。 ・点検員に対して審査医師による定期的な指導を行うとともに、点検業者のノウハウを集約し点検員のスキル向上および競争意識の促進を図る。また、点検員の情報共有など連携を密にし、組織として効果的な点検を行う。 ・支払基金との定例会議開催により、疑義レセプト、疑義項目について協議及び折衝をすると同時に、査定事例の支部間差異を把握し是正する。 ・内容点検業務の一部外部委託により支部内の内容点検の充実を図る。 ・不正が疑われる各種情報について、積極的に関係機関へ情報提供を行うとともに、レセプトデータから医療機関の傾向等の分析を検討する。 <p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償案件の進捗管理の徹底により、より迅速に求償を行う。 ・第三者行為届の提出率を上昇させるため、より効果的な督促方法を検証すると同時に、届書様式を改善する。 <p>【資格点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間調整を円滑に実施する。 ・資格喪失後受診に係る返納金調定を迅速・正確に実施する。 ・資格関係誤り発生防止に向けて情報発信する。 <p>(5)効果的な債権管理と回収</p> <p>債権の発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証の回収案内を早期に実施（年金機構の督促後 1 週間程度）するとともに、音声自動案内を活用し、保険証回収を強化する。 ・研修会等の場で「喪失後受診状況」や「保険証の返納」について周知する他、保険証未回収事業所や退職者への啓発チラシ、職業安定所への啓発パンフレットの設置等、幅広く広報を行う。 <p>債権の早期回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権残額の減少を目指す。 ・保険者間での債権調整を有効に活用しながら、電話や弁護士による催告を早期に実施する。 <p>(6)任意継続被保険者適用業務の効率化</p>
--	--

	<p>任意継続被保険者の利便性を高める口座振替の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：60% ・口座振替推進プロジェクトの成果を踏まえて対策を実施し、口座振替率の向上を図る。 <p>(7)健康保険委員の委嘱拡大と活動活性化</p> <p>健康保険委員の委嘱拡大と活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標委嘱数：H26年度の10%増 ・支部全体の取組みとして、委嘱拡大に取り組む。 ・年2回の研修を通して、制度の周知、保健事業の拡充等、担うべき役割を周知徹底し、支部業務の推進に協力いただく。 ・初心者向けセミナー（給付制度等）を開催する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：352,237人（H27年度見込み））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：57.5%（実施見込者数：202,536人） ・事業者健診データ 取得率：10.6%（取得見込者数：37,337人） <p>被扶養者（受診対象者数：114,882人（H27年度見込み））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.2%（実施見込者数：23,206人） <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：48,934人）平成25年度特定保健指導該当率20.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 初回面談実施率：24.5%（実施見込者数：12,000人） （内訳） 協会保健師実施分 21.4%（実施見込者数：10,500人） アウトソーシング分 3.1%（実施見込者数：1,500人） 終了者実施率：18.3%（実施見込み数：9,000人） （内訳） 協会保健師実施分 16.3%（実施見込者数：8,000人） アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：1,000人） <p>被扶養者（実施対象者数：2,134人）平成25年度特定保健指導該当率9.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：107人） <hr/> <p>(3)その他の保健事業</p> <p>愛のメッセージカード運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生を対象に保護者あてメッセージカードを記入いただき、健診受診につなげる。（H26年度実績を上回る） <hr/> <p>(4)データヘルス計画</p> <p>（上位目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケア通信簿を活用し、事業主が自社の健康課題を認識した上で、職場環境の改善に向けた保健事業を展開する。 <p>（下位目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が具体的な行動変容ができるようサポートする。 <p>他社の「職場環境の改善に向けた取り組みの好事例集」や「ヘルスケア通信簿の見かた」を作成しヘルスケア通信簿発送時に同封することで、取り組みやすい事例を共有する。</p> <p>禁煙に積極的に取り組む事業所を選定し、スパイロメーター等を活用し喫煙者に対し禁煙への動機づけを行う。</p> <p>糖尿病重症化予防事業の同意率向上のため、個人宛通知・架電に加え、平成26年度に引き続きヘルスケア通信簿による健康づくり提案時に参加勧奨を行う（同意率目標20%）。</p> <p>糖尿病重症化予防事業実施市町と関係を密にすることにより、各地域において本事業を根付かせていく。また、コスト削減のため抽出の効率化、指導のIT化等を推進する。</p> <p>新規に、心筋梗塞・脳梗塞再発予防を目的とした保健指導を開始する。</p> <p>歯科医師会と協力・連携し、生活習慣病に影響を与える歯周病のスクリーニング検査を事業所にて実施する。（医師派遣に</p>

よる方法で2,000人、検査キット送付による方法で2,000人を予定)

・広島大学とデータヘルス計画における具体的な保健事業の評価・検討を実施し、PDCAサイクルを展開する。

<広島県との連携により実施する事業>

禁煙外来受診者に自己負担額の一部(7,000円を上限)を補助する事業を、事業所並びに加入者に積極的に勧める。勧める際は、スパイロメーターによる肺年齢測定や、スモーカーライザー(一酸化炭素濃度の測定)を活用する。

がん検診の重要性と普及啓発のため、医師等が事業所にて講演する「がん出前講座」(30社限定)を事業所に勧める。

減塩・運動・食事・節煙等のポスターを広島県と協働で作成し、事業所へ送付する。

肝炎陽性者が適切に医療機関を受診して重症化を予防するため、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業を肝炎陽性者に案内する。

肝炎ウイルス検査の受検を覚えておくため、受検者に「肝炎ウイルス検査の記録」を配布する。

(5)受診勧奨対策

【健診】

被保険者

・加入者に受診していただきやすい健診案内を作成し、事業所及び家族にわかりやすく地域の实情に合わせたパンフレットを作成することで、受診率向上を図る。(3月)

・広島県・広島労働局と連携し、特定健診・特定保健指導の実施率向上のための連名パンフレットを作成し、健診機関や事業所訪問の際に活用する。

・健診受診促進、事業者健診データの取得促進、特定保健指導使用促進について、対話形式の新聞広告により広く周知する。(年3回)

・生活習慣病予防健診を未受診で、事業者健診データの提供を行っていない事業所へ健診勧奨通知を送付し、生活習慣病予防健診の実施促進と、事業者健診結果データの提供を促す。(1月)

・平成22年度に整備した健診予約状況照会システム及び事業所健康サポートシステムを27年度においても運用を行い、健診を受診しやすい環境づくりを継続して行う。

被扶養者

・平成27年度の受診券送付時に特定健診の受診経緯や受診しない理由などを探るためのアンケートを実施し、結果分析を通して受診しやすい環境づくりを再考する。(4月発送・6月分析)

・受診券を自宅に送付する時、治療中の情報提供及び地域毎の無料健診案内等、わかりやすいパンフレットを作成し、周知拡大を図る。(4月)

・治療のため特定健康診査を受診しない方の健診結果相当を医療機関から提供を受ける「治療中のデータ提供」の実施向上対策として、レセプトから血糖値・中性脂肪について治療している可能性が高い人4,000人を抽出し、データ提供依頼及び医療機関向け説明文書を加えたダイレクトメールを送付し、特定健診の受診率向上を図る。(12月実施)

・行政や健診機関と連携し、がんや肝炎と無料健診との同時実施の地域拡大のため体制構築や、効果的なダイレクトメールの送付を実施する。

【保健指導】

被保険者

・オプトアウト方式による本人の同意確認による特定保健指導案内を行うことで、対象者を絞った効果的な訪問案内を実施する。(生活習慣病予防健診・事業者健診実施時)

・ICTによる保健指導(はらすまダイエット・はらすま遠隔面談)を推進する。(獲得目標2,000件)

・事業所における集団指導で、指導内容をイメージしやすいよう教材を活用しながら指導を実施する。また集団指導以外は、個別相談や窓口への設置、健康イベントでの提示を行う。

被扶養者

・利用券発送時、自宅周辺での無料健診実施日での保健指導案内を実施することで、対象者の受診しやすい環境を確保する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導未実施者に対して、受診を促すダイレクトメールを送付し実施率向上を図る。 (通年)
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>支部内の階層間、部門間の連携強化と各階層のスキル向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例的なグループ長会議の開催によりガバナンスを強化し、支部組織の適切な運営を図る。 ・グループをまたいだプロジェクトチームでの取組みをさらに進め、各担当者の意識レベルの向上とスキルアップを図る。 <p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤りの発生原因の追及と、その対応策について検討する。 ・情報担当者会議による情報管理点検を実施し、顕在化したリスクに迅速に対処する。 ・支部内研修やコンプライアンス強化月間を通じ、ハラスメント、事故、事務処理誤り等の撲滅を図る。 ・報告・連絡・相談を迅速・確実に行い、リスク管理を徹底する。(支部外で勤務する職員を含める) ・緊急時の連絡網整理等、危機管理体制を管理運営していく。 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームへの参加を通じ、情報収集、分析、発信を具現化できるコアメンバーを育成する。 ・年金機構との研修、支部独自研修、通信講座を通じ、担当業務以外の個々のスキル向上を図る。 ・各グループが中心となり、業務スキルの向上研修を開催し、業務知識の底上げを図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、個人情報保護担当者会議の継続実施。 ・研修の定期的な開催。(採用者は採用時に実施。) ・日常の朝会等を活用したコンプライアンスや個人情報保護意識の維持・向上に加え、年2回のコンプライアンス強化月間を設定し、活動を推進する。 <p>業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声やお客様目線により業務を迅速に見直し、変革を継続する。 ・改善のための情報収集を常に行い、業務改善のため、具体的提案を行う。 ・アウトソーシングによる経費削減と業務精度の向上を検討する。 <p>経費削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部全体で経費削減に努める。(超過勤務の縮減を含む)

平成27年度 事業計画 (山口支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・ 県など関係方面への積極的な発信 ・ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ・ 保健事業の効果的な推進 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体や関係団体、他保険者との幅広い分野での連携・協働の推進 ・ データヘルス計画の確実な実施 ・ メンタルヘルス対策の実施 ・ レセプト点検の強化 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 調査権を積極的に活用した現金給付の審査強化 ・ 県との「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」に基づく連携・協力事業の推進 ・ 重症化予防のための歯科健診の実施 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用促進のための周知セット（リーフレット、シール、カード等）の積極的な配布 ・ 山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への情報発信 ・ 自己負担軽減額通知の実施 ・ 使用促進セミナーの実施（県との共同開催） <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想策定への参画・意見発信

	<p>調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータを活用した医療費分析の推進 ・山口支部の医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析 ・健診及び保健指導の推進に係る分析 ・健診データを活用した市町毎のリスク分析 <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信 ・メールマガジンを活用したタイムリーな情報発信及び支部登録者数の拡大 ・県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報 ・健康保険委員の委嘱拡大及び情報提供やセミナーの実施 ・支部事業PRリーフレットを活用した支部事業の積極的な発信 ・データヘルス計画の推進に資する広報 <p>的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。 ・協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について加入者の理解を得るための情報発信を行う。
2 . 健康保険給付等	<p>サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの100%達成に向けた進捗管理の徹底 ・窓口サービスの展開 ・お客様の声等を活用したサービスの改善 ・事務処理誤りの防止策の徹底 <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格再確認業務における提出率の向上 ・削除届出漏れ及び不該当者についての定期的な資格確認の実施

柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・加入者等への定期的な文書照会の実施

傷病手当金、出産手当金、療養費等に係る適正な給付業務の推進

- ・傷病手当金、出産手当金の審査の強化
- ・支部保険給付適正化プロジェクトチームによる不正受給防止
- ・事業主への立入検査の積極的な実施
- ・はり・きゅう及びあんま・マッサージにかかる保険給付適正化の推進
- ・厚生局及び日本年金機構への積極的な情報提供の実施と連携の強化

効果額向上及び医療費適正化に向けた効果的なレセプト業務の推進

(1) 資格点検

- ・資格エラーレセプトの減少に向けた取組みの実施
- ・喪失後受診者等の適正な把握

(2) 内容点検

- ・自動点検等システムを活用した点検の強化
- ・支部間差異の解消
- ・各種情報の共有化
- ・専門知識、点検スキル向上のための勉強会、研修の実施
- ・審査医師の積極的な活用
- ・多受診者に対する適正受診の指導、啓発

(3) 外傷点検

- ・外傷レセプトの点検強化
- ・負傷原因照会の促進
- ・第三者行為届未提出者への届出の促進

無資格受診等に伴う債権の発生抑制

- ・日本年金機構との連携による確実な証回収の推進
- ・喪失後受診発生率の高い事業所への指導
- ・資格喪失後受診等にかかる保険者間調整の活用

	<p>積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理回収体制の強化 ・文書催告・電話催告・訪問催告の確実な実施 ・法的手続の的確な実施
<p>3. 保健事業</p>	<p>保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集・分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、PDCAサイクルを十分に意識したデータヘルス計画を実行する。 ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、高血圧症・糖尿病にかかる未治療者に対して受診勧奨を行う。 ・健康づくり推進協議会での検討を踏まえて保健事業の効果的な推進を行う。 <p>特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問勧奨 ・生活習慣病予防健診実施機関の拡大 ・生活習慣病予防健診枠不足地域での会場健診の実施 ・生活習慣病予防健診実施機関の健診受診勧奨業務委託の拡大 ・新規適用事業所に対する健診受診案内の実施 ・事業者健診データ取得の推進 ・個別契約による自己負担無料の特定健康診査実施機関の拡大 ・特定健康診査の会場実施の拡大 ・市町のがん検診と特定健康診査の同時実施の推進 ・特定保健指導体制の強化 ・特定保健指導（被保険者）の外部委託機関の拡大 ・事業者健診データを取得した事業所への特定保健指導の推進 ・ITを活用した特定保健指導の推進（目標：350件） ・健診結果データ等に基づく「事業所健康度診断カルテ」を活用した特定保健指導の推進 ・特定保健指導（被扶養者）の会場実施の拡大 ・県及び市町との連携強化

- ・労働局及び地域産業保健センターとの連携強化
- ・商工会議所等の経済団体の研修会への積極的な参加による保健事業の推進

健診

- (1) 被保険者(40歳以上)(受診対象者数：154,843人)
- ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%(実施見込者数：77,422人)
 - ・事業者健診データ 取得率：10.0%(取得見込者数：15,484人)
- (2) 被扶養者(受診対象者数：49,441人)
- ・特定健康診査 実施率：20.0%(実施見込者数：9,888人)

保健指導

- (1) 被保険者(実施対象者数：17,764人)
- ・特定保健指導 実施率：21.4%(実施見込者数：3,801人)
 (内訳) 協会保健師実施分 17.9%(実施見込者数：3,180人)
 アウトソーシング分 3.5%(実施見込者数：621人)
- (2) 被扶養者(実施対象者数：1,017人)
- ・特定保健指導 実施率：4.5%(実施見込者数：46人)

その他の保健事業

- ・重症化予防のための歯科健診の実施
- ・メンタルヘルスセミナーの開催
- ・特定健診の集団実施における付加的検査の実施

データヘルス計画

- (上位目標)
- ・山口支部の受診者数を増やすことにより、乳がんの『早期発見』につなげる
- (下位目標)
- ・乳がん検診の必要性について認識させる
 - ・被保険者の乳がん検診受診率の向上
 - ・被扶養者の乳がん検診受診率の向上

	<p>受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続加入者への受診勧奨 ・事業所に対する事業者健診データ提供についての文書勧奨 ・健診パンフレット等の送付時に同封する送付書及び記入例等の作成 ・経年的な特定健診受診状況を反映させた勧奨データを活用した受診勧奨
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>新しい業務・システムの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者サービスの充実のための創造的な活動の拡大 <p>組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の強化 ・実績や能力本位の人事の推進 ・協会理念を実践できる組織風土、文化の更なる定着 ・労働安全衛生の推進 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理体制の整備 ・ハラスメント対策の確実な実施 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部研修の実施 ・OJTの実践による育成 <p>業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営推進会議及びスタッフ会議の定期開催 ・支部業務改革サービス改善検討委員会の定期開催 ・積極的な提言を受け付ける風土の醸成 <p>経費の節減等の推進</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・競争入札の実施及び適正な在庫管理・調達審査委員会による適正な調達の実施・年間を通じた節電 |
|--|---|

平成27年度 事業計画 (徳島支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に記載した以下の項目に基づき、徳島の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、徳島の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、さらなる取組みの強化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・徳島県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 <p>また、本部において新たに策定される「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に対応した取組みを進める。</p> <p>徳島県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」(以下、「県との健康づくり協定」という。)に基づき、定期的な連絡会議を実施しながら連携を深め、協会けんぽが実施する事業について、徳島県の協力を得ながら効果的な事業の推進に取組むとともに、徳島県が実施する健康づくり事業へ積極的に協力していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化対策の実施 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、債権発生抑制・早期回収等、徳島県の実情を踏まえた取組みを推進する。特に、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、適正な給付に努める。平成26年度に策定した「データヘルス計画」に基づき、事業所や関係団体との連携を深めながら、確実に実施していく。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品の使用促進に取組み、使用割合を全国平均に近づけるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品への未切替え者に対し、ジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、平成26年度に引き続き、年2回実施する。 ・徳島県後発医薬品適正使用協議会(年2回開催)等において、関係方面に使用促進のための広報やデータ提供を行い、環境整備を働きかけていく。 ・徳島県薬剤師会等との連携による、ジェネリック医薬品の使用促進のための加入者向けのセミナーの開催や、テレビCM放送による普及啓発を実施する。 ・徳島支部における調剤薬局での医薬品の使用状況の分析や、調剤薬局への聞き取り調査の実施等により、より効果的な使用促進のための方策を検討する。 <p>(4) 調査研究の推進及び地域医療への関与 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき徳島の医療費について二次医療圏や市町村別の分析を進めていくとともに、年齢階級や疾病別、その他多角的な分析について検討する。</p> <p>また、徳島県が進める「医療ビッグデータを活用した健康づくり応援事業(案)」へ参画し、地域実態を踏まえた効率的・効果的な健康づくり事業への活用を推進するとともに、加入者並びに県民への情報提供を充実させる。</p>

	<p>地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、医療費データ等の分析結果に基づく、地域の実情に応じた必要な意見発信を行う。</p> <p>（５）広報の推進</p> <p>加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、創意工夫を活かし、下記ツール等を活用し、わかりやすく、タイムリーに実施する。また、保険者機能の発揮にかかる取組みについて積極的に発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書へのチラシの同封 ・メールマガジンの配信 ・ホームページでの情報発信 ・各種関係団体広報誌への記事掲載 ・新聞社への情報提供 ・テレビCMによる情報発信 ・県や市町村、関係団体等のイベントへの共催や後援、協賛
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>（１）サービス向上のための取組み</p> <p>加入者のご意見やニーズ等を適切に把握し、創意工夫を活かし、サービスの改善や向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな手続きを推進するため、わかりやすいパンフレット等の作成・改善を行うと共に、電話照会の際も郵送化を進める。 ・申請書の取得にあたっては協会ホームページからの取得を呼び掛けるなど、郵送による申請促進を行う。 （平成27年度末郵送化率70%目標） ・窓口来訪者の実態把握（社労士が多いのか）し、徳島北年金事務所出張窓口の方向性について検討する。 ・その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者には、口座振替や前納制度の利用促進を図る。 <p>サービススタンダード達成に向けた進捗管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金等の支払いについて、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、原則10営業日以内を着実に実施する。 <p>（２）高額療養費制度の周知を図る</p> <p>ターンアラウンドによるサービス向上を継続するとともに、診療月後一定期間後の照会を実施する。病床数の多い医療機関のみならず事業所訪問時には、限度額認定申請書セットを配布するなど、医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証などの周知や未申請者に対する申請の促進を図る。</p> <p>（３）窓口サービスの向上</p> <p>各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについて、加入者の立場に立った適切なサービス提供体制の充実（単純提出者用専用ボックスの設置等）を図る。</p> <p>（４）被扶養者資格の再確認</p> <p>保険給付の適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、的確に実施する。 （5月から実施予定）</p>

(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進（審査強化）

傷病手当金、出産手当金の申請のうち、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたもので審査において疑義が生じたものや、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例に対し、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」において、適正に対処する。

また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のための審査を強化する。

傷病手当金で通院分にかかる申請の内、過去からの療養内容に変化がないような請求については、医師照会や本人への実地調査を実施する。

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会を実施し、審査を強化する。

柔道整復施術療養費の多部位・頻回（3部位・15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術療養費について正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

鍼灸療養費については、申請全件の診療報酬明細書と突合させて併用による施術を調査する。また、往療料についても、診療報酬明細書の有無を確認し、医療機関を受診している場合などは患者調査を実施する。

年金事務所と連携した実地調査や被保険者面談（傷病手当金申請者）などを通じて、適正な資格の届出を事業所等に対し、啓発していく。

適正な申請がなされるよう加入者及び事業主へあらゆる広報媒体を活用して、加入者に対し適正な給付申請について啓発を行う。

(6) 債権発生抑制及び早期回収の実施

資格喪失後受診の撲滅を図るため、保険証の回収業務を強化する。特に退職が多い3月末に備え、2月～3月に回収率が低迷している事業所を訪問し、回収業務の協力を促す。

保険証の回収催告状はできるだけ早期に送付する。また、未回収確認の上、再催告は電話での督促の他、初回催告状の送付から1か月、再々催告を2か月後に行うとともに、訪問回収も実施する。

債権回収については、納付期限までに納付確認できない場合、債権回収専門員を中心に電話での督促・訪問勧奨を実施するなど直接面談を行い、回収を強化する。また、併せて平成26年度より依頼している弁護士督促の頻度を多くし、早期の回収に努める。

不正に使用された医療費等を早期に回収するため、支部顧問弁護士を含めた文書催告のほか、訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施する。また、交通事故等が原因による損害賠償請求権については、損害保険会社等に早期に折衝を図り、場合によっては顧問弁護士の活用を図り、确实回収に努める。

債権回収率（返納金）については前年度実績を上回る目標とする。

平成27年度 過年度目標 40%、現年度 80%

(7) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数の拡大

厚生労働省情報公開制度を利用して年金委員委嘱情報を取得し、健康保険委員委嘱状況と突合し委嘱ができていない事業所へ支部横断タスクチームより再々勧奨をする。

被保険者数（8人以上）の事業所で健康保険委員が委嘱できていない事業所に対し、事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用した、支部横断タスクチームによるより多くの訪問勧奨を行う。

また、日本年金機構と連携し、新規適用事業所事務説明会においても委嘱勧奨を行う。

健康保険委員研修会等の開催（年3回実施）により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、平成26年度のアンケート結果を基に健康保険事業の運営、事務手続きの向上やサービスの充実を図り、更なるご意見を頂戴し、健康保険委員とのより一層結びつきを強めていく。

	<p style="text-align: center;"><健康保険委員委嘱者数(目標)> 1,000名 *平成26年12月末現在 890名</p> <p>(8)レセプト点検の効果的な推進 加入者資格の有無の点検、診療内容の点検、受診の起因が交通事故等か否かの点検の実施により、保険診療の適正化に努める。 特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、審査医師からの指導含め、査定事例の集約・共有化を行う。また、四国ブロック各支部との連携を図り研修実施、情報共有化を行う。</p> <p style="text-align: center;"><被保険者1人当たりの効果額(目標)> 資格点検 1,758円以上 内容点検 1,292円以上(診療内容等242円以上) 外傷点検 588円以上</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>特定健診及び特定保健指導の実施率が低い現状にあることから、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進することを目標にしながら、データヘルス計画に基づく取組みを確実に進める。</p> <p>(1)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:92,010人) ・生活習慣病予防健診 実施率:45.0%(実施見込者数:41,404人) ・事業者健診データ 取得率:10.0%(取得見込者数:9,200人) 被扶養者(受診対象者数:29,808人) ・特定健康診査 実施率:23.0%(実施見込者数:6,856人)</p> <p>(2)保健指導 被保険者(実施対象者数:10,120人) ・特定保健指導 実施率:27.0%(実施見込者数:2,730人) (内訳) 協会保健師実施分 24.0%(実施見込者数:2,430人) アウトソーシング分 3.0%(実施見込者数:300人) 被扶養者(実施対象者数:726人) ・特定保健指導 実施率:8.3%(実施見込者数:60人)</p> <p>(3)その他の保健事業 健康増進事業 ・県との健康づくり協定を活かし、県が実施する事業に積極的に参画していく。 ・健康ウォーク(社会保険協会主催)を共催する。 ・健診啓発ポスターコンクールを行い(中学生対象)子供を通じて親(家族)の健診受診につなげる。 ・徳島県教育委員会の協力を得て、中学校で「健康教室」を開催し、若年期からの健康意識の醸成を図る。</p> <p>(4)データヘルス計画 (上位目標)メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合を減らす(26.0% 24.0%)</p>

	<p>(下位目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の状態を知ろうとする者の増加 未受診事業所に対する受診勧奨 ・健診結果に基づく健診受診者の健康意識(生活習慣改善意識)の向上 糖尿病予防のための早期介入 ・健康づくりに対する事業主の理解が深まる 事業所の健康づくり支援事業の実施 企業団体と連携した健康づくりセミナーの開催 <hr/> <p>(5) 受診勧奨対策</p> <p>年度当初の健診案内時に、徳島労働局及び徳島県との3者連名での受診勧奨文書を全事業所に送付する。 生活習慣病予防健診及び特定保健指導の推進のため、事業所健康度診断ツール等を活用し積極的に事業主へ働きかけを行う。</p> <p>事業者健診データの取得件数を伸ばすことにより、健診受診率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診案内時、生活習慣病予防健診を受診しない事業所向けのチラシを作成・配布し、データ提供依頼を行う。 ・健診申込率の低い事業所に対し、労働局からのデータ提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。 ・事業者健診データを取得する上では、健診機関から直接データを取得できるようにすることが重要であることから、徳島県労働基準協会連合会同様、各健診機関にも積極的に協力依頼を行う。 <p>被扶養者の特定健診・特定保健指導の受診率向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行うがん検診と特定健診が同時受診できる健診日程についての情報提供を行う。 ・未受診者に対し、年度後半に集団健診を実施する。また、あわせて特定保健指導も実施する。
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 新しい業務・システムの定着</p> <p>業務・システム刷新による新システムへのスムーズな移行を行うとともに、業務効率化を図り、創造的な活動の拡大を促進する。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営については、各グループ間の連携を適宜行いながら、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事評価を行い、それに応じた人事を本部へ上申する。 <p>協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内における加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守(コンプライアンス)については、年2回のコンプライアンス委員会や研修等を通じて、職員に対し徹底する。 ・個人情報保護やセキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 <p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な運営を脅かすリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修を実施するなど、全職員がリスクに対す

る意識の高揚に努める。

(3) 人材育成の推進

本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、各グループ内での勉強会などを通じて支部職員の知識の習得や能力の向上を図る。また、特に重要な事項については、各グループリーダー等による研修会を行い、人材育成に努める。

(4) 業務改革の推進

創意工夫をしながら効率的な業務処理に努める。

- ・ 保険給付の審査事務等のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）へ職員をシフトし、充実を図る。
- ・ 四国ブロック業務部長連絡会議およびグループ長会議において、業務部門で発生する諸問題の情報交換を行い、その対策についても協議し業務改革改善、効率化に取り組む。
- ・ 中四国ブロックで設置されている、「業務改革会議」に積極的に意見を発信し、業務の効率化に向け取組んでいく。

(5) 経費の節減等の推進

本部事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

- ・ 夏季及び冬季における節電対策の徹底を図る。

平成27年度 事業計画（香川支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>. 保険者機能の更なる強化</p> <p>1. 保険者機能強化アクションプランについて</p> <p>香川県等との包括連携による健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が保有している健診・医療費データ等の分析や、健康づくり事業を通じて、香川県との包括的な協力連携を図る。 ・「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」の取組みに協力する。 <p>医療に関する情報の収集と分析及び関係機関等への積極的な発信</p> <p>高松市等における医療費の分析・評価を継続実施するとともに、その結果について加入者、事業主及び自治体等へ情報発信する。</p> <p>他の保険者、自治体・事業所等と連携し、加入者の視点に立った積極的な広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会、自治体等に対して、協会の取組んでいる事業の情報を発信し連携を図る。 ・データヘルス計画に基づいた取組みを通して、事業所及び健康保険委員と連携強化を図る。 ・周知のための広報に加え、加入者のニーズに合わせた情報を効果的に提供する。 <p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>平成21年度から実施している、軽減額通知サービスの効果額などについて、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等、様々な機会をとらえて積極的に情報発信するとともに医療関係団体（医師会等）など関係団体に協力を依頼する。</p> <p>また、県、医療関係団体（医師会等）等にセミナー等の開催を働きかける。</p> <p>地域医療への関与</p> <p>地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。</p>

2 . 健康保険給付等

2 . 適正かつ迅速な給付業務の推進及びレセプト点検の推進

適正かつ迅速な給付業務の推進

健康保険給付の適正化対策を検討・実施することにより、正確な審査に努め、事務処理誤りを防止する。また、不正請求事案については、事業主に対する立入検査等を行う権限を活用するとともに、関係機関と連携を取り厳正に対応する。

債権の発生抑制及び早期回収

関係機関と連携を取り資格喪失後の保険証の回収を確実にを行うとともに、適切な債権管理のもと債権のより効果的な回収を図りながら、法的措置を含めた対応を行う。

サービス向上の取組み

加入者などから寄せられた意見や苦情、要望などについては適宜・適切に対応し関係者と情報連携するとともに、節度あるサービスの改善・向上を図る。

被扶養者資格の再確認業務の的確な実施

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、関係機関と連携をとり迅速かつ的確に被扶養者資格の再確認業務を実施する。

効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト保存管理システム等を活用した効率的なレセプト点検を実施する。

【実施内容】

資格点検	全枚数点検を目標とする
内容点検	行動計画による
外傷点検	3,000点以上（特記事項分は全枚数点検を目標とする）

- ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画を的確に実施する。

【数値目標（被保険者一人当たりの点検効果額）】

内容点検	前年度を上回る金額
------	-----------

3. 保健事業

3. 保健事業の効果的な推進

特定健康診査及び特定保健指導の推進

・特定健康診査及び特定保健指導について、事業主・加入者等へ適切な周知を図り、実施率の向上に努め、生活習慣病予防に資する。

(1) 健診の数値目標

<被保険者> (40歳以上) (受診対象者数：130,258人)

・生活習慣病予防健診 実施率：31.7% (実施見込者数：41,300人)

・事業者健診データ 取得率：0.8% (取得見込者数：1,000人)

<被扶養者> (受診対象者数：41,300人)

・特定健康診査 実施率：19.4% (実施見込者数：8,000人)

(2) 保健指導の数値目標

<被保険者> (実施対象者数：8,883人)

・特定保健指導 実施率：36.8% (実施見込者数：3,270人)

(内訳) 協会保健師実施分 31.4% (実施見込者数：2,790人)

アウトソーシング分 5.4% (実施見込者数：480人)

<被扶養者> (実施対象者数：800人)

・特定保健指導 実施率：2.5% (実施見込者数 20人)

その他の保健事業の推進

・自治体及び関係団体等との連携した健康づくり事業を実施する。

データヘルス計画に基づく事業の推進

・協会が保有している健診・医療費データ等を活用して、より効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

・香川支部加入者の健康課題に着目し、事業主や加入者の健康づくり意識の醸成を目指した取組みを実施する。

4 . 組織運営及び業務改革

.財政基盤強化の推進

加入者、事業主への積極的な情報提供

平成 27 年通常国会に協会けんぽの財政基盤に関連する法案が提出されることから、協会けんぽの脆弱な財政基盤の現状について、加入者、事業主等に積極的に情報提供することにより、現在の協会けんぽ財政の問題点及び強化の必要性を訴える。

更なる効率化の推進

コスト意識の徹底及び消耗品の適切な調達・在庫管理を行うとともに、労働時間を総合的に削減するために、業務内容を見直し効率化を図る。

.組織力の更なる向上

評議会の効果的な運営

収支見通し・保険料率等協会全般に関わるものや、香川支部独自の事業について、幅広く意見・助言を仰ぎ事業運営に反映させる。

人材の育成

- ・リーダー会議において、P D C A サイクルを活用して、各リーダーが所管するチームの業務の進捗状況、課題、改善策等報告し、業務の改善に繋がると共に、自ら考え課題解決が出来る人材を育成する。
- ・グループ長会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに、「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。

業務改革の推進

- ・職員が創意工夫した提案案件を幅広く検討するために、意識改革・業務改善推進会議を開催し、改善提案意識を醸成するとともに改善策を具体化する。
- ・新システムに係る部門横断的な業務については、効率的に推進するために、組織の枠を超えた業務推進体制を継続活用する。

人事制度の適切な運用

課題解決型の人材を積極的に育成するために、人事面談を通じた目標管理の徹底や個々人の能力・適正を踏まえた適正配置を行う。

コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会の定期的開催、及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。

リスク管理の徹底

リスク管理委員会を適宜開催し、適切な運営を脅かすリスクの点検や分析を行う。

健康で安全な職場づくり

産業医や衛生委員会などを通じて、職員に対する健康情報や安全情報をタイムリーに提供する。

大規模災害に備えた対策

支部防災マニュアルに基づいて、防災訓練を定期的を実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。

・新業務・システムの推進

新しい業務・システムの適正な運用

「業務マニュアル」に基づき、適正に運用する。

新しい業務、システムの習熟

新業務・システムの機能を正しく理解し、早期の定着を図る。

新しい業務、システムの周知・連携

- ・新業務・システム刷新に係る変更点を事業所・加入者に周知し、関連業務が円滑に行えるように努める。
- ・健診機関と連携し、スムーズなシステムの運用を図る。

平成27年度 事業計画 (愛媛支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 データヘルス計画(下位目標 分)に基づく業種団体とのコラボ(支部健康づくり推進協議会の定期的な開催・運営も抱合) 業種団体(愛媛県菓子工業組合)のご協力のもと、当該団体構成員のデータ分析を起点としたプレゼンテーション等に係るノウハウを取得し、当該団体における健診受診率・保健指導受容率・未治療者に対する受診勧奨事業認知度・その他所管事業認知度(ジェネリック医薬品関係が軸)を向上させ、ひいては、他業種団体への展開を企図していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 平成27年3月10日開催の企画担当者説明会を踏まえ、地域医療構想への意見発信を検討していく。 データヘルス計画(下位目標 分)に基づく肝炎ウイルス対策(支部健康づくり推進協議会の定期的な開催・運営も抱合) 愛媛県の肝がんの年齢調整死亡率の高さに着目し、肝がんの主原因となる肝炎ウイルスの受検率向上と陽性者(肝機能異常者)で未治療者への受診勧奨等を行う。 また、愛媛県や愛媛大学医学部など関係機関と協力連携できる体制を構築する。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる普及促進 全国共通事業(ジェネリック医薬品軽減額通知サービス)に係る支部対応分について、円滑に実施する。 周知用媒体(ポスター・リーフレット類)について、効果的に活用・頒布する。 愛媛県ジェネリック医薬品安心使用連絡会へ参画し、保険者としての意見を発信していく。(委員:企画総務部長) 業種団体とのコラボを通じた普及促進 上記(1)中で記した業種団体とのコラボを通じて、事業主・加入者におけるジェネリック医薬品認知度・関心を高めていく。</p> <p>(4) 広報の推進 社会保険委員会連合会・社会保険協会主催事業への参画を通じて、本協会所管事業の広範な周知を図る。 既存広報チャンネルをブラッシュアップ・リニューアルしていくとともに、効果的な新規媒体を企画していく。 ホームページ 【既存:通年】 メールマガジン「Salud!えひめ」【既存(年24回):中句号・下句号への個性付与によるブラッシュアップを実施】 社会保険えひめ 【既存(年4回):掲載頁数の増(1頁から2頁への増)を予定】 事業主向けチラシ 【既存(年11回):納入告知書封入分】 電子メール便 【既存:26年度中断 健康保険委員向け媒体としての再開を企図】 支部総合パンフレットのリニューアル 【既存:新規適用事業所への本協会所管事業周知兼用としてリニューアル】 <u>27年度第1四半期</u> 健康保険委員向け広報誌の企画 【新規:仮称『健康いきいき職場づくり』】 <u>27年度下半期(年度末までに具現)</u> 適正受診及び喪失後受診防止啓発用ポスターの制作・頒布 【新規:県内医療関係団体・医療機関・調剤薬局他】 <u>調整中</u> (下記「2.健康保険給付等(7)」分) 『健康フェスタ2015』への参画 (ブース出展による「姿勢と健康」事業プレゼン・本協会事業周知が軸。『健康フェスタ2015』は、愛媛県内で開催される医療関係イベントとして最大級のものであり、2014年度における来場者数は22,000人(2日間)を超える) <u>27年度第2四半期(7月)</u> メディアを活用した広報 (下記 を通じて、本協会財政状況等を広範に周知し、本協会財政基盤強化に向けた機運醸</p>

	<p>成の一助とする。なお、活用メディアの軸は地元新聞に置く) 保険料率改正又は本協会財政状況等に係る記者会見の実施 <u>27年度第4四半期(2月)</u> 喪失後受診防止に向けた記事の投げ込み <u>27年度第3四半期</u> 「識者の声」(有識者から専門的見地による提言・寄稿を依頼し、支部広報媒体を通じて発信する) <u>通年</u> ウォーキング応援サイト『てくてく四国へんろ道』の運営(愛媛支部が開設しているウォーキング応援サイト『てくてく四国へんろ道』について、近年、利用者数が横ばい状態であることから、健康づくりに関するコンテンツの一新を軸とするブラッシュアップを図り、メディアミックスによる周知広報の展開によって、本サイトの利用者数増加を図る。なお、本事業は、以下の日程を軸に確実に進捗させ、PDCAサイクルによる効果検証を必ず行う(目標数に達しない場合、爾後の継続を断念する)) ブラッシュアップ実施期間 27.4~10 メディアミックスによる広報展開 27.11~(起用メディア(案)・・・ラジオ・CATV他 目標 27.12~28.11間における新規登録者数 500以上</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組 加入者等のご意見や苦情を適切に管理し、迅速かつ正確にフィードバックして、サービスの改善や向上を図る。 また、お客様満足度調査の結果を分析し、電話対応や窓口対応の品質向上に繋げる。 健康保険給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間(10営業日以内)をサービススタンダードとして定め、その進捗状況を適切に管理し、正確・迅速・丁寧を基本に審査を行う。</p> <p>(2) 窓口サービスの展開 各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部及び各年金事務所に契約職員を配置する。 郵送化の状況や各窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下を招かないよう配慮し、日本年金機構とも協議のうえ、支部及び年金事務所窓口体制の見直しを行う。</p> <p>(3) 被扶養者資格の再確認 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て確実に実施する。 被扶養者状況リストの未提出事業所に対して提出勧奨を行い、提出率向上を図る。 数値目標・・・被扶養者状況リスト提出率 26年度(86.08%)を上回る。</p> <p>(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 施術箇所が3部位以上または施術日数がひと月15日以上の受療者が多い施術者については、特に注意して審査するとともに、その受療者への文書照会を強化する。回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、施術者に対し文書照会または返戻を行う。 数値目標・・・加入者への文書照会件数 100件/月 柔道整復師の正しいかかり方について、ホームページやリーフレット等で広報し、適正受診の啓発を図る。</p> <p>(5) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 標準報酬月額が高い者や資格取得後すぐの者等の申請は特に注意して審査し、必要に応じて医師照会や本人照会を実施する。 不正請求の疑いのある申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催して、事業所への立入検査の必要性を検討したうえで、年金機構と合同で調査を実施する。</p> <p>(6) 海外療養費支給申請における重点審査 26年度本部策定の取扱要領に則り、医療行為の要件や渡航の要件等を重点的に審査する。 パスポート等の添付やレセプト等の突合を行い、疑義がある場合は海外の医療機関に対し、翻訳業務委託を活用して文書照会を行う。不正請求が明らかとなった場合は、警察とも連携のうえ厳格に対応する。</p>

	<p>(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 資格喪失時・扶養解除時における保険証回収について、文書や電話による催告を徹底強化する。 事業主や加入者、医療機関等に対して周知広報を実施し、債権発生を抑制を図る。 数値目標・・・強制被保険者(被扶養者含む)分の保険証回収率・・・26年度を上回る()【参考:25年度75.03%】 任意継続被保険者(被扶養者含む)分の保険証回収率・・・26年度を上回る()【参考:25年度73.96%】 ()協会督促分に対する回収目標</p> <p>(8) 積極的な債権管理回収業務の推進 債権回収については債権回収計画に基づき、計画的かつ早期の回収に努める。文書及び電話、訪問による催告業務を強化し、悪質な債務者等に対しては法的手続きを積極的に実施する。 数値目標・・・現年度回収率(27年度返納金債権:金額ベース) 26年度を上回る【参考:25年度79.17%】 法的対応 20件/年 関係部門(債権担当、現金給付担当、レセプト担当)の連携により、債権回収を円滑かつ確実に進める。</p> <p>(9) 効果的なレセプト点検の推進 レセプト点検効果向上計画を策定して確実に実施していくとともに、システムを活用した効果的な内容点検を推進する。 数値目標・・・被保険者一人当たりの目標査定効果額301円以上 健康保険の適正使用に向けた外傷関係届書の提出勧奨によって、求償事務を確実に実施していく。 資格喪失後受診又は扶養解除後受診防止のため、保険証の早期返納周知と併せた資格点検業務を確実に実施していく。 全国共通事業である医療費通知を確実に実施する。</p> <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 支部総合パンフレット(リニューアル分)の提供を通じた新規適用事業所情報入手による委嘱拡大を検討していく。(保健Gの受診勧奨とのタイアップも同時検討) 健康保険委員活動の強化・推進に向け、下記～を実施する。 情報提供強化策その1 対「電子メールアドレス把握済健康保険委員」:電子メール便による情報提供 「メールマガジン読者の声収集」・「性別表記改善に伴う点字シール利用促進」用ツールとしての活用も視野に入れる。 情報提供強化策その2 対「電子メールアドレスなし健康保険委員」:広報媒体の提供(1~4回) 再掲 健康保険委員向け広報誌の企画【新規:仮称『健康いきいき職場づくり』】 支部健康づくり推進協議会発行媒体としての位置付け。健康保険委員向けに、事業所における健康づくりへの取り組みの紹介や、「ドクターすなみの脳のおはなし」等を盛り込んだ小冊子を作成配付し、委員活動の活発化に向けて、単なる配付に留まらない有効活用を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:172,733人) 生活習慣病予防健診 実施率:58%(実施見込者数:100,186人) 事業者健診データ 取得率:10%(取得見込者数:17,274人) 被扶養者(受診対象者数:59,561人) 特定健康診査 実施率:25%(実施見込者数:14,891人)</p> <p>(2) 保健指導 被保険者(実施対象者数:24,314人) 特定保健指導 実施率:23%(実施見込者数:5,593人) (内訳) 協会保健師実施分 20%(実施見込者数:4,863人) アウトソーシング分 3%(実施見込者数:730人) 被扶養者(実施対象者数:1,519人) 特定保健指導 実施率:25%(実施見込者数:380人)</p>

	<p>(3) その他の保健事業 事業所に対する「姿勢と健康」推進事業 事業所に訪問し、加入者の姿勢測定並びに運動セミナーを行うことで、自発的な行動変容を促し生活習慣病予防に繋げる。 また、事業所・加入者に対して協会けんぽの認知度を向上させる。</p> <p>(4) データヘルス計画 (上位目標) データヘルス計画に基づく肝炎ウイルス対策 肝がんの年齢調整死亡率を減少させる(目標:平成25年度全国平均5.97%) 【参考】平成25年度肝臓に係る75歳未満年齢調整死亡率 : 愛媛県8.16%</p> <p>(下位目標) データヘルス計画に基づく肝炎ウイルス対策 事業主が持続感染(肝炎ウイルス)を理解し、従業員(被扶養者含む)に対して肝炎検査促進等の対策を進める。 加入者が持続感染(肝炎ウイルス)を理解し、肝炎検査を受検するようになる。 また、未治療感染者に対して受診勧奨を行い、治療放置による重症化を防ぐ。 地方公共団体(愛媛県・県内市町)が行政・職域保険の垣根を越えて持続感染対策を意識するようになる。 業種団体構成員のデータ分析を起点としたコラボ(プレゼンテーション)により、当該団体における健診受診率・保健指導受容率・未治療者に対する受診勧奨事業認知度を向上させる。</p> <p>(5) 受診勧奨対策 下記～の実施によって、健診受診率の向上を図る。 平成27年度生活習慣病予防健診及び特定健診の制度周知 任意継続加入者に対する健診受診勧奨 特定健診受診率の向上 (特定健診とがん検診) 特定健診受診率の向上 (経年受診記録の活用) 健診結果データ取得率の向上に向け、事業者健診結果データの取得を促進させる。 下記～の実施によって、保健指導実施率の向上を図る。 保健指導普及事業 保健指導推進事業 ITツール推進事業</p>			
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 週次会・月例幹部会の定期開催とその適切な運営に努める。(支部内ガバナンスの徹底並びに組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認)</p> <p>下記～を軸に、適切な労務管理を実施する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <p>超過勤務の適切な運用と平時における更なる縮減 職員の健康保持増進(計画的な休暇取得の促進) 衛生委員会の適切な運用</p> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">働きやすい職場環境の構築</td> </tr> </table> <p>業務刷新・広報等に係る支部横断的な実施体制(委員会制)を構築とその適切な運用に努める(委員会制の形骸化には特に留意する)。 優秀な契約職員の確保に努める。(正規職員のコア業務へのシフト促進) 新卒応募者増大に向けて大学への訪問説明を実施する。 下記～を軸に、コンプライアンスの徹底とリスク管理に努める。(組織の信用凋落防止) 下記(2)を通じた情報セキュリティ・個人情報保護・コンプライアンスの徹底 支部内自主点検の実施(年2回)</p>	<p>超過勤務の適切な運用と平時における更なる縮減 職員の健康保持増進(計画的な休暇取得の促進) 衛生委員会の適切な運用</p>	}	働きやすい職場環境の構築
<p>超過勤務の適切な運用と平時における更なる縮減 職員の健康保持増進(計画的な休暇取得の促進) 衛生委員会の適切な運用</p>	}	働きやすい職場環境の構築		

	<p>(2) 人材育成の推進 本部主催研修への参加と、受研者を講師とする支部内伝達研修を確実に実施する。 下記 ~ からなる支部主催研修計画を策定して確実に実施する。 ハラスメント研修 メンタルヘルス研修 情報セキュリティ - 研修 個人情報保護研修 コンプライアンス研修 前述した ~ 以外の独自研修の企画・実施</p> <p>(3) 業務改革の推進 業務改革会議での決定事項を確実に支部内に展開し、よりよいサービスの標準化を図る。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進 調達事務における競争性及び公平性・公正性を確保する。 夏季及び冬季節電対策の実施により光熱費の削減していく。</p>
--	---

平成27年度 事業計画 (高知支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 制度改正に向けた関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、記者クラブへの投げ込みなどマスコミへの働きかけや、商工会・社労士会など関係団体に対して積極的な意見発信を行う。 <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報の収集や分析を行い、加入者・事業主及び関係方面へ提供を行う。 ・加入者の疾病予防や健康増進を図るため積極的な保健事業の推進を図る。 ・「データヘルス計画」に基づく高血圧対策事業を実施する。 ・県や市町村、他の保険者との連携や共同事業を実施する。 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果的な推進を図る。 ・現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を強力に推進する。 ・保険者協議会や県等と連携しつつ医療費適正化を図る。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果額等を通知するサービスの実施等により、さらに使用促進を推進する。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 ・加入者及び関係機関・団体への適切な周知・広報の実施を図る。 ・高知県健康政策部医事業務課と連携して、ジェネリック医薬品の使用促進事業を実施する。 <p>(5) 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や健診データの分析結果を活かし、県・市町村、保険者協議会、後期高齢者医療懇話会等において、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・地域医療構想(ビジョン)等の策定に向けた積極的な意見発信を行う。 <p>(6) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者としての意見を関係方面に情報発信するため、医療費及び健診データの調査・分析を行う。 <p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所発行の納入告知書に「協会けんぽからのお知らせ」を毎月同封して効果的な広報を行う。 ・県、市町村、関係団体と連携を図り、関係機関等の広報誌を活用するとともに、費用対効果を勘案しながらポスターやチラシ等を作成して積極的な広報を展開する。 ・新規適用事業所講習会等、各種説明会を通じて制度の周知、啓蒙を図る。 ・行政相談や健康ウォークなどいろいろなイベントを通じて加入者等に対して直接周知広報を実施する。 ・ホームページ及びメールマガジンの内容の充実を図る。 ・ソーシャルネットワークサービスの活用により、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 <p>(8) 健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等の開催により制度周知等を推進する。 ・健康保険委員表彰を実施するとともに健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取組み
 - ・加入者等の意見収集に努め、ご意見や苦情等を迅速かつ正確にフィードバックしサービスの改善を図る。
 - ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。
 - ・健康保険給付などの申請については各種広報やきめ細かな電話対応により郵送による申請促進を図る。
 - (2) 高額療養費制度の周知
 - ・制度内容改正等の周知及び高額療養費の限度額適用認定証（入院及び外来）の利用促進を図る。
 - ・高額療養費の未申請者に対し情報提供を行う。
 - (3) 窓口サービスの展開
 - ・遠隔地に所在する事業所及び加入者等の利便性を図るため、県内の商工会議所・漁協・農協等 2 3 機関に各種申請書及び分かりやすい記載要領を配備し郵送による申請の促進を図る。
 - ・窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所の窓口のあり方を検討する。
 - (4) 被扶養者資格の再確認
 - ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て、的確に行っていく。
 - (5) 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化
 - ・柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者及び施術者に対して柔道整復施術受診の正しい知識を普及させるため広報を行い、適正受診の促進を図る。
 - ・柔道整復施術療養費に係る給付の審査強化を図る。
 - (6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止
 - ・保険給付の適正化のため、傷病手当金及び出産手当金等の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬への変更直後に申請されたものについて審査を強化する。
 - ・審査にて疑義のある申請事案には、「保険給付適正化プロジェクトチーム」において適否を判断し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
 - (7) 海外療養費支給申請における重点審査
 - ・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細書の精査等、支給申請の審査を強化する。
 - (8) 効果的なレセプト点検の推進
 - ・査定事例を集約して、「自動点検・任意抽出・本部ツール」を活用した点検の実施を徹底する。
 - ・研修会の充実及び四国ブロック交流会により知識及び情報の共有を図り点検員のスキルアップに努める。
 - ・他支部事例検索機能を活用し他支部及び外部委託業者のノウハウを取得し点検員のスキルアップに努める。
 - ・負傷原因報告書の回収に努め適切な外傷点検を実施する。
 - ・被保険者一人あたりの点検効果額目標
 - 内容点検.....昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
 - 外傷点検.....昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
- （具体的数字については 26 年度点検効果額確定時期に決定する）

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ・資格喪失後受診等による債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、協会は文書による二次催告、電話や訪問等による三次催告を行い、保険証の回収を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、保険証適正使用カード及びチラシ等の広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ・不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施するなど債権回収の強化を図る。
- ・交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対し早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果やレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、高知支部のデータヘルス計画に基づきPDCAを十分に意識して効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策を支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組むとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療につなげる取り組みを進める。

さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、自治体や関係機関との連携を図り、地域の実情に応じた取り組みを行う。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

県や福祉保健所、その他関係機関と連携して事業主や健康保険委員、加入者に対して研修や広報等を行い、健康の大切さを認識していただき、より多くの加入者が健診・保健指導を受けるよう働きかける。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との同時実施をさらに強化し、健診機関の協力を得て、特に高知市での受診機会を増やす。

事業者健診データ取得については、広報や事業主への提供依頼文書の送付、健診機関との連携により、実施目標の達成に努める。

特定保健指導については、保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。また、ポピュレーションアプローチとして、集団学習を積極的に進める。

健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：92,581人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：60.5%（実施見込者数：56,000人）
- ・事業者健診データ 取得率：5.4%（取得見込者数：5,000人）

被扶養者（受診対象者数：26,399人）

- ・特定健康診査 実施率：22.7%（実施見込者数：6,000人）

保健指導

被保険者（実施対象者数：12,261人）

- ・特定保健指導 実施率：17.5%（実施見込者数：2,149人）
（内訳） 協会保健師実施分 16.4%（実施見込者数：2,019人）
アウトソーシング分 1.1%（実施見込者数：130人）

被扶養者（実施対象者数：720人）

- ・特定保健指導 実施率：13.9%（実施見込者数：100人）

(3) その他の保健事業

事業所の健康づくりのきっかけとして運動指導を紹介し、事業所全体の健康増進や生産性の向上、疾病予防に取り組む事業所を増やす。

Let's Start! オフィス de エクササイズ!

運動不足による健康障害を予防するために、事業所に健康運動指導士を派遣して30分～1時間程度運動指導を行い、指導を受けた事業所はその後3ヶ月間運動を継続する。3ヶ月後にアンケートを実施し、運動継続状況を確認する。年間40回実施。

(4) データヘルス計画

(上位目標) 平成30年3月を最終評価時期として、壮年期(40~64歳)男性の高血圧(140/90または服薬)者の割合が、25年度の30%より減少する。

(下位目標) 脳血管疾患による死亡が多いことを認識することで、生活習慣の改善に取り組む事業主や加入者が増える
血圧が高めの人、日ごろの自身の血圧を知り、血圧管理を適正に行うことができる
保健事業に取り組む事業所を増やすことで、生活習慣病対策を实践する加入者を増やす

今すぐ実践! 高血圧対策!!

血圧計と活動量計を事業所に貸し出し、毎日の血圧と歩数を記録することで自分の血圧を知り、生活習慣改善や適切な受診をすることを目的に行う。年間25事業所。

健診機会を利用した高血圧ハイリスク者に対する家庭血圧測定指導

健診時に血圧高値の人に家庭血圧測定を指導し、家庭血圧高値の場合は医療機関を受診させる(委託実施)

(5) 受診勧奨対策

本部が実施する未治療者に対する受診勧奨(血圧・血糖)後に、支部で二次勧奨を実施する。

保健師等の事業所訪問による保健指導時に、健診結果で「要治療」判定の方に、受診勧奨を目的とした保健指導を実施する。

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 支部内のグループ間連携の強化と組織運営体制の強化
 - ・事業主・加入者の意見に基づく適切な運営を行う。
 - ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施する。
 - ・支部グループの垣根を越えた柔軟な対応など、主体性と実行性を重視した組織風土の醸成と創意工夫に富んだ文化の更なる定着化を図る。
 - ・グループ制組織の活用を図り、リーダーが組織の中心的役割やリーダーシップが発揮できる組織とする。
 - ・リーダー等による高知支部の活動に関する委員会を定期的開催し、各グループが連携・協力して広報や保険者機能の発揮等についての検討を行う。
 - ・コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理を常時点検し、定期的に支部委員会を開催し各種規程等の徹底を図る。
- (2) 人材育成の推進
 - ・支部内研修（外部講師招聘）のより一層の充実を図る。
 - ・専門研修に積極的に参加するとともに伝達研修を徹底する。
 - ・リーダーを講師とした支部内勉強会を定期的開催し、知識の向上とスキルアップを図る。
- (3) 業務改革の推進
 - ・日頃から効率化を念頭に置いた業務を行うとともに、業務刷新のメリットを活かした効率的な手法を積極的に取り入れ業務効率化を推進する。
 - ・業務改革会議等により創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- (4) 経費の節減等の推進
 - ・事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品などの在庫管理、電力消費節減などにより経費節減に努める。
 - ・業務の効率化と協力体制の整備により、支部全体の時間外勤務を減らす。
- (5) 職員の健康管理
 - ・衛生委員会を毎月開催するとともに、健康相談や健康教室の実施を通じて、職員の健康管理に努める。
- (6) 働きがいのある職場づくり
 - ・職員がより一層やりがいをもって働けるように、ソフト・ハード両面から職場環境の見直し・改善を行う。

平成27年度 事業計画 (福岡支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>自治体及び関係団体等との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市と締結した「健康増進に関する連携協定」に基づき、北九州市との協働による保健事業やレセプト等の共同分析を推進する。 ・福岡県をはじめとするその他の自治体と幅広い部門での連携・協働を進め、北九州市同様の基本協定の締結を目指す。 <p>加入者・事業主との距離を縮める取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所を支部職員全員で訪問し、加入者・事業主を肌で感じ、直接加入者・事業主の意見・意識を把握するとともに、支部で取組んでいる事業について積極的に情報発信を行うことにより、加入者・事業主との距離を近づけ一体感の醸成を図る。 <p>関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県保険者協議会、市町村国保運営協議会、地域職域推進協議会等の場において、協会としての意見を発信していく。 また、支部での医療費等の分析結果を基に、積極的な政策提言を行う。 <p>支部データヘルス計画の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡支部データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率・実施率の向上、糖尿病受診勧奨事業、事業主とのコラボヘルス事業を柱とした事業を着実に実施・展開する。 <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>レセプト点検・現金給付の審査強化等の医療費適正化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検・現金給付の審査強化等の医療適正化を更に推進する。特に現金給付の審査強化については、事業主に対する調査権が付与されたことから、調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 <p>県・他保険者との連携による推進の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化のための総合的な対策を県や他保険者と連携して実施できるよう関係構築を図る。 <p>(3) 地域医療への関与</p> <p>保険者協議会等を通じた地域医療への積極的な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、保険者協議会等において必要な意見発信を行う。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>ジェネリック医薬品使用促進のための啓蒙啓発の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担軽減通知サービス事業の実施に向け、加入者に対し支部ホームページ、支部広報誌等により効果的な広報を実施する。 ・支部広報誌やメールマガジンにより加入者に対し広報を実施し、ジェネリック医薬品の周知及び使用促進を図る。 <p>県及び関係機関との連携による取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会との連携を図りジェネリック医薬品使用促進の取組みを共同して実施するなどの取組みを進める。

	<p>(5) 調査研究の推進等</p> <p>医療に関する情報の収集と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト情報や健診データ等に加え、国や地方自治体等が提供する情報等を通じ、地域の健康特性や疾病動向、受療動向、医療費や医療提供体制の現状の把握に努める。 <p>医療に関する情報の加入者・事業主への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記で得られる情報を加入者や事業主に対し、支部ホームページ、メールマガジン、支部広報誌等を通じてわかりやすく提供する。 <p>データを活用した外部機関との提携による調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の効率的かつ効果的な推進及び医療費適正化につながる分析を行うため、調査研究に実績のある九州大学との提携による調査研究を推進し、福岡支部が保有する保健事業に関するデータの関連性についての分析・評価を行う。 <p>(6) 広報の推進</p> <p>加入者・事業主の視点に立った積極的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ホームページによる地域に密着した情報の提供（健康づくりイベント開催案内等）を行う。 ・支部メールマガジンにより、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。 ・健康づくりイベント参加者に対して支部案内パンフレットを配布し、加入者に対する協会けんぽ福岡支部の認知度の向上及び事業内容の周知を図る。 ・制度紹介、申請手続きの案内冊子「協会けんぽのしおり」を新規適用事業所等を対象に配布し、健康保険制度、事業内容及び申請手続き等の周知を図る。 <p>支部事業運営にかかる広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会けんぽ福岡支部の取組みについて、支部広報媒体や直接事業所を訪問するなどして、加入者・事業主に対し情報発信を行う。 <p>(7) 的確な財政運営</p> <p>財政基盤の強化、安定化に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について加入者・事業主の理解を得るため、支部広報誌をはじめとする支部広報媒体により積極的に情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <p>サービススタンダード遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、処理状況を適切に管理し着実に支給を行う。 <p>サービスの質の向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤り防止の取組みを実施し、職員ひとりひとりが事務処理等における手順などの確認・見直しを徹底することにより、サービスの質の向上につなげる。 <p>(2) 窓口サービスの展開</p> <p>窓口サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所内協会けんぽ窓口を定期的に巡回し、窓口担当職員への指導・管理・フォローを行うことで、窓口サービスの質の向上を図る。

窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえた窓口体制の検討

- ・窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とにならないよう配慮しつつ、開設時間や窓口担当職員の配置数の見直しを検討し、効率的かつ効果的な窓口体制を構築する。

(3) 被扶養者資格の再確認

日本年金機構との連携による的確な実施

- ・被扶養者資格の再確認業務について、日本年金機構及び本部との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

適正受診の促進

- ・支部広報媒体等により、正しい柔道整復のかかり方を周知する。
- ・加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

加入者・施術者への照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。

(5) 傷病手当金・出産手当金の不正請求防止

疑義のある請求に対する厳格な調査の実施

- ・疑義のある保険給付の申請に対しては、事業主に対する立ち入り調査権限を活用し、日本年金機構と連携を図りながら厳格に調査し、保険給付の適正化に努める。

保険給付適正化プロジェクトチームの活用

- ・悪質性の高い保険給付の請求に対しては、保険給付適正化プロジェクトチームで対応等を協議し支部全体で対処する。

(6) 海外療養費支給申請における審査強化

医療機関等に対する文書照会等の実施

- ・本部で実施している翻訳業務の外部委託も活用しながら、申請書に添付された診療明細の審査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

資格点検の的確な実施

- ・無資格診療等の資格関連について、計画的及び的確な点検を実施する。

外傷点検の的確な実施

- ・業務上及び第三者行為に該当するレセプトについて、システムを活用した対象者の把握を計画的に実施し、保険給付費の適正化に努める。

内容点検効果額目標達成に向けた取組み

- ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・個別事案に対する査定事例の集約・共有化を推進し、点検員全体のスキルの底上げと平準化を図る。
- ・点検業務のスキルを上げるため、自動点検マスタ等システムを活用した、より効果的な抽出方法を点検員に習得させるため各種研修を実施し、研修で得た知識や情報の共有化を図る。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収

	<p>文書等による催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の催告状による一時催告時に協会宛返信用封筒及びチラシを同封いただくとともに、一時催告後に文書や電話による二次、三次の催告を実施する。 <p>事業主・加入者に対する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証を確実に返却させるため、チラシ及び支部ホームページ等を活用しての広報を実施する。 ・保険証回収率の低い事業所へ保険証回収の協力依頼を実施する。 <p>(9) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>文書・電話及び訪問による催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書による催告・電話催告を実施し、早期に債務者と接触を図る。特に高額債務者へは早期対応を実施する。 ・約束不履行者への早期の催告連絡を実施する。また、電話不通者へは訪問催告による接触を図る。 ・日中に連絡が取れない者については、夜間連絡を月に1回実施し接触を図る。 ・協会けんぽからの反対債権（保険料還付金や各種保険給付金等）がある者については相殺を積極的に進め、債権の回収を図る。 <p>法的手続きによる債権回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意思がない者及び納付する財力が見込める者（給与所得）等については、顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書を送付し、法的手続きによる回収を積極的に行う。 <p>債権管理進捗会議による進捗管理と対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、債権管理進捗会議を開催し、効果的な債権回収を展開する。 <p>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>健康保険委員事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を開催する。 ・広報誌「KENPO'S通信」を随時発行する。 ・健康づくりに関するセミナーを開催する。 <p>委嘱者数拡大を図る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に策定した「健康保険委員事業中期計画」に基づき、各種事業の積極的な展開を行う中で委嘱者数の拡大を図る。 <p>健康保険委員表彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保健事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化、委嘱者数の拡大を図る。
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県保険者協議会や地域職域連携会議、福岡県生活習慣病予防対策検討委員会などに積極的に参加し、自治体や他の保険者との連携を深め、事業が円滑に進むよう協力を得る。 <p>糖尿病未治療者に対する早期受診勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診の結果、糖尿病未治療者であって、治療を受けずに放置している被保険者に対し受診勧奨を実施し、糖尿病性腎症などの合併症を予防し医療費の適正化を図る。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査

被保険者(40歳以上)(受診対象者数:587,658人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率:57.5%(実施見込者数:337,900人)
- ・事業者健診データ 取得率:6.9%(取得見込者数:40,550人)

被扶養者(受診対象者数:211,136人)

- ・特定健康診査 実施率:19.2%(実施見込者数:40,550人)

保健指導

被保険者(実施対象者数:76,070人)

- ・特定保健指導 実施率:6.7%(実施見込者数:5,100人)
(内訳) 協会保健師実施分 5.1%(実施見込者数:3,900人)
アウトソーシング分 1.6%(実施見込者数:1,200人)

被扶養者(実施対象者数:3,730人)

- ・特定保健指導 実施率:5.4%(実施見込者数:200人)

(3) その他の保健事業

健康づくりイベント支援の実施

- ・福岡県内で実施されるウォーキングイベント等の健康づくりイベントへのブース出展により、来場者への健康づくりのアドバイス、健診受診勧奨等を実施し、健康づくりの意識を高め、協会けんぽの認知度を向上させる。
- ・ソーシャルマーケティングを活用した被扶養者の特定健診未受診者への再勧奨推進事業(パイロット事業)
- ・ソーシャルマーケティング(誰をターゲットとし、どのような方法で、何を伝えれば効果的なのか)を活用し、これまでの一律的な実施方法から、未受診者の健康関心度と行動変容等の特性をいかした事業への変換を目指す。

(4) データヘルス計画

- (上位目標)平成29年度までに、40~64歳男性被保険者のメタボリックシンドローム該当者割合を21%から19%に減少する。
- (下位目標) 特定健診・特定保健指導の実施率向上
血糖値が受診勧奨値であるがそのまま放置している被保険者へ受診勧奨を実施し、うち10%以上が受診する。
健康づくりに取り組む事業所(「健康宣言」事業所)が増える(平成29年度までに100社)

(5) 受診勧奨対策

市町村との連携強化に向けた健診受付業務の外部委託

- ・市町村との連携によるがん検診と特定健診の同時実施において、予約受付・日程管理を外部委託し、増加する新規市町村からのニーズにも応じられるよう連携強化を推進するとともに、被扶養者の利便性を向上させる。

事業者健診データ取得の促進

- ・県・労働局との連名通知により事業者健診データ取得の促進を図る。

生活習慣病予防健診インターネットサービスの利用促進

- ・健診担当者がインターネットを通じて効率的に健診申し込みができることについて広報し、申込事業所の拡大を図る。

自宅直送による特定健診受診勧奨(自治体とのがん検診との連携)の実施

- ・市町村主催のがん検診と特定健康診査(被扶養者)との同時受診について、対象者の自宅へダイレクトメールにより案内を送付することで受診率の向上を図る。

事業所への特定保健指導対象者名簿送付による勧奨の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプトアウト方式により対象者の把握を行い、事業所へ対象者名簿を送付し勧奨を実施する。 ITを用いた特定保健指導の実施 ・ パソコンや携帯電話を活用した特定保健指導の実施により支援開始者の増加を図る。 派遣職員による特定保健指導勧奨のため事業所訪問事業 ・ 派遣職員の事業所訪問により、特定保健指導の内容周知及び「事業所カルテ」を活用した利用勧奨を行う。 被扶養者の集団検診後の特定保健指導の実施 ・ 市町村との連携などで特定健診を受診した被扶養者に対して、後日同じ会場で特定保健指導を実施する。その際、集客効果を上げるために健康関連機器をレンタルし、当日測定できるようにする。
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 新しい業務・システムへの対応 新しい業務・システムの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務・システムの刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。 <p>(2) 組織運営体制の強化 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規程の遵守を徹底する。 ・ 職員採用時の研修を通じて、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規程の遵守を徹底する。 ・ 事務処理誤りが発生した際、「事務処理誤り等対策会議」において早急に原因の究明と再発防止策を検討する。 <p>支部内の部門間連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、事業進捗状況報告会議において支部事業の進捗管理を行うとともに、支部全体での共有化を図る。 ・ 支部事業実施状況について全職員を対象とした報告会を年2回開催し、支部における課題等を共有するとともに部門間のコミュニケーションを図る。 <p>(3) 人材育成の推進 研修等を通じた人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象としたOJT研修をはじめとする階層別研修や、重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部での研修後の伝達研修を実施する。 <p>(4) 経費の節減等の推進 適切な在庫管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の節減に努める。 ・ 100万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳格に審査する。 <p>調達・執行の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達や執行については、これらを適切に管理するとともにホームページにより調達結果等を公表する。 <p>節電対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度の最大使用電力の20%抑制した値を上限と定め、節電対策を実施する。

平成27年度 事業計画（佐賀支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等との包括協定に基づく事業の推進。 ・ 医療に関する情報の更なる収集と分析。 ・ 医療に関する情報の加入者・事業主への提供。 ・ 関係方面への積極的な発信。 ・ 他の保険者との連携や共同事業の実施。 ・ 保健事業の効果的な推進。 ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進等。 <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施を図り、佐賀支部の実情に応じた総合的対策を積極的に立案・実施していく。</p> <p>前項を踏まえ、佐賀支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、加入者、事業主の立場から保険者としての意見を積極的に発信し、医療費適正化の総合的対策を重点的に実施するとともに他の保険者との連携を図る。</p> <p>各保険者間の事務レベル協議会（意見交換会）に参画する。</p> <p>各保険者間の垣根を超えた特定健診受診勧奨広報の実施、国保との協働による特定健診の実施などを目指し、県保険者協議会へ具体的な企画を付議する。</p> <p>現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、日本年金機構と連携を</p>

取りながら審査の強化を図る。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、加入者が安心して切替えができるための環境整備を図り、自己負担額の軽減や健康保険財政の改善を目指す。

- ・更なる使用促進のための環境整備や関係方面への働きかけを行う。
- ・地方自治体等へ積極的な情報発信を行うことで連携強化を進め、医療機関や調剤薬局関係者への働きかけを行う等きめ細かな対策を進める。
- ・ジェネリック医薬品使用割合が低い地域についての分析を行い、使用促進を図る。
- ・医療費通知を活用した広報を行うとともに、加入者の視点からの各種お知らせや安全性確保の取組みを実施する。
- ・ジェネリック医薬品を希望する意思表示をさらに容易にする「希望シール」等の配布や啓発用ポスターの活用を図る。
- ・ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減額通知サービス（年度内2回目通知）を充実し、かつ継続して行う。
- ・新聞メディア等を効果的に利用し、加入者への広報を積極的に展開する。

(4) 地域医療への関与

地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、関係団体に対し、必要な意見発信を積極的に行う。

(5) 調査研究の推進

保険者機能を強化するため、医療費適正化や医療の質の確保の観点から、医療費分析マニュアルを活用した分析を行い、その受診状況や疾病動向等の医療に関する情報を分かりやすく加入者や関係団体へ提供できるよう、以下の取り組みを強化する。

- ・佐賀支部の加入者の疾病の特性や受診傾向、医療環境、健診データ等を活用した多角的な分析を行い、その結果を発信する。

- ・佐賀県・市町等と情報交換を行いながら分析を行うことで、情報共有を図るとともに、その結果を発信する。
- ・佐賀大学（医学部）との共同研究事業に基づく地域医療情報データの収集・分析・検証を行い、保健事業の効果的な推進に活用する。

（６）広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者・事業主に理解を深めていただくため、その属性に応じた多様な広報チャネルを活用し、より効率的な広報の推進を図る。

- ・広報委員会を設置し、加入者・事業主の視点に立った「きめ細かく」「分かりやすい」情報提供を行う。
- ・納入告知書へのチラシ、社会保険さが、支部HP、メルマガ等、加入者の視点での情報提供を行う。
- ・加入者・事業主のサービス向上のため、業務内容や手続き方法を分かりやすく解説した冊子の作成・配布を行う。
- ・都道府県単位保険料率や健診関係さらには被扶養者の資格再確認等、様々な広報契機を捉え、各種情報の提供を行う。
- ・医療費適正化および加入者の健康増進と健診受診率の向上を目的とした、ユーザーID・パスワードの取得方法を分かりやすく説明したチラシ等の作成・配布を行う。

佐賀県、市町、関係団体と連携し、地元メディアにおける情報の発信力を強化する。

- ・状況に応じた各種情報の掲載依頼を行う。
- ・特定健診とがん検診との同時実施について、佐賀県、市町と連携し情報の発信を行う。
- ・健康保険委員研修会等の機会を活用し、健康保険委員と連携し情報の発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体及び医療関係団体（医師会等）が県内各地で開く健康イベント等に参加し、CI活動を図ることで、広く協会の存在感、協会の取組みを示す。

- ・各種会合やイベント会場において支部保健師・管理栄養士による健康相談等を行う。

（７）協会の財政基盤強化に向けた関係方面への積極的な発信

直面している厳しい財政状況を広く伝え、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現のため、引き続き、行政・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広

	<p>く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p> <p>佐賀県、市町の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) 更なるサービス向上のための取組</p> <p>サービスの向上のため、以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査等の結果からお客様の意見やニーズを適切に把握し、サービス改善に努める。 ・保険給付適正化対策である審査強化とバランスを取りながら、サービススタンダードを適切に管理し、着実な支給を継続する。 <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>平成 27 年 1 月より高額療養費の自己負担限度額について所得区分が細分化されたため、引き続き、事業主や加入者及び関係者等に対しその制度改正の周知を適切、丁寧に行う。また、限度額適用認定証の利用拡大及び未申請者に対する申請促進を継続する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>地域の実情を踏まえた、効率的・効果的な窓口サービスの提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津年金事務所内受付窓口の廃止（平成 27 年 6 月末予定）について丁寧な周知・広報を行うとともに、届書の郵送化を促進し、サービスの低下とならないよう十分に配慮する。 <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診の防止を目的として被扶養者資格の再確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携を強化する。 ・効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位・頻回等の申請について、加入者に対する文書照会を適切に実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じ厚生局への情報提供を行う。照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。

審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。

保険給付審査医師の積極的な活用や加入者及び療養担当医師等への文書による照会を継続し更なる保険給付適正化に努める。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

保険給付適正化のため、申請書に添付された診療明細を精査し、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検において以下の取組みを行う。

- ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・外部委託による点検業者のノウハウを取得・活用し内容点検業務の更なる向上を図る。
- ・レセプト点検員の専門的知識の修得や点検技術の向上を図る。

- ・医療機関及び患者照会の強化を図り、さらなる資格・外傷の点検効果額の向上を目指す。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、以下の取組みを行う。

- ・保険証回収について、日本年金機構の催告状による一次催告後速やかに文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を実施し更なる回収強化を図る。
- ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ、周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、以下の取組みを行う。

- ・発生した債権については早期回収に努め、催告状の送付及び電話や訪問による督促を行うとともに訴訟等法的手続きを実施するなど、債権回収の強化を図る。
- ・訴訟等法的措置を含めた債権回収の情報収集を図る。（研修・セミナー等への参加）
- ・債権対策会議等を実施し、これまでの対策結果を踏まえ、より効果的な対策を検討・実施する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、より一層結びつきを強めていくことを目的とし、以下の取組みを行う。

- ・研修の実施や広報活動等により健康保険事業への理解をさらに深めていただく。
- ・事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信等にご協力をいただく。
- ・協会の各種事業にご協力いただいた活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

加入者の疾病の予防や健康増進を目指し持続可能な医療保険制度を維持するために、P D C Aを十分に意識し、以下の取り組みを行うことで保健事業を効果的に推進させる。

(1) 健診

被保険者(40歳以上)(受診対象者数:99,992人) 平成27年度見込

- ・生活習慣病予防健診 実施率:55.8% (実施見込者数:55,796人)
- ・事業者健診データ 取得率:8.1% (取得見込者数:8,099人)

被扶養者(40歳以上)(受診対象者数:33,538人) 平成27年度見込

- ・特定健康診査 実施率:23.6% (実施見込者数:7,914人)

(2) 保健指導

被保険者(実施対象者数:11,246人)平成27年度見込

- ・特定保健指導 実施率:29.4% (実施見込者数:3,306人)

(内訳) 協会保健師実施分 21.4% (実施見込者数:2,406人)
アウトソーシング分 8.0% (実施見込者数:900人)

被扶養者(実施対象者数:776人)平成27年度見込

- ・特定保健指導 実施率:3.2% (実施見込者数:25人)

(3) その他の保健事業

生活習慣病の重症化予防対策

- ・佐賀県、労働局と連携し、事業主への働きかけを強化。

- ・未治療者への受診勧奨事業の対象者全員への二次勧奨の実施。
- ・生活習慣病が疑われる者への保健指導の実施。

佐賀大学（医学部）との共同研究事業の推進

- ・地域医療情報データの収集・分析・検証を実施し、保健事業に資する情報基盤の整備を行い、データヘルス計画の推進等、保健事業の効果的な推進に活用する。

佐賀県、市町や関係団体との連携強化

- ・地方自治体等と締結した協定を活用し、健康イベント等への参加や特定健診とがん検診の同時実施の拡大を図るなど、関係機関と連携した事業を推進する。

（４）受診勧奨対策

被扶養者に対する受診勧奨の強化

- ・支部独自の集団健診の実施。
- ・市町と連携し、特定健診とがん検診との同時実施の拡大。

新規適用事業所や任意継続加入者への受診勧奨の実施

事業主への勧奨強化

- ・事業所を訪問し、事業主に対する勧奨の実施。
（生活習慣病予防健診受診勧奨・特定保健指導受入れ 事業者健診データ提供）

保健指導委託先の指導・育成と拡充

- ・支部保健師との合同研修や意見交換会の開催。
- ・健診時の初回面談促進。

（５）データヘルス計画

データヘルス計画で策定した上位目標《メタボリックシンドロームリスク保有者および予備群の該当割合を対 24 年度比で減少させる》を達成するため、以下の取組を推進する。

また、データヘルス計画の実行初年度にあたり、PDCAサイクルを十分に意識し、適切に機能させていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者への適切な情報提供を行うことで、メタボリックシンドロームへの理解を深める。 ・ 事業主・関係機関等との連携を強化することにより、保健事業を円滑に推進させる。 ・ 加入者への取組を強化することにより、健診受診率の向上・重症化予防を推進させる。
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 新しい業務・システムの定着</p> <p>業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。</p> <p>支部内に設置したシステム刷新プロジェクトチームを中心とし、新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>リスク管理体制の整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理委員会の結果について、全職員に対しリスク回避等の徹底を行う。 <p>コンプライアンスの徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス通信の周知、行動規範の読み合わせ等により、職員全員に法令順守の徹底を行う。 <p>セルフチェックの定期的な実施等により個人情報保護に対する職員への啓発を図る。</p> <p>目標管理制度を活用した人事評価を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>内部統制（ガバナンス）機能を発揮し、支部内部部門間の連携を一層深め組織運営体制の強化を図る。</p> <p>(3) 人材育成の推進</p> <p>業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約職員等に対する研修体制の整備。

- ・支部全ての職員が、健康保険制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。
- ・支部または各グループで重点的な分野について研修計画を策定し、個々の能力向上のための支部独自の研修会等を行う。
- ・全職員を対象としたハラスメント研修等を実施する。

(4) 業務改革・改善の推進

- ・業務改善委員会等により日々業務に携わる職員からの創意工夫を提案、検討等を行い、サービスの向上や業務改革・改善を推進する。
- ・業務・システム刷新を早期に定着させることで、定型業務や繁忙期の業務についてはアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費節減等の推進

事務経費削減の観点から、予算の執行に当たっては、業務の再点検により低コストの実現、コスト効率の向上の徹底を図るとともに、適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

調達コストの削減と透明性の確保

- ・各グループの調達計画を踏まえ年間調達計画書を作成し、効率的効果的な物品等の調達を行う。また職員のコスト意識の向上を図る。
- ・調達における競争性、透明性の確保を図るため、100万円未満の調達案件についてもできる限り競争入札を行い、調達コストの削減に努める。

平成27年度 事業計画 (長崎支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 地域医療等への関与 地域における健康づくりや医療提供体制に関わる各種協議会に参画し、地域医療ビジョンや地域包括ケアシステム等の医療・介護政策の協議の場で意見・主張を積極的に発信する。 協議会等への参加に際しては、事前に支部内において協議の場を持ち、協会けんぽ長崎支部としての意見・提案を共有し、支部内の意識の統一を図る。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 長崎県保険者協議会の活用 イ 県内の各保険者が有する医療費及び健診結果データを集計し、共同分析を行う。 ロ 集計及び分析した結果を地域における健康事業や地域医療ビジョン等の協議の場において活用する。 関係団体(商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等)と連携して、研修会等を共同開催し、以下の情報を直接事業主へ訴える機会を設ける。 イ 協会けんぽの財政状況と医療保険制度現状 ロ 「健康経営」の啓蒙 ハ 健診・特定保健指導の重要性と利用促進等について、直接事業主へ訴える機会を設ける。 長崎県が実施する「職場の健康づくり応援事業」等に積極的に連携・協力し、県民の健康増進と健康寿命の延伸を目的とした事業を展開する。</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策と調査研究の推進 長崎市と連携し「慢性腎臓病(CKD)」の予防啓発を行うとともに健診結果により腎機能の悪化が疑われる者に対して、医療機関への受診勧奨を行う。 「データヘルス計画」を確実に実施する。また、保険者協議会等の場を活用して、県内の他保険者の「データヘルス計画」の内容及び進捗状況等を把握し、互いの計画について意見交換を行い、支部の計画改善に活かす。 県・市町・長崎県国民健康保険団体連合会と連携して、医療費及び健診結果の分析を行い、県民の健康増進に寄与する施策を立案・実施する。 長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」を積極的に推進し、加入者広報等により「あじさいネット」の利用を促す。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、加入者にわかりやすい広報を行い、使用促進を促す。 長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会へ参画し、積極的に情報提供し意見を発信するとともに、使用促進に向けた県と他保険者との共同事業の展開を提案する。 ジェネリック医薬品の使用促進については、他保険者等においても共通の課題であることから、協定を締結した長崎県及び長崎市、大村市と積極的に情報交換を行い、連携事業の検討を図る。</p>

	<p>(5) 広報の推進 健診実施機関や市町のがん検診実施情報についての広報を充実させ、特定健診受診率向上を図る。 加入者に直接届く広報として、メールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。 イ 各種説明会・研修会等の機会を活用。 ロ 幹部職員と保健師・管理栄養士の事業所訪問の機会を活用。 ハ 新規適用事業所に「健康保険事務手続き」を発送する際に、勧奨文書を同封する。 長崎支部の医療費・健診結果データの分析や統計情報を利用し、地域性を強化した広報を行う。</p> <p>(6) 健康保険委員の活動の充実 協会けんぽ独自の健康保険委員研修会を開催し、健康保険の知識の習得と事業所の健康づくりの推進を図り、委員活動の具現化に向けての意見聴取を行うとともに、健康保険の知識の習得や事業所の健康づくりの推進を図る。 更なる健康保険委員委嘱者数の拡大を図る。 イ 支部の広報媒体の活用。 ロ 各種研修会及び説明会の機会を活用。 ハ 事業所への訪問機会を活用。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組 お客様の声やお客様満足度調査等の結果を踏まえ、加入者の意見やニーズを適切に把握し、支部の創意工夫を活かして、サービスの改善や向上に努める。 サービススタンダードの着実な実施 傷病手当金等の現金給付の支給申請受付から給付金振込までの期間のサービススタンダードを定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 お客様満足度の向上 イ 支部内研修を通じて業務知識の向上を図るとともに、お客様第一主義の意識の徹底を図り、お客さま満足度を高める。 ロ 加入者目線でのパンフレット・チラシ等を活用し、お客様にわかりやすい案内を進める。</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知 医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。 高額療養費未請求者に対し、支給申請手続きを勧奨する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開 協会窓口に郵送化の周知用リーフレットを配置し、相談者へ周知を図る。 電話での相談者に対して、郵送化の周知を図る。また、申請書送付依頼者に対しては、封筒貼付用紙（支部住所記載）を同封し、郵送化の推進を図る。 各窓口における各種申請等の受付や相談等の利用状況、郵送化の進捗状況を踏まえサービスの低下とならないよう配慮しつつ、窓口の職員配置等の見直しを行う。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を目的として、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。</p>

- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化及び適正な給付業務の推進
保険請求履歴等を分析し、多部位、頻回及び長期施術に係る申請について、加入者に対し文書照会を強化する。疑義が生じた案件については、施術者に照会等を行い、適正化を図る。
加入者への文書照会時にチラシ等を同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。また、各種説明会や広報媒体を活用し、適正受診の促進を図る。
九州厚生局長崎事務所・長崎県との連携により、施術者に対し、柔道整復施術療養費請求の適正化を図る。
- (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化
支部現金給付適正化対策要領に基づき、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において、重点審査項目に該当する申請書（特に、資格取得から2か月以内の申請書・標準報酬が高額な被保険者の申請書・海外での療養の申請書等）の審査強化を図る。
不正請求の疑いのある申請等には、保険給付プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査を積極的に実施するなど、不正請求を防止する。
- (7) 海外療養費支給申請における重点審査
海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や被保険者照会を実施するなど、審査を強化する。
- (8) 効果的なレセプト点検の推進
資格・外傷・内容点検を効果的に実施し、医療費適正化を推進する。
内容点検においては、レセプト点検効果向上計画を引き続き実施し点検効果額の向上を目指す。
イ 自動点検、汎用任意抽出・本部配布ツール検証を行い、システムを活用した効率的な点検を推進する。
ロ 点検業務の一部外部委託により、レセプト点検の質の向上に努める。
レセプト点検員のスキルアップを図る。
イ 本部主催及び外部業者の研修による知識の習得、各支部査定事例等の検討による情報の共有化に努め、点検技術の向上を図る。
傾向的な診療報酬請求事例について、九州厚生局長崎事務所等への情報提供を行い、適正化を図る。
- (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
保険証回収については、資格喪失後、文書による早期催告後、電話や訪問催告を行い、回収強化を図る。
医療機関受診時における保険証の確認等を、医療機関等への協力要請等により、無資格受診等の事由による債権の発生を抑制する。また、事業所や加入者に対して、資格喪失後は保険証を確実に返却するよう、チラシ等の広報媒体や各種説明会を通じ周知徹底する。
- (10) 債権管理回収業務の強化
資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施する。
交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

効果的な保健事業を推進するために、健診結果データ、レセプトデータ、支部のデータヘルス計画の結果等を基に、事業所へ受診勧奨のアプローチ等を行いながら、被保険者が真に求める「健診サービス」を見出し、地域の実情に応じた保健事業を展開する。

協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市及び長崎県歯科医師会等との連携を強固にし、健康の保持増進事業や特定健診の受診率及び保健指導実施率向上の取組みを実施する。

(2) 健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：159,852人）

・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：80,000人）

・事業者健診データ 取得率：9.5%（取得見込者数：15,200人）

被扶養者（受診対象者数：53,426人）

・特定健康診査 実施率：22.5%（実施見込者数：12,000人）

(3) 保健指導

被保険者（実施対象者数：18,659人）

・特定保健指導 実施率：24.7%（実施見込者数：4,600人）

内訳）協会保健師実施分 20.4%（実施見込者数：3,800人）

アウトソーシング分 4.3%（実施見込者数：800人）

被扶養者（実施対象者数：1,104人）

・特定保健指導 実施率：3.6%（実施見込者数：40人）

(4) 受診対策等

生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診機関との協力関係を強化し、事業者健診から生活習慣病予防健診への転換を推進する。

事業者健診データの取得

長崎県及び労働局と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問等を実施し、効率的な事業者健診データ取得に務める。

特定健康診査

市町が行うがん検診との連携強化を図るとともに、支部独自の集団健診の拡大を図る。

事業主の協力を得ながら、被扶養者の健診受診を促進する。

特定保健指導

健診データの分析をもとに、保健指導を受けたことによる改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。また、事業所の規模が大きく保健指導未実施者が多い事業所に対し、より一層保健指導を利用するよう推進し、実施率向上を目指す。

(5) データヘルス計画

【上位目標】

被保険者が真に求める「健診サービス」及び「健康データベース（仮）」を構築、分析し、加入者のニーズに適應した情報を提供し、効果的な保健指導を実施することを目的に以下の施策を実施する。

	<p>【下位目標】 生活習慣病予防健診のマーケティング及びデータマイニング 生活習慣病予防健診未実施理由の見える化 効果的勧奨の実施</p> <p>(6) その他の保健事業 長崎県歯科医師会と連携し、共同で生活習慣病と歯周病との関連及び予防についての講話等を開催し、定期的な健診の必要性や理想的な口腔ケア、そして、生活習慣の改善方法等を紹介することで、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。 事業所に対して口腔ケアに関する啓発を行う。</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底 法令等規律の遵守については、研修等を通じて徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守や、アクセス権限・パスワードの適切な管理等を定期的に点検し徹底する。 コンプライアンス委員会を年2回（5月・11月の自主点検後）開催する。また、案件が発生した場合は適宜開催する。 職場内に「報告・連絡・相談」と、それに対する「指示・命令・回答」を確実にを行う風土を定着させる。</p> <p>(2) 組織運営体制の強化 幹部職員の役割と責任の再認識を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。 職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。 支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。</p> <p>(3) 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。</p> <p>(4) 新しい業務・システムの定着 業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大する。 創造的な活動の拡大により、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。 新システムについて、着実かつ早期定着を図る。</p> <p>(5) 業務改革・改善の推進 業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、業務の集約化・効率化を図り、コア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p>(6) 人材育成の推進 本部主催の階層別研修、業務別研修受講後、伝達研修を実施し、職員の能力向上へと繋げる。 支部の各専門分野での研修（窓口研修、レセプト点検員研修、保健師研修、契約職員研修等）を実施し、専門知識の習得を図る。</p>

(7) 経費の節減等の推進

引き続き、事務用消耗品や水道光熱費等の執行状況を分析し、職員のコスト意識を一層高め、徹底して「無駄」を省き、さらなる経費の節減に努める。

消耗品管理簿による在庫確認を徹底し、使用者へ用途を確認し、適正な管理・払出し・要求を行う。

調達や執行について、必要に応じて調達審査委員会を開催して適切に管理する。また、支部ビルへの掲示、積極的なホームページ公告を行うことにより、幅広く公平性を確保する。

(8) 職場環境、職員の健康管理

毎月、産業医による健康相談を実施し、職員等の健康増進を図る。

時間外勤務の状況等を日毎に確認し、繁忙期及び業務・システム刷新等に伴う業務量の増加により、特定の職員に負荷が集中することがないように管理を行う。

平成27年度 事業計画（熊本支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>1. 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、医療費、健診データ、加入者からの考えを収集・分析するとともに「データヘルス計画（仮称）」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について具体化し更なる充実強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・都道府県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・ソーシャルネットワークサービスを活用した広報 等 <p>上記の実施に当たっては、特に、 県の政策部局をはじめ、市町村に対して収集・分析したデータを活用しながら協会の意見を発信していくとともに、医療政策・介護政策の立案に積極的に参加すること、 県及び他保険者との間で医療情報の分析や保健事業等における連携推進を図ること、 事業主に対して経営の視点から健康管理を考えていただけるような取組に重点を置き実施する。</p> <p>2. 協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向けた制度の見直しを現場目線で検討し、本部に発信する。</p> <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>1. システムや医療情報の分析結果及び事業主に対する調査権限の活用により以下の事項について強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化 ・現金給付の審査強化 <p>2. 「データヘルス計画」を確実に実施するとともに医療費適正化対策を積極的に立案し実施する。また、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に基づく健康経営度評価基準を活用し、行政・メディアを含めた「オール熊本」による健康寿命延伸の普及・啓発を推進することにより、保健事業を実施しやすい環境・風土づくりを行う。</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己負担額軽減効果通知の充実による促進を図る。 2. 希望シールの積極的な配布により促進を図る。 3. レセプトデータの分析結果を活用し、関係機関との連携による啓発活動を推進する。 <p>地域医療への関与</p> <p>地域医療構想（ビジョン）や地域包括ケアシステム計画の策定に当たっては、保険者協議会の機能強化を図り積極的に関与し必要な意見発信を行う。</p> <p>調査研究の推進等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「保険者機能強化アクションプラン」に基づく意見発信等に必要な理論構築に向けた調査研究を実施する。 2. 効果的な運用ができる制度の見直しの実現に向け、本部及び九州ブロックとの連携を強化し調査研究を推進する。

	<p>3. 健康経営の重要性を広く周知するため、健康経営度の評価基準を作成する。</p> <p>4. 企業や関係機関と連携し、加入者が健康づくりに手軽に取り組めるような仕掛けづくりに向けた調査研究を実施する。</p> <p>5. 熊本大学と連携し、若年層に対するポピュレーションアプローチ手法を引き続き検討する。</p> <p>広報の推進</p> <p>1. 協会の財政状況や取組、医療保険制度並びに介護保険制度及び疾病予防などについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解を深めていただくために以下のような取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の広報媒体について更に創意工夫を重ね、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 ・行政・メディアを含めた「オール熊本」の連携により「健康寿命延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取組等について、加入者に直接届く広報を実施する。 ・医療情報の分析結果等を活用し、関係団体と連携した説得力のある広報を推進する。 ・医療情報の分析結果等を活用し、新聞、雑誌などメディアへの積極的かつ説得力のある発信を行う。 ・ソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 <p>2. モニター制度やアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組を進め、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。</p> <p>的確な財政運営</p> <p>1. 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、本部と連携し国、関係機関への働きかけ等を進める。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>サービス向上のための取組</p> <p>1. お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線でサービス向上に取組んでいく。</p> <p>2. 傷病手当金等の現金給付は、受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内と定めるサービススタンダード100%を継続実施する。</p> <p>3. 医療費通知及びインターネットを活用した医療費の情報提供サービスの周知を図る。</p> <p>4. 任意継続被保険者の保険料について口座振替や前納の利用促進を図る。</p> <p>窓口サービスの展開</p> <p>1. 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。</p> <p>2. 郵送化の状況や窓口利用状況を踏まえ、支部及び年金事務所の窓口体制のあり方を検討する。</p> <p>被扶養者資格の再確認</p> <p>1. 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。</p> <p>柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>1. 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）や頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対し施術内容の文書照会を継続実施する。また、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。</p> <p>傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <p>1. 保険給付の適正化のため、資格取得直後や高額な標準報酬への変更など不正請求の疑いのある申請書等は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を活用し審査を強化する。また、必要に応じて事業主への立入検査を積極的に実施する。</p> <p>海外療養費支給申請における重点審査</p> <p>1. 海外療養費の不正請求を防止するため、海外渡航などの事実関係や申請書に添付された診療明細の精査や、必要に応じて海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。</p> <p>効果的なレセプト点検の推進</p>

	<p>1. 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。</p> <p>2. 外傷点検は、システムから効率的な抽出を行い、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。</p> <p>3. 内容点検は、システムを活用した自動点検等により効率的かつ効果的なレセプト点検の強化を図る。また、点検員のスキル向上のための効果的な勉強会等を実施する。(平成28年1月から一部外部委託を予定)</p> <p>4. 加入者の健康保持増進及び医療費適正化のため、多受診者に対し適正受診指導を実施する。</p> <p>資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <p>1. 債権発生防止を目的に対象者に対して催告状の送付等を行い、保険証の回収を強化する。</p> <p>2. 一般事業所分は、今後の保険証の確実な添付についての協力を得られるよう文書・電話等により適正化を強化する。</p> <p>積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>1. 文書・電話・訪問勧奨を実施し、効果的・効率的な債権回収を実施する。</p> <p>2. 資格喪失後受診による返納金は、必要に応じて国民健康保険の各保険者と保険者間調整を活用し債権回収を図る。</p> <p>3. 交通事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、確実な回収を行う。</p> <p>4. 悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。</p> <p>健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>1. 健康保険委員への訪問等を実施し活動の強化を図る。</p> <p>2. 健康保険委員研修会を開催(年金事務所と連携)し、委員の知識の向上及び情報提供を行う。</p> <p>3. 委嘱者数拡大に向け一定規模以上事業所に対し年間を通じ計画的に勧奨する。</p> <p>4. 健康保険委員の表彰の実施</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>1. 各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、確実な実施による、効果的な保健事業を進める。</p> <p>2. 特定健康診査、特定健康指導については本部と一体となり目標達成に向け取組みを強化するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療につなげる取組を進める。</p> <p>3. 「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、行政等との連携・協定等を生かし支部の実情に応じた取組を強化するとともに、他支部の好事例を積極的に取り入れ、効果的な保健事業を進める。</p> <p>4. 「元気な職場づくり支援事業」を通じ、事業主に従業員の健康の重要性についての理解を深めるとともに「家庭の健康サポーター事業」を通じ、加入者の健康づくりに対する意識の高揚を図る(コラボヘルス)。</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>1. 事業所健康度診断(事業所カルテ)や健康経営度評価を活用し、事業所訪問等により事業主に積極的な働きかけを行う。</p> <p>2. 特定健診については、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、協会主催の集団健診や「オプション健診」を実施する。また、熊本県、熊本市においては、包括協定に基づき連携して推進する。</p> <p>3. 社会保険労務士と連携し事業主に積極的な働きかけを行う。</p> <p>4. 健診機関との協力連携を強化し、健診の推進や事業者健診データ取得を図る。</p> <p>5. 事業者健診データの取得については、行政通知を活用するほか、労働局等との連携を図り、実施目標の達成に努める。</p> <p>(1)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:204,921人) ・生活習慣病予防健診 実施率:58.0%(実施見込者数:118,860人)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ 取得率：8.0%（取得見込者数：16,400人） 被扶養者（受診対象者数：62,151人） ・特定健康診査 実施率：22.0%（実施見込者数：13,700人） <p>(2)保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者（実施対象者数：30,570人） ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：7,640人） （内訳） 協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数：5,200人） アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：2,440人） 被扶養者（実施対象者数：1,520人） ・特定保健指導 実施率：14.0%（実施見込者数：213人） <p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政や他保険者並びに関係団体との連携により健康教育、健康相談、保健事業の普及啓発等を推進する。 ・行政と連携したポピュレーションアプローチを実施する。 ・熊本市との包括協定に基づく医療費分析結果に基づき、引き続き地域の特性に沿った保健事業を検討し実施する。 ・行政や関係機関と連携した健康啓発イベントの開催や積極的な参加を行う。 ・事業所におけるセミナーや関係機関と連携した各種セミナーを検討し実施する。 <p>(4)受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病健診未利用事業所への訪問及び健診実施機関等への委託による勧奨を実施する。 ・生活習慣病健診未利用事業所の被保険者への直接勧奨等を積極的に実施する。 ・任意継続被保険者への健診案内を実施する。 ・社会保険労務士会との連携による受診勧奨、事業者健診データ取得を行う。 ・要治療域の対象者に対し委託による受診勧奨を行う。 <p>各種事業の展開</p> <p>「元気な職場づくり支援事業」の対象事業所を拡大し、事業主に対して経営の視点から健康管理を考えていただけるような取組を更に推進する（コラボヘルス）。</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>評議会の開催</p> <p>評議会において定期的に事業進捗状況を報告することにより、課題に対する委員の理解を深めていただき、効果的な事業推進につながる意見が出やすい環境づくりを行う。</p> <p>業務・システムの刷新</p> <p>新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <p>組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・活性化プロジェクト等により職員の意見を反映し、実態に沿った組織づくりを推進することにより、組織運営体制の強化を図る。 ・支部間交流研修の充実化を図り、創造的な活動の拡大を目指した部門間連携を強化する。 2. 協会の理念を实践できる風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> ・支部長による職員面談、目標達成シートの作成時及び中間ヒアリングの実施により、協会の使命や目標の徹底を図る。 3. コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

・研修や自己チェック等を通じその遵守を徹底するとともに、定期的にコンプライアンス委員会を開催し状況等の確認を行う。

4. リスク管理

・四半期に1回自主点検を実施する。

人材育成の推進

1. 研修の開催

・支部研修計画に基づき研修を行い、業務に必要な知識の習得を図る。また、今後短時間就労者の適用等が進められていることなどから、日本年金機構との相互の研修実施に向けた検討を行う。

2. 研修会への参加

・業務に必要な知識の習得のため本部主催研修会及び関係団体等の主催する研修会等へ積極的に参加するとともに、伝達研修等を通じ全体の知識の向上を図り着実に業務実績向上に反映させる。

3. 自己研鑽の推進

・創造的な活動の拡大や保険者機能強化を見据え「ミニマムスタンダード 100」や必要な資料の整備により、自己研鑽意欲の高揚を図る。

・本部の斡旋する通信教育講座等を斡旋するとともに受講状況を確認し推進を図る。

・他支部との連携による人材育成システムの構築を検討する。

業務改革の推進

1. 創意・工夫の提案・検討

・本部への業務改善提案、支部活性化プロジェクトの活用により実施する。

2. 事務処理誤りの防止等

・業務改善提案、支部活性化プロジェクトの活用により防止策を検討する。

経費の節減等の推進

1. 予算実績管理

・定期的に予算・実績管理を行い事業の進捗状況を把握し、計画的な事業推進に努める。

2. 在庫管理

・毎月在庫管理を行うことにより経費の節減に努める。

3. 経費削減

・超過勤務削減の取組み等により経費削減に努める。

平成27年度 事業計画 (大分支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p><基本方針> 本部基本方針に加え、大分支部中期計画(第 期)を総合的に推進する。また、本部において策定されるアクションプラン(第 期)とも連動させていく。</p> <p>(1) 国、都道府県等関係方面への積極的な発言 医療費や健診データの分析結果を活かし、大分県医療計画策定協議会、大分県医療費適正化推進協議会、生涯健康県おおいた21推進協議会、大分県後発医薬品安心使用促進協議会、大分県がん対策推進協議会等を通じて加入者・事業主の立場に立って保険者としての意見を積極的に発信する。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「健康経営」の普及促進による健康づくりの推進 一社一健康宣言事業の拡充 ・事業所へ提供する各種ツールの充実を図ることで、より一層、自社の加入者の健康度について理解してもらうとともに、社員の健康と事業所利益が一致することについて事業主に理解を促す。 ・各事業所において取組まれている健康づくりの事例について情報収集を行い、広報誌を通じて情報提供を行う。 ・事例報告会を開催し、取組事例の共有化や意見交換を行うことにより、各事業所における取組みの支援を行う。 大分県との協働による取組の推進 ・大分県との共催によるセミナーやイベント等を開催し、「健康経営」の普及促進に努めるとともに、県内の健康推進企業(一社一健康宣言事業所)の拡大を図る。 県内の健康推進企業(一社一健康宣言事業所)への支援強化 ・大分県、自治体及びその他関係機関との連携により、大分県における健康経営推進の取組みに協賛する団体や企業を含めた「健康経営」を基軸にした支援体制の構築を推進する。</p> <p>自治体等との連携による事業の推進 地方自治体との連携 ・自治体との包括協定締結の拡大を図るとともに、包括協定を締結した県・市町村を中心に健康づくりや生活習慣改善の普及啓発等、地域の実情に応じた事業の拡充を図る。 関係機関等との連携 ・地域産業保健総合支援センターをはじめとする関係機関との協力連携体制の構築を図り、健康づくり等にかかる事業を共同により推進する。</p> <p>データヘルス計画の推進 ・支部で作成した「データヘルス計画」について確実に実施するとともに、PDCAを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。</p>

医療費適正化の総合的対策の実施

- ・大支部で策定した「大支部の医療費適正化の総合的対策」について、引き続き強化を図り的確に実施する。

生活習慣病予防の取組

レセプト点検の強化

現金給付の審査強化

債権発生抑制と早期回収

ジェネリック医薬品の使用促進

- ・薬剤師会等と連携し、使用促進ポスターの掲示やジェネリック医薬品希望シールの配布、お薬手帳を活用したジェネリック医薬品使用促進事業を実施する。
- ・ジェネリック医薬品の使用状況や供給体制等にかかる調査・分析を強化し、現状把握を的確に行うことにより効果的な使用促進に向けた対策の検討を図る。

適正受診の啓発の強化の取組

- ・市町村や薬剤師会等との連携により、重複受診・頻回受診・重複投与防止についての啓蒙啓発を図る。

協会と加入者が一体となった取組

- ・一社一健康宣言を通じた健康づくり事業への協力を進めていき、協会との結びつきを強化する。
- ・一社一健康宣言事業所と健康保険委員の一体化を推進し拡大を図るとともに、協会事業への参加を促進する。

保健師等による事業所訪問時における総合的啓発活動

- ・保健師による訪問その他職員による事業所訪問時において、協会の様々な取組を説明するとともに、事業への理解と協力を求める。

関係機関と連携強化による医療費の適正化対策

- ・包括協定を締結した自治体を中心に県・市町村と連携し、地域における健康事業の様々な取組みへの協力支援を行う。
- ・包括協定を締結した自治体を中心に県・市町村と連携した分析、健康増進対策を行う。
- ・医療関係機関や教育機関と連携した健康啓発活動を進める。

(3) 地域医療への関与

地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等策定にあたって必要な意見発信ができるよう調査研究を行う。

(4) 調査研究の推進等

医療の質の向上、効率化を踏まえて26年度の医療費分析を行い、大支部の医療費適正化総合的対策につながる調査研究を推進するとともに、加入者・事業主等へ適時情報提供可能とできるデータベースを構築し、事業所健康診断等により事業へ活用するとともにステークホルダーに周知を行う。

保険者協議会と連携し、地域の医療費、健診結果の動向を地図情報に落とし込み、各地域の医療費等の見える化を図り、県・市町村へ発信する。

(5) 的確な財政運営

地域の医療費の適正化のため行う支部の取組みが適切に働くよう、支部予算執行状況の管理を徹底する。

支部単位保険料率について事業主・加入者に対して、十分な説明・広報を実施する。

	<p>被用者保険のセーフティネットとして協会の財政状況や他の被用者保険との保険料格差、高齢者医療制度の公平かつ適正な負担の在り方等について、協会の考えを説明し理解と協力を求めていく。</p> <p>(6) 広報の推進</p> <p>定期的な広報活動の充実(納入告知書に広報チラシを同封することによる事業所への周知等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの誘導、説明会や各種イベント等への導線としてなどの双方向的な広報を推進する。 <p>支部ホームページの更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部における様々な取組について、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、積極的な情報発信を行う。 ・地方自治体や関係機関の発信する医療や健康にまつわる情報を収集し、加入者へ提供する。 <p>メールマガジンによる迅速でわかりやすい広報の実施(月2回配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、加入者のニーズに応じた情報発信を行う。 <p>健康保険委員に対する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員会を活用し、健康保険委員とのコミュニケーションを促進し委員同士の交流を進める。 ・「健保委員だより」の発行や健康保険委員への研修や勉強会、対話集会を実施する。 ・一社一健康宣言事業所との一体化を図る。 <p>任意継続加入者に対する広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月末退職予定者に対し、任意継続制度の周知のためのリーフレットを作成し、制度への理解を図る。 <p>日本年金機構、社会保険協会等の関係団体との連携やメディアを活用した広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険協会が発行する「社会保険おおいた」を活用し、健康保険委員を中心に内容の深い広報を行う。 <p>各種事務説明会等を活用した広報(新規適用事業所説明会、事務担当者説明会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所説明会や事務担当者説明会等を通じて、協会の財政状況や取組、医療保険制度などについて、理解を深めていただく。 ・支部の事業等を周知するためのリーフレットを作成し、事業所訪問時、新規適用事業所や説明会等の参加者に対し配布する。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>お客様満足度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情を迅速かつ正確に把握及び情報共有し、創意工夫を生かしたサービスの改善に結びつける。さらにお客様満足度調査等を実施し加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 <p>サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

申請の郵送化の促進

- ・健康保険給付などの申請については、郵送による申請促進のための環境整備や周知を図る。

高額療養費制度の周知

- ・医療機関の協力のもと、限度額適用認定申請書の利用促進を図る。(制度周知チラシ、申請書、郵送用封筒をセットにした配布物を作成)
- ・未申請者へターンアラウンド方式の申請書送付によるサービスを実施する。

利用者の利便性の向上

- ・インターネットを活用した医療費の情報サービスや任意継続被保険者の保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。

(2) 窓口サービスの展開

各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話対応に対するお客様満足度の向上に注力しながら、総合満足度の向上を図る。

年金事務所窓口については、窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しの検討を行う。

(3) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に行う。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため多部位・頻回(3部位かつ15日以上)申請のあった加入者等に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて必要に応じ施術者に照会する。

適正受診のためのパンフレットを作成し、照会時に同封することや、各種講習会や研修会で配布することで、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また必要に応じて事業所への立入調査を行い、不正請求の防止のため審査を強化する。

傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が53万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。また、本部からの支払済みデータ等を活用し、これらの事業所に対して調査を実施するなど審査を強化する。

傷病手当金の長期受給者等については、必要に応じて医療機関や本人に対して定期的に照会を行う。

(6) 海外療養費申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や療養を受けたとされる海外の医療機関に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(7) 効果的なレセプトの点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には自動点検マスタ等システムを活用することにより疑義レセプトを効率よく抽出し、審査・再審査請求を行うなど効果的な点検を行い、内容点検の効果額向上を図る。

内容点検

・点検効果向上のため、査定事例の共有化、研修の充実、内容点検疑義事例に対する勉強会の開催等により点検員の点検業務に関するスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金との意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進していく。また、効果的な取組をしている他支部との情報交換を積極的に行い、職員・点検員おける情報交換や事例共有を図り、自支部における施策へ活用し効果額の向上に努める。

点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し進捗状況の管理を徹底することにより点検効果額の向上を目指す。

自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、審査事例の集約・共有化・研修を実施する。

点検員が外注業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

資格点検・外傷点検

無資格受診等の資格関連について、計画的及び的確な点検を実施する。

外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、更なる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査や確認を行い、給付の適正化に努める。

効果額の目標

内容点検：平成26年度実績を上回る（加入者1人あたりの査定効果額）

外傷点検：平成26年度実績を上回る

(8) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

資格を喪失した加入者の保険証回収については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、文書による二次催告、電話や訪問による三次催告を積極的に行い、保険証の回収強化を図る。

事業主や加入者に対しては、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくように事務説明会等において、適正受診及び保険証回収について周知を行う。

	<p>日本年金機構との連携のもと、制度の周知、保険証回収の啓発を行う。</p> <p>(9) 積極的な債権管理回収業務の推進 資格喪失後受診により発生する返納金債権等については、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>債権進捗会議を毎月開催し、職員への周知・情報共有を図る。</p> <p>交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図りより確実な回収に努める。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p><基本方針> 協会けんぽデータヘルス計画基本方針に沿って、健診結果データ・レセプトデータを基に加入者の健康状態を把握し、PDCAを十分意識して、効果的な保健事業の取組を行う。</p> <p>(1) 健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:144,833人) ・生活習慣病予防健診 実施率: 62%(実施見込者数:89,796人) ・事業者健診データ 取得率: 8%(取得見込者数:11,587人)</p> <p>被扶養者(受診対象者数:49,463人) ・特定健康診査 実施率: 25%(実施見込者数:12,366人)</p> <p>関係機関(健診機関・労働基準監督署など)との連携強化による生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得の推進並びにアウトソーシング機関の促進。 市町村との連携による特定健診とがん検診との同時実施の推進 アウトソーシング機関(健診機関)による特定健診の促進並びにオプション健診の活用 効果的な広報手段等の検討・情報発信 受診券の自宅への直接送付を活用した受診促進の実施</p> <p>(2) 保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数:18,249人) ・特定保健指導 実施率: 30%(実施見込者数:5,475人) (内訳)協会保健師実施分 20%(実施見込者数:3,650人) アウトソーシング分 10%(実施見込者数:1,823人)</p> <p>被扶養者(実施対象者数:1,242人) ・特定保健指導 実施率: 3%(実施見込者数:37人)</p>

被保険者オプトアウト方式の徹底
 ITを活用した保健指導の推進
 中断防止策（ちゅうだん NO - となど）の徹底
 来所相談の促進
 アウトソーシングの推進
 外部委託機関（健診機関）との新規契約促進を図る

（３）その他の保健事業

（継続）一社一健康宣言事業の展開

- ・事業主に健康推進企業宣言をしてもらい、健診やその後の健康行動に対する職域の協力を図る。

（継続）加入者の健診・保健指導・生活習慣改善の促進（ホルトホールの活用）

- ・ホルトホールや各市町村等のイベントに合わせて、健康情報提供やその他の保健指導を実施する。
- ・健康づくりに取り組む事業所への健康情報を提供する。

（４）データヘルス計画

上位目標	一社一健康宣言事業所及び臼杵市における以下の項目 健診受診率向上（目標値：80%（被保険者）） 生活習慣病にかかる医療費の削減 糖尿病を主因とする透析移行者の削減
下位目標	一社一健康宣言事業所及び臼杵市における以下の項目 健診未受診者の削減 生活習慣病治療中断者の削減 生活習慣病治療者の健診受診 健診異常値あり者の医療機関受診 重症化の未然防止 自身の健康状態の認識向上

平成 26 年 9 月報告「データヘルス計画概要」より

データヘルスに基づいた階層化支援サービス

- ・健診データ・レセプトデータの分析を行い、生活習慣病に係る経年変化分析し、費用対効果を検証する。
- ・費用対効果の高い対策として、糖尿病重症化予防、CKD階層化及び重症化予防を実施する。
- ・事業主・加入者とのコラボによる健診結果ICTの利用促進を図る。

	<p>(5) 受診勧奨対策</p> <p>(継続) 生活習慣病予防健診未受診事業所への勧奨 (事業者健診データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署との連携を強化し、効果的な取得推進を行う。 ・生活習慣病予防健診を受診していない、事業所に対し、受診とデータ提供の勧奨を外部委託を活用し実施する。 <p>(継続) 被扶養者の特定健診と特定保健指導のDM勧奨</p> <p>各市町村の集団健診 (特定健診とがん検診同時実施)</p> <p>ホルトホールでの協会けんぽの特定健診</p> <p>特定保健指導対象者で未実施者に対しダイレクトメールを利用した来所相談の案内実施</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 新しい業務・システムの定着</p> <p>業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図ることで、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨の促進等創造的な活動を拡大し、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部と本部の適切な協力関係、支部と本部を通じた内部統制 (ガバナンス) 支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守 (コンプライアンス) については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、コンプライアンス委員会及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検するとともに支部個人情報保護管理委員会等で検証して、徹底する。 <p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練など、リスク管理体制を整備する。 <p>(3) 人材育成の推進</p> <p>職員として、各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図るとともに、本部研修後の伝達研修を実施して職員全体のレベルアップを図る。また、企画、サービス向上、レセプト点検、保健事業等重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。</p>

(4) 業務改革・改善の推進

支部の実情を踏まえて、各グループ内で業務の効率化の提案を行うとともに、ブロック業務改革会議等を活用し、他支部好事例を活用する。また、新しい業務システムの定着により、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の削減の推進

事業実施に伴う成果物等について、担当グループと事前打合せを行い、経費面並びに職員の労務面からみて効率的な調達になるよう努め、100万円以上の調達や執行については、支部の調達審査委員会のもとに適切に管理していく。また、消耗品についても、Web発注等を活用した適切な在庫管理等を徹底し経費の削減に努める。随意契約についてもHP等で公告するなど、多数の業者による競争を実施することで経費節減に努める。

平成27年度 事業計画 (宮崎支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費、健診データ等を分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、地域の実情に応じて、以下の事項について更なる充実・強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 都道府県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品の使用促進 ・協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を引き続き強力に発信する。 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、事業所に対する立入調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。加えて「データヘルス計画」の確実な実施を図る。 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減額通知サービスを行い、その効果を分析・発信する。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌（以下「広報媒体」）、メディアを活用し加入者への周知を図る。 ・封筒裏面を利用した広報、名刺裏面での広報を引き続き行う。 ・新規加入者をメインに「お願いシール」を配布する。 ・県安心使用促進協議会へ参加し、意見発信・情報提供を行うとともに、県・他の保険者との共同で使用促進策を検討・実施する。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続していく。 ・関係団体等と協力し「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」の開催を行う。 <p>地域医療への関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、ビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行う。 <p>調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の分析・レーダーチャート等の作成を行い、広報媒体による加入者への情報提供や保険者協議会、地域職域連携推進協議会また、健康づくり包括協定に基づく提携自治体への情報提供を行う。 ・健診システムやレセプトシステムから抽出・分析したデータを、保健指導や受診勧奨に活用する。 ・地方自治体及び大学等を含む関係団体との間で特定健診、がん検診の受診促進や中小企業に対する健康づくり支援事業の連携、特定健診結果等のデータ共有と分析等保健事業の連携協働を目的とした協定を締結するなど連携推進を図る。 <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所のニーズにあわせた、健康づくり等の出前講座を実施する。 ・前年度のアンケート調査結果を踏まえ広報計画を策定し、広報媒体により加入者等へ情報の提供を行うとともに、様々な機会を通してアンケート調査を実施し、創意工夫を活かしわかりやすい広報に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・支部独自の広報誌「協会けんぽみやざき」を引き続き発行し、広報誌上に二次元コードを付与、電子書籍化及び動画を設置することで、分かりやすくより身近となる広報誌を事業所、加入者に提供する。 ・社会保険協会発行の広報誌や地方新聞紙の定例コーナーに原稿を提供する。 ・救急医療機関の適切な利用や小児救急医療電話相談事業の周知のため広報媒体で広く啓発する。また、小児救急医療電話相談事業については、県・県医師会作成のチラシ等も利用して啓発する。 ・新規適用事業所や健康保険委員に対し、健康保険制度や保健事業を掲載した冊子を作成し配布する。 ・定期的にプレスリリースを行い、メディアを通じた情報発信に努める。 ・地元新聞において、財政基盤強化、健診受診勧奨、ジェネリック医薬品使用促進などの広告を掲載し情報発信を行う。 ・日本年金機構主催の算定基礎届説明会、社会保険委員大会（研修会）や社会保険協会主催の講習会において、制度内容や健康づくりに関する情報を提供する。 <p>的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信する。 ・保険者協議会、地域職域連携推進協議会（部会）、医療費適正化計画策定検討委員会等各種協議会に参加し、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・広報媒体により情報を発信する。 ・日本年金機構との連絡調整会議を開催し、情報交換により連携強化を図る。
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様のご意見や苦情等を適切に把握し、現場にフィードバックすることによりサービスの改善や向上を図る。 ・健康保険給付について、申請書の受付から振込日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し9営業日以内での支払いを着実に実施する。 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底と職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇及びマナーの向上を図るなどお客様の満足度を高める。 ・健康保険制度及び各種手続きに関する広報・チラシについて、お客様から見てわかりやすいものを作成し周知する。 <p>窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部窓口及び年金事務所窓口へ常駐の契約職員を配置することによりサービスを提供する。 ・各種申請書郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とにならないよう配慮しつつ、日本年金機構との協議をふまえ支部窓口の充実並びに年金事務所窓口体制の見直しを行う。 <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診の防止並びに高齢者医療に係る拠出金等を適正なものとするため、本部通知に基づき日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。 <p>柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施術内容について、多部位・頻回受診者にかかわらず柔整審査会で疑義の多い施術所での受診者等も含め患者照会を実施し、回答の結果で請求内容が疑わしいものについては、施術者に対し照会または申請書の返戻を実施する。 ・不正受給等が判明した施術所の情報については、積極的に厚生支局に情報提供を実施する。 <p>傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び医師等への文書照会や審査医師の積極的な活用により適正な給付に努める。 ・高額な標準報酬月額に係る申請に対しては、「保険給付適正化事前審査委員会」を開催し、支給の妥当性・今後の対応を協議するとともに、不正請求の疑義が生じた申請に対しては、「保険給付適正化プロジェクトチーム」も活用し効果的な審査・事業所調査等を実施する。 ・資格取得日や標準報酬月額に疑義がある申請に関しては、日本年金機構との連携をとり事業所調査を実施のうえ保険給付の適正化に努める。

	<p>海外療養費支給申請における重点審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった際は、パスポート等で当該渡航期間がわかる部分の写し等の添付により、渡航の事実確認を確実に実施する。 ・過去の支給状況を確認のうえ、同一疾病に係る療養費の受給が多い場合や定期的な申請である場合は、返戻または本人照会等を実施する。 ・過去のレセプトの確認により、傷病が慢性か否か、診療が完了しているか等を確認し、不自然な申請に対しては返戻または本人照会を実施する。 ・偽りその他不正行為による申請を防止するため翻訳業務の外部委託の活用を含め厳格に審査を行い、不正が認められる場合は不支給とするとともに警察とも連携のうえ対処する。 <p>資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体や健康保険委員の研修会及び医療機関窓口へのチラシ設置などにより、事業主や加入者に対し資格喪失時の保険証の早期返納や受診防止について注意を図り債権発生の抑制に努める。 ・資格喪失時や扶養解除時等における保険証回収について、日本年金機構との連携を図りつつ、文書催告、電話催告、訪問等により回収強化を図る。 <p>積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収業務を適正に進めるため、支部長を含めた債権管理対策会議を毎月開催し業務の推進を図る。 ・発生した債権については、早期回収に努め、文書催告、電話催告や訪問による催告を実施する。 ・強化月間を設け全職員で債権回収に努める。 ・悪質な債務者等については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。 <p>効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。 ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底 ・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施 ・支払基金との協議を実施 ・被保険者1人あたりの点検効果額 <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検効果額 前年度効果額を上回る ・査定効果額 前年度効果額を上回る <p>健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員に対し、広報誌、支部ホームページ、メールマガジン（健康保険委員用）により定期的に情報提供を行う。 ・健康保険委員の声を聞く取組みとして、メールマガジンを利用したアンケート調査を実施する。 ・健康保険制度の周知や健康づくり事業に対する理解を深めていただくことを目的に、各地区社会保険委員会、日本年金機構と連携し研修会等を開催する。 ・健康保険委員表彰を実施し、研修会等において伝達を行う。 ・各地区社会保険委員会、日本年金機構との連携により、健康保険委員の委嘱拡大を図る。
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：134,353人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：62.1%（実施見込者数：83,433人） ・事業者健診データ 取得率：6.0%（取得見込者数：8,000人） <p>被扶養者（受診対象者数：40,421人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.2%（実施見込者数：8,165人） <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：15,385人）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：38.6%（実施見込者数：5,946人） （内訳） 協会保健師実施分 33.7%（実施見込者数：5,196人） アウトソーシング分 4.9%（実施見込者数：750人） 被扶養者（実施対象者数：738人） ・ 特定保健指導 実施率：5.4%（実施見込者数：40人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動推進事業所を募集し、県スポーツ振興課と協働し運動を行う事業所を拡大していく ・ 自治体や連携団体関連のイベントに協会けんぽのブースを出展し、健康増進、協会のアピールを行う。 ・ 自治体と連携しCKDに係る受診勧奨事業を行う。 ・ 未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨） ・ ジェネリック医薬品使用促進活動を含む県薬剤師会主催の「薬と健康フェア」開催に賛同のうえ参加し、ジェネリック医薬品使用促進、健康と運動についてのブースを設置し、健康づくり等の啓発を図る。 ・ 「pinkリボン活動みやざき」に賛同し、協賛企業団体として乳がん検診の普及に努めるとともに、各種イベントに参加し活動を支援する。 <p>(4) データヘルス計画</p> <p>（上位目標） 血圧リスク保有率（130/85mmHg）の割合（42.7%）を4割以下に減らす。</p> <p>（下位目標） 1 職場、地域において、協会けんぽ加入者の健診結果や医療費の状況を知ってもらい、高血圧予防への関心を高める。 2 事業主、従業員がこころと身体の健康に関心を持ち、本人の行動特性に応じた高血圧改善のための具体的な行動を起こすことができる。 3 高血圧の予防に、運動が効果的であることを理解し、事業所単位で仲間作りしながら、楽しく運動に取り組むことができる。</p> <p>(5) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診者数拡大に向けて、協会主催の集団健診と市町村のがん検診のコラボ健診実施、国保特定健診との同時実施の推進、集団健診にオプション健診を付加するなどの対策を講じる。また経年的な受診状況による受診勧奨、パート先での事業者健診データ提供依頼を行う。 ・ 新適バックを利用して新規適用事業所に対する健診案内を行う。 ・ 事業者健診データ提供数拡大に向けて、労働局と連携して事業所や健診機関への提供依頼を行う。また提供依頼への反応により事業所訪問等実施する。 ・ 特定保健指導を支部直営、外部委託のバランスを考慮し、実施率の向上を目指す。 ・ 健診受診率、保健指導実施率を高めるためのパンフレットを作成し、活用し促進する。 ・ 新システム、事業所健康診断（事業所カルテ）を活用し、電話や文書、事業所訪問し、受診勧奨を行う。 ・ 平成27年度については、保険者協議会における代表保険者として、集合契約の締結や保険者間の調整等を行い、健診事業等の円滑な実施を図る。
4. 組織運営及び業務改革	<p>新しい業務・システムの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務システム刷新により、業務の効率化を図るとともに創造的な活動の拡大を進め、加入者、事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務システムについて早期定着を図る。 <p>組織の適正な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会を基軸として、加入者・事業主の意見を反映した事業運営を行う。 ・ 事業計画進捗管理シートを基に支部会議において進捗状況を確認し、効率的・効果的な事業運営を行う。 ・ マネージャー会議、リーダー会議、グループ会議を通じて内部統制、情報の共有化、グループ間の連携強化を図る。

	<p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修やコンプライアンス委員会の開催により、コンプライアンスの遵守を徹底するとともに、セルフチェックシート等を活用し職員への意識付けを図る。 ・研修を通じて個人情報保護や情報セキュリティ対策の重要性を周知し、個人情報保管状況チェック表により常時点検する。 ・発生したリスクの分析・対応や発生防止などリスク管理の体制整備を図る。 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部研修への職員派遣、及び研修後の伝達研修を実施する。 ・通信教育講座の斡旋を行い、職員のスキルアップを図る。 <p>業務改革・改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改革会議に参加し、支部としての業務改革・改善提案を行うとともに、参考となる事項は積極的に取り入れる。 <p>経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。
--	---

平成27年度 事業計画（鹿児島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進【支部重点項目】</p> <p>地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析し支部の実情に応じて作成した「鹿児島支部データヘルス計画」を確実に実行し、保険者機能のさらなる充実強化を図る。</p> <p>本部が策定する「保険者機能強化アクションプラン（第3期）（仮称）」に基づいた事業の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問の積極的な推進による、事業主、加入者の意識や意見などの把握および直接的な情報提供 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 <p>(2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策【支部重点項目】</p> <p>支部で策定した「データヘルス計画」を確実に実施する。</p> <p>鹿児島市・薩摩川内市及びさつま町と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図る。</p> <p>県と連携し「脳卒中対策プロジェクト」や「CKD対策協議会」に参画、重症化予防対策に取組み、県や他の保険者との連携推進を図る。</p> <p>中長期的な観点から保健事業の総合的かつ効果的な実施のため「健康づくり推進協議会」の充実を図る。</p> <p>保険証の適正使用の周知等の医療費適正化のための総合的対策を強力に実施する。</p> <p>医療費分析で得られた結果を関係団体と積極的に共有することで、地域における医療費適正化の取組みの方向性を明確にし、一体感を醸成していく。</p> <p>(3)ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携、情報共有を図るとともに使用促進の意見発信をしていく。</p> <p>ジェネリック医薬品の使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者、医療機関、薬局への適切な広報等を実施。</p> <p>ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの年度内2回目通知を継続実施。</p> <p>支部のジェネリック医薬品使用割合が現在比較の高いことの要因を分析し、より一層の促進に役立てる。</p> <p>(4)地域医療への関与</p> <p>地域医療ビジョンの協議の場等に保険者の関与が法定化されたことを踏まえ、被用者保険の代表の一員として、地域医療のあり方に対して必要な意見発信を行う。</p> <p>(5)調査研究の推進</p> <p>協会保有のレセプトデータ、加入者の健診データを基に、これまで明らかにされてきた鹿児島支部の医療費の特徴から一歩</p>

	<p>踏み込んでその要因を明らかにし、具体的に医療費の適正化ができる戦略的施策の実行に役立つ分析を行う。 県、二次医療圏単位での疾病動向、医療費、医療提供体制、健診結果等の関係について、分析ツールを活用し、加入者や患者が効果的で効率的な受診ができるための要因分析を行う。</p> <p>(6)広報の推進</p> <p>職員による事業所訪問により、協会事業の周知と理解に繋げる。 分析の結果得られた情報を事業主・加入者へわかりやすく提供し、地域の医療費の動向やこれに関連する要因について理解を深め、意識が高まるよう広報に努める。 ホームページ上での医療費等の分析データの公表等を行いさらなる充実を図る。 鹿児島支部の医療費等のデータを利用した意見交換会の実施。 メールマガジンを活用した、加入者の視点からの積極的な情報提供。 県、市町村、関係団体及び健康保険委員との協力連携による広報の推進。 マスメディアを活用した広報の実施。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取り組み【支部重点項目】</p> <p>加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 サービススタンダード達成100%の維持、かつ、着実な支給を行なう。 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進を図る。 届書の更なる郵送化を図る。</p> <p>(2)窓口サービスの展開</p> <p>お客様に対する接遇の向上。 窓口満足度、全国1位を目標とする。 (参考:25年度結果 窓口満足度97.3ポイント、架電満足度50.0ポイント)</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認(保険証の検認)</p> <p>医療費の適正化(被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止)及び加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構(年金事務所)との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。</p> <p>(4)柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>多部位・頻回の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。</p> <p>(5)傷病手当金・出産手当金不正請求の防止【支部重点項目】</p> <p>保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、支部全体で対応するとともに、不正受給防止の観点から事業主への立入検査を積極的に実施し、加入者、医師、電話・文書照会等を進め、審査を強化する。 審査医師の有効活用により適切・適正な審査の実施。</p>

事前・事後調査等により適切な処理の実施。

(6)海外療養費支給申請における重点審査

具体的な支給基準に基づいて海外療養費支給申請における審査を強化し、不正請求を防止する。

(7)資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

加入資格を喪失した後の保険証の回収などを強化する。

文書による督促回数の3回を継続し、電話による督促を実施する。

(8)積極的な債権回収業務の推進【支部重点項目】

返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。

喪失後受診者に対する早期の勧奨を進める。

文書催告、電話や戸別訪問による催告を行なうとともに、法的手続きによる回収を更に進める。

回収率については、平成26年度支部結果以上を目標とする。

国保との保険者間調整を活用し、未回収債権を減少させる。

(参考：25年度回収率 鹿児島 66.09%、全国 59.60%)

(9)効果的なレセプト点検の推進

【資格点検】

喪失後受診に対する取り組みを強化する。(事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発)

返納金債権発生抑制のため業務グループとの連携を強化する。

【外傷点検】

負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率を80%以上にする。

第三者行為届未提出者へ文書・電話等による届出提出の二次、三次催告を実施する。

支払遅延の損保会社および加害者へ早期回収のため文書・電話等による二次、三次催告を実施する。

【内容点検】

点検効果向上計画に基づいて

内容点検の一部外部委託により、さらなる点検効果の向上を目指す。

自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検業務を徹底し点検効果額を向上させる。

点検員のスキルアップ事業の充実を図り点検技術を向上させる。

支払基金一次審査拡大に対する新たな点検方法や対策を確立させる。

支払基金との医療費適正化に対する連携を強化する。

効果額の目標値

【資格点検】被保険者一人当たり点検効果額が26年度支部実績を上回ること。(27年度目標値 1,760円)

【外傷点検】被保険者一人当たり点検効果額が26年度支部実績を上回ること。(27年度目標値 420円)

【内容点検】被保険者一人当たり点検効果額が26年度支部実績を上回ること。(27年度目標値 1,000円)

	<p style="text-align: center;">加入者一人当たり診療内容等査定効果額（10割）が26年度支部実績を上回ること。 （27年度目標値 155円）</p> <p>(10)健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 委員委嘱数 1,400 名を目標とする。 研修会等の実施により意見・要望等を事業に反映する。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進【支部重点事項】 地方自治体、事業所、関係団体と連携し、保健事業を効果的に推進する。 加入者の疾病予防や健康増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。 他支部事例で高実績が出ている事例について検証を行うとともに、自支部での実情に即した展開の実施を進める。</p> <p>(2)健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：205,087人） ・生活習慣病予防健診 実施率：53.5%（実施見込者数：109,722人） ・事業者健診データ 取得率：11.4%（取得見込者数：23,380人） 被扶養者（受診対象者数：64,870人） ・特定健康診査 実施率：23.2%（実施見込者数：15,050人）</p> <p>データを活用（医療費分析、事業所カルテ等）し、地方自治体、事業所、関係団体と連携した受診促進を実施する。 地域の特性に応じた好事例の共有などにより支部間格差の解消に努める。</p> <p>生活習慣病予防健診の実施率の向上 ・他支部の成功事例を参考にして、健診車を活用した巡回健診体制の拡充を図る。 ・健診実施機関の少ない日置市、志布志市における契約機関数の増大を図る。</p> <p>事業者健診データの取得促進 ・医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、労働局・医師会等との連携を図る。また、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図ることで、特定健康診査実施目標の達成に努めていく。</p> <p>特定健康診査の実施率の向上 ・対象者個人に確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付することにより、健診実施率の向上を図る。 ・適切な広報を行うとともに、引き続き、市町村が行うがん検診との連携を強化する。 ・前年度に引き続き医療機関（公募による）との協力連携の独自健診の継続実施と、更なる効果的な手法の共同展開。</p>

(3)保健指導

被保険者（実施対象者数：27,726人）

- ・特定保健指導 実施率：20.2%（実施見込者数：5,590人）
（内訳）協会保健師等実施分 16.2%（実施見込者数：4,490人）
アウトソーシング分 4.0%（実施見込者数：1,100人）

被扶養者（実施対象者数：1,560人）

- ・特定保健指導 実施率：2.6%（実施見込者数：40人）

データを活用（医療費分析、事業所カルテ等）し、地方自治体、事業所、関係団体と連携した受診勧奨及び保健指導を実施する。

地域の特性に応じた好事例の共有などにより支部間格差の解消に努める。

特定保健指導のアウトソーシングの推進

- ・健診当日に保健指導の階層化が実施可能な契約医療機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結ぶことにより、保健指導の実施率の向上を図る。
- ・契約医療機関数の増大を図る。

医療費適正化に向けた保健指導の重要性の認識率を高める活動の推進

- ・企画グループとの連携による「事業所健康度診断」を作成、事業所訪問により保健指導の重要性に対する認識度を高めてもらい、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。
- ・企業団体等、企業活動に影響を与える団体、企業等への直接訪問による保健指導の受入促進を図る。

(4)その他の保健事業

業務・システム刷新の効果を最大限に引き出し、意欲的な事業展開を図る。

鹿児島県が実施する「脳卒中対策プロジェクト推進検討会」「CKD対策協議会」への参画と協力連携の推進。

鹿児島市・薩摩川内市及びさつま町と連携して「CKD予防ネットワーク」の推進を図り、同地区在住の協会けんぽ加入者に対する疾患予防の周知やイベント等の共同開催を実施する。

保険者協議会と連携協力しての健診結果分析や、生活習慣情報の分析の推進を図る。

「健康づくり推進協議会」の充実を図り、総合的かつ効果的に支部保健事業を実施する。

(5)データヘルス計画

支部で策定した「データヘルス計画」を確実に実施する。

（上位目標）鹿児島支部管轄の被保険者のうち、鹿児島県在住者の新規透析患者数を全国平均以下にする。（参考：平成24年度人口10万人当たり鹿児島県平均33.5人 全国平均28.7人）

（下位目標）【啓蒙・啓発】

- ・加入者のCKD認知度が向上する。
- ・加入者が人工透析を受けることによって生じる生活への影響を知る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者がメタボ対策を行なうことによってC K D予防につながるということを知る。 <p>【健診・保健指導・受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社ぐるみで健診受診、重症化域の早期受診と保健指導の必要性の理解が深まり、実施率が高くなる。 ・腎機能異常者・高血圧・高血糖の受診勧奨域の方の受診数が増加する。 <p>【予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者がC K D予防のために減塩、運動、減量、禁煙等生活習慣改善の対策の必要性を知る。 <p>【C K D予防ネットワーク及び県との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会等関係団体がC K D予防ネットワークについて理解を深め、協力を得ることができる。
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)業務・システムの刷新【支部重点事項】 全職員が新しい業務・システムの着実な定着を図るとともに、本部と連携しながら二次・三次の変更に対して準備・研修等を並行して実施する。</p> <p>(2)職員の意識改革推進 事業計画および目標の達成に対する意識の徹底。</p> <p>(3)組織の適切な運営 支部内での情報共有、コンプライアンスや個人情報保護等各種規程の遵守及びリスクの点検や分析等リスク管理体制の整備を図る。</p> <p>(4)人材育成の推進 C S 向上、コンプライアンス等、職員の能力開発向上を図る支部内研修を実施するとともに、本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。</p> <p>(5)業務改革の推進 定型業務のアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p>(6)経費の節減等の推進 職員のコスト意識を高め、書類の整理や収納スペースの有効活用、適切な在庫管理等での経費削減を推進する。 調達審査委員会意見に基づき調達や執行を適切に管理し、HPへの公表により透明性の確保に努める。 業務・システム刷新に伴う業務省力化や業務プロセスの見直し等により超過勤務時間の削減を図る。</p>

平成27年度 事業計画 (沖縄支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、地域の医療費や健診データを活用した医療費分析により地域の実情を把握し関係方面への積極的な情報発信を行うとともに、支部で定めた「データヘルス計画」の実施や、地域医療のあり方に対して県に対する必要な意見発信等を行う。加えて、地域の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項についてさらなる充実・強化を図る。</p> <p>医療費分析結果の情報発信 高血圧と糖尿病予防及び脂質異常者の重症化対策 関係機関と連携した「おきなわ津梁ネットワーク」の普及促進及び効果的活用 妊産婦及び乳児の医療費削減に向けた取り組み ジェネリック医薬品の使用促進 福寿うちな～運動の効果的推進</p> <hr/> <p>(2)ジェネリック医薬品のさらなる使用促進</p> <p>ジェネリック使用割合(新指標における数量ベース)77%を目標とし、各種広報誌掲載による普及啓発、医療機関等へのジェネリック使用促進ポスター配布や、加入者へのジェネリック希望シールの配布等を行うとともに、諸研修会等を活用したジェネリック医薬品に関する講演等、関係機関と連携した意見発信を推進することにより、さらなる使用促進強化を図る。</p> <hr/> <p>(3)広報の推進</p> <p>疾病の予防や健康増進の重要性、健診の受診、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組みや手続き等を加入者へ分かりやすく広報するため、定期的なプレスリリースの実施、市町村・関係団体が発行する定期的な広報誌・チラシへの掲載など情報発信を強化する。</p> <p>ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の目標を1,100名に拡大する。</p> <p>新規適用事業所に対して支部事業案内リーフレットを配布することにより、新規加入者である事業主及び加入者へ協会けんぽが行う事業を周知する。</p>

	<p>(4)関係方面への積極的な発信及び連携</p> <p>保険者間の連携のもと、医療費及び健診データの分析に基づき保険者として行政機関及び医療関係者に積極的に意見・情報を発信する。</p> <p>地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置が県に対して義務付けられた（法定化した）ことにより、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、県に対してビジョン等の策定に当たって必要な意見の発信を積極的に行う。</p> <p>県内の日本年金機構年金事務所及び沖縄事務センターと「社会保険事業連絡調整会議」を開催し、適正かつ円滑な事業運営を図る。</p> <p>県や市町村、医師会等との間で、医療情報の分析や保健事業等の共同実施を含む「健康づくりに関する包括的連携に関する協定」を締結し、協力連携を図る。また「おきなわ津梁ネットワーク」を推進し、地域医療連携体制を構築する。</p> <p>持続可能な社会保障制度の確立を目指して、引き続き協会けんぽの財政基盤の強化・安定化の実現等について、関係各方面に対し積極的な情報発信や提言を行っていく。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組</p> <p>加入者等のご意見や苦情等を迅速・正確に理解しサービスの改善に結びつける。また、お客様アンケートや満足度調査の結果を踏まえ、電話対応の一層の向上を図る。</p> <p>健康保険給付については、申請の受付から給付金振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。</p> <p>また、健康保険給付の申請の周知については各種広報を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p> <p>さらに、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料について口座振替や前納の利用促進を図る。</p> <hr/> <p>(2)窓口サービスの展開</p> <p>届書の郵送化推進（目標80%）を図りつつ、その進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的かつ効果的な窓口サービスを展開する。</p> <hr/> <p>(3)被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。</p>

(4)療養費の照会業務の強化

特に頻回受診や3部位以上の受診が多く見受けられる柔道整復施術療養費及び長期受診が見受けられるはり灸、あんま、マッサージに係る療養費について、給付の適正化の観点から、請求が疑わしい事案については必要に応じ施術者や受診者への照会を行い、九州厚生局等と連携し適正化を図る。

また照会時にパンフレットを同封し、受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5)傷病手当金・出産手当金の審査の強化

資格取得又は月額変更直後の傷病手当金・出産手当金請求などの申請等には、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し厳格に審査・調査を行うとともに、事業主への立入検査が必要な申請については、積極的に調査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

(6)海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(7)効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、以下の取り組みを実施することにより、査定効果額を一層向上させ、各点検とも平成26年度の実績を上回る事を目標とする。

自動点検等システムによりレセプト抽出の精度を上げ、点検業務の効率化を図る。

査定事例の共有化やスキルアップ研修を充実させ、質の向上を図るとともに点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

支払基金との連携を強化し、効果的な点検業務に取り組む。

内容点検業務の一部について、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させること、競争意識の促進を図ることを目的として、外部委託を実施する。なお、委託開始予定は平成28年1月とする。

(8)無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

日本年金機構における一次催告において回収ができなかった保険証については、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、文書による二次催告及び電話等による三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。

また、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシ

	<p>やポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。</p> <p>(9)積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>債権回収率の目標を前年度の全国平均値を超えることとし、その達成に向け新規発生債権の早期回収に努め、催告状の他、電話や訪問による催告を実施するとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>(10)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていることから、研修の実施、広報活等により健康保険事業等に対する理解をさらに深めるよう取組む。</p> <p>また、活動や功績が顕著な委員に対する表彰を実施するとともに、委嘱者数の目標を1,700名として、さらなる拡大を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。</p> <p>また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて最大限推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。</p> <p>さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「福寿うちな～（健康づくり）推進協議会」の意見を聞きながら、自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取組みを強化する。</p> <p>(2) 特定健康診査</p> <p>事業所との距離をさらに縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」による協働業務（コラボヘルス）などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。</p> <p>被扶養者の特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、協定を締結している自治体が行うがん検診との連携強化を図るとともに、ショッピングセンター等における協会けんぽ主催の「まちかど健診」を実施し受診機会の拡大を図る。</p> <p>事業者健診については、データ提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）の活用や労働局、健診機関等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。</p>

被扶養者の特定健康診査については、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会、協定締結自治体を活用して広報を実施する。

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：149,494人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：61.0%
（実施見込者数：91,191人）
- ・事業者健診データ 取得率：3.4%
（取得見込者数：5,082人）

被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：54,410人）

- ・特定健康診査 実施率：25.0%
（実施見込み者数：13,602人）

【合計】* 特定健診対象者数：203,904人

実施率 53.9%（実施見込者数109,875人）

（3）保健指導

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用、自治体との共同実施などを進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、より効果的な保健指導を実施する。

離島や協会けんぽ保健指導担当者不在地域については、外部委託を拡大していくため健診実施医療機関等との調整を進めるとともに、市町村保健師とも連携した保健指導を展開する。

業者・業態別健診データの分析結果や市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

被保険者（実施対象者数：21,854人）

- ・特定保健指導実施率：27.2%
（実施見込者数：5,943人）

（内訳）協会実施分 14.4%

（実施見込者数：3,168人）

委託先実施分 12.6%

（実施見込者数：2,775人）

被扶養者（実施対象者数：1,741人）

- ・特定保健指導実施率：8.5%

(実施見込者数：148人)

(内訳)協会実施分 2.8%

(実施見込者数：48人)

委託先実施分 5.7%

(実施見込者数：100人)

【合計】*特定保健指導 実施対象者数 23,594人

実施率 25.8% (実施見込者数6,091人)

(4)その他の保健事業

妊産婦及び乳児の医療費削減に向けた取り組み

那覇市・浦添市と連携し、平成25年度に収集した妊婦を対象とした食事に関する質問調査・アンケートデータ及び平成26年度に取得した出生児情報を活用し、東京大学と共同で妊婦の栄養摂取状況と出生した子の体重等を分析調査することで、低体重出生児の原因究明を行い、広く県民に対して啓発を行う。

福寿うちな～運動の効果的推進

事業所の健康保険委員等を健康サポーターとして活用し、事業所単位の平均歩数のフィードバックやニュース送付により、継続した健康づくりの実践につなげることで、参加者の健康管理意識、特定健診受診率の向上及び、特定保健指導の強化を図る。

また、関係団体と連携のうえ、当該運動を全県的に普及させるための活動を推進する。

なお、福寿うちな～運動への新たな加入勧奨の対象としては、データヘルス計画に基づき、運輸業に従事する事業所を優先して行う。

保険者協議会との連携による重症化予防事業

保険者協議会において、協会けんぽ管掌の生活習慣病予防健診で医療受診勧奨値でありながら未受療となっている肥満及び高中性脂肪者を対象に、詳細な検査(75g糖負荷検査、FMD、尿検査)を実施し、その結果にもとづいた保健指導と医療分析を実施する。

(5)受診勧奨対策

高血圧と糖尿病の重症化予防

毎月、健診データより重症域レベルにある対象者を抽出し、レセプトにて生活習慣病の受診歴のない者へ文書にて受療勧奨を

	<p>行う。</p> <p>さらに、重症域レベルの高い対象者に対しては文書による勧奨に加え、保健師が電話による受療勧奨を行い、より確実に治療に繋げる取り組みを進める。</p> <p>また、特定保健指導の為の事業所訪問の機会を活用して早期介入による面談を実施する。</p> <p>これらの取り組みに加え、県医師会が構築する「おきなわ津梁ネットワーク」に参画し、重症域の者について受療状況を確認する取り組みを開始し、迅速かつ効率的な保健指導を行うとともに、県全体で実施する地域医療連携体制の構築に向けて積極的に協力する。</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)新しい業務・システムの定着</p> <p>支部に設置した「プロジェクトチーム」を中心として、新しい業務・システムの着実な定着を図る。</p> <hr/> <p>(2)事業主及び加入者の皆様の意見を反映した事業運営</p> <p>沖縄支部の組織運営については、「評議会」を基軸として、事業主及び加入者の皆様のご意見を反映した事業運営に努める。</p> <hr/> <p>(3)組織運営の強化</p> <p>支部の各種委員会制度を活用し横断的な組織運営を行い、参加意識の高揚による組織の活性化を図り、前向きで積極的に、目標にチャレンジする「明るく元気な職場」作りの推進を図る。</p> <hr/> <p>(4)業務改革・改善の推進</p> <p>新しい業務・システムの定着により、職員のコア業務や企画的な業務への重点化を推進する。また、支部独自の業務改善運動を活発に行い、職員のアイデアや現場の発想を事業運営に活かしていく。</p> <hr/> <p>(5)人材育成の推進</p> <p>支部独自の職場内研修を企画し、主体性と実行力のある人材の育成を図るとともに、本部等が実施する企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の研修に職員を積極的に派遣し人材育成を行う。また、e-ラーニング、通信教育講座の斡旋など研修機会の確保を行う。</p> <hr/> <p>(6)実績や能力本位の人事の推進</p> <p>協会のミッション(使命)や目標を踏まえ、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。</p>

(7)コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、行動規範の読み上げ及び各種会議等を通じて、その遵守を徹底する。
個人情報保護やセキュリティについては、支部内に設置する個人情報管理委員会の開催、研修の実施、各種規程の遵守及びアクセス権限やパスワードの適切な管理等を徹底し、点検実施する。

(8) 経費の節減等の推進

経費に対する職員のコスト意識を高め、印刷物の在庫管理等を適切に行うことにより、より一層経費の節減に努める。また、調達については競争性・公平性を確保し、適正に実施する。